

ジェンダー研究

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報

第1号 (通巻18号) 1998年

— 目 次 —

ジェンダー研究センターの現状と展望	利 谷 信 義	3
<論文>		
Sexual Labour in Contemporary Capitalism	Thanh-Dam Truong	9
What Is Feminist Legal Theory and Why Should Gender Studies Care about It?	Frances Olsen	23
A Longitudinal Observation of Chronic Disorders among Female Japanese Students through Primary-Care Practice	OKUNO Takeshi	35
韓国における女性政策の現局面 —女性発展基本法および放課後児童指導制度を中心に—	金 在 仁	49
日本における女性政策の発展	利 谷 信 義	67
ジェンダー概念の検討	館 か お る	81
首都圏在住フィリピン人既婚女性に関する一考察 —表象と主体性構築過程の超国民論からの分析—	鈴 木 伸 枝	97
<研究ノート>		
若者文化とセクシュアリティ —カルチュラルスタディーズをめぐって—	川 原 ゆ かり	113
<資料紹介>		
UNDP『ジェンダーと人間開発』人間開発報告書 1995	大 海 篤 子	121
<書評>		
『フェミニン・エンディング—音楽・ジェンダー・セクシュアリティ』 スーザン・マクレアリ著／女性と音楽研究フォーラム訳	辻 浩 美	129
<研究文献目録9>		
「専門職と女性」研究 —日本語文献紹介をもとに—	鵜 沢 由 美 子	133
ジェンダー研究センター集報 (平成8年5月11日—9年3月31日)		163
あとがき		177

ジェンダー研究センターの現状と展望

利 谷 信 義

1. ジェンダー研究センターの発足

ジェンダー研究センター (Institute for Gender Studies, IGS) は、ジェンダーに関する総合的・国際的な研究を行うとともに、研究者の育成に資することを目的として、1996年5月11日に発足した。

本研究センターの歴史は、国連によって国際婦人年とされた1975年、「女性文化資料館」が設置されたことにかかっている。これは、日本の教育機関の中で初めて、女性に関する資料を広範に収集し、研究に供することを目的とする資料館であった。

1985年、女子差別撤廃条約が批准され、男女雇用機会均等法が制定されるなど、日本の女性政策が新たな展開を示したとき、この資料館も発展の時を迎えた。1986年、同館は「女性文化研究センター」として改組され、再出発をした。このセンターは、資料館時代の蓄積を基盤として、女性文化に関する学際的な研究及び調査、教育研修などを積極的に展開した。

その後10年、国際的にも国内的にも、女性の社会的活動は活発となり、社会的地位の向上にも見るべきものがあった。これに対応して、内外の女性政策も発展した。1975年の世界女性行動計画のフォローアップに対応して、日本の国内行動計画も発展した。特に1995年、北京で開かれた世界女性会議は、女性のエンパワメント（力をつけること）を目指して行動綱領を策定した。日本もまた1996年、男女共同参画審議会が、内閣総理大臣に「男女共同参画ビジョン」を答申し、政府は、これに基づいて「男女共同参画2000年プラン」を策定した。

このような状況を背景として、「女性文化研究センター」を改組して、ジェンダー研究センターが設立された。「ジェンダー」とは、文化的、社会的に形成された性別のことである。あらゆる人間の営みの中に浸透したジェンダーが、男女の人間としての在り方にどのように影響しているかを明らかにすることなしには、真の男女平等を実現することはできない。本研究センターは、これまでの女性学研究を、ジェンダーの観点から発展させることを目指している。

2. 本研究センターの名称と性格

本研究センターの名称については、若干の経緯がある（清水碩「女性文化研究センターからジェンダー研究センターへ」『女性文化研究センター年報』第9・10号、1996年参照）。

すでに1986年、「女性文化研究センター」が設置されたとき、関係者は「女性学研究センター」という名称を強く希望したが、学内や文部省の時期尚早という意見により採用されなかった。

しかし、このセンターの設置と活動が刺激となって、多くの大学では女性学の講義がなされ、その名称を冠した研究センターも多く設置された。そして女性学は急速な発展を遂げ、女性学研究からジェンダー研究への発展を生み出した。

そこで、今回の改組に当たっては、関係者は、「女性学研究センター」というと、女性のみを対象とする、領域的な研究という誤解が生じることを避けるため、理論的發展の成果を表象する「ジェンダー研究センター」を新センターの名称とすることを希望した。ところが当時、ジェンダーという概念は、まだ一般には十分に浸透してはいなかった。日本社会にとって新しい概念であるから、適切な訳語も存在しない。今から思えば奇妙である

が、関係者は、この言葉に込められた意味の理解を求めて努力しなかった。

幸い、『広辞苑』が1991年刊行の第4版からこの言葉を集録したのを始め、殆どの国語辞典や現代用語辞典がこの言葉を集録するようになった。しかも、1995年9月、北京で第4回世界女性会議が開かれ、新聞・ラジオ・テレビを通じてジェンダーという言葉が多くの人々の知るところとなった。さらにこの言葉は、前述の「男女共同参画ビジョン」や「男女共同参画2000年プラン」のキー・ワードの一つとなった。これらを背景として、「ジェンダー研究センター」が誕生した。この名称の採択は、本研究センターの性格を規定するものとしてきわめて重要な意義を持っている。何故ならば、このことは、女性に特化した視点を拡大し、女性と男性が、それぞれどのように社会的文化的に位置づけられ、相互に作用しあい、その結果がどのように評価されているかというジェンダーの視点を以って研究することを、本研究センターの機軸とすることを宣言することになったからである。

ここに至るまでには、当時の関係者、太田次郎前学長、清水碩前女性文化研究センター長（理学部教授）、砂本宏一元事務局長を始め、女性文化研究センター運営委員、原ひろ子教授、館かおる教授、事務局の方々などの並々ならぬご努力があったのであり、心から感謝の意を表したいと思う。

3. 本研究センターの研究体制と運営体制

研究体制

ジェンダー研究センターの研究体制は、女性文化研究センターの時代と比較して強化された。その概要は、以下の通りである。

センター長ポストは併任であるが、専任教官定員は教授2（現在、原ひろ子、館かおる両教授）とされたほか、外国人客員教授ポスト1が増設され（後述）、また国内客員教授（非常勤）ポスト1（現在、小林富久子早大教授、伊藤るり立大教授で分担）、国内研究員（非常勤）ポスト1（現在、大澤真理東大助教授、芦野由利子日本家族計画連盟事務局次長で分担）が認められた。さらに、若手研究者に研究の機会を与える研究機関研究員（非常勤）や、研究支援推進員（非常勤）が若干認められた。

このほか、センター独自の制度として、前センター時代から、プロジェクト研究の協力者として、本学の教官を始めとする多数の研究協力員（無給）をお願いしている。また、本センターの研究支援体制の充実及び若手研究者の養成のために、リサーチ・アシスタントも各1名認められている。さらに、国内外から現職の教員を研究員や研修員として受け入れている。

このような研究体制の財政的基礎の基本は、付属施設経費であるが、それは前センター時代と比較してかなり増額された。また、文部省科学研究費補助金の交付や学内の学長裁定の教育研究学内特別経費の支給により、研究活動が支えられている。

運営体制

以上のような研究体制を支えているのが、センターの運営体制である。

まず、センター長と専任教官、及び庶務課研究協力室の担当者による事務の打ち合わせ会議が毎月一回以上開催され、業務運営の原案を決定している。

本研究センターの最高決定機関は運営委員会である。これは、大学院人間文化研究科長、文教育学部、理学部、生活科学部の各学部長、付属図書館長、研究科・学部選出の教官、本センター長と専任教官、及び事務局長（人事の投票はしない）によって構成され、本研究センターの運営に関する重要事項を審議・決定する。この委員会の意義は、学内付属施設である本研究センターを、全学的な観点から発展させることにある。事務打ち合わせ会議による業務運営の原案は、研究協力室及び本センターによって執行される。特に教務補佐員の活動に負うところが大きい。補佐員会議による業務打ち合わせは、頻繁に開かれ、広範にわたる本センターの研究活動を支えている。

4. 本研究センターの研究調査及び教育活動

本研究センターは、設置目的を達成するため、ジェンダーに関する総合的・国際的な研究調査を実施し、その成果に基づく教育研修に従事し、ジェンダーに関する文献・資料の収集・整理・利用の提供、さらにジェンダーに関する研究情報の提供を行っている。

研究調査

本研究センターは、1996年度から1997年度にかけて、以下に示すように、6分野における12課題について、19のプロジェクトを推進している。

(Ⅰ) 第1研究分野は、「女性と環境・開発・人口に関する研究」であり、研究プロジェクトは、①「アジアにおける女性と開発(WID)」(研究課題Ⅰ-1開発過程におけるジェンダーバイアスに関する研究)と、②「アジアにおけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研究」(研究課題Ⅰ-2リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研究)である。

(Ⅱ) 第2研究分野は、「女性と表現活動に関する研究」であり、研究プロジェクトは、③「映像表現とジェンダー」(研究課題Ⅱ-1芸術表現における女性に関する研究)、④「公共芸術におけるジェンダー」(研究課題Ⅱ-1芸術表現における女性に関する研究)、⑤「近世日本の女性と社会」(研究課題Ⅱ-2メディア表現における女性に関する研究)である。

(Ⅲ) 第3研究分野は、「ジェンダー規範と制度に関する研究」であり、研究プロジェクトは、⑥「ジェンダー規範とその作用形態に関する研究」(研究課題Ⅲ-1ジェンダー規範と制度の連関に関する研究)、⑦「植民地下朝鮮における女子中等教育の研究」(研究課題Ⅲ-1ジェンダー規範と制度の連関に関する研究)、⑧「日本社会のジェンダー観に関する研究」(Ⅲ-2ジェンダーと自己形成過程に関する研究)、⑨「現代日本における『未婚』『独身』『シングル』『非婚』とジェンダー」(研究課題Ⅲ-2ジェンダーと自己形成過程に関する研究)である。

(Ⅳ) 第4研究分野は、「女性学及びジェンダー研究と諸学問の関係に関する研究」であり、研究プロジェクトは、⑩「大学教育とジェンダー」(研究課題Ⅳ-1高等教育とジェンダーに関する研究)、⑪「大学における『開発とジェンダー』教育プログラムに関する研究」(研究課題Ⅳ-1高等教育とジェンダーに関する研究)、⑫「科学研究者の環境に関する調査研究」(研究課題Ⅳ-2諸学問とジェンダーの関連に関する研究)、⑬「女性と自然科学に関する研究」(研究課題Ⅳ-2諸学問とジェンダーの関連に関する研究)、⑭「法学とジェンダー」(研究課題Ⅳ-2諸学問とジェンダーの関連に関する研究)である。

(Ⅴ) 第5研究分野は、「女性政策に関する国際比較研究」であり、研究プロジェクトは、⑮「女性政策推進機構の研究」(研究課題Ⅴ-1社会政策、社会保障制度とジェンダーに関する研究)、⑯「社会政策、社会保障制度とジェンダーに関する研究」(研究課題Ⅴ-1社会政策、社会保障制度とジェンダーに関する研究)、⑰「女性の国際ネットワーク活動に関する研究」(研究課題Ⅴ-2女性と国際ネットワークに関する研究)である。

(Ⅵ) 第6研究分野は、「ジェンダー研究文献の収集・カテゴリー化に関する研究」であり、⑱「ジェンダー研究に関する文献・情報の総合的、包括的収集及び提供システムの研究」(研究課題Ⅵ-1ジェンダー研究に関する文献・情報の総合的、包括的収集及び提供システムの研究)、⑲「ジェンダー研究文献のカテゴリー化に関する研究」(研究課題Ⅵ-2ジェンダー研究文献のカテゴリー化に関する研究)である。

以上のほか、国立婦人教育会館と連携して、開発とジェンダーに関する共同研究を実施している。

以上の研究プロジェクトを推進するために、専任教官はもちろんのこと、外国人客員教授、客員教授、研究員、研究協力員、研究機関研究員、研究支援推進員が総力をあげている。また、財政的には、研究プロジェクトの幾つかについて、文部省科学研究費から基盤研究、特定研究の補助金が、また学内から教育研究学内特別経費が与えられた。

教育・研修体制

本研究センターは、国立大学で唯一のジェンダー研究センターとして、ジェンダーに関する研究者・専門的実務者の育成に貢献することを求められている。

そこで、本研究センターは、国公立私立大学研究者を研修員として受け入れ、また研究生の受け入れ制度も設けている。研究生には国費・私費の留学生や現職の学校教員もいる。女性政策担当職員の研修の希望も多いが、長期に研修期間を取得できない方々の為に、月例研究会や夜間セミナー、国際シンポジウムを開催し、その要望を満たすよう配慮している。

また、センターの専任教員は、大学院人間文化研究科において、前期課程（修士課程）の開発・ジェンダー論コースと、後期課程の女性学（1997年度からジェンダー論）講座を担当し、大学院生の教育に当たっている。なお、学部の授業にも出講している。

ジェンダーに関する文献・資料の収集と整理

本研究センターは、恒常的業務として、ジェンダーに関する文献・資料の収集と整理、及びその利用のための便宜供与に当たる使命を負っている。そのために必要なジェンダー研究に関する文献・資料のカテゴリー化についても研究を進めている。

これまで収集された文献・資料の主な分野には、ジェンダー論、女性論、女性史、家族史、女性の伝記・手記、女子教育機関の学校史や同窓会史、女性と表現・メディアなどがある。

文献・資料の配架・閲覧については、附属図書館のご協力を得ている。また、学術情報センターにも登録し、広く学外者に利用の道を開いている。

情報の提供と研究成果の公表

本研究センターは、これまでも、月例研究会、公開講演会、公開シンポジウム、ワークショップ、図書・資料の刊行など、研究情報の普及に努めてきた。今後は、新設されたホームページの利用も含めて、より一層広範な人々に情報を提供したいと考えている。

また、本研究センターの年報として、『ジェンダー研究』を刊行し、センターの研究活動を報告することとしている。

5. 外国人客員教授の活動

本研究センターに新設された外国人客員教授は、ジェンダー研究に要求される総合的・国際的な共同研究にとって、きわめて重要な役割を果たすものである。幸い各専門領域において実績のある著名な外国人研究者の協力を得ることができ、初期の目的を達成することができた。

まず、1996年度には、オランダ国立社会科学研究所のタンダム・トゥルン教授（1996.10.1～12.31）と韓国女性開発院のキム・ジェイン教授（1997.1.1～4.30）を招聘した。

タンダム・トゥルン教授は、「アジアにおける女性と開発（WID）」プロジェクトに参加し、「アジアにおける女性と開発（WID）」をテーマとして研究した。また、キム・ジェイン教授は、「女性政策推進機構の研究」プロジェクトに参加し、「女性政策推進機構の国際比較研究—日韓比較を中心に—」の研究を担当した。

ついで、1997年度には、カリフォルニア大学のロス・アンジェルス校法学研究科のフランセス・オルセン教授（1997.5.6～8.30）、ネパール国立トリブヴァン大学のビーナ・プラダーン教授（1997.9.5～12.20）、オランダ国立社会科学研究所のサスキア・ヴィーリンハ教授（1998.1.6～4.27）を招聘した。

フランセス・オルセン教授は、「諸学問とジェンダーの関連に関する研究」プロジェクトに参加し、「法にみる

ジェンダー」の研究を担当した。

ビーナ・プラダーン教授は、「アジアにおけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研究」プロジェクトに参加し、「開発とジェンダー—人口とリプロダクティブ・ヘルス/ライツを中心に—」の研究を担当した。

サスキア・ヴィーリンハ教授は、「アジアにおける開発と女性 (WID)」プロジェクトに参加し、「開発と社会過程—文化、アイデンティティ及びセクシュアリティとの関連で—」の研究を担当した。

本研究センターの客員教授として活動されたこれらの5人の教授は、いずれも公開講演会、公開シンポジウム、ワークショップ、数回にわたるセミナー等の開催に協力された。これらの参加者は多数に上り、ジェンダーに関する国際的研究への要請がきわめて強いことを物語っている。しかも5人の客員教授は、多忙を極める中で、担当テーマに関する論文を執筆され、国際的共同研究の実を示すことに貢献された。その多大な労苦に対し、心から感謝の意を表したい。

さらに、1998年度には、カリフォルニア大学バークレー校のトリン・T・ミンハ教授やフィリピン大学ディリマン校のアマリリス・トーレス教授の招聘が予定されている。

6. 本研究センターの位置づけと展望

今世紀後半以降大きく変化してきた世界は、1990年代に至って重大な転換期に直面し、新たな秩序を求めて行くべき方向を模索している。

日本社会についても、その行き詰まりは覆いようもない。その要因の一つとして、社会システム、慣行、意識がジェンダーによる歪みを内包していることが指摘されている。前述の「男女共同参画ビジョン」や「男女共同参画2000年プラン」は、その是正策を体系化したものである。しかし、ジェンダーによる歪みは根が深く、その是正は決して容易ではない。その克服には、断固たる行動と共に、的確な理論的対応が不可欠である。その意味では、ジェンダー研究センターは、きわめて強い社会的要請のもとに誕生したと言わなければならない。この要請に応えることなくして、その存在意義はないであろう。

しかし、このような重大な使命を帯びているにもかかわらず、本研究センターの限界は、人的にも物的にも明白である。

まず人的要素についてみれば、現在、本研究センターは、専任教授2名、外国人を含む客員教授3名、研究員2名をもって膨大な研究プロジェクトと研究者の育成、及び文献・資料の収集・整理・利用の提供、研究情報の提供を実施している。これでは、社会的要請に十分に応えることは不可能に近い。無給の研究協力員と若手研究者である研究機関研究員の献身的な協力によって、辛うじて重い使命を遂行しているのが現状である。

もちろん、今後の研究機関は、社会的要請の変化に即応できる流動性と効率性とをもたなければならない。しかし、そのためにこそ、研究の機軸を維持しつつ、効率的流動的に研究を組織し、作動させる最低限の人的なコアがなければならない。本研究センターに即していえば、最低限、ジェンダーに関連する制度、政策、意識に関する研究部門が必要であり、それらは教授、助教授、助手からなる完全部門であることが望ましい。

本研究センターにとっては、研究調査、及び文献・資料の収集・整理、利用のための便宜供与を支える物的な施設が不可欠である。現在、本研究センターは、附属図書館のご厚意により、その一隅を借り受け、その責務を辛うじて果しているに過ぎない。本研究センターは、10年の時限を付されているが、文部省の担当官の説明によれば、時限は研究の活性化を主たる目的とするものであり、時限施設であることと、物的な施設整備とは矛盾するものではない。幸い本学においても、本研究センターの基準面積が算定され、将来の施設計画の中で考慮されることとなっている。

本研究センターが、社会的な要請に応じてその責務を果すためには、最小限の人的充実と物的整備が必要であることは、これまでの叙述でお分かりいただけたと思う。そして、時代が転換しつつある現在、事は急を要する。

利谷 信義 ジェンダー研究センターの現状と展望

その意味では、本研究センターは、発足して間もないとはいえ、その拡充改組については、10年の時限の到来を待つべきではないであろう。学長を始め、全学の支持を得て、ジェンダー研究センターが、21世紀に向かって大きく飛躍することを心から期待したい。(1998年1月記)

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長・生活科学部教授)

Sexual Labour in Contemporary Capitalism

Thanh-Dam Truong

Introduction

Prostitution and sex trafficking are old phenomena, brought to the attention of the world community only at the turn of this century by the League of Nations. Almost a century after the formal recognition of the problems and the adoption of countermeasures, the situation has not shown significant changes. In fact, prostitution and sex trafficking today have become a highly organized trade, cutting across many layers of complicity and power relations, including family and household, communities, nation-states and the global economy. This calls for a re-examination of the problems and the countering measures adopted so far at the international and national levels, and points to the need for new frameworks of interpretation to guide responses in ways that do not re-enforce the social formation and expansion of these two phenomena. Three major areas that need re-consideration are: 1) the existing legal instruments which may be too narrowly conceived, and hence are effective in directing the control at women only and not at their clients and procurers (Truong and del Rosario, 1995), 2) the piecemeal approach to prostitution that ignores the multiplicity of spheres of gender power and how they may re-enforce each other (Kapur and Purewal, 1990), 3) the gaps of information and knowledge about the new dynamics of the sex industry. A deeper understanding of prostitution requires the incorporation of women's voices.

However, the web of power relations in prostitution tends to instill fear and hence silences the victims rather than encourages them to speak. As prostitution involves the core of the human being, i.e. the body and the self, and the morality that gives the body and the self social meanings, women's voices on prostitution are also subjective, rebellious and bitter. Women who spoke and took a collective stand, such as the International Committee for Prostitutes' Rights (ICPR), the English Collectives of Prostitutes (ECP), and WHISPER, a US-based organization whose members are survivors of the sex industry, emphasize different aspects of social power.

ICPR stresses that prostitution does not necessarily result from the victimization of women, but from the individual decision of adult women. It proposes that voluntary prostitution should be considered as a legitimate profession, emphasizing that the stigmatization of prostitution as a business transaction is an unfair social practice. ECP and WHISPER also raise the issue of stigmatization as unfairness, but rather than stressing individual choice, they emphasize the oppressive nature of prostitution as a capitalist-patriarchal institution (i.e. one which uses the power of men to exploit women's sexuality for commercial gains). ECP in particular stresses the structural determinants of women's choice to enter prostitution (i.e. lack of other economic options due to gender and racial position). ECP and WHISPER's position points to the need to query the liberal definition of free choice, and to understand how a woman becomes a prostitute, and why she can or cannot get out, rather than focusing only on her status as a prostitute per se.

Academics working on the issue of prostitution face the task of maintaining an openness to such

articulation, and claim no more than the position of a translator or painter. Yet, the gesture of translation or painting itself is the act of self-expression of the academic concerned, i.e. it does express whether or not she or he has come to terms with the prejudices inherent in her/his mental schemes and acquired through her/his socialization, in order to see the situation differently¹. Hence, openness is more than maintaining a position towards others. It is also an attitude towards the self which allows a process of overcoming the epistemic barriers that separate the world of prostitution from the world of knowledge building and interpretation. As such, openness does not mean privileging particular standpoints, but it does mean the acceptance of such standpoints in their own context, and the creation of a process of negotiation over the meanings assigned to come to a better understanding of the context in which such meanings are created. Such a process may provide the opportunity to transform dominant modes of understanding and practices in prostitution, to unveil the arbitrary power that legitimizes the conditions of domination. This would contribute to the improvement of the conditions of women in prostitution on the one hand, and to alter the structures which play a key role in the social formation of prostitution and sex trafficking.

The paper locates prostitution and sex trafficking in the contemporary context of 'wild' capitalism, i.e. the transitional phase during which old modes of regulation mediated by the state are no longer effective and new modes are not yet in sight. It will first highlight the current situation of sex trafficking and its relationship with prostitution, showing the changing trends as well as similarities and differences between various patterns of trafficking. Second, the concept of sexual labour is introduced as an analytical tool that may help dissect the political economy of prostitution, so as to grasp its relationship with market forces. Finally, the paper will present some reflections of strategies for change. The aim is to try to unlock the current antagonistic opposition between abolition and regulation by proposing a third position, i.e. regulation towards abolition. Such a position must accept the pragmatic concerns of regulation of the sex industry to control violence and to strengthen the position of vulnerable women in prostitution to press change against the organized groups as well as individuals who abuse them. Regulation must be interlocked with a strategy towards abolition which requires a much more profound structural change in the organization of sexual relations, linking symbolic struggles with struggles over social practices.

Prostitution and Sex Trafficking Today

In recent years alarming evidence of violence against women in prostitution worldwide has made international public opinion more aware of the problem. The lack of effectiveness of state action against traffickers combined with other factors, such as the deterioration of the socio-economic conditions of women in the last two decades and the thriving sex industry in many countries which plays a leading role in foreign exchange earnings, led to a precarious situation in which young women are becoming more vulnerable to violence and exploitation.

Some of the most recent and shocking evidence of violence against women in prostitution include the following. In 1984, a fire broke out in the red light district in Phu Ket, Thailand, exhibiting the burnt bodies of young women chained to their beds and unable to escape the fire (Truong, 1990). In 1985, 28 women from the Dominican Republic bound for the sex industry in Europe died of suffocation in a closed container which was seized in Saint Martinique due to irregular registration. The container was left for three days in the sun at the harbour (Truong and del Rosario, 1995). In 1995, five Ukrainian women and their employers were found hacked to pieces in a suburb of Frankfurt in what the police speculate to be a dispute between rival

trafficking networks (IOM, 1996c: 16). Much more evidence of violence remains untold because in many countries sex traffickers operate with impunity. What has surfaced to public knowledge is only a tip is only the tip of an iceberg of much deeper networks of crimes worldwide. Such networks seem to have spread rather than reduced and function as 'white-collar' crimes (e.g. money laundering, drugs), and do present a threat to the economic security of the established business world (World Economic Forum, 1996).

In the 1980s, the countries which were known to experience a significant scale of trans-national sex trafficking were Thailand, the Philippines, the Dominican Republic, Colombia, Ghana and Nigeria (de Stoop, 1994). In the 1990s, new evidence shows that Nepal, Burma, Vietnam, China and Central and Eastern European countries have also been affected by networks of sex trafficking. Figures on victims of trafficking are guestimates and therefore the scale of trafficking and the number of women involved in prostitution remain so far speculative. With the emergence of Human Rights organizations and the involvement of other civic organizations in monitoring the problem, one may expect more reliable data in the future.

Sketchy evidence does indicate that trends in sex trafficking and prostitution are on the increase rather than decrease, involving women from diverse geographical locations and of younger age, mainly due to the fear of AIDS, and the new construction of child eros. According to one estimate, over the last few years, some 20,000 Burmese women and girls have been trafficked into Thailand, and 10,000 new recruits come into the country every year (Human Rights Watch, 1993). In the 1990s, Thailand itself has gained a reputation of having the highest number of women working overseas in the sex trade, followed by Brazil, the Philippines and the Dominican Republic². Nepali NGOs estimate that the number of Nepali women in the prostitution houses in India is in the order of 172,000, and yearly about 5,000 to 7,000 young Nepali women are sold to India alone (Subedi, 1993). According to IOM, the number of victims of trafficked women from Central and Eastern Europe (e.g. Bulgaria, Slovakia, Belorussia, Poland, Ukraine, Russia, the Czech Republic) who sought help from local organizations in Western Europe, has more than doubled in the last three years (IOM, 1995).

The trends in sex trafficking show several important features. First, most countries of origin of trafficked women have experienced major economic structural reforms with adverse effects on women's livelihood (i.e. Thailand and the Philippines in the late 1970s, Burma, Nepal, the Dominican Republic, Brazil, Nigeria and Ghana in the 1980s, and Central and Eastern European countries in the 1990s). Recent studies on the effects of economic restructuring worldwide show that this process has created a two-tier system: a) the creation of a formal and successful economy connected with the global market, and b) the exclusion of socially vulnerable groups (women, youth, ethnic minorities, senior citizens) and a deepening line of division between urban and rural (Standing, 1996). The deepening of social exclusion is re-enforced as cyclical unemployment becomes structural unemployment. The socially excluded become the preys for a new predatory shadow economy constituting of smuggling, bribes, illegal employment and black markets (Offe, 1993: 662). Women are among the more vulnerable since they are the worst hit by economic reforms. As Barr (1994) notes, in Russia, "women outnumber men by 2:1 among the unemployed and pensioners, and 94 per cent of single-parent households are headed by women." Similar findings are also found in other countries in transition (Truong, 1996; Molyneux, 1990; Einhorn, 1993). Hence, the inner logic of structural reforms which bears a gender bias must be exposed to show how such logic may have a bearing on the social formation of women as preys for predators in the underground economy.

Second, changes in the direction of sex trafficking may be affected by other factors directly related to the

sex trade, such as 1) changes in the structure of the sex industry in the recipient countries which generate new demands for substitutes, 2) costs of transaction, and 3) a weak legal framework. With regard to the changing structure of the sex industry, the traffic of Burmese, Chinese and Vietnamese women into Thailand (IOM, 1995) shows how market forces can have effects on the trade in women's bodies. Whereas in the past, procurers could locate and find young women from rural areas particularly the North East of Thailand for the sex industry in Bangkok and tourist resorts, many rural women in these areas are now lured into accepting contracts overseas, e.g. Japan and Western Europe, due to higher wages (Phongpaichit, 1996). To provide substitutes for the sex industry in Thailand, procurers now turn to young women from neighbouring countries who can be bought at cheaper prices and on whom more control can be exercised due to their socio-economic and legal status.

A similar case of substitution may be cited of the European Community where the number of migrant women in prostitution has become higher than that of local women engaged in the same activity. As local women move into more protected and socially acceptable position such as escorts (Brussa, 1995: 7; IOM, 1996: 6), gaps are created at the lower range of the industry. These are filled by migrant women, something which may partially explain the rise in international sex trafficking to Western Europe. For example, in Germany, it is estimated that 75 percent of women in prostitution are foreigners (Altink, 1995: 33); in Italy, 80 percent of street prostitution is conducted by foreigners (Brussa, 1995: 49); and in the Netherlands between 33 to 50 percent, depending on the city.

Examples of the effects of costs of transaction on the trends in sex trafficking may be found in the flow from Central and Eastern Europe into Western Europe. Prior to 1992, these trafficking routes were unknown to Western Europe. Since 'shock therapy' was introduced as a reform measure, the sex industry in Central and Eastern Europe is also booming and has turned many cities, most notably Prague, into points of attraction and 'depots' for western-bound traffic. Proximity has lowered the costs of transport, and made it easier and more profitable to traffic women from Central and Eastern Europe. The following commercial representation of women clearly shows this point:

'... Poles are cheaper than Asians both in terms of capital investment and maintenance: What is a cheap train ticket in comparison to a 5,000 Deutsch Marks air ticket from Bangkok or Manila? And, whereas a Thai is unprepared for cold winters—one has to buy her clothes—a Pole brings her own boots and fur coat. And she is good in bed and industrious in the kitchen (cited in Morokvasic, 1991).' Oversupply sometimes makes sex trafficking syndicates from these countries use violence to force club owners in Western Europe to accept the women they have brought (Kootstra, 1995; Altink, 1995).

With regards to the law, most countries impose a very weak penalty on traffickers. The main attention has been placed on the issue of illegal migration and deportation (Truong and del Rosario, 1995). For example, according to Maria Franzi (field notes, 1996), her interview with the police in the city of Lugano, in the canton of Ticino, Switzerland shows tacit tolerance so long as the concerned women have a proper visa, even when the police know about their activity and the involvement of the owner of the club. Such tolerance may be derived from many factors. One is the refusal on the part of the state to recognize the relationship between tourism and prostitution, and hence it fails to provide more personnel to monitor this relationship. Franzi reports that in the whole canton of Ticino there is only one police officer assigned to control many night-clubs. Franzi does not mention the exact number of clubs, but states that there are many due to the tourist resorts in the Canton. Another reason for police tolerance and complicity may be an effect of the

reduction of state budget which affects police personnel and hence weakens law enforcement. For example, in Hungary reported crimes have doubled in the past four years while police budget has dropped by one fifth (Economist, 11 March, 1995). This may have created conditions for bribery and corruption of the state from within.

Police corruption is a well known factor contributing not only to weak law enforcement but also to violence against the victims by police agents themselves. For example, Amnesty International documented a case in March 1991 when the Thai Police tried to force three female Burmese detainees to return to a brothel where they have been made to work as prostitutes. The brothel owner had come to pay fines for their release, but the women refused to go with him. The police used violence against these women and another inmate who tried to intervene on the women's behalf (Amnesty International 1991). This case is significant in that it not only shows the complicity of state agents, i.e. the police, but also how women's resistance can be dispelled instantly due to their transient status.

Weak structures of law enforcement combined with weak penalties make the smuggling of aliens much less risky activity for the criminals than other crimes such as the smuggling of drugs or of stolen cars (IOM, 1995). "The maximum penalty for alien smuggling in the Netherlands and Belgium is only one year, and in Switzerland three years. In Poland, there are no specific laws governing the smuggling of aliens, whilst in the Czech Republic, smuggling of aliens is considered a misdemeanour (a crime less serious than felony)." (IOM, 1995: 13). By contrast, penalty against forced prostitution is high, up to ten years, but the crime is very difficult to prove. One case in the Netherlands shows that it took eight years for a woman from the Philippines, trafficked into the Netherlands, to succeed in escaping and prosecuting her trafficker, who received a two-year sentence (Truong and del Rosario, 1995).

The difficulty to prove forced prostitution as a crime is due to many factors that are inter-related. Formally, forced prostitution is only accepted if physical coercion and deceit can be proven. Otherwise, the case is treated as prostitution with consent. If the woman entered the country illegally, or if her legal permit to stay expires, she is expelled from the country on immigration grounds. However, research in Asia (Truong, 1996) and Europe (van de Vleuten, 1990; IMO, 1996a, b, c, d) has showed that a common practice of traffickers is to bring the women into relation of indentureship at the recruiting phase by advancing their travel costs, and to withhold their passports at the place of destination, hence rendering them captive in the 'governance' of the underground. They must work to pay their debt derived from advances made by their employers for travel, clothes, food and accommodation. Their debt payment period can take several months before they are allowed to keep a percentage of their daily earnings. Thus, forced prostitution may not be derived only from physical coercion and deceit, but also from indentureship. Often, the three mechanisms are used in combination.

In some cases, during the recruitment process, the women were given a false identity in legal certificates (birth certificate and identity card) to obtain passports. Thus, their passports may be real, but their identity is false. This strategy is used by traffickers to avoid legal problems in both the country of origin and destination, namely the women cannot complain legally or ask to be repatriated because they are using a non-existent identity, and in the case of disappearance, there is no thread to follow up with investigation (IOM, 1996: 3). Even when the women know the traffickers, they are not prepared to reveal their identity for fear of reprisal. For example, most cases filed against traffickers in Austria are registered as cases against "unknown persons" (IOM, 1996).

Furthermore, the process of trafficking itself involves a series of transfer from one agent to another, i.e. the local agent will transfer the women to another agent for transport, and at the port of arrival the women are again transferred to another agent responsible for the placement of women into their jobs (Gulati, 1993; Matsui, 1994; IOM, 1996a and b; Rosario, forthcoming). On their jobs the women are rotated every week to different places, and as such it is impossible for them to be fully aware of the networks of trafficking and the individuals involved. Finally, women's experiences with and perception about the police and court authority instill more distrust than confidence to use legal channels. For example, the discovery of police corruption as well as police suspicion towards migrants and victims of sex trafficking undermined women's trust in state agents to formalize their complaints (IOM, 1996b: 9). Thus, the combination of weak laws, nature of law enforcement and the subversive strategies of sex traffickers create a conspiracy of silence against the victims of the sex trade.

To recapitulate, the issue of prostitution and trafficking in women today needs to be located in the macro picture of their countries of origin and destination. Structural linkages ought to be made between prostitution and broader social trends such as 1) the changing role of the state, 2) gendered dimensions of economic restructuring, 3) changing gender relations including the symbolic re-naming of female eros based on social factors such as ethnicity and youth, or a combination of both, 4) structural changes within the sex industry itself and changing strategies of actors in the underground economy to procure new recruits. These are the major spheres of power relations which are active in the process of transforming women's sexuality into sexual labour, and in shaping the consciousness of women in prostitution.

What is Sexual Labour?

Sexual labour may be defined as the utilization of the sexual elements of the human body as an instrument of labour. As such, it is directly tied to sexuality. Sexuality expressed in intimate relations need not be understood as sexual labour per se, as its expression may be related to other meanings than economic (love, care, mutual fulfilment, or simply subjective domination). Sexuality becomes sexual labour when the use of the sexual functions assumes an instrumental role in achieving economic ends. Sexual labour requires an ideological structure which defines the human body of the provider as a passive instrument without an intrinsic value, which then legitimizes its utilization for commercial gains by the mediator.

Social relations governing sexual labour are historically and socially specific, and are linked to the social interpretation of biological differences. The dynamics of sexual labour may be best explored through the concept of the apparatus of sexuality developed by Foucault. In his view, sexuality is managed socially by mechanisms of power and knowledge which are embedded in discourses on biological sex, such as religion, law, pedagogy and medicine. Such discourses create sexualized bodies and sexual identities that are differentiated and through which social power is exercised.

Foucault's view can be extended further to include the link between the constitution of the sexual subject through discourse, and the active role of discourse in the transformation of sexuality into sexual labour through legitimation. For example, in many societies the sexual history of a woman (e.g. rape or loss of virginity) can have an effect on the moral and social worth of a woman as a subject. Her sexualized identity acquired through such experiences can prevent her from a so-called normal life, and grant men the legitimate right of access to her body. A common problem faced by rape victims and women who are labelled as 'loose' is the sexual harassment by men. Hence, a common strategy used by pimps is to first cajole a young woman,

then rape or “deflower” her to first destroy her own sense of self-worth. Then, he brings her into a state of emotional dependency and makes her accept other men. Once labelled as “loose” or deviant, women’s entry into prostitution is often seen by society as an outcome of her sexual history and choice. Penalty is imposed on her while the clients and pimps are often left untouched.

A recent strategy of pimps is to approach communities where sexual mores are not very rigid, e.g. tribal communities, to recruit young women for prostitution in urban areas. Due to the different definition of sexual behaviour in such communities, the sale of sex by tribal women is often seen by urban communities as a normal outcome of their ethnic and caste features (Rosario, forthcoming). Hence, there is a process of misrecognition of sexual labour as a product of individual choice or ethnic-specific behaviour which veils the economic process of profit-making.

Accumulation from sexual labour could become intensified by moral negation or economic justification of its existence. For example, in various periods and contexts since the beginning of capitalism, organized forms of women’s sexual labour have been critical to the maintenance of civilian and military labour forces. Women’s sexual labour has been formally provided in prisons, on colonial plantations, in imperial armies, in industrial settings and, more recently, implicitly through military “rest & recreation” agreements between national governments. In these cases sexual labour plays a crucial role in maintaining “malehood” much needed for military or commercial operations, yet it is morally negated, leading to the negation of the women involved as human subjects. It is precisely this negation which leads to their exploitation and to the creation of wealth for procurers.

Forms of sexual labour do respond to technological innovation, changing market forces and structures of states. Innovation in reproductive technology now allows sexual labour in biological reproduction to take the form of surrogate motherhood based on monetary exchange rather through slavery and indentureship. Similarly, innovation in the fields of transport and communication technology enables the formation of a proliferation of forms of sexual labour for pleasure, ranging from sex-package tours and the provision of pornographic materials to escort services, eros centres, sex therapy centres, and telephone sex-lines. Technology may help firms to disintegrate these dimensions to the point of the total absence of bodily contact in sexual labour for pleasure (as in the case of both traditional and technologically advanced forms of pornography). It can also help to integrate different dimensions of sexuality into one single product such as sex-package tours, commonly known as sex tourism.

Hence, sexual labour must be understood as being historically constituted and therefore its mechanisms of control are also historically specific. Changes in mechanisms of control produce different conditions that constraint or facilitate the action of women who provide such labour. Just as the social origins of women in prostitution are diverse, so too are their experiences and consciousness. As such, women’s voices must be assessed according to the structural position they occupy in the sex industry. The behaviour of institutions which mediate the transaction involving sexual labour (organized criminal gangs, agents of the state such as the police and court system), civic groups as well as their own families also affect their views about themselves and their situation.

Against this background, the proliferation of forms of sexual services in prostitution today must be understood as part and parcel of the broader incursion of capital into the domain of sexuality and eroticism. Apart from formalizing the place of sexual labour in the existing international division of labour, this incursion has also initiated a new process of sexual subjugation. Through the construction of new sexual and

erotic categories, this incursion is able to simultaneously conceal the intensification of accumulation from sexual labour while providing a seemingly more progressive sexual morality to consumers.

The reality of prostitution and sexual labour today confronts the ethics of labour and the ethics of sexuality at the deepest level. The industrial production of sexual services and eroticism implies that a continuous supply of sexual labour must be ensured. This has led directly to an increase in the use of violence to locate and control sexual labour. In this respect, the plurality of sexual choice and recognition of prostitution as a praxis which confronts both patriarchal ideology and economic dependence may not be considered as adequate responses. The border of sexual ethics extends beyond the question of individual choices regarding practice or consumption. It does include the process of sexual domination of some which precedes the availability of sexual choices for others.

Prostitution and Feminist Politics

Contemporary feminist political thought on prostitution is polarised between the abolition and regulation of prostitution. The mainstream view continues to be dominated by the moral concern over female sexual slavery. Practices of prostitution are viewed as the epitome of the principle of women's oppression and hence should be abolished. In this regard, there is little deviation from the main line of argumentation advocated by the Social Purity movement in the last century. The anti-prostitution lobby today supports the 1949 Convention, seeking to make it more effective in penalizing sex syndicates. Alliances with prostitutes are created in so far as women in prostitution are regarded or claim themselves as victims. Women in prostitution as actors with their own social world and agendas are often viewed with suspicion, although this trend may be decreasing with the emergence of NGOs lending support to women in prostitution without stigmatizing their views.

Since 1975, women in prostitution have advanced their perspectives that are grounded in their lived reality. They point to the complexity of sexual transactions today and the links with the service sector. The perspectives of women in prostitution do reflect a diversity of consciousness. Depending on their location, women in prostitution have emphasized either women's autonomous choice, or women's survival needs, or victimization and exploitation. Their views are reflected in the pro-prostitute lobby which is split in three main tiers. One works closely with groups that oppose the stigmatization of sexual identities and advocate the freedom of sexual choices. The other works with groups that try to gain the recognition of domestic work as work. Still, another works with groups that lend support to victims of sex trafficking.

Driven by pragmatic concerns over the conditions of women in prostitution, the pro-prostitute lobby makes a distinction between prostitution as a capitalist-patriarchal institution and prostitutes as human beings caught in this institution. It aims at the introduction or improvement of the existing regulation of prostitution so as to maximize the protection of women from exploitation and victimization by clients, pimps, owners of commercial sex enterprises, and agents of the state (e.g. police). It advocates the view that the process of capital accumulation in prostitution today hinges upon the stigmatization of prostitutes by the law and society at large. Stigmatization fosters and enhances the relation of domination and dependency between women in prostitution and their employers. Such a relation minimizes the effects of the wage system as a redistributive measure and permits the use of force to discipline women in prostitution in order to intensify their productivity. Legal persecution limits the space for resistance by women in prostitution or discounts resistance where space has been created. As such, it benefits men as pimps and as sex-capitalists

rather than women (Truong, 1990).

However, the pragmatic concerns of the pro-prostitute lobby need to be re-examined. Despite the fact that this lobby initially sought to make a conceptual distinction between prostitutes as human beings, and prostitution as a social institution in order to challenge stigmatization, when it comes to strategy, this distinction is erased. The following view of a member of the Foundation Against Trafficking in Women, who is part of the pro-prostitute lobby reflects this erasure: “The fight against trafficking in women, coercion and exploitation in prostitution can only be won if the existence of prostitution and the social rights of prostitutes are recognized and guaranteed. It is not considered realistic to attack prostitution as such” (Wijers, 1995: 5). While the rights of women in prostitution must be accepted as an undebatable principle, we need to reflect further on a number of issues.

The first issue concerns the rights of women as human beings in general, and the rights of women as human beings caught in prostitution. Women in prostitution are human beings, and hence social stigmatization against prostitution should be lifted and their basic rights as human beings should not be denied (e.g. right to litigation, welfare, family life). Regardless of how women enter prostitution, these basic rights should not be negated. This requires that sex outside marriage, and prostitution as one form of sex outside of marriage, must no longer be mystified as promiscuity.

The second and more difficult issue concerns women’s agency in prostitution and prostitutes’ rights as a special set of rights. To account for women’s agency in prostitution and to define their rights, it is necessary to come to terms with the social structures in which they act, and with the major elements which constitute prostitutes as a community or group. When stigmatization and the view that prostitutes are inherently immoral is removed, the major element binding this group is commercialized sexual transaction. The question that must be addressed here is what constitutes justice in the area of commercialized sexual transaction. Here three positions have been articulated:

1. Commercialized sexual transactions are freedom of sexual expression, a form of erotic art, hence it is unjust to penalize sex as work (ICPR).
2. Commercialized sexual transactions and the predominance of women as providers are outcomes of the interplay between gender, class and race which are hierarchical. Hence, it is unjust to penalize sex as work so long as other means of livelihood for women are absent (SKAV).
3. Commercialized sexual transactions are not victimless and without violence, and the agency of older women in the victimization of younger ones and in committing violent acts cannot be discounted (Rosario, forthcoming).

The three positions hold different views on justice, i.e. justice as freedom of self-expression, justice as distributive justice, and justice as retribution. The just treatment of women in commercialized sexual transactions today requires more than addressing their freedom of expression as social subjects, or the broader issues of distributive justice between men and women within countries and among countries. It requires an inter-generational dimension of justice, i.e. how practices in commercialized sexual transaction re-enforce the vulnerability of the younger generation. The question is whether or not legalization, i.e. the formal recognition of prostitutes’ rights, will lead to more female control of the sex industry as some have argued (ICPR) and will lessen male monopoly of violence. Or whether it would create conditions for large-scale prostitution while erasing the grounds to fight violence against women’s bodies as they have given their consent. As I have argued, violence against women in prostitution stems from the dynamics of

the sex industry itself, i.e. the constant renewal of sexual labour and the denial that sexual labour exists, both of which silence victims and allow violence to perpetuate itself. If sex work is to be recognized, it would solve only half of the problem, and not the whole.

Finally, the recognition of prostitution as a legal form of commercial transaction does re-enforce the conception of the human body as an instrument devoid of any intrinsic value. It is precisely this instrumentalization which enables market forces to violate the physical integrity of women and turn them into commodities to be bought, sold, consumed and transferred from one hand to another. Thus the issue is not grounded on sexual morality only, but it also related to whether or not the integrity of the human body can be maintained if the dynamics of the market are to be left uncontrolled.

This last issue is a much deeper moral problem of contemporary capitalism. More and more, the trade in human bodies in the form of human materials (parts of the human body such as organs, embryos) and sexual labour, points to a fundamental conflict between the core value system of "Modernity" as a sociological project and the historical evolution capitalism. Inherent in 'Modernity' is the ideology of emancipation based on social equality and enlargement of choices. The system which is supposed to create such social equality and choices is based on the functioning of market. Yet, the functioning of the market has been allowed to the extent that it now gives us the choice to consume each other on a mass-scale. As Berlinguer (1994) argues, if the body market were to generalized, it will 1) threaten the basic principle of human solidarity, i.e. the ability to see the other as a self, as members of the same species, and 2) create an economy of "substitutes" which enhances the capability of humanity to consume itself, or more precisely, the capability of those in power to consume the bodies of, or human parts produced by, those who are weaker due to their social positioning (class, gender, age, ethnicity). Hence, the plea for tolerance of exchange as long as it does not involve irreversible harm needs serious re-examination.

In the case of prostitution, the notion of harm must be re-examined to take into account not only physical harm but also psychological harm and social stigmatization, as well as harm incurred by STD and AIDs. Particularly, when the case involves young children, this harm may mean the nullification of the life chance of the subjects all together. Furthermore, due to the inequality of social positions occupied by the subjects involved, harm may already have occurred before the subjects enter the act of exchange, e.g. the use of physical coercion and violence such as rape and beating to discipline the subjects into accepting the act of exchange (Pyne, 1995; Rosario, forthcoming). That such violations of rights exist today in Asia and Europe may indicate that somehow, the capitalist system has not moved beyond "primitive accumulation," at least insofar as women's sexuality is concerned.

In this regard, feminist politics on prostitution needs to unlock the current paralysis created by the opposition between abolition and regulation. We need to work towards a strategy which takes on the ambiguous space between these two positions. Regulation must not be accepted in an ideological vacuum to be filled in by market ideology. It must be directed at abolition as a long-term goal through measures that address distributive justice and create space for public pressure and state accountability. Abolition cannot be accepted as banning prostitution by legal means, but should be directed at isolating organized criminals and banning those practices which maintain the self-reproduction of prostitution in the first place, e.g. female poverty and stigmatization of women in prostitution. Most often, stigmatization is a major mechanism of self-reproduction of prostitution since it prevents women and their children from having another life and forces older women to exploit younger ones for their own social security. De-stigmatization

and the creation of viable alternatives would destabilize the institution of prostitution from within. Creating space for public pressure can take many forms, one of which (tried by the Netherlands and Belgium) is to reform legal measures to enhance the physical, social and economic security of women in prostitution, combined with extensive networks of social support and legal aids that would facilitate their right to litigation and help them press charge against abusers. Through such measures, criminals can be more isolated and made to face higher risks in dealing with forced prostitution. State agents engaged in forced prostitution as a mediator cannot be exempt from prosecution. Clients consenting to forced prostitution must be faced with strong penalties. Regardless of where they have committed the crime, prosecution should be made possible in their home countries or host countries (e.g. Germany and Australia have reformed the law to make this prosecution possible, particularly with regard to child prostitution).

It should be emphasized, however, that the strategies discussed so far have been based on the state as the unitary actor. Reality shows that such a conception of the state cannot respond to the problem of sex trafficking and prostitution which extends beyond national boundaries and is controlled by trans-national actors capable of evading state control and operating with impunity. The only countervailing force resides in an engaged global citizenry with aspirations for new futures who realizes that the abolition of prostitution cannot be achieved through piecemeal approaches. It involves a major restructuring of social relations without which the future of younger generations of women will be cloned by the present.

Conclusion

Prostitution is a reflection of colonial relationships. Sousas Santos provides a definition of colonization which helps capture the many layers of power relations in prostitution. To him, colonization “consists in the ignorance of reciprocity, in the incapacity to conceive of the other as other than an object” (1995: 27), and solidarity is a way of knowing that puts an end to this colonization (1995: 27–50). To abolish prostitution requires abolishing colonial relationships, and replacing them with relations of solidarity, starting with our beliefs and practices towards our own bodies and the signification of our bodies in mediating our relationship with others. The ability to treat the bodies of others as instruments begins with the ability to treat our own body as an instrument, detached from our soul.

Feminist politics has played an important role in bringing out the significance of body politics and the historical process of male colonization over female bodies. However, we need new frameworks of body politics that can integrate the perspectives of women in prostitution in ways that can open up relations of solidarity rather than antagonism. A constructive dialogue is needed between those who support abolition and those who support regulation to improve our ways of knowing, our access to the reality of women in prostitution. The participation of women in prostitution in this dialogue is vital, however diverse their positions may be. Diversity in prostitution is produced by the interaction between sexuality and economy. The more intensified this interaction becomes, the more diversified the experiences are. However, the diversification of experiences should not be confused with the diverse manifestation of the same reality, i.e. the encroachment of market forces on women’s bodies and sexuality, legitimized by the male privilege as consumers which constitutes the first layer in the sequence of colonial relationships.

As Vargas points out (1992) women’s interests in general are grounded by the specific process of confrontation, negotiation and alliances with others, e.g. other women, other social groups. As such, they are flexible, dynamic and cannot be “frozen” in time and space, except under political slogan. Recognition

and misrecognition of power are part and parcel of the process of definition of interests and alliance building. Hence, interests should be encouraged to be articulated. Only through such articulation can women's own perceptions of power be understood and a certain modality of alliances can be built. In as far as prostitution is concerned, the confrontation between women in prostitution and law enforcers, between prostitutes' organizations and feminist groups is part of the process of interest definition. As dominant perspectives have gained their significance primarily through the ability to assign meanings to practices of prostitution, and through having such meanings sanctioned by objective structures (such as the law) and public expression (such as media), feminist lobby groups must recognize that what ever meanings assigned to prostitution are both a product and an effect of power. Hence, the alteration of meanings must be a collective enterprise which can only take place in parallel to the de-stigmatization of women in prostitution.

Solidarity with women in prostitution means to initiate a concrete process that makes this alteration of meanings possible, and to overcome the antagonistic opposition between abolition and regulation. Such a process requires: 1) a commitment to gender equality and to an improvement in human relationships in general, without accepting a hegemonic truth about sexuality and intimacy, 2) a commitment to perceive diversity in prostitution as a rule, and hence to permit and promote the diverse articulation of the perspectives of women in prostitution, and 3) a commitment to respond to this diversity by transforming the dominant modes of understanding and regulation in line with the first principle.

(Professor of Institute of Social Studies, Netherlands)

Notes

1. For example, what a researcher sees as "cheating" may be a strategy to circumvent the effects of power.
2. The number of Dominican sex workers abroad is estimated to be 50,000 (IOM, 1996b: 1)

References

- Altink, S. *Stolen Lives: Trading Women into Sex and Slavery*. London: Scarlet Press, 1995.
- Amnesty International *Thailand—Concerns about Treatment of Burmese Refugees*. ASA 39/15/91, August London: Amnesty International, 1991.
- Barr, N. "Income Transfers and Social Insurance." *Labour Markets and Social Policy in Central and Eastern Europe*. A World Bank Book, New York: Oxford University Press, 1994.
- Barry, K. *International Feminism: Networking Against Female Sexual Slavery*. New York: International Women's Tribune Center, 1984.
- Bell, L. (ed.) *Good Girls, Bad Girls: Sex Trade Workers and Feminists Face to Face*. Toronto: The Women's Press, 1987.
- Berlinguer, G. "The Body as Commodity and as Value." *Capitalism-Nature-Socialism*. Vol. 5, No. 3, 1994. pp. 35–49.
- Burussa, L. *TAMPEP: Final Report*. Amsterdam: Mr. A. De Graaf Stichting, 1994.
- . *TAMPEP: Analysis of the First Year 1993–1994*. Amsterdam: Mr. A. de Graaf Stichting, 1995.
- Daniels, K. ed. *So Much Hard Work: Women and Prostitution in Australian History*. Sidney: Fontana, 1984.
- Deacon, B. ed. *The New East Europe: Social Policy, Past, Present, and Future*. London: Sage, 1992.
- Einhorn, B. *Cinderella Goes to the Market: Citizenship, Gender and Women's Movements in East Central Europe*. London: Verso, 1993.
- Foucault, M. *The History of Sexuality, Vol. I, An Introduction*. New York: Vintage Books, 1980.
- Franzi, M. Field notes, transcripts of interviews. Research for M. A. thesis at the Institute of Social Studies, The Hague, the Netherlands, 1996.
- Gulati, L. *Women Migrant Workers in Asia: A Review*. New Delhi: ILO/ARTEP, 1993.
- Human Rights Watch *A Modern Form of Slavery: Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand*. New

- York: HRW, 1993.
- International Organization for Migration (IOM). *Trafficking and Prostitution: The Growing Exploitation of Migrant Women from Central and Eastern Europe*. Geneva: IOM, 1995.
- . *Trafficking in Women to Austria for Sexual Exploitation*. Geneva: IOM, 1996a.
- . *Trafficking in Women to Italy for Sexual Exploitation*. Geneva: IOM, 1996b.
- . *Trafficking of Women to Countries of the European Union: Characteristics, Trends and Policy Issues*. Geneva: IOM, 1996c.
- . *Trafficking in Women from the Dominican Republic for Sexual Exploitation*. Geneva: IOM, 1996d.
- Jaggar, A. "Prostitution." In A. Jaggar ed. *Living with Contradictions: Controversies in Feminist Social Ethics*. Boulder: Westview Press, 1994. pp. 102–111.
- Kapur, N. and Purewal, J. "State Violence, Law and Gender Justice." *Third World Legal Studies*. 1990. pp. 133–152.
- Lerner, G. *The Creation of Patriarchy*. New York: Oxford University Press, 1986.
- Matsui, Y. "Asian Migrant Women Working in Japan's Sex Industry: Victims of International Trafficking." *Asian Women's Liberation* 4 (8), 1991. pp. 5–11.
- Moghadam, V. M. (ed.) *Democratic Reform and the Position of Women in Transitional Economies*. Oxford: Oxford University, 1993.
- Morokvasic, M. "Fortress Europe and Migrant Women." *Feminist Review* No. 39 (Winter). 1991. pp. 69–84.
- Molyneux, M. "The Woman Question in the Age Of Perestroika." *New Left Review* No. 183, September-October, 1990. pp. 23–49.
- Offe, C. "The Politics of Social Policy in Eastern European Transition: Antecedents, Agents and Agenda of Reforms." *Social Research* Vol. 60, No. 4, 1993. pp. 649–684.
- Phongpaichit, P. *The Economics of Transnational Workers: The Case of Thailand—A Preliminary Report* (draft), Bangkok: Chulalongkorn University, 1996.
- Pyne, H.H. "AIDS and Gender Violence: The Enslavement of Burmese Women in the Thai Sex Industry." In J. Peter and A. Wolper eds. *Women's Rights-Human Rights: International Feminist Perspectives*. London, New York: Routledge, 1995. pp. 215–223.
- Rosario, R. *The Role of Caste in Prostitution: Culture and Violence in the Life Histories of Prostitutes in India*. Mphil Dissertation, Milton Keynes: Open University, forthcoming.
- Sousas Santos, B. *Towards a New Commonsense: Law, Science and Politics in the Paradigmatic Transition*. New York, London: Routledge, 1995.
- Stoop (de), C. *They Are So Sweet Sir*. Leuven, Belgium: Limitless Asia Publications, 1994.
- Subedi, P. *Nepali Women Rising*. Kathmandu: Sahayogi Press, 1993.
- Truong, T.D. *Sex, Money and Morality: Prostitution and Tourism in South-East Asia*. London: Zed Press, 1990.
- Truong, T.D. and V.O. del Rosario "Captive Outsiders: Trafficked Sex Workers and Mail-Order Brides in the European Union." In J. Wiersma ed. *Insiders and Outsiders: On the Making of Europe*. Pharos: Kampen, 1995. pp. 39–59.
- Truong, T.D. "Gender, International Migration and Social Reproduction: Implications for Theory, Policy, Research and Networking." *Asia and Pacific Migration Journal*. Vol. 5, No. 1, 1996. pp. 27–52.
- Wijers, M. 'Supporting Victims of Trafficking' paper presented at the International Conference on Traffic in Persons, Utrecht/Maastricht, 15-19 November, the Netherlands: Foundation Against Trafficking in Women, 1994.
- World Economic Forum *Communiqués of Annual Meeting in Davos*. 1-6 February, 1996, Geneva: Bain and Company, 1996.

What Is Feminist Legal Theory and Why Should Gender Studies Care about It?

Frances Olsen

Feminist legal theory is a specialized field of study that has been developed and established in the United States as well as in a number of other countries, including, for example, Canada, England, Australia, the Netherlands, Norway (under the term “women’s law”), and recently Germany and Austria. It involves the critical, systematic examination of law from a feminist perspective. Because most laws have been created by men and most legal literature has been written by men for a male audience, it is not surprising that law generally reflects a masculine view of the world. Nor is it particularly surprising that a feminist analysis reveals multiple layer of bias against women embedded in much legal doctrine. For legal reform to be effective, it is important to examine and expose the subtle as well as the obvious assumptions and consequences of legal doctrine. As important, or perhaps more important, feminist legal theory yields useful insights about the causes and consequences of the subordination of women and can contribute to the development of feminist theory in general.

The risk of specialized feminist legal theory courses, like the risk of women’s studies or gender studies courses in general, is that their existence as separate courses may create a segregated field of study. In this way, such courses may reinforce the belief that the concerns of women and the contributions of feminists can and should be contained and limited to a single course or set of courses, while the rest of the curriculum can be freed from any obligation to teach such materials, and other courses can be insulated from possible feminist “infection.” As one legal theorist warned a decade ago, “[l]ike segregation in the workplace, this separation out of ‘women’s work’ in legal theory probably contributes to its devaluation, which serves in turn as a further safeguard against the possibility that its influence might spread.”¹

Yet, the influence of feminist legal theory has spread. Most major law schools in the United States offer specialized courses on feminist legal theory, and ideas from the field have found their way into a wide variety of other law subjects.² A growing number of courses on legal theory or jurisprudence devote significant segments to feminist legal theory, and in many fields across the American law curriculum miscellaneous courses are taught integrating feminist materials into the more conventional syllabus.³ At least one textbook in family law uses feminist legal theory as a central organizing principle,⁴ and it seems likely that over the next few years additional textbooks drawing strongly upon feminist theory will appear in other fields of law as well. It is difficult to believe that there would be more feminist analysis present in other law courses had the specialized courses not developed.

Moreover, the creation of the specialized field of feminist legal theory shares the benefits of other specialized fields in women’s studies and gender studies. In the short span of their existence, these courses have already assembled a wealth of valuable information about women and their lives that was previously either ignored or suppressed. They have also generated new ways of looking at topics, often redefining disciplinary boundaries, creating new frames of inquiry, and developing fruitful new theories. It is correct

to say that “the negative effects of segregation have to be measured against the advantages of obtaining a cloistered space within which to work—the intellectual equivalent of ‘A Room of One’s Own.’”⁵ Among these advantages has been the opportunity to develop a broader and more sophisticated view of law than that generally held.

It is common among lawyers and non-lawyers alike to think of law in terms of its actual immediate effect upon people. Laws that seem to be good for women are seen as beneficial to the women’s movement, while laws that seem harmful to women are seen as subjects for agitation and legal reform. While there is of course much to say for this view of law, one should not overlook the more subtle effects that law has on the way that we think about issues and the way that a society defines what it recognizes to be a problem as well as what it is willing to consider as possible solutions to the problem. These more subtle views of law may be especially relevant to a country like Japan which is generally taken to be a much less “legalized” society than the United States.

I . The Evolution of Feminist Legal Theory

For the most part, feminist legal theory grew out of the American women’s movement. During the late 1960s increasing numbers of women began attending law school in the United States. These women students provided the impetus for developing feminist law. As more and more of the women in law school identified themselves with the women’s movement, they began to complain about the paucity of material in their classes related to the legal struggles of women. Lectures and seminars generally ignored the issue of sex discrimination, dealt insensitively with the crime of rape, and generally constructed syllabi that related to the needs and interests of men, not of everyone. Arguing that they intended to establish law practices focusing on women’s rights and that law school was not teaching them what they needed to learn, students devised and finally convinced the law schools to approve courses on “women and law.”

The proliferation of these courses helped increase the pressure on law schools to hire women professors, and the increasing number of women professors, in turn, further developed the field from doctrinal courses on women and law to more ambitious and theoretically interesting feminist legal theory courses examining the nature of law itself. In addition, these women professors also taught other courses, often from an overtly feminist perspective. Over time, many male professors have also tried to include feminist perspectives within their courses. As with women’s studies and gender studies, the field of feminist legal theory created an increased demand for professors with a feminist or gendered perspective, which in turn led to a more gendered teaching of other courses.

Feminist legal theory is both an intellectual project and a political project. The proliferation of courses tends to legitimate the field and to create its own demand. The relative prominence of the field in the United States can help to legitimate it as a field in other countries.⁶ Feminists working in international and comparative law are beginning to have a significant influence on the fields and both fields are becoming more intellectually interesting and sophisticated.⁷ In international law, feminist legal theorists have contributed to the expansion of human rights law to include issues of rape and other abuses that women typically experience much more than men and which were traditionally excluded as customary or “private” abuse instead of a violation of human rights. Feminists working in comparative law have fostered an international perspective, which is in turn potentially very helpful for broadening the range of issues

addressed and deepening the analysis of feminists in every country.

Two examples may help to show some of the ways feminist legal theory has developed and how it might be useful beyond the confines of law. While feminist legal theorists generally begin from a critique of the effects individual laws have on women or gender relations, the analysis can also expand to critique law in general, rather than just specific laws, and offer insights into the causes of women's subordination and how to evaluate legal and non-legal efforts at social change.

Example 1: The Public-Private Dichotomy

Although it is common for feminists and other reformers to think of law as a means of promoting social change, one of the most significant effects law has on society in the United States, as in other countries, is to legitimate the status quo. Certainly law has played a part in improving the role and status of women, but it also serves in a variety of ways to make the continued subordination of women seem tolerable if not inevitable.

One of the ways that law legitimates the unequal status quo is through drawing a distinction between the public sphere, in which the state treats citizens equally, and the private sphere, in which inequality is treated as a cultural matter, based on the choice or consent of the participants, and not the responsibility of the government. The common attitude that the state should not "intervene" in the privacy of the family is an illustration of the functioning of this public-private distinction as a support for the status quo.

In the United States, it has been popular among non-feminists to argue that liberals and conservatives take opposite positions on the state's obligations regarding the family (and other private or intimate relationships) and its obligations regarding the economy and public controls on property ownership. In short, liberals favor state intervention in the market but oppose it in the family, while conservatives favor state intervention in the family but oppose it in the market.

Liberals, it is said, support state intervention in the market—they are in favor of government monitoring of the economy, supporting minimum wage and other labor legislation that limits the prerogatives of employers. To liberals, it is not appropriate simply to allow property owners, employers and employees to make their own individual choices, because the welfare of society is at stake. Conservatives, however, oppose such state intervention in the market—they are in favor of giving individuals the freedom to make their own economic choices.

Conservatives are in favor of state intervention in the private sphere of intimate relations—they frequently support legislation limiting divorce, restricting access to contraception and abortion, criminalizing adultery and fornication, and especially outlawing homosexuality and other behavior they deem immoral. Here, conservatives say individuals should not have the freedom to make their own choices because the welfare of society is at stake. Meanwhile, liberals are said to oppose such state intervention into private intimate relations—here they judge it appropriate to allow individuals to make their own choices and deny that the welfare of society demands such regulation of morals.

Feminists have shattered, or at least complicated, much of this analysis by looking beyond simple claims of privacy and choice and promoting policies to criminalize marital rape and to stop domestic battery. Moreover, feminist legal theorists have challenged the implicit assertion that the state ordinarily does not "intervene" in the family. Just as *laissez-faire* economics is a misnomer, as well as bad policy, so too is a *laissez-faire* family policy both a misnomer and bad policy.⁸

In every country, the state is involved to one extent or another in regulating or intervening in the family. It is the state which empowers husbands and parents through a variety of legal provisions that often go unnoticed and certainly are not understood as intervention. Tax laws in Japan and various other countries often provide a financial incentive for wives to do unpaid work within the home.

Perhaps the clearest examples, however, involve children. Parental supervision of children involves a substantial amount of behavior that would be regarded as false imprisonment and perhaps battery if it took place outside the family context. Further, child labor laws, however beneficial in general, also have the effect of disempowering children and making them economically dependent upon their parents by disabling them from earning money.

“State intervention” is treated as though it were an analytical concept, when in fact it is only an ideological concept. For example, suppose a 12-year-old runs away from home to go live with her aunt, and her parents want to reclaim the child. Would it be intervening into the family for the state to inquire into the child’s reason for leaving before assisting the parents, or would it be intervening into the (extended) family for the court to side with the parents against the aunt (and child)? While some people consider it intervention in the family if husbands are prosecuted if they beat or rape their wife, an equally or more compelling case can be made that to exempt husbands from criminal assault and rape laws constitutes state intervention in the family, encouraging male sexual domination.

Feminists examining the laws relating to family find repeated instances of the state empowering men over women, both explicitly in gender-based manners and through provisions that may be gender neutral on a formal level but have a clear disparate impact on women. The Japanese provision that allows a couple to choose whether to adopt the husband’s or the wife’s family name upon marriage, but requires that one name or the other be adopted by both members of the couple,⁹ is gender neutral on a formal level. Yet, in practice it means that the vast majority of women must give up their names and adopt the family name of their husband’s family. The Japanese government can claim that these women should not blame anyone but themselves if they regret the choice they made, but it is the law that made them choose between unsatisfactory alternatives.¹⁰

One result of the feminist analysis of family law is a deeper and more critical understanding of the public-private distinction and how it functions to undermine the power of women and to legitimate the subordination of women. Many of the major loci of the oppression of women are defined as part of the private sphere. Even the sexual harassment of women at work has sometimes been classified private, because the man who harassed her could claim he was trying to form an intimate relationship with the woman.¹¹

Example 2: The Gender of Law

In American culture, law is coded as masculine. The traits associated with law and especially the traits for which law is praised are many of the same traits that are culturally assigned to men: law is supposed to be rational, objective, abstract and principled. I have traced out elsewhere¹² a number of the ramifications of this association of law with masculinity and the variety of strategies women have adopted to deal with the problems it causes.

The unequal division of the world between masculine and feminine—the assignment to women and the devaluation of one set of traits, and the assignment to men and the valorization of another set of traits, generally seen as the opposites—can be opposed in a variety of ways. Sometimes, women claim for

themselves the traits coded as masculine. Women claim to be rational human beings capable of independent thought and creative activity. Sometimes, women even claim to be aggressive and militaristic, brutal and cruel, as when they are seeking to obtain employment said to be unsuited to women because it requires such traits.

A contrasting strategy is for women to dispute the devaluation of the traits that are associated with femininity. For example, Carol Gilligan has elegantly defended the processes of moral reasoning that she discovered when she conducted studies of the moral reasoning of female subjects¹³ and labeled it an “ethic of care.” Previous studies had used only male subjects and created a scale for judging the level of sophistication of a person’s moral reasoning.¹⁴ Before Gilligan, those applying this scale to female subjects found girls less sophisticated in their moral reasoning than boys of a similar age.¹⁵ Gilligan characterized the moral approach judged to be more sophisticated by this scale an “ethic of rights” and contrasted it to the “ethic of care” she had found in females.

The first strategy, claiming for women the traits coded as masculine, may inadvertently or intentionally support the valorization of these traits. The second strategy, revaluing the traits coded as feminine, may inadvertently or intentionally support the assumption or assertion that women in fact display these traits more than men do. The first strategy is more associated with working women struggling to be accepted into a man’s world; the second is more associated with housewives struggling to achieve recognition for the value of the unpaid work they do. The first strategy is the strategy of many liberal feminists, the second of many cultural feminists.

Although women are often politically divided exactly along these lines, there are a number of ways to minimize these divisions. Both strategies intend to attack the same ideology of male dominance. It is possible to criticize both the skewed evaluation of the traits and the gendered assignment of the traits at the same time, and it is especially possible to try to minimize the extent to which either of the two main strategies reinforces the half of ideology that it is not directly attacking. In fact, it may be argued that women’s movements are usually most successful when they have been able to do exactly that — simultaneously attack the genderization and the hierarchy of the dualisms.

In the field of law, many of the divisions among women can be seen as related to the same kind of problem. Law is coded masculine. One common approach is to accept the normative claim that law should be rational, objective, and principled and seek reform by identifying the laws that harm women as irrational, subjective, and unprincipled. Of course, even within this strategy there may be differences among women regarding what aspects of laws should be condemned as irrational, subjective or unprincipled. Someone supporting formal equality may try to suggest that hers is the only principled position, while someone in favor of substantive equality could make the same kind of claim.

A contrasting strategy rejects law as alienating and legalistic, criticizing it for these same traits, rationality, objectivity, abstraction and depersonalization. It is better, some argue, to resolve disputes in a more human-centered way, with concern for the values, emotions and personal feelings of the parties.

The first strategy reinforces the valuation that law should be rational, objective, abstract and principled, while it attacks the assertion that laws, or at least those being criticized, actually are such. The second strategy reinforces the assertion that law is rational, objective, abstract and principled, while it attacks the valuation that law should be such.

This dilemma, which is neatly presented in law, of women seemingly having to choose between challenging

the characterization of law as male or criticizing its maleness, when they would be wise to criticize both, is a dilemma faced by women dealing with any male-dominated field of study, or indeed when they wish to attack any gendered institution. It is possible that feminist legal theory can thus shed some light on the options available to women in this situation and the advantages and disadvantages that can be anticipated from whichever approach women take.

An interesting variation on this situation has been identified by some women in Japan. Chizuko Ueno has observed that “[w]hen one raises the question of gender” in Japan, one is “inevitably trapped” in a “mode of reverse Orientalism.”¹⁶ As Ayako Kano characterizes the argument of male literary critic Kojin Karatani, “it is dangerous to critique patriarchy in Japan as Japanese feminists have done: when feminists critique patriarchy, they end up valorizing matrilineality, and since matrilineality is the basis of the emperor system, a feminist critique of patriarchy leads to valorization of the emperor system.”¹⁷ While the underlying thesis that the emperor system was based on matrilineality can be and has been criticized,¹⁸ a further complexity arises because Japan has been defined (and implicitly criticized) as female by the Orientalism of the West. If feminists criticize patriarchy or male dominance in Japan, they may be accused of reinforcing or trying to reinforce the Orientalist identification of Japan with femininity.

The Meiji reformers are widely credited with perceiving the imperialist threat to Japan from the West and with effectively countering that threat through social changes to produce a strong, independent country capable of carrying out rapid industrialization. Thus, rather than direct imperialist colonialization, Japan suffered indirect domination from the West, for example, through the process Edward Said termed “Orientalism.” Orientalism defined the Orient in opposition to the Occident, in many of the same ways that women are defined in opposition to men. As Said points out, “[w]omen are usually the creatures of male power-fantasy. They express unlimited sensuality, they are more or less stupid, and above all they are willing.”¹⁹ To the West, the Orient suggested “not only fecundity but sexual promise (and threat), untiring sensuality, unlimited desire, deep generative energies.”²⁰ Orientalism feminizes the Orient, emphasizing “its eccentricity, its backwardness, its silent indifference, its feminine penetrability, its supine malleability.”²¹

Even today, Japanese culture is seen by many Westerners and by some Japanese as a less masculinist culture than that of, say, Germany or the United States. There is a danger that any effort to claim various aspects of Japanese culture as feminine and positive will wind up reinforcing an Orientalist devaluation of the culture instead of a revaluation of the traits associated with women.²²

II. Legal Studies and the Proliferation of Feminisms

Another reason gender studies might care about feminist legal theory is the role it has played and may continue to play in identifying strengths and weaknesses of the various approaches taken by different feminists. As the focus on feminism has been increasingly replaced with a focus on feminisms, it has become fashionable to divide the field into this kind of feminism and that kind of feminism, and to fit individual theorists into these various divisions. While some writers seem to fit comfortably into one category or another, many appear to aspire to come up with their own new strand of feminism. While I tend to think such classification has become too much of an obsession and that it obscures perhaps as much as it illuminates, for present purposes I will use the five categories liberal feminism, radical feminism, socialist feminism, cultural feminism and postmodern feminism. I do so with some hesitation, though, and would

emphasize that I intend to be classifying ideas, not people. Of course, some writers draw on more than one strand of feminism.

Liberal Feminism

Initially in the United States, feminist legal theory was closely tied to the women's movement and the movement's efforts at legal reform. Twenty years ago, American courses and journal articles primarily addressed the legal doctrine developed around issues of sex discrimination and efforts to use the legal system to improve the role and status of women. Following the strategy generally associated with liberal feminism, these courses accepted, at least for the sake of argument, the general normative and descriptive claims of the virtue of law — its neutrality and objectivity, the appeal to abstract notions of equality and the claim the law did or should apply universal norms to citizens naturally deserving of being treated by their government with equal concern and respect. Much of the thrust of the work involved showing the ways individual laws failed, either in their conception or in their application, to live up to these claims.

This strategy was an useful starting point, and it achieved a number of valuable results. It addressed the exclusion of women from law, politics and commercial activities, including many forms of employment. As some of the legal and social barriers to women's equality were removed, those women who could meet or exceed the norms established by and for men began to be treated more fairly than they had been. The general improvement in the formal legal position of women made it easier for women to see more clearly the limitations of the liberal equality strategy. These limitations, identified and developed in terms of law and legal reform, also relate to the general notion of liberal feminism. The strengths and weaknesses of a legal strategy based on liberal feminism illuminate some of the strengths and weaknesses of liberal feminism overall.

Radical Feminism

It was the radical feminists who first began to question narrow concepts of formal equality, noting that a woman generally could state a claim for relief only if she could find a comparable man treated differently and better than she, on the basis of sex. Thus, the base line or norm is masculine. Women are to be treated the same as men when they are not actually different from men in any significant way. Another way of identifying the problem is to say that there is an unstated male referent, passing itself off as a neutral standard. This limited approach to equality simply requires that legal rules track present reality—that they not irrationally treat women differently from men in those instances in which women are not different from men. Such an approach, however, generally fails to deal adequately with any situation in which women are seen as significantly different from men, such as when women are pregnant. The radical critique goes substantially deeper:

[I]f one enters a world in which the standard is already constructed according to an implicit but suppressed male referent, you have a marketplace structured according to a male biography, a male-based series of social expectations, wherein only those women who are the most like [men] have a right to be treated equally by this definition of equality. There is no critique of the standard itself as gender based. Only women who are most like the male norm are advanced or advantaged by this notion of equality²³

Theoretical legal equality does not do much to help those women whose actual, material reality makes them unable to meet the standard set and defined by men, most of whom, because of the benefits they get from women and from the organization of domestic life and the rest of society, have a very different actual, material reality to their lives.

The equality model proposed, for strategic purposes, that what women wanted was access to a world already constituted; it stopped short of proposing that the workplace, or the university, or the professions, or the welfare system, or the family, should be re-envisioned or reconstructed by and with women's participation, to reflect women's reality.²⁴

One of the most interesting developments of this insight by radical feminists is sometimes referred to as the "dominance theory." It has been asserted that it is not gender differences that result in inequality between men and women, but rather the inequality between men and women that results in gender differences.²⁵ Thus the focus should be not on abstract equality but on the domination of women by men, and the goal should be to end that domination.²⁶

Many, though not all, radical feminists concentrate particular attention on the sexual exploitation of women. They note especially the failure of criminal laws to protect women from violence, force and fraud in those cases in which the goal of the violence, force or fraud appears to be male sexual access. Rape law's peculiar requirement that women resist sexual aggression, even to the point of serious danger to health or life, to establish non-consent, and the marital exception to rape laws are two examples that have recurred in country after country throughout much of history. Misrepresentations and deceptions that would be actionable as fraud if they were perpetrated to obtain money or property are fully tolerated by many or most laws if they are used to obtain men's sexual access to women. The analysis of these laws by lawyers and scholars engaged in feminist legal theory has contributed insights for radical feminism in general. In the United States, women are so frequently victims of random street violence that most restrict their activities, especially their nighttime activities; in various Arab countries, judicial toleration of "honor crimes" exposes all women to violence from their male relatives and severely limits their sexual choices; in Japan, the law permits sexualized depictions of violence against women which have become common in everyday pornography openly read on subways and busses.

A gendered analysis of laws relating to sexuality contributes to an American radical feminist theory that sees sexuality itself as a kind of linchpin to women's inequality.²⁷ Rather than just a natural drive or human condition, sexuality is socially constructed and for centuries it has been constructed to the benefit of men and the detriment of women. Structurally, men exploit women and appropriate their sexuality. Economic domination is one consequence of this sexual exploitation, in part because the way sexuality is constructed devalues women and gives men an incentive to keep women economically dependent. As long as women are viewed as sexual objects, they will be underpaid in the workplace and efforts to end sexual harassment are endless "holding operations" like sandbagging in flood conditions.²⁸

Socialist Feminism

A major factor distinguishing socialist feminism from radical feminism is an insistence on a nearly opposite causal relationship between the economic and sexual exploitation of women. Socialist feminists regard the economic inequality of women and women's consequent economic dependency on men as the chief

cause of women's sexual exploitation. Noting that poorer women are generally subjected to greater sexual exploitation than wealthier women, socialist feminists expect increased economic power to enable women to end sexual exploitation. Under socialism, some argue, women would be able to form healthy, satisfying relationships with men free of economic, social and sexual domination.

Like socialists in general, socialist feminists tend to be less positively inclined toward law as an institution, usually seeing it as secondary to economic determinants or as "superstructural." Nevertheless, one of the areas in which feminist legal thought has contributed to socialist feminism is in the analysis of employment discrimination, especially of part-time workers and issues of comparable worth.

Legal efforts to ameliorate the disparate pay and employment conditions of men and women have highlighted some of the assertions promoted by socialist feminists. The particular conditions of part-time workers, disproportionately women, would seem to reinforce the socialist feminist notion of women as a reserve army of workers. Decisions from the European Union's European Court of Justice, sitting in Luxembourg, encouraged investigation of the economics of part-time work. In *Jenkins v. Kingsgate*,²⁹ for example, the Court suggested that paying part-time workers a lower hourly pay rate than full-time workers might constitute indirect discrimination against women unless the employer could show that it was justified on some other basis. Similarly, in *Bilka-Kaufhaus v. Weber von Hartz*,³⁰ the Court ruled that an occupational pension scheme that discriminated against part-time workers must be shown to be economically justifiable or else be ruled a form of indirect discrimination against women.³¹

The European Union also applies notions of comparable worth. Under the European Court's interpretation of the European Union's equal pay provision, equal pay must be given for work of comparable worth. American lawyers have generally been unsuccessful in their efforts to get equality provisions interpreted so broadly, and legal reformers have been similarly unable to enact further legislation. From the vehemence of the arguments made against comparable worth in the United States, one might think that to enact such an antidiscrimination provision would lead directly to socialism. That has not, however, been the experience in the European Union, though some women have received somewhat improved wages.

Cultural Feminism

Cultural feminists have taken the radical feminist insight about the sameness requirement of equality doctrine and developed a quite different view of the significance of the differences of women from men. Frequently drawing on the work of Carol Gilligan and applying it to law, cultural feminist legal writers insist that the differences of women from men should be recognized by the law. Instead of trying to make women fit into a male model, the law should adopt an alternative, female model, which it should apply to and for women. The problem with such an approach in practice is that it tends to degenerate into a simple reliance on a concept of difference just about as based on a male model as the sameness concept was. This risk, identified in legal writing, is applicable to cultural feminism in general.

Some writers argue from a cultural feminist position that a feminist approach to legal disputes should focus more on mediation and other efforts to get the parties to work out their own solutions. They point out that law can be alienating and legalistic, based on the ethic of rights more than the ethic of care. It is better some argue, to resolve disputes in a more human-centered way, with concern for the values, emotions and personal feelings of the parties. The cultural coding of law as masculine—valorizing objectivity, abstraction and depersonalization—means that women may be especially disserved by legal, win-lose solutions.

Feminist critics of mediation, however, have demonstrated many ways in which mediation also often disservices the interests of women and simply reinforces the unequal position of the parties. Mediation is often a device for courts to channel away disputes it considers less legal and less important—such as, conflicts involving women and the so-called private sphere. Here the feminist critique of the public-private distinction, raised above, suggests further disadvantages to women of privatization. Again, the insights developed in the legal critique may have broader applicability to cultural feminist theory in areas outside law as well.

Postmodern Feminism

Postmodern feminists also have used the radical feminist insight regarding the sameness requirement of equality doctrine to develop an alternative focus on the relevance of differences to feminist theory. Their focus is as much on differences among women as on the differences between women and men. Applying to law the postmodern questioning of the idea of a single, coherent “self,” or of the claim that knowledge can be objective has yielded a number of promising insights. In particular, the social construction of reality and the contingency of these constructions can be illustrated in law. Clare Dalton has tried to demonstrate natural alliances between feminism and postmodernism. Drawing upon the work of Virginia Woolf, she argues also that feminism threatens men with the risk of no longer being flattered by women reflecting them back at twice their actual size.

Mary Joe Frug showed a variety of ways that the law constructed the body of women. She argued that the law terrorized the female body, that it sexualized it, and that it maternalized it.³² The concreteness of law allows for the development of a postmodern analysis that appears to be more grounded (to the extent that calling a postmodern analysis “grounded” is not a contradiction or an insult) and more understandable than much such analysis.

III. CONCLUSION

The value of feminist legal theory to gender studies does not depend upon the value of law itself to women. Although law can be and occasionally has been an important tool for social change, law’s role with respect to the subordination of women has often been disappointing. It may do as much harm as good, both because law makes direct, if often subtle, contributions to the subordination of women and because law frequently serves to “naturalize” men’s dominant position and generally to legitimate the status quo.

Yet, if women try simply to ignore law, it may well continue to play most of the negative roles it already plays and those positive benefits it does provide will likely be lessened. It has often been argued that women need to be “legally literate”—that is, to understand their rights and legal liabilities enough to obtain the former and limit the latter. I would add that it is also important for women to know enough about law to be confident in a critical perspective on it. Law should be seen not just as a set of statutes or rules, but rather as a complex social arena in which a variety of struggles take place over values and meanings. It is also an arena for intellectual struggle over ideas.³³

Moreover, as I have tried to demonstrate, legal theory contributes to the general development of feminist theory. The kinds of basic changes to society and changes in thinking that may be necessary finally to end the subordination of women require us to draw on every skill and knowledge available. Law should be one of those skills.

(Overseas Fellow, Churchill College, Cambridge, England · Prof. of Law, University of California, Los Angeles)

Notes

1. Clare Dalton, "Where We Stand: Observations on the Situation of Feminist Legal Thought", *Berkley Women's Law J.* I (1988): 3, rept. in Frances Olsen, ed., *Feminist Legal Theory I* (Aldershot, England: Dartmouth Press, 1995). p. 3.
2. The reasons for the more extensive development of feminist legal theory in the United States may be termed almost accidental. See Frances Olsen, "Amerika hō no henyō niokeru feminizumu hōgaku no yakuwari: Nihon no posutomodanizumuteki rikai ni mukete", *Juristo* 1118 (September 1, 1997) (part 1) : 78-84 and *Juristo* 1119 (September 15, 1997) (part 2) : 113-120.
3. These courses include, among others, constitutional law, contracts, criminal law, international law, legal history, legal practice, and the sociology of law.
4. Frances Olsen, et al. *Cases and Materials on Family Law*. (St. Paul, Minnesota: West Publishing Company, 1994).
5. Dalton, supra, referring to Virginia Woolf's feminist classic, *A Room of One's Own* (New York: Harcourt, Brace and World, 1929).
6. See Frances Olsen, "Feminism in Central and Eastern Europe: Risks and Possibilities of American Engagemnet," *Yale Law Journal* 106 (1997) : 2215-2257; Frances Olsen, "Wie wurde feministische Rechtswissenschaft in den USA zentral fuer das Recht?" *Plaedoyer* 3(May 1994) (Switzerland); Symposium, "Nationalism and Feminism: A Conference on Women in Central and Eastern Europe," *UCLA Women's Law J.* 5 (1995) : 1.
7. For a description of the increasing prominence and interest of comparative law, see Guenter Frankenberg, "Stranger than Paradise: Identity & Politics in Comparative Law," *Utah Law Rev.* (1997) : 259.
8. See Frances Olsen, "The Myth of State Intervention in the Family," *Ununiversity of Michigan Journal of Law Reform* 18 (1985): 835-864; Frances Olsen, "The Family and the Market: A Study of Ideology and Legal Reform," *Harvard Law Rev.* 96 (1983): 1497-1578.
9. See Civil Code of Japan, Article 750. Efforts to change this provision, to allow a woman to keep her maiden name, have been unsuccessful as of August, 1997.
10. The Japanese law is considerably more restrictive than the German law, which, for example, allows for combining husband's and wife's family names into a hyphenated name. See *Buergerliches Gesetzbuch* (German Civil Code) Section 1355.
11. See, e. g., *Corne v. Bausch & Lomb, Inc.*, 390 F. Supp 161 (D. Ariz. 1975), rev'd 562 F. 2d 55 (9th Cir. 1977); *Tomkins v. Public Service Elec. & Gas Co.* 422 F. Supp. 553 (D.N.J. 1976), rev'd 568 F. 2d 1044 (3d Cir. 1977). In Japan, the first sexual harassment cases were brought as tort actions, thus part of private law rather than sex discrimination law. It remains to be seen whether this decreases any tendency to trivialize such harassment as private.
12. Frances Olsen, "The Sex of Law," in David Kairys, ed., *The Politics of Law* (2d Ed.) (New York: Pantheon, 1990) pp. 453-467. ; Frances Olsen, "Das Geschlecht des Rechts," *Kritische Justiz* 3 (Germany, 1990): 303-317.
13. Carol Gilligan, *In a Different Voice* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1982).
14. Lawrence Kohlberg, "Continuities and Discontinuities in Childhood and Adult Moral Development Revisited," in *Collected Papers on Moral Development and Moral Education* (Cambridge, Mass.: Moral Education Research Foundation, 1973).
15. See Gilligan, supra.
16. Ueno Chizuko and Nakamura Yujiro, "'Ningen' o Koete: Idō to Chakuchi" (Tokyo: Seidosha, 1989), quoted in Ayako Kano, "Japanese Theater and Imperialism: Romance and Resistance," *U.S.-Japan Women's J.* 12 (1996): 17
17. Kano, supra, at 21.
18. See Kano, supra, and sources cited there.
19. Edward Said, *Orientalism* (London: Routledge & Kegan Paul, 1978). p. 207.
20. Ibid. p. 188. Until about the last 200 years, the Orient "really meant only India and the Bible lands," ibid. p. 4, but since then the use has expanded to include also the Far East. This broader use has been furthered by the post-World War II expansion of the influence of the United States, where "the Orient" has been associated mainly with China and Japan. See

- ibid. p. 1.
21. Ibid. p. 206.
 22. Chizuko Ueno is probably the Japanese feminist who has done the most to try to counter this kind of argument.
 23. MacKinnon, in Ellen Dubois et al, "Feminist Discourse, Moral Values, and the Law — A Conversation," *Buffalo Law Rev.* 34 (1985): 11, 23.
 24. Dalton, *supra* note 1.
 25. See Catharine MacKinnon, *Feminism Unmodified* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1987) p. 32–45.
 26. Ibid.
 27. See Catharine MacKinnon, "Feminism, Marxism, Method and the State," *Signs* 8 (1983): 635.
 28. The most impressive writer on this is Catharine MacKinnon. See Catharine MacKinnon, *Sexual Harassment of Working Women* (New Haven: Yale University Press, 1979); Catharine MacKinnon, *supra* note 27; Catharine MacKinnon, *Toward a Feminist Theory of the State* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1989).
 29. Case 96/80, *Jenkins v. Kingsgate (Clothing Productions) Ltd*, [1981] ECR 911.
 30. Case 170/84, *Bilka-Kaufhaus GmbH v. Karin Weber von Hartz*, [1986] ECR 1607.
 31. See generally, Frances Olsen, "Legal Responses to Gender Discrimination in Europe and the USA," in *Collected Courses of the Academy of European Law* (Vol. II Book 2) (Dordrecht, The Netherlands: Kluwer Academic Publishers, 1993) p. 199, pp. 262–63.
 32. Mary Joe Frug, "A Postmodern Feminist Legal Manifesto" (An Unfinished Draft), *Harvard Law Rev.* 105 (1992): 1045.
 33. Law should not be considered a privileged arena where the most important battles are bound to take place—although lawyers, even women lawyers, sometimes seem to make such a claim. I have known artists and literary critics who believed the same thing about their fields. It may be a common occupational hazard for people to assume that whatever they are doing is important. In addition, some people may choose a field because they consider it the pivotal arena for change. My own view is that law is what I happen to do and to enjoy, not that it is likely to provide the lynchpin for women's equality.

A Longitudinal Observation of Chronic Disorders among Female Japanese Students through Primary-Care Practice

OKUNO Takeshi

Abstract

Primary care was the basic policy of student health services adopted by a medium-sized women's university in Tokyo during the 1980s. A small team at the Centre for Health Care (CHC) served a total of 4,486 female students aged mainly 18 to 22 years throughout the 10-year period.

Emphasis was placed on daily clinical and counseling services for students as well as employees, while maintaining an effort to dispel any impression of being regulated. Through efficient utilization of the CHC's

services by target populations, the campus community as a whole was well-motivated so that a large amount of health information became available.

Based upon information thus collected and subsequently analyzed, a health grading was worked out for each student. An average of 7% of the students in each cohort by enrollment years were found to possess some chronic disorders. Anemia and amenorrhoea were the two most consistently observed disorders. In 6 fiscal years out of the 10-year period under study, mental disorders occupied the first rank. The 10-year average of the prevalence rate (per 1,000) was 21.2, 17.8 and 13.2 for hematopoietic disorders, mental disorders and amenorrhoea, respectively.

Of 314 students with chronic disorders, 61.8% were discovered during their voluntary visits to the CHC clinic, whereas mass-screening picked up merely 9.9%. Under the given conditions, it is concluded that primary care in the campus community is not only conducive to motivating individual students toward health awareness, but also beneficial for the management of chronic disorders among them.

Introduction

Student health services in Japanese universities had been practically non-existent until the mid-60s when they were first introduced through the stipulation of the Ministry of Education for 70 or so national universities. An independent institution for student health services was first established at 3 national universities in 1966, which was followed by gradual expansion to the rest of the national universities. As of 1990, 90 national universities had student health services in operation. The 1966 directive for student health services stipulated that: a) maintenance as well as the promotion of student health should be the aims of student health services; b) a proper institution directly under the president's office should be in charge; c) such an institution shall be staffed by a full-time professor, preferably in a medical/health discipline, and a number of assisting paramedicals depending upon the capacity of each university.

Strategy toward promoting student health has been left largely to each university, namely, to the professor

in charge. Although annual mass-screening was unanimously accepted as the minimum requirement, various additional approaches were adopted. For example, some universities placed the major emphasis on mental health, while other universities operated a modest outpatient clinic for students and employees.

Ochanomizu University is one of only two national women's universities in Japan. The university is composed of three faculties, postgraduate courses, the doctorate course, an attached kindergarten, primary & secondary schools and a few specialized institutes. Annual undergraduate enrollment averaged 450 during the 80s.

In 1976, the author was assigned to the Centre for Health Care (CHC) as Professor in charge of student health. A registered nurse was the only other permanent staff member. The CHC was divided into two divisions: the clinic, which included medical services & gynecology, and the counseling section. Three consultant doctors, namely a hematologist, a psychiatrist and a female gynecologist served at regular intervals. The psychiatrist was assisted by a registered clinical psychologist 5 days per week in student counseling.

Though the primary target of health care was students, as stipulated by the Ministry, most national universities wrote bylaws to include employee health as part of the university health centre mission. Ochanomizu University was no exception.

The personnel heretofore mentioned and the day-to-day activities of the CHC which will be stated later in the text remained unchanged until March 1993 when the author retired. This is considered to have given us an excellent opportunity to review the epidemiological trend of common disorders in a community of female university students during the 1980s in Japan.

Materials and Methods

1. Day-to-Day Activities of the CHC

The activities of the CHC were classified into three categories, namely periodical mass-screening, outpatient/client services, and health education. Table 1 shows 5 major screening categories, the

Table 1 Periodical Mass-Screening Implemented under the Supervision of the CHC

Contents	Subjects	Frequency	Coverage
Basic screening	undergraduates (1,600~2,000) post-graduate & doctorate students (400)	annual	86% of the 1st & 4 th – year students
	employees: full times (400) part-times & temporary (150)	annual	90% of administrative & clerical staff average 60%
Hematology*	radioisotope handlers: teaching/research staff, students & research fellows	bi-annual	100%
Upper GI series*	full-time employees over 35 years of age	annual	25~30%
Blood biochemistry	full-time employees over 35 years of age	annual	25~30%
Dry-dock check-up**	full-time employees over 40 years of age	annual	35~40%

* Partially carried out by commercial laboratories.

** Carried out by a number of private institutions under contract.
The CHC reads results and follows up when necessary.

Table 2 List of Clinical Tests Routinely Available at the CHC

Tests	Items	Device/Method
Physical	chest X-ray electrocardiogram ultrasonogram	-
Urinalysis	pH, protein, occult blood, glucose, acetone, urobilinogen, bilirubin	Ames [®]
	sediment microscopy	-
ESR	-	-
Hematology	RBC, Hb, Hct, WBC, platelet	HA-5 [®] subsequently QBC system [®]
	differential count of WBC, reticulocyte count	manual
Biochemistry	TP, albumin, GOT, GPT, LDH, ALP, GGTP, ZTT, amylase, total cholesterol, triglyceride, creatinine, urea nitrogen, uric acid, Fe	RaBA system [®] subsequently Vision system [®]
	glucose	Vision system [®] or Refromat [®]
Serology	CRP, RA, pregnancy test, fecal occult blood	latex

implementation of which were based on relevant laws. By far the most laborious checks were basic screening for students and blood chemistry tests for employees.

One unique feature of the CHC was outpatient services for students and employees. The clinic was open 6 1/2 days per week throughout the year except holidays, from 09:00 to 16:30 with a one hour lunch break.

All medical care including medicines, surgical treatment and laboratory tests were provided free of charge.

Table 2 lists clinical and laboratory tests conducted routinely in the CHC. Whenever a patient's status was found to be beyond the technical and/or budgetary capacity of the CHC, referral was made to nearby hospitals.

Needless to say, an educational component was a pre-requisite to routine medical services for student patients. Regarding health education in classrooms, a 90-minute lecture was given to all first-year students on topics such as health versus diseases and homeostasis. A semester course on clinical pathology was an elective subject. In addition to the above, there were ad hoc lectures from time to time on current topics including medicine & health, endogenous psychoses, doctor-patient relationships, the environment and AIDS.

2. Target Population

Japanese students in the three undergraduate faculties enrolled during the decade of the 80's were the exclusive target of the present observation. They were enrolled in April, mostly at the age of 18 for a four-year course of study. The number of new students each year varied from 407 to 584. Approximately 95% of each enrollment cohort completed their studies in 4 years, while the rest needed a 5th year to

graduate. It should be noted that the present cohort study spans the main 4 years but includes a negligible number of students who were actually observed for 5 years. The longitudinal size of the target population is, therefore, 4,486 in total.

3. Methods of Observation

The major objective of the epidemiological observation was to follow up incidences of disorders which: a) were relatively common among female Japanese students, and at the same time, b) required long-term care. Accordingly, either short-term episodes or self-limiting diseases were disregarded.

Case-findings were made almost exclusively through routine services. Effort was made to collect as much information as possible relevant to the health of each student using a single machine-sortable data sheet. For the sake of convenience, this sheet was called a student health card. It was distributed to freshman students during orientation to be filled out and solicited such information as ID number, previous illnesses, and history of untoward reactions to food, drugs and/or biomedical products, if any. To be noted are checked items for i) previous proteinuria/hematuria during high school, ii) eating habits (regular/irregular), iii) hypermenorrhoea (with clots or not), and iv) amenorrhoea. The remaining space of the front side of the sheet was for a summary of clinical episodes during the 4 undergraduate years. The back side of the sheet was used to describe results of annual mass-screening.

There were various activities conducted by the CHC. Perhaps the most time-consuming part of the present observation was inputting each student's information onto the health card. This work was usually done in August two months subsequent to an annual mass-screening, when very few students visited the CHC because of summer vacation. By far the largest amount of information was obtained from clinical charts, since as many as 85% of each cohort visited either the clinic or the counseling section. During the period of observation, an arrangement was made between the Red Cross Association and the CHC by which the former provided the latter with hematological data obtained in blood donation campaigns which were held twice a year on campus. Although the counseling section was operated semi-autonomously under the supervision of the consultant psychiatrist, daily submission of the client list to, and provision of psychiatric medicine through, the clinic benefited the CHC in terms of information collection. The gynecologist shared the same

Table 3 Combined Criteria for Classification by Health Grading

Daily school life	A	suspended from attendance
	B	conditional attendance allowed by restricting: days or hours of attendance, and/or physical/mental burden
	C	attendance not restricted except for heavy exercise
	D	no restriction
Clinical aspect	1	need treatment
	2	to be followed up periodically
	3	no intervention

clinical charts with the author and prescribed medicines through the same channel as above.

Following the completion of input work, students were classified in accordance with the criteria shown in Table 3. The resulting health grading of each student was reviewed annually for revision if necessary. Students with the aforementioned disorders are those not included in the D-3 category of no intervention and no restriction.

Results

1. Mass-Screening

It was customary to implement a mass-screening for students during a 3-day period in the first week of June each year. In principle, the screening was compulsory for all the registered students, but for practical reasons, only first and fourth year students were strongly encouraged to take it, otherwise it was left to their discretion.

As regards the contents of the physical screening, body measurement, eyesight, auscultation, visual checks for skin, oral mucosa and conjunctiva, palpatory checks for cervical lymphnodes and struma were accompanied by a chest X-ray. Urinalysis was carried out separately with priority attached to those with previous urine anomalies. Students identified with potential problems from the above screening were followed up subsequently for additional diagnostic tests.

Since as many as 300 students were screened within 4 hours in one afternoon, 4 physicians, two X-ray technicians employed from outside, and several administrative assistants of the university reinforced the CHC staff.

Table 4 shows percentages of students who participated the mass-screening held in the initial and final years of the observation period. Between these years, the number of registered students increased by 30.3%. Nevertheless, the participation rate of total students increased by 3%. It is noted that the bipolar concentration of participants to the first and 4th year students appears more marked in fiscal 1990.

Table 4 Rates of Recipients in Mass-Screenings in 1981 and 1990 Undergraduates Only

Undergraduate years	No. of recipients / No. of students registered (%)	
	in the fiscal year of	
	1981	1990
1	340 / 417 (81.5)	496 / 543 (91.3)
2	69 / 406 (17.0)	56 / 504 (11.1)
3	82 / 417 (19.7)	18 / 518 (3.5)
4	276 / 434 (63.6)	458 / 530 (86.4)
Total	767 / 1,674 (45.8)	1,028 / 2,095 (49.1)

Table 5 Care Provided by the CHC Clinic for Students****

Care by item		Number* of students cared for by CHC per fiscal year									
		1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
Physical examination	general	1,565	1,659	1,757	2,078	1,639	1,799	1,360	1,555	1,413	1,663
	surgical	638	543	654	694	469	521	442	460	462	478
	dermatological	289	461	434	537	336	462	393	380	411	478
	ophthalmological	149	177	177	234	162	181	165	199	121	176
	otorhinopharyngological	44	48	70	34	47	65	45	37	42	46
	others	23	22	31	8	4	7	6	8	12	17
Subtotal		2,708	2,910	3,123	3,585	2,657	3,035	2,411	2,639	2,461	2,858
Consultation	gynecological	103	127	112	150	112	121	112	141	161	155
	others**	128	187	232	424	425	587	552	560	531	488
Subtotal		231	314	344	574	537	708	664	701	692	643
Diagnostic test	urinalysis	120	168	225	231	205	238	166	143	156	121
	hematology	93	97	100	125	87	128	99	68	90	125
	ESR & serology	81	59	50	59	72	37	42	32	41	47
	chemistry	24	20	11	18	23	16	8	10	14	30
	X-ray	61	46	31	34	1	1	5	12	0	10
	ECG	19	33	22	37	33	30	21	25	27	22
others***	22	33	43	49	19	30	24	14	9	17	
Subtotal		420	456	482	553	440	480	365	304	337	372
Response	medication	2,060	2,667	2,878	3,199	2,697	2,921	2,539	2,641	2,540	2,693
	treatment	687	713	702	1,024	703	866	770	675	611	609
	infirmary bed	74	119	110	115	79	117	104	111	79	85
	referral to specialists	31	52	44	78	82	138	105	143	129	108
	injection	22	26	33	24	22	26	17	46	20	18
	housecall	4	6	5	7	7	8	8	8	5	6
Subtotal		2,878	3,583	3,772	4,447	3,590	4,076	3,543	3,624	3,384	3,519
TOTAL		6,237	7,263	7,721	9,081	7,224	8,299	6,983	7,268	6,874	7,392

* Does not necessarily indicate a number of visits as single visit may result in tests & medication.

** Excludes services provided by the counseling section.

*** Includes ultrasonography, bacterial & viral tests.

**** Undergraduates & postgraduates combined: 1988 population of which were 1920 & 377, respectively.

Table 6 Pattern of Diseases Commonly Contracted by Students Based upon Clinical Charts

Disease area	Cohort 1978~		Cohort 1985~	
	Number of episodes	percent composition	Number of episodes	percent composition
Respiratory	258	32.3	605	34.6
Dermatological	139	17.4	299	17.1
Motor system	82	10.3	203	11.6
Ophthalmological	82	10.3	158	9.0
Digestive tract	62	7.8	143	8.2
Female genitalia & breast	35	4.4	122	7.0
Nervous system	22	2.8	55	3.1
Reno-urinary tract	11	1.4	33	1.9
Immunological	20	2.5	28	1.6
Otorhinopharyngological	17	2.1	27	1.5
Mental	17	2.1	16	0.9
Systemic infection	9	1.1	13	0.7
Cardiovascular	12	1.5	12	0.7
Hematopoietic	8	1.0	8	0.5
Metabolic & hormonal	9	1.1	4	0.2
Hepato-biliaro-pancreatic	1	0.1	1	0.1
Others	16	2.0	20	1.1
TOTAL	800	100.2	1,747	99.8

2. Activities of the Outpatient Clinic

The types of care given to students each fiscal year are shown in Table 5 broken down according to category of care, namely physical examination, consultation, diagnostic tests and actions (predominantly therapeutic) taken by the CHC in response to a student's visit. Assuming that the annual totals indicate a gross amount of professional labour consumed by students, this amount varied between 6 to 9 thousand with an average of 7,434 per year regardless of enrollment. On the other hand, both health consultation in general (others) and referral to outside specialists increased steadily.

Dermatological examinations and gynecological consultations seem to have increased partly due to larger enrollment in the late 80's. X-ray tests both for chest and bones were gradually abandoned because of poor cost performance. Other items show little change.

It should be noted that the average student made three visits to the CHC per year, which indicates a high rate of voluntary utilization of the clinic by students.

3. Diseases Commonly Contracted by Students

The cohort of students enrolled from 1985 to 1989 (cohort 1985~) was followed up for a 4-year period in order to study the relative incidence of diseases common among students and managed by the CHC clinic.

Students who graduated in 1982 (cohort 1978~) are plotted for comparison in Table 6.

It is noted that the breakdown of episodes by disease area shows little change between two cohorts despite more than a two-fold increase in the total number of episodes. By far the most common disease was upper respiratory infections, namely, colds. Skin conditions, which are in the second rank, consisted of injury, infection, dermatitis, and urticaria. The majority of motor system disorders were muscle/tendon injuries such as sprains. Peptic ulcers were rare, while dyskinetic disorders such as irritable bowel syndrome occupied most of the digestive tract diseases. Regarding nervous system disorders, commonly seen were vegetative instability, headaches of undetermined etiology and insomnia. As well, there were also two cases of benign pituitary adenoma. The greatest proportion of reno-urinary tract disorders were acute cystitis.

Most gynecological and mental disorders were taken care of by the consultant gynecologist and psychiatrist respectively. Amenorrhoea with eating disorders was an increasingly common condition during this decade, hence will be mentioned separately.

As the size of the 1985 cohort was 412, the average incidence of disease episodes falls by about one per year. It seems noteworthy that 361 out of the 412 students (87.6%) visited the CHC clinic at least once during the 4-year period according to statistics.

4. Disorders which Required Long-Term Care

General Incidence Most clinical episodes encountered at the clinic were naturally self-limiting. Only a small percent of students needed long-term (over one year) care as a consequence. These students were subjected to more elaborate tests at the CHC or referred to specialists elsewhere in order for the author to establish diagnosis. The annual number of students who were taken care of for a long term is summarized in Table 7.

The percentage of students taken care of varied between 5.4%(1988) and 9.5%(1982), with an average of 7.0%. Apparently, there were no particular trends.

Table 7 Occurrence of Chronic Disorders among Students by Enrollment Cohort and Area of Disorder

Area of disorder	Number of students with chronic disorders by enrollment cohort										area sub- total	preva- lence rate* /1000
	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990		
Hematopoietic	15	6	12	19	4	7	5	6	9	12	95	21.2
Mental	4	14	2	3	10	13	7	8	15	4	80	17.8
Gynecological	4	13	8	2	7	5	5	1	10	4	59	13.2
Cardiovascular	0	6	0	2	3	2	4	7	3	7	34	7.6
Reno-urinary tract	1	2	3	2	1	4	1	1	4	4	23	5.1
Metabolic & hormonal	2	0	4	2	0	3	3	2	0	4	20	4.5
Hepato-biliaro-pancreatic	1	2	2	0	1	0	3	0	1	0	10	2.2
Respiratory	1	0	1	0	0	0	2	0	0	3	7	1.6
Digestive tract	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0.7
Others	2	2	4	3	1	1	3	1	1	3	21	4.7
Subtotal by cohort	26	39	31	32	23	33	30	26	35	39	TOTAL** 314	
Cohort size at enrollment	407	412	412	412	412	412	475	480	480	584	4,486	
% of students with chronic disorders	6.4	9.5	7.5	7.8	5.6	8.0	6.3	5.4	7.3	6.7	7.0	

* Calculated against 4,486, the 10-year total.

** Indicates number of students, not incidence of disorders.

Table 8 Students Requiring Long-Term Follow-up for Hematopoietic Disorders

Diagnosis	Number of students by enrollment cohort										Total
	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
Iron-deficiency anemia	13	6	11	18	4	6	4	6	6	10	84
Anemia of other types	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	5
Leukopenia	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3
Thrombocytopenia	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
Refractory anemia	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
Total	15	6	12	19	4	7	5	6	9	12	95

Incidence by Area of Disorders (Table 7) If we look at the 10-year average in decreasing order, the highest incidence of disorders is seen in the blood system, followed by mental disorders (2nd), and gynecological conditions (3rd). Cardiovascular disorders ranked 4th on average, but occupied second place in 1988 and 1990 and third place in 1982. The three areas cited here demonstrated a high incidence persistently throughout the 10-year period.

Although placed 5th on average (5.1%), disorders in the reno-urinary tract system, practically all of which were chronic nephropathy, reveal a less patchy occurrence than cardiovascular disorders. The rest of the disorders occurred more or less sporadically, such as cases of active tuberculosis.

Disorders in the Hematopoietic System (Table 8) Out of a total of 95 cases, 90 were anemia, 93.3% of which were cases of iron deficiency. No etiological cause was specified for the remaining cases of anemia, which were predominantly normochromic. All cases of iron-deficiency anemia (IDA) which appear in Table 8, were treated with iron. Of importance to note was a case of refractory anemia discovered in 1990. A large number of IDA cases improved within one year either through iron therapy or nutritional precautions, and hence are not included in Table 8.

Mental Disorders (Table 9) Since not all 80 cases which appear in Table 9 were diagnosed by the consultant psychiatrist after his examination, the breakdown is partly based upon tentative diagnosis at the primary-care level, primarily for an epidemiological review.

Incidences of schizophrenia and depression seem to be relatively consistent, yielding 1.3 and 1.0 cases per cohort respectively. On the contrary, incidents of anorexia nervosa (A.N.) appear to have fluctuated markedly. Incidentally, there were 13 cases of A.N. and two cases of bulimic-anorexia among a total of 27 cases of eating disorders. One case of A.N. in the cohort of 1982 committed suicide in 1983.

Table 9 Students Requiring Long-Term Follow-up for Mental Disorders

Diagnosis	Number of students by enrollment cohort										Total
	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
Schizophrenia	1	3	1	0	2	0	2	1	2	0	12
Depression	1	1	0	0	3	1	0	1	2	1	10
Depressive episode	0	1	0	1	0	2	1	0	0	0	5
Psychogenic reaction	1	1	0	1	1	3	0	0	1	0	8
Neurosis	0	2	0	1	0	2	2	1	1	0	9
Anorexia nervosa	1	5	1	0	2	1	0	0	4	1	15
Eating disorders other than anorexia nervosa	0	0	0	0	2	2	2	3	2	1	12
Student apathy	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	5
Behavioural disorders	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	4
Total	4	14	2	3	10	13	7	8	15	4	80

Amenorrhoea (Table 10) The annual average of gynecological consultations calculated from Table 5 is 129.4. These consultations were provided mainly by the consultant gynecologist. The most frequently occurring subjects of the consultations were amenorrhoea, habituel dysmenorrhoea, irregular periods, pregnancy control, unwanted pregnancy, sexual practices, vaginal infections and lumps on the breast. However, it was only amenorrhoea which required long-term care.

Table 10 shows a breakdown of 59 cases of amenorrhoea by cohorts and types. Of importance to note is a concentration of amenorrhoea cases subsequent to weight loss not as severe as those in A.N. in the early 80s. It seems outstanding that the '82 cohort yielded a total of 10 weight-losing amenorrhoea cases should the 5 A.N. cases be included. Many but not all of the cases of amenorrhoea without weight loss revealed a history of major psychological trauma prior to the onset. Eating disorders other than A.N., such as

Table 10 Students Requiring Long-Term Follow-up for Amenorrhoea

Amenorrhoea by type	Number of students by enrollment cohort										Total
	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	
Primary	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
Accompanied with anorexia nervosa	1	5	1	0	2	1	0	0	4	1	15
Accompanied with other eating disorders	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3
Subsequent to weight loss excluding anorexia nervosa	2	5	3	1	3	1	0	0	1	0	16
Others without weight loss	1	3	4	1	1	3	3	1	3	3	23
Total	4	13	8	2	7	5	5	1	10	4	59

bulimia, bulimia with self-induced vomiting, and kleptophagia seldom accompanied amenorrhoea (3/12) as long as body weight was maintained within a reasonable range.

Disorders in the Cardiovascular System Since physical examinations such as auscultation and chest X-rays were the sole devices to screen cardiovascular disorders, the total of 34 cases which appear in Table 7 might well be underreported. Given that the means of examination were not sophisticated, the largest number of cases (13) falls to congenital heart diseases whether the patient had undergone an operation or not. This was followed by 10 cases of arrhythmia the majority of which were due to ventricular premature contraction. There were a case of ventricular tachycardia among the above 10 which was discovered through syncopic attacks. Only one case of essential hypertension was encountered, while a large proportion of students were found to have been potentially hypotensive. Another case of hypertension was due to SLE nephropathy, hence excluded from the above total though the student was receiving antihypertensive therapy.

Disorders in the Reno-Urinary Tract System Although acute infection in the lower urinary tract was more common among female students than in their male counterparts, the condition was short-lasting in either case. 22 out of a total of 23 cases of reno-urinary tract disorders were cases of chronic nephropathy of various pathologies in which one case of SLE and one case of buli-anorexia were included. The former case underwent dialysis three times per week until graduation. Mild renal insufficiency resulted in the latter case, which was followed for 10 years without observing any improvement¹.

Metabolic and Hormonal Disorders Excluding Amenorrhoea Because students were screened by unsophisticated means, the above disorders were seldom discovered. There was one case of insulin-dependent diabetes mellitus and 5 cases of impaired glucose tolerance. Thyroid diseases found in mass-screening were 9/4, 486 (0.002). The low incidence compared to a recent report from Kagoshima, Japan (0.008)² seems to have been attributable to the scrupulous palpations carried out at the latter university. A case of pituitary acromegaly underwent surgery successfully. Also noted was a single case of Marfan's syndrome which had been diagnosed during her childhood.

Disorders in the Respiratory System Active pulmonary tuberculosis was rare even prior to the 80's, yet of three cases in the cohorts of '81, '83, and '90 were discovered and treated during the 10-year period under observation. One case was found through a mass-screening and the others in daily clinical services. No acid-fast bacilli were detected in the conventional Ziel-Neelsen smear of sputum specimens.

Apart from tuberculosis, there were three cases of bronchial asthma and a single case of sarcoidosis.

Other Disorders of Relative Importance Seven cases of collagen disorders were found throughout the period. Treatment was provided for a single case of SLE elsewhere. Generalized and recurrent atopic dermatitis in three cases required long-term care.

In June 1989, a 2nd-year student was brought to the clinic on the back of her father. She had visited a well-equipped hospital the preceding evening for numb extremities and a slight disturbance in gait. The attending physician suspected hyperventilation syndrome before dismissing her. She developed palsy in her right lower extremity overnight. When examined in the CHC, signs of pyramidal lesion were evident already. A CT study following emergency transfer to another hospital depicted a ϕ 2cm infarction in the left inner capsule. The rare case of juvenile infarction without underlying conditions showed complete recovery after a 6-month rehabilitation.

Student Death Three students died during the period. Causes were: one definite plus one presumed case of suicide and one death due to accident while travelling abroad.

Clues to Discovering Students with Chronic Disorders which Require Long-Term Care An analysis was made to see which approach was more efficient for uncovering cases. Table 11 shows several clues which were identified retrospectively through clinical charts. An overwhelming majority was discovered when the students visited the clinic voluntarily. Those who declared their previous histories by means of health cards were called back to the CHC for confirmative examinations and/or tests. In terms of efficiency, annual mass-screening does not seem satisfactory, though the resultant motivation on the student population can not be ignored. Nine students were brought to our attention through informants, two of whom were the police; the rest were professors, general service staff and friends.

Table 11 Clues to Discovering Students with Chronic Disorders

Clues	Number of students by enrollment cohort										Total	%
	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990		
Clinic/CHC visits	15	28	20	15	16	22	15	14	23	26	194	61.8
Self declaration	4	2	7	8	2	9	5	5	4	9	55	17.5
Mass-screening	3	4	1	4	3	2	5	4	3	2	31	9.9
Blood donation	2	2	2	4	1	0	1	0	2	2	16	5.1
Counselor/CHC visits	2	2	1	1	0	0	1	1	1	0	9	2.9
Through informants	0	1	0	0	1	0	3	2	2	0	9	2.9
Total	26	39	31	32	23	33	30	26	35	39	314	100.1

Discussion

There seem to be two major implications of the foregoing report, firstly operational, and secondly epidemiological. These are interrelated.

Much controversy is yet lingering among relevant professionals in Japan regarding the mission of student health services and how to accomplish this mission with relatively small manpower. It is true that ministerial stipulation was rather vague and no technical guidelines whatever have been offered for implementing student health services in national universities. Accordingly, it was only natural that there has been a lot of trial and error during the last 30 years in Japan.

In late 1976, the CHC adopted primary care as its basic operational policy. Reasons for this decision included: 1) there was a potential but strong demand for clinical services on campus; 2) students were found to have been weary of listening to repeated health lectures in classrooms although they were quite health-conscious, even overconscious, where their own health was concerned; 3) by rendering student's access to the CHC easier as well as more beneficial for them, it was thought that the CHC would be in a better position to collect a large amount of health information which was indispensable for campus epidemiology.

The current subject population, 18 to 22 year old females, has been known to possess an extremely low mortality rate in Japan. Nevertheless, they do suffer trivial illnesses frequently. Overcautious students waste many hours at hospitals, whereas diseases in some overly diligent students are aggravated by their having not taken time off to request pertinent care. For example, if an anemic student visits the clinic at 10:00 during a break between classes, she can be examined and her blood drawn for hematological tests. By 16:30, when she is leaving the campus, laboratory data have already been evaluated so that she can leave with medicine free of charge. The same situation applies to employees also. Another important consideration is that when students or employees are free to visit hospitals, most of the medical facilities are already closed. This is especially disturbing as approximately of 60% of students board without family physicians in Tokyo.

In the late 1970s, patients visited the CHC predominantly for convenience and saving time. The campus community came to gradually appreciate the role of the CHC as a primary-care practitioner during the 80s. This is reflected in a significant increase in general consultation and referral services. Statistics from the mid-80s show that roughly 85% of either students or employees had visited the CHC at least once for clinical services.

As noted in the introduction, the CHC has also been responsible for the health care of some 400 employees. Expanding primary-care practices to the employee population is not an easy task, as it is far more disease-prone than that of students. For instance, the average amount of care provided by the CHC clinic per year was 7,434 for students, while it was 2,587 for employees, a figure that is 3 times higher per person. This notwithstanding, health care in the campus community is complete only when teaching/research staff as well as administrative and clerical staff are integrated into the subject population. It should be noted that an appreciable amount of information on student health was made available for the CHC through the employees by the above policy.

Manpower, a combination of one physician and one nurse, was undeniably small, but not necessarily short-handed. On the other hand, it was advantageous in two aspects: a) to enhance concentration of information to a single keyperson, and b) to protect the privacy of the patients.

University students are intelligent and knowledgeable, as well as having access to modern mass media

which are full of health information. Their difficulties are, however, to weigh fragments of information, comprehend situations which they encounter and find out proper ways to cope. It was thought that using case studies of actual doctor-patient consultations would provide a much more fruitful basis for health education than abstract lectures. The purpose of preparing lecture syllabuses by assembling practical questions and answers at the clinic was to keep a continuity between the classroom and the clinic.

As the popularity of the CHC grew and more information became available to it, it became possible to identify students with chronic health problems. The percentage of students with health problems overlooked was modestly estimated at 20% maximum. It should be stressed that 7% of even the healthiest population in Japan possesses some chronic disorders. This fact alone would justify the necessity of good student health services.

Epidemiological analysis by area of disorder is definitely handicapped by a small cohort, though two conclusions seem to be in order. Firstly, both anemia and amenorrhoea were the two most consistently observed disorders in the subject population; and secondly, mental disorders were the most frequent cause for long term care during the period from 1985 to 1989. Incidence among the total population (4,486) was 0.27% and 0.22% for schizophrenia and depression respectively. These incidences bear comparison with those of Tokyo University reported as early as 1964.⁴ In contrast to the stable incidence of the endogenous psychoses, it was eating disorders which increased the overall incidence of mental disorders. Excessive weight consciousness and eating disorders, both of which are phenomena which came to the fore after the late 70s in this university,^{5,6} appear to underlie the high incidence of weight-losing amenorrhoea and eating disorders. The suicide rate (2/4,486) is found to be comparable to that in the corresponding population at large.³ Mental disorders seem to have been behind the two cases of suicide mentioned earlier.

The absence of malignancies in 4,486 students for a 4-year period does not necessarily suggest a low morbidity, since two cases of acute leukemia and a case of thyroid carcinoma have been discovered subsequent to the completion of the present study in the two cohorts which followed.

When the idea of student health services came to the mind of ministry officials, tuberculosis was no longer rampant on Japanese campuses. During the 25 years which followed, the emphasis in student health services moved around various areas from time to time, for example student apathy, eating disorders and the early prevention of metabolic diseases. It would seem doubtful if the basic concept of tuberculosis control in a community is still valid in health services today, taking into consideration the radically changed risk pattern in student population. Because more individualization justifiably appears to be encouraged in the Japanese educational system, perhaps it is time to switch the concept of student health services from simply controlling a mass to caring for students more individually. In this affluent society, Japanese students are in greater need of professional advice than their counterparts three decades ago in order to establish their identity. Nevertheless, they tend to shun any means which are regulatory. In the above context, successful health care in this university based on health care as part of a daily routine help yourself, the door is open would imply a promising approach.

(M.D., PhD. Professor emeritus of Health Care, Ochanomizu University, Tokyo)

Acknowledgements

The author is grateful to the consultant doctors, Masako Horiguchi(gynecology), Jirou

Suzuki(psychiatry), Yasushi Yamada(psychiatry) and Hideki Kudou(hematology) for their collaboration and valuable advice throughout the period of observation. Sincere thanks are also due to Ms.Yasuno Haraguchi(nursing) and the staff of the counseling section who provided excellent assistance with utmost enthusiasm. The author also wishes to express his gratitude to Professor Michiko Nishio of the Department of English Literature for her critical reading and linguistic correction in preparing this manuscript.

Notes

1. Okuno T. and Haraguchi Y. A case of buli-anorexia with a chronic renal complication. *Proceedings of the 30th Conference on Student Health*. 1992. pp. 445–447.
2. Maeda Y., Maehata N., Ninomiya T. and Taniyama R. “The incidence of Graves’ disease among the female university students possessing thyroid antibodies.” *Proceedings of the 30th Conference on Student Health*. 1992. pp. 423–426.
3. Health and Welfare Statistics Association. *Health and Welfare Statistics in Japan 1994*. 1994. pp. 41–45.
4. Akimoto H. “Mental health of students in a Japanese university.” *Japanese Medical Journal*. No.2078. 1964. pp. 71–75.
5. Okuno T. and Haraguchi Y. “Twenty-year trend of BMI in a population of female university students in Japan.” *Proceedings of the 29th Conference on Student Health*. 1991. pp. 262–264.
6. Horiguchi M. “Incidence and management of weight-losing amenorrhoea among female university students in Japan.” *Proceedings of the 29th Conference on Student Health*. 1991. pp. 86–90.

(Accepted December, 1996)

日本における女性政策の発展

利 谷 信 義

真の男女平等は、女性を単に現在の男性と同じ状況に置こうとするものではなく、人間の尊厳と価値の観点から、女性にとって必要な権利（人権）を保障するものである。このような考え方からすれば、現在の男性の置かれている状況も、人間として満足すべきものとは到底言えないものであり、人権の立場から改革が必要となるであろう。だとすれば、男女不平等の是正は、女性のみならず、男性にとっても必要である。したがって、日本における女性政策は、新たな展望と改革を要求していると言えよう。そのことを反映するものこそ、男女共同参画社会という観念である。これは、1991年の国内行動計画の第一次改定においてその片鱗を見せたが、1996年7月の「男女共同参画ビジョン」及びこれに基づいて策定された同年12月の「男女共同参画2000年プラン」によって、明確な姿を示した。本稿は、日本における女性政策の動向を概観しようとするものであるが、その中心は、男女共同参画社会の観念がどのようにして成立したか、それがどのような問題に直面しているかを考察するものである。

1. 国際社会における人権保障の動きと女性の人権

近代の生み出した人権の観念が、すべての人に適用されるものでなかったことは、早くから見破られていた¹。特に、女性による異議申し立てとして、1789年の「人および市民の権利宣言」に対して、オランプ・ド・グージュが、1791年、「女性および女性市民の権利宣言」を対置したことは有名である²。

人権の普遍性が現実のものとなるためには、二度に及ぶ世界大戦が重要な役割を果たした。歴史の逆説は、女性の参政権が、大戦を契機として認められたことを示している。総力戦は、女性の協力無くして遂行できなかったからである。

しかし、第二次大戦以降、人権保障の普遍性は、画期的な発展を遂げた。1945年の国連憲章が戦後世界における人権保障の展望を開き、1948年の世界人権宣言が人権の体系を明らかにし、1966年の国際人権規約がこれに法的拘束力を与えた。その意味では、人権の普遍性は、きわめて現代的な現象であると言えよう。

このような世界的な動きの中で、初めて女性の人権は、人権一般のなかに位置づけられ、尊重されることとなった。女性に関する人権保障は、国連憲章にも、世界人権宣言にも、国際人権規約にも謳われた。その背後に、人権の確立を求める女性の広範な運動があったことを見逃すべきでない。

しかし、これらは、社会の中に深く組み込まれた女性差別を現実に撤廃するためには十分ではなかった。この点において、国連が、1975年以降、社会のなかで正当な位置づけを与えられていない人々に対して、特別な配慮を模索したことに注目する必要がある。すなわち、国連は1975年の国際婦人年をはじめとして、国際こども年、国際青年年、高齢者行動計画、国際障害者年、そして1994年に国際家族年を設定した³。国際高齢者年も設定の予定があるという。

女性は人類の半分を占める存在であり、こども、青年、高齢者は、男女を問わず人間にとって必ず経過する世代であり、障害は、誰にとってもいつ起こるか分からない人間の状態である。そして家族は、人間にとってもっとも基礎的な集団であり、これらの人々を総括する場となる。これらの人々が社会の構成員として尊重され、平等に処遇されることは、公正な社会の基本的条件である。

しかし、現実にはこの条件は充足されていない。人権の一般的な保障では、これらが抱えている具体的な人権

問題の解決には不十分であった。したがって、国連は、これらに対して特別の配慮をすることを主張し、各種の国際年を設定し、各種の宣言を行った。そればかりでなく、さらに各種の行動計画を定め、各種の条約を採択した。これは、人権保障に対する新しい考え方を示すものと言わねばならない。国連は、人権保障が宣言にとどまり、それを支える仕組みが作られない場合には実効性がないことを明確に認識し、実効性のある措置に踏み切ったからである。この動きは世界各国に影響を与え、日本もまた、その影響下に各種の活動を展開することとなった。

特に、国連の女性の人権をめぐる活動は、戦略的位置づけからも、推進力の点からも、また他の人権への影響力の大きさからも、人権保障活動全体のかなめとしての位置づけを持っている。その意味からすれば、1975年の国際婦人年以降の女性に関する国連の活動は、人権史の新しい段階を画するものといわなければならない。

2. 女性の人権に関する国連の活動

2-1. 国際婦人年

国連は、1945年10月、平和な戦後世界を築くための新たな国際機構として作られた。国連憲章の前文には男女平等が謳われ、経済社会理事会の機能委員会として設置された婦人の地位委員会が、女性の地位向上、男女平等原則の達成のために活動を開始した⁴。1948年の世界人権宣言と、これに法的効力を与える1966年の国際人権規約、1967年の女性に対する差別撤廃宣言と、これに法的効力をあたえる1979年の女子差別撤廃条約は、婦人の地位委員会の活動が国連のレベルで認められたものである。

このような活動の積み重ねの上に、1972年の国連総会は、1975年を国際婦人年とし、「男女平等の促進」、「経済、社会、文化への女性の参加」、「国際友好と協力への女性の貢献」のために活動することを決定した。

国際婦人年の中心的事業は、1975年6月19日からメキシコ市で開かれた世界女性会議であり、125か国と36団体の代表約2000人が出席し、日本も藤田たき団長を始めとする政府代表その他が参加した。

この世界会議は、世界行動計画、メキシコ宣言ほか35の決議を採択した。従来の男女平等運動が、先進国の女性の立場から進められたのに対し、ここでは、発展途上国の女性の立場も強く押し出され、宣言において、植民地主義・新植民地主義・シオニズム・人種差別・アパルトヘイトによる抑圧の排除と女性の地位向上との密接な関係が強調された。

2-2. 世界行動計画・国連婦人の10年と女子差別撤廃条約

世界行動計画は、全6章219項目からなる膨大なものであり、第一義的には政府に対して勧告されたものである⁵。しかし、この勧告は、すべての公的及び民間の機関、女性団体、青年団体、使用者、労働組合、マスコミ、NGO、政党その他のグループに対して勧告されたことを忘れてはならない。

世界行動計画は、各国政府に対し、法と政府機構について次のことを要求した。

第一は、女性に対する国内法を、人権の原則・国際的に認められた基準・関連国際文書に照らして再検討し、逸脱していればそれを改め、必要な場合には新法を制定することである。

第二は、関連の国際条約を批准していない場合には、その実行をするための措置を取ることである。

第三は、女性に平等の機会と国家活動への全面的参加の達成を促進するため、政府内の高い位置に各省庁の所轄分野にとらわれない多部門的機構（国内本部機構、National Machinery）を設置することである。

この世界行動計画は、その後10年にわたって女性の地位向上のための運動の指針となることを目指した。国連はこれを支持し、1976年から1985年にいたる時期を「国連婦人の10年」とし、国際婦人年の目標を達成するための努力期間とした。

国際婦人年の成果としての世界行動計画と「国連婦人の10年」に関して私が注目したいのは、以下の3点である。

第1は、「男は仕事、女は家事、育児」という男女の固定的役割分担を否定するという原理的転換をなしたことである。1965年の「家庭責任を持つ女性の雇用に関する勧告」(ILO123号)においても、家庭責任は女性が負うことを前提として雇用上の保護を女性に与えるものとしていた。1967年の国連の「女性差別撤廃宣言」もまた同じ立場に立っていた。これに対し、世界行動計画が家庭責任は男女が等しく負うべきものとしたことの意義は大きい。

国連は、1979年、「女性差別撤廃宣言」に法的効力を与えるために「女子差別撤廃条約」を採択した。しかし、その内容は、世界行動計画の考え方を受け継いで、男女の固定的役割分担を全面的に廃止することを目標とした。その意味では、「条約」は「宣言」を二重に超えたのであった。さらに、1981年には「家族的責任を持つ男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(ILO156号)が採択された。これもまた、1965年の「勧告」を二重に超えるものであった。

第2は、各国に対し、女性差別の撤廃を行うために、「各省庁の所轄分野にとらわれない多部門的機構」を、国家機構の高い位置におくことを要望したことである。これは、国内本部機構(ナショナル・マシーナリー)と呼ばれているが、その後の状況を見ると、この機関が女性政策の推進に果たした役割は、きわめて大きいものがあった。日本もその例外ではない。

第3は、行動計画と努力期間が組み合わされたことである(ゴール・アンド・タイムテーブル)。世界行動計画が計画倒れにならないように10年の期限を切ったことは、計画の促進をどのくらい助けたか計り知れないものがある。

しかも、1980年を途中点検のための中間年として、コペンハーゲンで世界会議が開催され、「国連婦人の10年後半期プログラム」を採択したことの意義も大きい。このような措置によって、各国政府は、確実に成果を挙げなければならなくなった。1979年の女子差別撤廃条約の成立とその後の各国の批准の進行は、まさにその成果であった。

「国連婦人の10年」の最終年である1985年には、「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦2000年を展望する「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された⁶。

また、1990年には国連の経済社会理事会によって、「ナイロビ将来戦略・勧告」が採択されるなど、戦略の更新と推進の努力が続けられた。さらに、1995年9月に北京で開かれた第4回世界女性会議は、女性のエンパワメント(力をつけること)を目指し、女性の政治的、経済的、社会的な地位向上に関する行動綱領を採択することによって、新たな飛躍をとげたのであった⁷。

3. 女性の人権に関する国内の動き

3-1. 日本の国内本部機構(ナショナル・マシーナリー)

このような国連の活動は、日本にも大きな影響を与えた。もともと日本では、戦後の国際社会の影響下で制定された1946年の日本国憲法が、個人の尊厳と男女平等を保障したが、後述するように、高度経済成長のもとで、むしろ男女の固定的役割分担が強化され、女性の社会的地位は、実質的に抑えられていた。

これに対して、1975年9月、三木内閣は世界行動計画の要請に従い、内閣に内閣総理大臣を長とし、関係省庁の次官を本部員とする婦人問題企画推進本部を国内本部機構として設置した。また、この本部に参画する参与の制度を設け、さらに市民の意見を聞くために内閣総理大臣の私的諮問機関として婦人問題企画推進会議(初代会長藤田たき)を設置し、総理府の婦人問題担当室をその事務局とした。

婦人問題企画推進本部は、1976年5月に「国内行動計画概説案」を公表して各方面の意見を聞き、1977年1月、「国内行動計画」を決定した。

3-2. 1977年1月の「国内行動計画」

この計画は、日本の現状を以下のように認識した⁸。すなわち、女性の能力・適性に対する偏見と固定的な男女の役割分担意識が根強くあること、男女不平等が職場に残存していること、国や公私の機関・団体を通じて政策や方針決定における女性の参画が低調であること、既婚女性の職業・生産活動と家庭生活とを調和する家庭や社会の条件整備が不十分であること、女性の家事活動や家業への寄与の評価が不十分であること、そして「わが国の諸法制は、男女平等を原則とするが、実際に平等を確保する上で不備」があることである。したがって、「憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性がともに参加、貢献すること」を可能とする社会環境の形成を目標として、以下の5点をその後の10年の計画課題とした。

①法制上の女性の地位の向上、②男女平等を基本とするあらゆる分野への女性の参加の促進、③母性の尊重及び健康の擁護、④老後等における生活の安定の確保、⑤国際協力の推進。

なお、1977年10月、「国内行動計画前期重点目標」として、女性の政策決定参加、家業・家庭における働きの評価、雇用における男女平等など11項目が挙げられた。

3-3. 女子差別撤廃条約の批准とその意義

その後の日本政府の行動を見よう。

まず1979年、日本は国際人権規約を批准し、それは同年9月21日に発効した。また、「国連婦人の10年」の中間年である1980年7月、145か国約2000人が参加したコペンハーゲンの世界女性会議において、日本は1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約に署名した。これも、ゴール・アンド・タイムテーブルの効果であると言える。

この条約を批准するためには、条約と抵触する国内法の改正などが必要である。国内行動計画の下でも、配偶者の相続分を引上げ、寄与分を創設する民法改正や中高年独身女性の入居を認める公営住宅法の改正などがなされたが、もちろん不十分であった。そのため、条約との抵触を避けるための措置として、国籍法を父系血統主義から父母両系血統主義に改めると共に、戸籍法の改正を行い、男女雇用機会均等法を制定して男女の雇用の平等を一步進め、男女の固定的役割分担を是正するため、家庭科教育を男女共修とすることにした。これによって、ようやく政府は、「国連婦人の10年」の最終年である1985年にこの条約を批准することができた⁹。

さて、女子差別撤廃条約が、国内体制に及ぼす仕組みについて検討しておこう¹⁰。条約は、その履行確保のため、女子差別撤廃委員会を設置した。締約国は、この委員会に対して、条約発効のときから1年以内に、その後は4年ごとに、さらに委員会が要請するときは何時でも、この条約実現のために取った立法上、司法上、行政上その他の措置、及びこれらによる進歩について報告しなければならない。委員会に対しては、NGOもまた、報告することができる。したがって、ナショナル・レポートは、事実上、NGOのレポートとの整合性を要求されることになろう。委員会は、その検討結果を、経済社会理事会を通じて国連総会に報告することになっている。したがって、締約国の男女平等の実現度は、国際的な場で再検討されることになる。国際法と国内法とのフィード・バックの関係がここに確立されたのである。

3-4. 女性政策の社会的条件

以上のような日本政府による女性政策の展開は、国際的な圧力によるところが大きいことは確かであるが、それを促す国内的要因の存在を見逃すべきではない。そのことを明らかにするために、戦後の家族の在り方を検討しておこう。

日本の平均世帯規模は、1920年の第一回国勢調査以降、1955年までほぼ5人を維持してきたが、1960年には

4.54人、1970年には3.69人、1975年には3.45人と急激に縮小した。これに伴い、1955年に62%であった核家族所帯が、1975年には74.2%と急激な増加を示し、いわゆる核家族化現象が進行した。これは、高度経済成長による地域間・産業間の労働力移動と出生数の減少によるものと考えられる。また、家族が、このように大きな変化を遂げるためには、制度と意識の面における対応が不可欠であった。この点については、個人の尊厳と男女の本質的平等を謳った憲法24条の下で民法改正が行われ、明治民法の「家」制度を廃止し、核家族を家族像とする現行法が制定されたことが大きな役割を果たした。

では、家族はどのような在り方を示したのであろうか¹¹。それは、産業社会の基礎単位として、社会的労働の担い手である夫を中心とし、妻と子がこれに従い養われる家族であった。女性の労働力率は、1950年代後半以降、1960年の54.5%、1975年の45.7%へと、ほぼ一貫して低下傾向を示した。このことは、高度経済成長の下で、女性が家族の中に家事労働力として吸収されたことを示している。日本の夫は、家事労働に参加せず、フルに長時間労働に従事し、妻は家事・育児に専念する。女性が社会的労働に従事しても、それは結婚や育児に左右されるもので、基幹的な労働力では有り得なかった。女性の年齢階層別労働力率は、いわゆるM字型を示した。このような家族の在り方は、高度経済成長による高収入の保障によって支えられ、また高度成長は、家族の在り方によって生み出される労働力によって支えられるという相互関係にあったと考えられる。このようにして、産業社会と家族とを貫いて、男女の固定的役割分担が確立した。

しかし、1973年のオイル・ショックが経済の低成長をもたらし、事態は変化せざるを得なかった。企業は減量と賃金抑制によってこの危機を乗り越えようとし、経済的打撃を受けた家族は、女性の社会進出によってこれに対応しようとした。女性の就業人口は1975年の1987万人から1980年の2185万人、1985年の2367万人、1990年の2593万人と増加し、女性の労働力率は、1975年を底として1980年には47.5%、1985年には48.7%、1990年には50.1%とほぼ一貫して増加傾向を示した。特に、女性の就業期間が長期化し、したがって結婚した女性雇用者が増加したことに注目する必要がある。

このような状況は、産業社会と家族を貫く男女の固定的役割分担と鋭く対立する。そのことは、多くの人々の意識するところとなった。総理府の「婦人に関する世論調査」によれば、「男は仕事、女は家庭」に同感する人は、1972年には80%を占めたが、1976年には49%、1984年には36%と急激に減少した。1975年以降の日本政府による女性政策の展開は、このような状況に対応するものであった。

3-5. 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」とその改定

その後も日本は、国連の動きに対応して活動を展開した。1986年、婦人問題企画推進本部は、その任務を「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」と女子差別撤廃条約に対応するものとし、本部員を全省庁の次官に拡大して体制を強化した。婦人問題企画推進会議も婦人問題企画推進有識者会議に改組拡充された。これらが共同して、1987年の「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定された。

1990年代に入ると、日本も冷戦終結後の新たな世界状況と国内状況への対応に迫られた。特に、1989年の合計特殊出生率が1.57まで低下したことが、女性政策に対して促進要因として働いた。高齢化・少子化という形で現れた社会の行き詰まりを解決するために、新たな女性政策の展開が求められたのである。1990年、難航を予想された育児休業法が国会をスムーズに通過したことは、このことを裏書きするものである。

これに対応して、1991年4月、婦人問題企画推進有識者会議は「変革と行動の5年」と題する意見書を婦人問題企画推進本部長である内閣総理大臣に答申した¹²。これは、男女平等への速度を早めようとした1990年の「ナイロビ将来戦略・勧告」に対応するものである。本部はこれをうけて、1991年6月、新国内行動計画の第一次改定を行った。これは、「男女共同参画型社会」を目標として掲げ、ナショナル・マシーナリーの強化をも約束した画期的なものであった。また、これに基づいて、公的審議会における女性委員の比率を15%以上とする目標も設定された。

この第1次改定の動きと関連して、法務省の法制審議会は、1991年1月以降、家族法の見直し作業を進めた¹³。1992年12月の「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」、1994年7月の「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」が公表され、世論にその是非が問われた。法制審議会は、その反応をも考慮して、1996年2月、「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申した¹⁴。

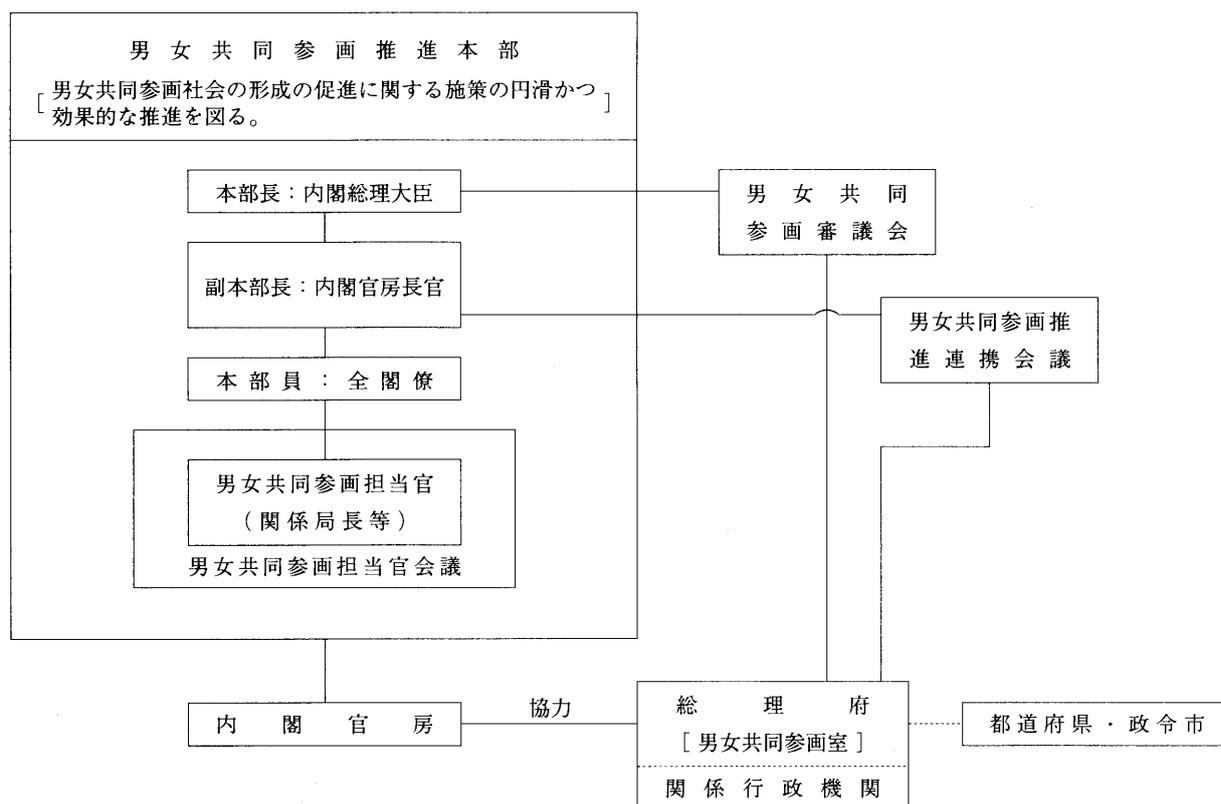
また農林水産省は、1992年6月、農山漁村女性のビジョンとして、「紀元2001年に向けて新しい農山漁村の女性」を策定した¹⁵。これは、農林水産省の新政策「新しい食料・農業・農村政策の方向」に対応するとともに、第1次改定の方針を農山漁村において実現しようとするものであり、女性の個の確立と経営におけるパートナーとしての地位の保障を目標とした。1960年代から全国農業会議所によって推進された家族協定は、これに役立つものと評価され、家族経営協定として内容に改善が加えられ、1995年2月の農産園芸局長通達によって推進されることとなった。家族経営協定は、農業女性の農業者年金加入の道を開いたのである。

3-6. ナショナル・マシーナリーの強化と活動

その後の経過は、以下の通りである。1992年12月、内閣官房長官が婦人問題担当大臣に任命された。1993年7月、本部は、ナショナル・マシーナリーの強化を図るため、「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」を決定し、1994年6月、予算の通過とともに実施した¹⁶。

まず、総理府の中に「男女共同参画室」（初代室長坂東真理子）が置かれるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」（会長縫田暉子）が政令によって設置された。また、各省庁の局長クラスによる「男女共同参画担当官」が庁内調整と各省庁の機動的連携に当たることになった。さらに、7月には「婦人問題企画推進本部」が、「男女共同参画推進本部」に改組され、内閣総理大臣を本部長、全大臣を本部員とすることとなった（図参照）。

図1 男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



出典 総理府男女共同参画室編『男女共同参画 2000年プラン&ビジョン』大蔵省印刷局 1997年 p. 107.

内閣総理大臣は、1994年8月、「男女共同参画審議会」に対し、男女共同参画社会の形成に向け、21世紀を展望する総合的ビジョンを諮問した。その答申が、1996年7月の「男女共同参画ビジョン——21世紀の新たな価値の創造」（以下、ビジョンと略称）である。

また、このビジョンに基づいて、同年12月、新たな国内行動計画として「男女共同参画2000年プラン——男女共同参画社会の形成に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」（以下、プランと略称）が策定された¹⁷。

このように、日本における女性政策は新たな段階を迎えた。1996年5月、お茶の水女子大学に国立大学で初めてのジェンダー研究センターが設立されたことも、このような大きな流れの一環をなすものであったと言えよう。

4. 「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」

4-1. 「男女共同参画ビジョン」の策定過程とその内容

男女共同参画審議会のビジョン策定過程においては、いくつか注目すべきことがある。

まず第一に、審議状況の公開と広範な世論を反映する努力がなされたことである。例えば、ビジョンの骨子を公表してファックスや郵便による意見を求め、各地において審議会の委員と地方自治体職員やNGOを始めとする人々との懇談会を持ったこと、議事録を公開したことなどである。全国各地から518件（個人309、団体197、不明12）に上る意見・要望が審議会に寄せられたこと、各地の懇談会にも例外なく多くの人々が参加し、活発な討議が行われたことは、男女共同参画に関する人々の関心の強さを物語るものであった。審議会は、寄せられた意見・要望を検討し、その結果を答申に反映させることに努めた。

第2に、各分野の専門家の意見を聴取し、男女共同参画社会を基礎づける事実と理論の検討に努めたことである。その成果はビジョンの至る所に見られるが、特に以下の4点を指摘しておきたい。

①まず、「第1部 男女共同参画社会への展望」を「男女共同参画社会の基本的な考え方」と「男女共同参画社会と経済・社会環境」とから構成し、男女共同参画社会を、人権の面からと社会経済面からの総合において根拠づけたこと、

②また、「社会的・文化的に形成された性別」としてのジェンダーを、男女共同参画社会を築く上に重要な視点として取り上げたこと¹⁸、

③政策・方針決定過程への女性の参画の推進のために、積極的参画推進措置（ポジティブ・アクション、アファーマティブ・アクション）を検討したこと¹⁹、

④性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念を検討したこと²⁰、である。

第3に、関係省庁からのヒアリングを綿密に行い、各々の施策の現状を正確に把握することに努めるとともに、それらの総合調整と改善の方途を探ったことである。

第4に、審議が進捗して論点整理へと向かいつつあった1995年秋、北京で第4回世界女性会議が開催されたことである。北京会議では、ナイロビ将来戦略の達成を目指し、各国政府や国際機関が西暦2000年までに推進すべき行動を討議した。日本政府代表である女性問題担当大臣野坂内閣官房長官は、その代表演説において、①女性のエンパワメントの必要性、②女性に対する暴力への取組を中心とする女性の人権の擁護、③女性と男性の、政府とNGOの、そして国境を越えたパートナーシップ、④平和の尊重、核実験の自制、核軍縮・核廃絶に向けた真剣な努力、を強調した²¹。また、日本各地から5000人にのぼるNGOが討議に参加した。北京会議は、北京宣言と行動綱領を採択したが、これらの成果は、ビジョンの策定過程をより充実することに役立った。

さて、「男女共同参画ビジョン」によれば、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。男女共同参画社

会という新しい用語は、従来よく使用された参加という言葉は排し、女性も意思決定の中心となるという意味を参画という言葉にこめたものである²²。

ビジョンの第1部は、「男女共同参画社会の理念と目標」として、「人権の確立」「政策・方針決定過程への参画による民主主義の成熟」「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点の定着と深化」「新たな価値の創造」「地球社会への貢献」を掲げた。ここには、近代的な人権が、すべての人に適用されるという中立的な装いにもかかわらず、ジェンダー・バイアスによって女性を差別してきたことに対する批判と、真の人間の平等を実現するための目標が示されている。

またそれは、「男女共同参画社会と経済・社会環境」の標題の下に、「少子・高齢化の進展」、「国内経済活動の成熟化と国際化」、「情報通信の高度化」、「地域社会の変化」など、長期的な経済・社会環境の変化が、男性にも女性にも男女共同参画社会の実現を必要とするに至ったことを論じている。男女共同参画社会は、理想や権利の問題に止まらず、現実社会の要求にもとづく実現可能な社会であることを主張したのである。

ついで第2部は、女性が直面する諸問題を解決し、社会の在り方や男性の意識や行動を変革するために、国や地方公共団体、企業やその他の団体、国民一人ひとりが取り組むべき具体的な課題を明らかにした。すなわち、「性別に偏りのない社会システムの構築」、「職場・家庭・地域における男女共同参画の確立」、「政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」、「性別にとらわれず生きる権利を推進・擁護する取組の強化」（女性に対する暴力の撤廃²³、メディアにおける人権の推進・擁護、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立など）、「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」である。

ここで注目すべきことは、ビジョンが、女性の直面する課題として、国内的課題とともに地球的課題としての「平等・開発・平和」を重視したことである。従来、国際的な女性政策としての「開発の中の女性」（Women in Development, WID）は、発展途上国の女性の開発参加問題と考えられる傾向があった。しかし、ジェンダーの観点からすれば、開発は男女平等の実現と関連させてとらえられるべきであり、また真の男女平等は、一国家、一社会において実現されるものではなく、地球的課題が解決される中ではじめて実現されることからすれば、女性政策も地球的な基盤に立たなければならない。ビジョンは、「開発の中の女性」から「ジェンダーと開発」（Gender and Development, GAD）を志向する国際的な動きに即応するものである²⁴。

さらに第3部は、国内本部機構の拡充強化や基本的法制の検討、国、地方公共団体、NGO間の連携協力を要望した。

4-2. 「男女共同参画2000年プラン」の決定

政府は「男女共同参画ビジョン」において提示された男女共同参画社会のビジョンを基礎として、男女共同参画社会を実現するために必要な政府の中長期政策を方向づける「男女共同参画2000年プラン」を策定し、12月13日に閣議決定した。この計画は、女性のエンパワメントに関するアジェンダである1995年9月の北京世界女性会議の宣言及び行動綱領に対応する国内行動計画という性格を持っている。

この計画の中心をなす「第2部 施策の基本的方向と具体的施策」は、施策の基本的方向とそれに対する具体的施策から成っている。その全体の構造は、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」を起動力として、「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」、「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」、「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」を目指すこととなっている。

ここに言う「社会システムの構築」とは、まず第1に、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」である。具体的施策としては、国は、自ら審議会などの委員への女性の参画、女性国家公務員の採用・登用を促進するとともに、地方公共団体などに対して同様の措置をとることを要請し、また企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体における女性の参画を支援し、さらに、女性の参画の現状や問題点、特にポジティブ・アクションについて調査・研究し、女性の人材に関する情報の収集・整備・提供に努めることとされている。

「社会システムの構築」の第2は、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」である。具体的施策としては、①社会制度・慣行の見直しの一環として、男女平等の見地から家族法制を整備すること、税制・社会保障制度・賃金制度などのジェンダー・バイアスを除去すること、職場・家庭・地域などにおける慣行を見直すこと、生活者の視点が反映されるように社会基盤を整備すること、②男女共同参画の実現のため、男女平等と人権尊重の意識を根付かせるために、多様な媒体を通じ、かつ多様な団体との連携によって広報・啓発活動を推進すること、③法識字の強化²⁶、すなわち、女性の権利に関連の深い国内法令や国際条約を理解しやすく広報することに努め、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関などの情報の提供に努めること、④統計調査の充実や無償労働の数量的把握の推進²⁷など、男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供、である。

以上のような社会システムを基盤として、地域、家庭、職場など他のあらゆる分野における男女共同参画が推進される。

「第3部 計画の推進」は、第2部において示された具体的施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備・強化について提示したものである。

まず第1は、関係行政機関が緊密に連携を保ちつつ、総合的見地から整合性のある諸施策を推進するとともに、本計画の推進状況を定期的にフォローアップし、かつ男女共同参画の現状、問題点を常時把握し、国民に公表することである。その際、男女平等の視点をあらゆる施策に反映させるとともに、行政職員のための手引書や研修機会の充実を図ることとされている。

第2は、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、先進的な取組を行っている諸外国の事例や我が国への導入可能性の調査研究、男女共同参画をめぐる現状や国民の意識に関する統計調査、意識調査による定期的な実態把握、国際社会や諸外国における取組の動向に関する情報の収集・整備と、国、地方公共団体、NGOへのこれらの情報の提供、及び我が国の取組の海外への発信による国際機関や諸外国の国内本部機構との連携・協力の充実である。

第3は、総合的な推進体制の整備・強化である。すなわち、①国内本部機構の組織・機能強化として、「男女共同参画社会の形成を促進するための新たな審議会の設置」²⁸、「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律の検討等」（オンブズパーソンの調査検討を含む）、「女性問題担当大臣の補佐体制の充実」、「男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等」、「男女共同参画推進本部担当部署の充実等」（関係省庁による連絡会議の定期的開催を含む）、「行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用」、「国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化」、②国、地方公共団体、NGOの連携強化、全国的取組体制の強化として、「国・地方公共団体間の連携の強化」、「女性の活動の拠点となる施設の充実」、「NGOとのネットワークの形成」、「男女共同参画社会の実現にむけた機運醸成」が示されている。

5. 女性政策の現状と問題点

5-1. 問題の所在

このように、ビジョンとプランの策定は、日本の女性政策の歴史において画期的なものであった。しかし、現実が男女共同参画社会の実現に向かって一直線に進んでいるかと言えば、事態はそれほど単純ではない。それぞれの分野における法と政策の現実の動きは、社会の複雑な在り方と対応して、必ずしも整合的ではなく、互いに衝突する局面さえ見られるからである。特に、社会と家族を貫通している男女の固定的役割分担の改革は、雇用の在り方、育児・介護の在り方、そしてこの両者の関係において、きわめて深刻な問題を提起する。

この問題に関するビジョンの取組を見よう。それは、「職場・家庭・地域における男女共同参画の確立」のために、①「雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」と②「農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の促進」を計り、その基礎条件として③「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」を確保す

るものとした²⁸⁾。

5-2. ビジョンとプランの取組

この点に関して、ビジョンは、以下のように法の見直しを要望した。まず、男女雇用機会均等法については、制定後10年を経過したにも拘らず、女性を取り巻く環境は依然として厳しいことから、「男女双方に対する差別的な取扱いを禁止し均等な機会と待遇を確保するための実効性のある法制度を確保するという観点から、紛争解決手段の在り方を含めその見直しについて幅広く検討を行うべき」ことである。また、「労働基準法的女子保護規定（妊娠及び出産に係るものを除く）に関しては、男女の労働者が共に職業生活と家庭生活とを両立できる条件整備を念頭に置きつつ、男女同一の法的枠組みの整備の検討」を期待した。

また、ビジョンは、農林水産業、商工業等の自営業に従事する女性が、生産と家庭の維持、地域活動の発展において重要な役割を果たしているにも拘らず、それに見合った評価が与えられていないこと、また、多くの場合、生産と生活の両面において過重な負担を強いられていることから、地域の生産と生活における方針決定の場への参画、経済的地位の向上を図ると共に²⁹⁾、地域における育児・介護施設やサービスの充実とそれを気軽に利用できるように意識改革をすることの重要性を指摘した。

問題の中心は、「職業生活と家庭生活とを両立できる条件整備」が、どこまで実現できるかにある。

ビジョンは、男女が家庭責任を共に担うべきことを強調した女子差別撤廃条約や、育児・介護の家族的責任を負った労働者が差別を受けないことを保障した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」の趣旨に沿う施策の充実を求めた。

さらに、具体的な取組として、①育児についての社会的支援体制の強化と男女がともに育児に関わることのできる環境整備、②介護についての社会全体の共同負担と社会的支援、③育児・介護休業制度の普及・定着、仕事と育児・介護の両立を支援する措置を講ずる事業主に対する援助、育児・介護をする労働者に対する相談・情報提供、育児・介護のために退職したものの再就職の支援、④ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のための福祉・雇用対策、⑤家庭生活、地域参画の確保のための労働時間の短縮に向けて、年次有給休暇の取得促進、完全週休二日制の普及促進、所定外労働の削減への努力、⑥職場中心の意識・ライフスタイル、特に男性のそれと家庭・地域への参画との調和、⑦ボランティア活動に参加できる環境整備、を挙げた。プランは、以上を具体的な施策の形に定式化した。

5-3. 両立政策と労働法制の動向

1997年度の国民生活白書は、「働く女性——新しい社会システムを求めて」をテーマとし、ビジョンとプランの方向を支持するものであった。それは、21世紀における本格的な高齢社会をささえる労働力として女性に期待し、女性が就業と出産を両立できる社会システムをつくりあげることがを主張した。

これに対して、現実の労働法制の動きは、必ずしも整合的ではない。以下具体的に検討してみよう。

1997年6月、懸案であった男女雇用機会均等法の改正と労働基準法の改正が行われ、1999年4月から施行されることになった。

均等法については、現行法が、募集・採用・配置・昇進に関する差別の解消を努力義務としたのに対し、新法は禁止規定とした。また、紛争の調停開始条件について、現行法が労使双方の同意を必要としたのに対し、新法は一方の申請によって開始できるものとした。さらに、これまで規定のなかったセクシュアルハラスメントについて、新法は事業主に対して防止配慮を義務づけた。これらの改正は、この法律に対するザル法という批判に応えたものであり、一定の前進と評価することができる。これらは、女性の雇用の拡大とその長期化に役立つものと考えられる。

均等法の改正は、労働基準法の抜本的改正と連動した。すなわち、現行労働基準法の女性に対する時間外労働

の制限（年間150時間）、深夜労働（22時から5時の就業）の原則的禁止、休日労働の制限（工業的業種の禁止）を、新法は撤廃することにした。その根拠は、男女の雇用を均等にする以上、母性の保護はともかく、一般の女性に関する保護は撤廃すべきであるということに求められている。その背後には、男性に比べて人件費が安く、国際競争力の強化につながる女性労働力に対する潜在的な需要がある³⁰。

5-4. 基本法の制定と国内本部機構の強化

このような女性保護の撤廃は、女性の働き方に大きな影響を与えるであろう。多くの人が、他の条件が現状のままであるならば、女性の就業継続は困難となり、もし就業を継続するならば健康破壊や少子化の原因になる恐れがあると指摘している。この指摘には現実性がある。だからこそ、男女共同参画社会を実現する社会システムの実現が必要である。特に雇用の分野において、男女を問わぬ残業規制（残業割増率の大幅引上げと残業時間の総量規制）の必要性が強調されるのは当然である³¹。

このような政策間の矛盾は、総合的に調整される必要がある。そのためには、ビジョンやプランで提示された基本法の制定と国内本部機構の強化とが不可欠である。

基本法とは、憲法と個別法との間にあつて、憲法の理念を時代の変化に即して発展させ、その発展させられた理念に基づいて個別法の解釈の新たな方向づけを行い、それで足りない場合には法改正・法制定を促すものである³²。したがって、この基本法は、男女共同参画社会の理念を明確にし、その方向に向かって政策と法を導くことになる。これによって、政策間の矛盾は、強力で総合・調整されるであろう。

基本法については、1998年2月16日、橋本首相が施政方針演説において次のように述べた。「男は仕事、家事と育児は女性と言った男女の固定的な役割意識を改め、女性と男性が共に参画し、喜びも責任も分かち合える社会を実現することは極めて重要であり、そのための基本となる法律案を来年の通常国会に提出いたします。」（『朝日新聞』1998年2月16日夕刊）。これは、ビジョンやプランで提起された基本法の制定を公約したのとして極めて注目に値する。国内本部機構の強化が、政権の交替を越えて実現されたことから考えても、基本法の制定が、いわば国是として提示されたものと言うことができよう。

男女共同参画審議会には、これをうけて、ビジョンの場合と同様に、女性団体その他市民の意見を広く聞き、21世紀を展望する基本法の骨格を作り上げることを期待したい。すでに、基本法をめぐる市民団体や地方自治体の動きも活発化している³³。

国内本部機構の強化は、橋本内閣の行政改革による内閣機能の強化の一環として構想されている。内閣府は、その総合調整機能として、経済政策、科学政策、防災政策とならんで女性政策を管轄するものとされている。したがって、内閣府における国内本部機構の強化が必要となる。諸外国の国内本部機構は、さまざまな形態を取っており、①委員会形式を取るもの、②総理府に総合調整を担当する部局を設けるもの、③女性政策を専管する省を設けるもの、などがある³⁴。日本は②に属するが、同種のオーストラリアの場合と比較すると、その規模において格段に小さい。したがって、今回の行政改革の中で、男女共同参画室を総合調整の役割を強力で果たすことのできるものに拡充しなければならない³⁵。

6. 男女共同参画社会の展望

1975年の国際婦人年に開かれた第1回世界女性会議が世界行動計画を定めたとき、日本は直ちに国内本部機構を作り、1977年に国内行動計画を定めてこれに対応した。その後20年の試練を経て、私たちはいま、「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」のもとに、男女共同参画社会を展望する地平に到達した。

もちろん現実の動きは、男女共同参画社会の実現を容易なものとはしていない。すでに見たように、現実の政策と法の動きは矛盾に満ちていて、多様な方向を示している。中には逆流とさえ思えるものもある。しかし、男

女共同参画社会への潮流を止めることは、何人もできないものである。そのことは、矛盾に満ちた現実の動きの中でも、男女共同参画社会への動きが絶えず一本の糸のように見えてくることから明らかである。そのことは、その実現のために何もしなくても良いということの意味しない。それどころか、多方面の作業が必要である。その一環として、現実を貫く一本の糸を誰にでも見えるように、実証的に、かつ理論的に説き明かす努力が要求される。ジェンダー研究センターは、この要求に応える必要がある。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター長・生活科学部教授)

注

1. この点について重要な役割を果たしたものとして、辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』(岩波書店、1992年)、辻村みよ子『女性と人権』(日本評論社、1998年)、がある。
2. オリヴィエ・ブラン著、辻村みよ子訳『女の人権宣言』(岩波書店、1995年)。
3. 国際家族年の意義に関しては、文部省生涯学習局婦人教育課『94国際家族年』、1994年5月25日、「<特集>1994年は「国際家族年」～「家族からはじまる小さなデモクラシー」～」『子ども家庭福祉情報』vol. 8 (1994年)、利谷信義「日本の家族政策と家族法の諸問題」『家庭経営学研究』30号、p. 4。
4. 国連婦人の地位委員会の初期の活動については、日本婦人会議編『男女平等—働く権利と家庭生活の確立』日本婦人会議、1978年、7ページ、山下泰子『女子差別撤廃条約の研究』(尚学社、1996年)65ページ以下、最近の活動については、有馬真喜子「第41回国連婦人の地位委員会報告」『国際女性』11号(1997年11月)。
5. 世界行動計画については、前掲『男女平等—働く権利と家庭生活の確立』。
6. 「ナイロビ将来戦略」については、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(1985年7月26日「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議において採択)」、内閣総理大臣官房審議室(婦人問題担当室)(プリント版)参照。また、「ナイロビ将来戦略・勧告」は、総理府編『婦人施策の指針—西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)』(ぎょうせい、1991年)101ページ以下に掲載されている。
7. 北京の世界女性会議の行動綱領については、総理府男女共同参画室編『第4回世界女性会議および関連事業等報告書』1996年、参照。この会議に対する日本の対応については、『95北京～東京NGO日本女性大会の軌跡』国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会、1996年3月、「特集：ポスト北京女性会議」『国際女性』10号(1996年12月)、北京JAC報告書委員会編『ポスト北京—理論から行動へ』(1997年7月)、参照。
8. 1977年国内行動計画については、山下正子「日本政府の国内行動計画のねらいと問題点」前掲『男女平等—働く権利と家庭生活の確立』21ページ以下参照。総理府は、1978年1月、「国内行動計画第1回報告書—婦人の施策と現状」を公表し、その後毎年報告書を公表して現在にいたっている。
9. 女子差別撤廃条約については、国際女性の地位協会編『女子差別撤廃条約注解』(尚学社、1992年)前掲・山下泰子『女子差別撤廃条約の研究』参照。
10. この点については、前掲『女子差別撤廃条約注解』の「第17条 女子差別撤廃委員会」(福田菊)、「第18条 締約国の報告義務」(西立野園子)、「第19条 委員会の規則」(松本泰子)、「第20条 委員会の会合」(松本泰子)、「第21条 委員会の報告・提案・勧告」(大泉敬子)、「第22条 専門機関と委員会」(神尾真知子)を参照。日本政府のレポートは、第一次が1987年3月13日、第二次が1992年2月21日、第三次が1993年10月28日に提出された。各国のレポート提出状況と審議状況については、米田真澄「女子差別撤廃委員会第15会期の活動について」、山下泰子「女子差別撤廃条約締約国—レポート提出審議状況一覧」『国際女性』10号(1996年12月)、参照。
11. 以下の叙述については、利谷信義「男女平等と男女の性別分業」『法律時報』59巻8号(1987年)、小川直宏「女子就業率の上昇と産業構造の変動」『統計』1996年12月号、参照。
12. 「婦人問題企画推進有識者会議意見—変革と行動のための五年」(1991年4月10日)と「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)—男女共同参画型社会の形成を目指す—」は、前掲・総理府編『婦人施策の指針』に掲載されている。
13. 法務省民事局参事官室『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』(1994年7月)参照。試案の説明において、「身分法小委員会が今回の審議を開始した平成3年1月の時点では、この会議(注、婦人問題企画推進有識者会議を指す)現行の婚姻及び離婚法制に関しても、男女平等の見地から見直しの提言がなされることが見込まれていた。こうした事情もあって、法務省においても、早期に婚姻及び離婚法制の見直しに着手する必要がある」と述べられている。
14. 女子差別撤廃条約と民法改正との関係については、戒能民江「条約と家族法改正」『国際女性』11号(1997年12月)、民法改正に関する国内的、国際的諸条件については、利谷信義「民法改正—その要因と展望」『法学新報』104巻8・9号(1998年)、参照。
15. 女性に関するビジョン研究会『2001年に向けて新しい農山漁村の女性(農山漁村の女性に関する中長期ビジョン懇談会報告書)』

- (創造書房、1992年)、参照。
16. これは、1991年8月1日に設置された、総理府・婦人問題企画推進本部機構検討会(座長赤松良子)の答申に基づくものであった。
 17. 「ビジョン」と「プラン」は、総理府男女共同参画室編『男女共同参画2000年プラン&ビジョン』(大蔵省印刷局、1997年)に掲載されている。
 18. ジェンダーの意義については、原ひろ子他編『ジェンダー』(新世社、1994年)、福富護「ジェンダー、セクシュアリティ」、岩男寿美子・加藤知恵編『女性学キーワード』(有斐閣、1997年)参照。
 19. ポジティブ・アクション(アファーマティブ・アクション)については、浅倉むつ子「女性の働き方と法制」『ジュリスト』1066号(1995年)、加藤知恵「アファーマティブ・アクション(ポジティブ・アクション)」、岩男寿美子・加藤知恵編『女性学キーワード』(有斐閣、1997年)参照。各国の状況については、『世界のアファーマティブ・アクション—諸外国におけるアファーマティブ・アクション法制(資料集)』が詳しい。1995年10月の世論調査によれば、ポジティブ・アクションに対する賛成は56.3%、反対は18.0%であった(「男女共同参画に関する世論調査結果の概要」『時の動き』1995年12月号)。
 20. リプロダクティブ・ヘルスの問題を国際的に提起したのは、1994年9月のカイロ国際人口・開発会議であった。これについては、外務省監訳『国際人口・開発会議「行動計画」—カイロ国際人口・開発会議(1994年9月5—13日)採択文書—』(世界の動き社、1996年6月)参照。関連文献として、中山まき子「セクシュアリティと女性のからだ」、村松安子・村松泰子編『エンパワーメントの女性学』(有斐閣、1995年8月)、金城清子『生殖革命と人権』(中央公論社、1996年)、上野千鶴子・綿貫礼子編著『リプロダクティブ・ヘルスと環境』(工作舎、1996年)、ヤンソン柳沢由実子『リプロダクティブ・ヘルス/ライツ—からだと性、わたしを生きる』(国土社、1997年)、加藤知恵「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」、岩男寿美子・加藤知恵編『女性学キーワード』(有斐閣、1997年)参照。
 21. 野坂浩賢「第4回世界女性会議を弾みに男女共同参画社会づくりの加速を」『時の動き』1995年12月号、参照。
 22. ビジョンは、その冒頭において、「男女共同参画—それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである。」と述べている。すなわち、真の男女平等に至る道程として男女共同参画社会を位置づけているのであり、座談会『「男女共同参画白書」から見えてくるもの—アンペイドワークを中心に—』(『あごら』231号、1997年8月)に見られるように、「建前だけでなく、もう男女平等は実現したという意識」に立つものではない。
 23. 女性に対する暴力については、角田由紀子『性の法律学』(有斐閣、1991年)、中下裕子・福島瑞穂・金子雅臣・鈴木まり子『セクシュアル・ハラスメント』(有斐閣、1991年)、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『女性に対する暴力』(日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会、1995年)、加藤知恵「性暴力」及び「セクシュアル・ハラスメント」、岩男寿美子・加藤知恵編『女性学キーワード』(有斐閣、1997年)、戒能民江「ドメスティック・バイオレンスと性支配」『岩波講座 現代の法11 ジェンダーと法』(岩波書店、1997年)参照。
 24. 女性の地位向上にとって国際的な平等・開発・平和の活動がきわめて重要であることについては、織田由紀子「開発と女性」、岩男寿美子・加藤知恵編『女性学キーワード』(有斐閣、1997年)参照。
 25. 法識字の達成は、北京世界女性会議の行動綱領でも重視された。金城清子「女性の法的識字能力と人権」、村松安子・村松泰子編『エンパワーメントの女性学』(有斐閣、1995年)、利谷信義「法識字の達成を—憲法50年と女性」『女性展望』471号(1996年5月)、参照。
 26. アンペイド・ワークについては、久場嬉子「新しい主婦論争をおこすために—『アンペイドワークの測定と評価』のカナダ会議から」『女性と労働21』2巻7号(1994年2月)、浅倉むつ子「労働の価値評価とジェンダー支配の法構造」『岩波講座 現代の法11 ジェンダーと法』(岩波書店、1997年)参照。
 27. 1997年3月の男女共同参画審議会設置法は、同年4月1日から施行された。
 28. 『男女共同参画型社会と企業』日本経済調査協議会(1994年)、15ページ、相沢弘美「仕事と育児の両立を支える保育サービス事業」『明治生命ファイナンシャルランス研究所調査報』4巻2号(1995年)、参照。この問題に関する外国の経験の総括として、S・カールセン/J・E・ラルセン編(女性と政策研究会監訳)『平等のジレンマ—女性の就労生活と家庭生活の再考、そして平等概念についての展望—デンマークからの経験—』女性と政策研究会(1996年10月)、参照。
 29. 利谷信義「農山漁村の女性と『男女共同参画型社会』—農林水産業・農山漁村の担い手としての女性—」『生活研究』74号25巻2号(1994年3月)、同「新しい家族経営をめざして—新しい家族経営推進運動—全国推進会議から—」『生活研究』77号(1995年)、同「家族経営協定の理論的課題」『農業法研究』30号(1995年)、参照。
 30. 笹島芳雄「雇用均等法・労働基準法、残業規制の強化が必要」『日本経済新聞』1997年6月30日朝刊、参照。
 31. 笹島前掲のほか、「男女ともに労働時間規制を」『女性ニュース』1996年11月30日、中村みゆき「共通の時間外規制の導入を」『日本経済新聞』1997年6月20日朝刊、参照。
 32. 基本法については、菊井康郎「基本法の法制上の位置づけ」『法律時報』1973年6月号、利谷信義「障害者基本法と障害者の人権」『保健の科学』36巻(1994年)、参照。なお、韓国の女性政策と女性発展基本法については、金在仁「韓国における女性政策の現局面

—女性発展基本法および放課後児童指導制度を中心に(本誌所収)を参照。

33. 『基本法』づくりへ動き活発化(『朝日新聞』1998年3月14日朝刊)によれば、市民・行政の双方から、以下のような基本法への動きが見られる。行政側からは、①埼玉県は昨年10月、研究会を発足し、有識者アンケートを実施して内容を検討中、②東京都は昨年11月の都女性問題協議会の報告を受け、1999年度に条例を制定する方針、③男女共同参画審議会は、本年2月、基本法に関する小委員会を設け、6月をめどに論点を整理し、一般の意見を募る。これに対し市民側は、①昨年末、首都圏男女平等条例市民ネットワークが結成され、②3月3日、全国女性団体のネットワークが、男女平等基本法案の骨子を提案した。なお、1997年5月23日付けで、斉藤誠「女性に関する基本法の骨子私案—男女共同参画ビジョンに準拠する—」が公表されている(北京JAC報告書委員会編『ポスト北京—理論から行動へ』1997年7月)。
34. 各国の国内本部機構については、平成7年度総理府委託調査『諸外国における男女共同参画に関する調査研究報告書』野村総合研究所、1996年3月、参照。
35. 「中央省庁等改革基本法」によれば、内閣府は、各省の事務に広範に関係する事項に関する企画立案及び総合調整等を任務とし、経済財政諮問会議、中央防災会議、総合科学技術会議とならんで、男女共同参画会議を置くものとした。男女共同参画会議の任務は、①男女共同参画に関する基本方針、総合的計画等について審議すること。②政府の施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、関係大臣に必要な意見を述べること。③男女共同参画に関して講じられる施策の実施状況を調査し、及び監視すること、とされ、その構成員は、①内閣官房長官、②関係する国務大臣、③学識経験を有する者、である。

ジェンダー概念の検討

館 か お る

はじめに

本稿は、現在の日本社会における「ジェンダー」という語の用法を確認するとともに、概念化の状況を検討し、現時点でのジェンダー概念の論点について考察することを目的としている。ここで、ジェンダーを概念として検討するのは、近年のジェンダーという語の用いられ方の様相を鑑みると、ある程度の認識を共有しあう必要性を痛感するからである。なお、本稿で「概念」とは、「事物やその過程の本質的特徴を反映する思考方式」、「事物や事象から共通の特徴を取り出し、それらを包括的、概括的に捉える思考の構成単位」を意味し、また事象の共通特徴の把握、概括を行う故に、意味内容と適用範囲を明確に限定するという定義に拠っている¹。例えば、「机」や「人間」という概念は、その意味内容を明確に把握し限定するため、これは「机」ではない、「人間」ではないという、適用範囲の限定を導く。ジェンダーの場合、ジェンダーを概念として成立させた系譜がいくつかあり、その系譜の違いによる意味内容の検討が十分に行なわれてはおらず、さらにそのような状況で新たなジェンダー概念の捉え直しも行われ始めていることから、その意味の適用範囲も一律ではない。

ジェンダーに関わる事象は、実に急速に展開している。世界的規模で起きているジェンダーという語の用いられ方と、ジェンダー概念の成立と変容、さらなる概念化の動きのすべてを視野に入れられるものではない。そこで、本稿では、まず第1に、1995年以降の現代日本におけるジェンダーという語の用法と、それが示している意味や意図を確認することにする。具体的には、政府の「男女共同参画」政策における「ジェンダーに敏感な視点」という用法、地方行政や学校教育の場で広がりつつある「ジェンダー・フリー」という用法、学問研究の場で用いられるようになった「エンジェンダリング（ジェンダー化）」の、三つの用法を取り上げ、分析することにする。第2に、ジェンダー概念の論点を提示するために、まず、ジェンダー概念成立の系譜を跡付け、次にジェンダー概念の根幹である「社会構築性」をめぐっての議論を検討し、最後に現時点での課題にふれることとする。

1. ジェンダーの用法

1-1. 「ジェンダーに敏感な視点」——「不平等是正」を重視する政策課題

ジェンダーという言葉が、日本社会における言葉の社会的認知度を計る一つの指標である『広辞苑』に登場するのは、第4版の1991年のことである²。1995年以降は、新聞紙上にも頻繁に見られるようになった。ジェンダーが学術用語としてばかりではなく、広く一般に使用されるようになったことは、ジェンダーという語を用いて表現を行う社会状況認識が生じてきたことを示すものであろうが、その背景には、国連の性差別撤廃目標達成の動きや日本政府の男女共同参画政策推進の動きがある。

ジェンダーという語が、1995年以降、目覚ましい勢いで流布し始めるのは、1995年の北京世界女性会議において採択された *Report of the Fourth World Conference on Women (Beijing 4-15, September 1995)*, *Beijing Declaration and Platform for Action* (『第4回世界女性会議決議 北京宣言及び行動綱領』) の文章において、ジェンダーという語が多用されたことに起因している³。『北京宣言及び行動綱領』の英文におけるジェンダーの用法を見てみると、例えば「宣言」(declaration) のところでは、gender sensitive policies and programmes (19) とか a gender perspective is reflected in all our policies and programmes (38) といった表現が行われて

いる。ジェンダー・パースペクティブは、「ジェンダーの視点」と日本語訳され、ほぼ定着していると言ってい
 だろう。ジェンダー・センシティブは、「ジェンダーに敏感な」と訳され、後述する『男女共同参画ビジョン』
 『男女共同参画2000年プラン』には用いられているものの、一般にはさほど広まっただけではないようだ。その他に
 gender equality (Chapter IV 57) という表現もあり、「男女平等」「ジェンダーの平等」と訳されている。

一方、北京世界女性会議以後の日本国内行動計画の改定は、男女共同参画審議会の答申である『男女共同参画
 ビジョン』に基づき、平成12年度までの国内行動計画である『男女共同参画2000年プラン』策定というかたちで
 行われた⁴。

この間のジェンダーの用法をめぐるのは、興味深い経緯がみられる。まず、1994年8月に、内閣総理大臣から
 男女共同参画社会形成にむけてのビジョンについての諮問を受けた男女共同参画審議会は、審議の途中段階の
 1995年12月27日に「男女共同参画審議会部会における論点整理」⁵を示し、「21世紀の男女共同参画社会につい
 ての意見・提案」を募集した。その結果は、『男女共同参画審議会部会における論点整理』に対する意見・要望』
 にまとめられている⁶。その中には、「論点整理」で用いたジェンダーの用法についての批判的意見がかなり寄せ
 られている。「論点整理」には、「性別にとらわれない視点（ジェンダーにとらわれない視点）の定着と深化」、
 または、「性別にとらわれず生きる権利」等の「性別にとらわれない」という表現が数多く示されている。「論
 点整理」の意味する「性別にとらわれない（ジェンダーにとらわれない）視点」とは、「社会的・文化的に形成さ
 れた女性と男性の格差（ジェンダー）の解消に向けて検討する視点」とであると説明されている（p.3）。これを
 批判した「意見、要望」には、「（論点整理にある）ジェンダーにとらわれない」という表現は、「ジェンダーを
 気にしない」あるいは、「性別に起因する問題など気にしない」といった、全く逆の意味合いに読み取られかね
 ないので、「性別による不利益が生じない」または「ジェンダー平等社会の構築にむけた」といった表現の方が
 良いという意見が多く寄せられ、また「北京宣言及び行動綱領」にあるように「ジェンダーに敏感な」という表
 現の方が良いという意見も多く見られた（p. 67-84）。

これを受け、『男女共同参画ビジョン』では、男女共同参画社会とは、「女性と男性が、社会的・文化的に形成
 された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」
 (P.3) とするとともに、男女共同参画社会の目標の1つとしての表現を、「社会的・文化的に形成された性別
 (ジェンダー) に敏感な視点の定着と深化」という表現に変えた（p.4）。そして、内容を説明する表現も、「あ
 らゆる社会システムの構築とその運営に当たっては、それらが実質的に女性と男性にどのような影響を与えるか
 を、常に検討する必要がある。社会の制度や仕組みが性差別を明示的に設けていないだけでは、あるいは文面
 の上で男女平等が規定してあるだけでは、男女共同参画社会の実現には不十分である。このようなジェンダーに敏
 感な視点を定着・深化させ、事実上の平等の達成に向けて努力しなければならない」と、より明確なものになっ
 ている（p.4）。その他の部分でも「性別にとらわれない視点」は「ジェンダーに敏感な視点」と表現を変えて
 ある。最終的に国内行動計画として策定された『男女共同参画2000年プラン』においては、「社会的・文化的に
 形成された性別（ジェンダー）に縛られず」というジェンダーの用法はなくなり、「ジェンダーに敏感な視点」
 という用法のみになった。

以上の経緯から明らかなのは、女性差別撤廃の「行動綱領」や「行動計画」といった、政策課題を提示する
 文書においては、「ジェンダーに敏感な視点」という表現で、「女性・男性が、実質的に不利益をこうむってい
 ないかを検討し、事実上の平等の達成に向けて、政策課題をあげて正していく」という考え方を示している。従っ
 て、ここでのジェンダーの意味内容は、性別の有り様を「社会的につくられた不平等や権力関係」として見るこ
 とを指している。この意味でのジェンダーは、後述する性支配の解明から成立してきた、「社会構築された性別
 の権力関係」として概念化されたジェンダーにはかならない。そして、このジェンダーの用法は、「ジェンダー
 間の不平等の是正、公正や正義の実現」を志向するものとして位置づけられている。

こうした意味内容としてジェンダーを捉えた場合、「論点整理」にある「ジェンダーにとらわれない視点」と

いう表現は、やはり奇異なものと言わざるをえない。「ジェンダーにとらわれない視点」の意味を、「男女格差の解消に向けて検討する視点」と説明することには無理がある。一方、「社会的文化的性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現」という文脈での表現なら、奇異ではない。「社会構築された性別の不平等」を、個人が感じる「抑圧」の面から表現していると解釈できるからである。

但し、『北京行動綱領』の中に、「ジェンダーにとらわれない、縛られない視点」というジェンダーの用法はみられない。それは、世界的規模に立った、ジェンダーの不平等に対する認識の重さがもたらすものであろう。『北京行動綱領』は、社会構築されたジェンダーの呪縛／抑圧は、ジェンダーの不平等、不公正がもたらすものであり、この抑圧要因の是正なしには、個々人の自由が訪れないことを世界中の国々で認識し、政策課題として取り組むことを目標にするために作成されたという位置づけがあるからである。各国からの修正意見による妥協も勿論あるが、ジェンダーの不平等の是正を徹底することを第一義とした政策を、課題として取り上げ推進することへの目的意識が貫徹しているからだと思われる。

なお、日本の行動計画である『男女共同参画2000年プラン』においても、最終的には「ジェンダーに敏感な視点」を、ジェンダーの用法の中心に据え、ジェンダーは、不平等を指摘し、それを是正する文脈で用いられるようになった。このように、特に国レベルの行動計画は、「不平等是正」を重視する政策課題として位置づけられる責任があることを、ジェンダーの用法の点からも検討していかねばならない。ちなみに、内閣総理大臣を長とする「男女共同参画推進本部」及び「男女共同参画社会」の英語表現が、それぞれ Headquarters for Promotion of Gender Equality, Gender-Equal Society となっていることを紹介しておく⁷。

1-2. 「ジェンダー・フリー」—— 「固定的な性別意識の呪縛」さらには 「性別カテゴリー」からの自由を求めて

ところで、ジェンダーの用法で近年急速に広がり始めたものに、「ジェンダー・フリー」ないし「ジェンダーフリー」という表現がある。「ジェンダーにとらわれず」という表現は批判をあびたが、「ジェンダー・フリー」は、地方行政のキャッチフレーズとして、学校教育における新しい男女平等教育を意味するものとして、目指すべき社会像として、用いられるようになった⁸。

この「ジェンダー・フリー」という表現が流布した背景には、東京都により設立された公設民営（第三セクター）方式の財団法人、東京女性財団によるアピールの大きな影響がある⁹。また、東京女性財団によるアピールが影響力を有した背景には、ジェンダーフリーという語感に込める潜在的欲求があったからだと思われる。その欲求とは、『男女共同参画ビジョン』にあった、「ジェンダーに縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現」という、男女間の「平等」とは異なったニュアンスを含んだ、「固定的なジェンダー意識の呪縛からの自由」というものであった。

もともと、「ジェンダー・フリー」という表現は、東京女性財団が委嘱した研究プロジェクトグループが、バリアフリーにヒントを得て用い始めた用法である¹⁰。バリアフリー（barrier free）という言葉は、障害者、高齢者、子ども、妊産婦等に困難な状況をもたらす障壁・段差（バリア）をなくす建築や街づくりとして提唱され始め、次第に障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられるようになり、かなり定着したと言ってよいであろう。東京女性財団の研究報告書において「ジェンダー・フリー」とは、「（バリアフリーのように）男女というジェンダー・コードの『段差』を発見し、これを『平ら』にする試み」であり¹¹、性別により隔てられている障壁（バリア）を外すことを示す表現として用いられている。このような文脈でのジェンダーの用い方は、「ジェンダーに敏感な視点」の用法と異なるものではないが、「制度としてのバリア」だけではなく、自らの内にある「心のバリア」に注目したところに、この用法の独自性がある。その観点を重視したことについて、別の研究メンバーは次のように述べている。「ジェンダー・フリー」は、「制度や待遇面での男女の不平等の撤廃」を中心テーマにするのではなく、性別に関して人々が持っている「心のあ

りかた」をテーマにするために用いたと言う¹²。人々の行動を不自由で不幸せなものにしてしまう、「ネガティブで固定的な性別意識や行動の呪縛から自由になることへの呼びかけ」を意図したのである。ジェンダーの分別化、固定化があまりにも強固な日本社会においては、「固定的な性別意識の呪縛から解き放たれる」という「性別認識」を持つことを強調したいという状況があり、「ジェンダー・フリー」という語の響きに魅かれるものがあったのではなかろうか。特に学校教師たちは、教師自身がジェンダーによって呪縛されていることにより、生徒たちに「性別によって異なった社会化」を自明視して強要することが生じていた。学校教師のみならず、何より自分自身がジェンダーの呪縛から自由になることが、制度や仕組みの変革に際しても大切であり、それは、目指すべき社会のイメージでもあるというメッセージを伝える語感が、「ジェンダー・フリー」にはあったのである。

また「ジェンダー・フリー」の意味の中に、ジェンダーの固定的分別化を問題にし、そこからの解放が意図されているとともに、人間の存在形態を「女と男に二分化」し、「非対称で可変性がない（交換不可能）」ものとする、性別二分法システム、性別カテゴリー自体の打破を視野に入れている場合もある。そして、「ジェンダー・フリー社会」という言葉に、現在のような固定的なジェンダー意識及び制度に縛られた社会を変革し、21世紀の新しい社会形成のイメージを込めるものもいる¹³。

いずれにせよ「ジェンダー・フリー」という表現は、「性別カテゴリー」間の不平等に注目しつつも、「性別カテゴリー」認識の呪縛から「自由になること」に力点を置いている。また、「現状認識」よりも、それを踏まえた上での「目標(イメージ)」を志向する文脈において用いられているとすることができる。

こうしたジェンダーの用法は、「性別カテゴリー」自体への問い、社会構築されたジェンダーの規定性と変革主体たることの関係性についての考察が必要であることを促す。後述するように、この問題は、まさに、ジェンダー概念の新たな検討課題となっている。

1-3. 「エンジェンダーリング（ジェンダー化）」—— 学問研究における「知」の組み換え

実は、「ジェンダー化」という表現は、engendering(gendering) と gendered と二つの英語の訳語である。gendered を「ジェンダー化された」と訳している場合は、性別に対する認識が呪縛され、社会制度が性別によって固定化、秩序化されている状態であることを示すものである¹⁴。「ジェンダー化」という日本語をこのような意味において理解することに、そう困難は生じないであろう。

だが、もう一つの「ジェンダー化」という日本語表現は、engendering, gendering の訳語として用いられており、対象をジェンダーの視点から分析し、「知」を再構築するという意味で使用されている。例えば『「労働」概念のジェンダー化¹⁵』あるいは、「労働のジェンダー化¹⁶』という場合は、「労働」概念をジェンダーの視点から解析すること、「労働という知の体系」を「ジェンダー概念に立って組み換える」ことを示している。他方、「ジェンダー化された労働」という場合は、「労働分野」や「労働観」において、性別に対する認識や制度にバイアスがあり、固定化、秩序化されていることを意味する。勿論、文脈を理解すれば、意味の把握を誤ることはないのだが、ジェンダー概念についての混乱が少なくなるように、(en) gendering は「ジェンダー概念による知の組み換え」などと表現するようにしたら、無用の混乱が生じなくてすむのではないだろうか。後述するように、学問研究に与えるジェンダー概念のインパクトを考えた場合、「ジェンダー概念による知の組み換え」の意図をクローズアップすることが、今後、極めて重要と思われるからである。

その他に、ジェンダー観、ジェンダー関係、ジェンダー・バイアス（偏向／偏在）、ジェンダー間、ジェンダー・ギャップ、ジェンダー問題、ジェンダーの公正、ジェンダーの正義など、ジェンダーを用いた表現はますます増加している。ジェンダーを「女性」や「男と女」もしくは「性役割」と同義に使用している場合もまだある¹⁷。用法の広がりとともに、ジェンダー概念についての確認と捉え直しが必要になってきていると言えよう。

1-4. 「ジェンダー」と「階級」の用法の類比

ここで、ジェンダーの用法についての確認のために、「階級」との類比で捉えてみようと思う。現在あるジェンダーの用法についての混乱や疑義は、ジェンダーという語を用いる際に、「性別は社会構築されたもの」とする視点や概念として用いるか、「社会構築された性別の権力関係」の様態を明らかにし、問題化するために用いるか、「社会構築された性別認識／意識」を自覚化して、自らの意識の解放と認識変革を志向する文脈で用いるか、この三つの用法の違いによって生じている。

こうしたジェンダーの用法は、「階級」の用法と同様の性格を持っていると筆者は考えている。階級の視点、階級概念として用いる場合は、「階級が社会構築された身分」であると捉えることを意味し、また、労働者階級、階級問題と述べる際は、階級としての存在形態を顕在化し、その不平等性や権力関係を問題化するために用いている。階級意識や階級主体として用いる場合は、階級意識による抑圧と階級意識からの解放、認識変革を主題としている。

日本における現在のジェンダーの用法として、本稿で取り上げた、「ジェンダーに敏感な視点」や「ジェンダー・フリー」「エンジェンダリング」は、それぞれ、「性別は社会構築されたもの」という思考方式や視点に立ち、「女や男の様態」や「性別間の権力関係、差異化」を問題化すること、「性別意識」による抑圧とそこからの解放、性別認識の変革を志向すること、さらには、社会構築された性別により成立しているすべての「知」の「組み換え」を意味している。

なお、ジェンダーの用法については、現時点ではこのような理解を行いつつも、さらに変容していく、ジェンダーの用法を確認していくことが不可欠であろう。ジェンダー概念は、日々刻々と捉え直され、「ジェンダー概念による知の組み換え」は進んでいる。それでは次に、ジェンダー概念成立の系譜と現時点での論点について、検討を試みることにしたい。

2. ジェンダー概念成立の系譜

ジェンダーについての個別事象の研究は、多々うまれてきたが、「ジェンダー概念の成立と展開」という視点から概観した論考は少ない。日本では、上野千鶴子「差異の政治学」と荻野美穂「女性史における〈女性〉とは誰か—ジェンダー概念をめぐる最近の議論から—」などがその責を担っている¹⁸。また、先に筆者は、「女性学とジェンダー」において、ジェンダー概念の成立を女性学の系譜に位置づけることを試みた¹⁹。本稿では、上述したようなジェンダーの多様な用法をみるにつけ、ジェンダー概念についての認識を共有することを意図することにした。まず、ジェンダー概念の検討にはいる前に、ジェンダー概念が、性自認形成要因を示す概念として、また性支配の権力関係を分析する概念として成立したことを、跡付けておこう。

2-1. 「性自認形成要因」を示すジェンダーの系譜

周知のように、ジェンダーは、もともと文法上の性の分類を示す用語であった²⁰。例えば、ドイツ語で「日」は die Sonne で女性名詞、「月」は der Mond で男性名詞であるが、フランス語で「日」は le soleil で男性名詞、「月」は la lune で女性名詞である。オスやメスといった生物学的性別の状態を有しているわけではない「日」や「月」に、人間が言語学上の性別を付与したことから敷衍して、ジェンダーという言葉が「社会的文化的性別」と再定義され、用いられ始めた系譜は、性科学者ジョン・マネーや精神分析学者ロバート・ストラウの1950年代からの研究に遡ることができる。マネーは、半陰陽や、事故で生殖器を失った患者の治療と研究を通じて、「生殖器による性 sex」を示す用語ではなく、「性愛から社会的役割などを包括的に扱える性」を表す用語を求め、文法上の用語であるジェンダーを用いることを思いついたのだった²¹。そして、患者の治療と研究を通じて、マネーは、ジェンダーにあわせてセックスを変えたと報告している。つまり男性性器を持ちながら女性と

性自認している場合、男性性器を削除して女性の身体になる手術を行った方が良い結果をうむ事例が多かったというのである²⁵。

ストラーは、sex に対応する性別語彙は male/female (オス・男、メス・女) であり、gender に対応するものは、masculine/feminine (男らしさ、女らしさ) であるとして、性同一性障害 gender identity disorder とよばれる患者の研究によって、male/female と masculine/feminine は必ずしも一致するものではないことを明らかにした。そして「(人間の性自認は) 身体的規定力以上に社会的規定力が強い」ことを確認した²⁶。

このようにジェンダーは、性自認の形成要因をめぐって、生物学的性別(生殖器官に関わる性別)による形成要因以外の要因として名付けられた。同時にジェンダーは、セックス以上に大きな性自認形成要因となるという認識ももたらした。性科学と精神分析学に系譜づけられるジェンダー概念は、人間の性自認はセックスが決定するものではなく、男女の特性や役割もセックスによって決定されないという、「生物学的決定論を打破する知見」として成立した。

この系譜におけるジェンダー概念の成立は、「性自認」を軸にしている点に特色がある。今日的課題につながれば、性科学者たちが「性自認と性別カテゴリー」について葛藤せざるを得なかったことを重視すべきである。性自認の有り様の複雑な症例に直面するにつれて、人間を女と男という二つの性別カテゴリーに分類することに戸惑い、マネーは「人の数だけ性自認、性の署名 *Sexual Signatures* はあるのだ」と述べるに至る²⁴。しかしながら性科学者たちは、現在も性別再判定手術の際、人間に女と男の二つの「性の分類」を施すことを遂行している。性自認形成要因を示す系譜におけるジェンダーは、人間にとっての「性別カテゴリー」の意味を、「アイデンティティ」との関係において省察する課題を担いつづけている。

2-2. 「性別の権力関係を分析する」ジェンダーの系譜

次に、性支配の解明からジェンダー概念を成立させた系譜を辿ることにしよう。マネーは、ジェンダーを生殖器官以外の「性愛から社会的役割などを包括的に扱える性」として再定義したことから、ジェンダーに、人間の資質、能力、役割、規範、性愛など、「女らしさ」や「男らしさ」として社会的に形成されるものすべてを含めた。しかしながら、性別による権利付与の制限など、性別が社会組織の中でどの様に位置づけられ、固定化され、階層化されているかという観点にまでジェンダー概念を展開させることは、他の学問分野との接合なしにはあり得なかった。「性差別」「性支配」の解明の営為の中から、性別間に生じるマイクロ・マクロの権力関係を分析する概念としてジェンダーを成立させたのは、女性学を初めとする社会学、文化人類学、歴史学、経済学などの学問分野であった。

ここで、ジェンダーを性支配の解明の系譜から論じた者たちの知見をいくつか確認しておこう。まず、ジェンダーを性役割概念として提起し、ジェンダー概念の理解に多大な影響を与えたのは、アン・オークレーであろう。オークレーは、性役割は、生物学的に決定されていて「自然に」具現化するものではなく、社会が意図的に「男と女を非対称に」形成した結果生じるものであることを、詳細に検証することを課題とした²⁵。それ故一時期、性役割研究は、ジェンダー研究と同義となった程である²⁶。一方、例えば、ハイジ・ハートマンは「セックスがジェンダーに転化する」メカニズムを経済的基盤との関連を中心に解明することを試みた²⁷。M・ストラザーは、「文化」の観念が構築される際に、ジェンダーは非対称で位階性を持つ象徴的な操作子として作用することを、フィールドワークの分析から提起した²⁸。C・デルフィーは、性別を分割してつくった性別集団間の関係性は「階級性」があり「序列化」されていることを重視した²⁹。性役割分業の固定化、公私領域の区分化、家事・育児等の再生産労働の無償性、男性優位の表象等の知見は、性別間の関係性のバイアスを具体的に示すものとして確認されたのである。さらには、異性愛を正常とする性的指向の正常認定により婚姻制度が維持され、性支配システムに内在するものとして強制的な異性愛主義があることも指摘された³⁰。ゲイル・ルービンは、セクシュアリティをこのように方向づけ、セックスとジェンダーを同一視させている性支配システムを、セックス/ジェ

ンダーシステムと名付けた³¹。ジャネット・ジールは、フェミニズムが提起した両性間の平等に関わる構造的障害の問題は、ジェンダーの社会学においては「ジェンダー関係の構造と両性間の平等度」をつなげる「ジェンダー階層理論」となったと位置づけている³²。

性支配の解明の中から成立したジェンダー概念は、性別の生物学的分類が社会的分類に転化させられる「政治性」を問題としたため、社会組織における権力関係を分析する概念としての性格を明示することになった。ジェンダー・バイアスという表現がよく用いられるが、それは、このジェンダー・カテゴリー間に生じているバイアス（偏在／偏向）に敏感になり、そこにある権力関係に気付くことを意図している。スコットは、ジェンダー概念は、「両性関係の社会的構造」を表現するために導入されたと述べ、またジェンダーは「権力関係を表す第一義的な方法」であるとしている³³。

このようにして、ジェンダーは、人間が女と男という二つの性に分別（カテゴリー化）され、差異化して意味付けされ、階層に分けられ、序列的に位置づけられたジェンダーの様態を、ジェンダー間の権力関係やマクロ、ミクロレベルの権力作用として顕在化し、分析する概念として認識されたのである。

3. ジェンダー概念の社会構築性の検討

3-1. セックスとジェンダーの関係性

ジェンダー概念は、性自認形成要因を示す用語として再定義され、性差別や性支配の形態を顕在化する権力分析概念として活用されていったが、概念化の根幹は、「性別はつくられるもの、社会構築されるもの」という点にある。「構築されるもの」の中には、性別の自己認識も性別間の権力関係も、性別の社会組織化も含まれる。ジェンダー概念の根幹は、この「性別の社会構築性」という発見であり、従って、ジェンダーは、「社会構築的性別概念」と言い得るものでもある。つまり、ジェンダー概念を「社会構築的性別概念」として鍛えていくことが、その有効性を高めることになる。それには、セックスとジェンダーの関係性に関わる議論をしなければならない。

現在、セックスを生物学的性別、ジェンダーを社会的文化的性別と「区別して」説明する用法は流布している。ジェンダーは、具体的には性役割や「らしさ」を示すという理解も普及している。また、「現象として存在している性の局面」を問題にするためには、セックス、ジェンダー、セクシュアリティと整理して把握する必要もある。だが、概念としてのジェンダーは、「性」の局面を捉える三つのうちのひとつなどではない。「性別が社会構築されている」という思考方式であり、「性別が如何にして社会構築されているか」を分析して課題化し、「知」を組み換えていくための概念なのである。

セックスとジェンダーとを区別するジェンダー理解を流布させ、ジェンダー概念を矮小化させたと批判されたアン・オークレーは、必ずしも生物学的原因としてのセックスの影響力を容認していたわけではなかった。1972年の著作には、「実際に生物学的な原因が存在するにしても、それは影響力のあるものかもしれないし、実質のない微弱なものなのかもしれない。生物学的な原因の重要性という先入観は、偏見を合理化し適切でない考えを肥大させている。」³⁴と述べている。但し、オークレーは、「人々が築きあげたジェンダーの区別化（差別化）」を研究対象にし、ジェンダーの社会構築性を明らかにする研究を産出することに力点を置き、セックスについてはとりあえず不問にしたことは確かである。それが次第に、セックスは所与のものであり、セックスは変えられないが、ジェンダーは変えられると捉える理解を生じさせることになった。そうすると「人間の性別認識は、どこまでがセックスによって決定され、どこからがジェンダーによって形成されるのか」という議論を生むことになった。しかし、ジェンダー概念が成立したのは、セックスとジェンダーとセクシュアリティの、人間の性を規定する力の大きさを競ったり、性の局面の違いを表すためではなかった。「性別の社会構築性」を解明するために成立したのである。

セックスとジェンダーの区分的把握に対する批判はすでにいくつか行われている。一つには、セックスの社会構築性を不問にすることについての批判である。モイラ・ガーデンズは、1985年という、かなり早い時期に、セックスとジェンダーを区別することは、「身体はジェンダーと違って自律的で、かつ無色透明の決定性をもつと認めることであり、私たちが身体について知っていることもまた文化的に産みだされた知であるという事実を無視することだ」と指摘した³⁵。J・スコットは、ガーデンズの議論に賛意を示し、自らも「ジェンダーは、肉体的差異に意味を付与する知」なのだと述べている³⁶。M・ミースも、女性抑圧の原理が生物学的特性に還元される状況では、こうした区分は有効であると認めつつも、人間の身体は、他の人間や外的環境との相互作用によって影響をうけながら形成されるのであり、セックスが「自然」で、ジェンダーが「文化」であるかのような把握は適切ではなく、セックスも社会的、文化的、歴史的なものであると主張した³⁷。

もう一つは、ジェンダーがセックスを基盤にして構築されていると認識することへの批判である。C・デルフィーは、性支配解明の思考の過程から、実にラディカルにジェンダー概念の転換を求める。デルフィーは、「ジェンダーがセックスをつくった」と1984年の段階から主張している³⁸。それによれば、「現在、ジェンダーは、それぞれの社会によって変わるかもしれないが、基盤（性的分割）そのものは変わらない」という「最低限の理解」しかなされていないと言う。デルフィーの定義するジェンダーは、そのようなものではなく、「ジェンダー＝女性と男性という各自の社会的位置＝は、セックス（雄と雌）という自然なカテゴリーに基づいて構築されているのではなく、むしろ、ジェンダーが存在するがために、セックスがそれに適合した事実となり、かつ認知されたカテゴリーになった」のであるという見解を述べる。1992年の論考では、セックスは「容器」であり、ジェンダーは「内容」と理解するようなジェンダー概念の浸透を嘆き、「性別の序列化が解剖学的差異を二つに分割した」のであり、ジェンダーは「序列化」から生じる「分割」（カテゴリー化）の問題として考えるべきであることを強く主張している³⁹。1994年には、リンダ・ニコルソンが、セックスを与えられた本体とし、セックスに付け加えられてジェンダーがあるという理解の仕方を、「コートラック」の比喩として示し批判した。セックスを「ラック」のような本体と考え、ジェンダーを「コート」のように様々に付け加えられるものと捉えることは、あくまでもセックスを基盤として位置づけることになる。これでは、「生物学的決定論」を打破するものとして成立したジェンダー概念が、「生物学的基盤論」を提示する概念に移行したにすぎないと批判したのである。

このように、セックスとジェンダーとを区分し、セックスを基盤にしてジェンダーが構築されるというような見解は、ジェンダー概念創出の意義とも言える「性別の社会構築性」を追求する理論の展開を鈍らせるものである。以上のような批判から明らかなように、ジェンダー概念の展開は、一つにはセックスの社会構築性を究明する方向に向かい始めた⁴⁰。

3-2. 「セックスというカテゴリー」の構築——ジェンダーとセックス、セクシュアリティとの関係

人間の性に関わる現象をカテゴリー区分し、セックス、ジェンダー、セクシュアリティとに分けて捉える場合は、次の表に示したような区分をすることが多い。なお、表の中で、ジェンダーの部分で、「社会化特性的性別」と「社会階層的性別」とに分けたのは、筆者が、性別の資質や役割が特性（らしさ）として社会化されていることを示すのみではなく、階層化、序列化を視えるかたちにしたかったためである。なお、「性」現象カテゴリー区分と性自認と関係性について、伏見憲明は、セックスを男性／女性、ジェンダーを男制／女制と表現し、性的指向、性自認の図式化モデルをつくり、戸籍上の性別も含め考察するという、貴重な試みを行なっている⁴¹。

カテゴリー区分		内容区分
セックス	(生物学的性別)	染色体、ホルモン、内部生殖腺、外部生殖器など
ジェンダー	(社会化特性的性別)	役割、資質、能力、規範、人格など
	(社会階層的性別)	階層、序列、身分、地位など
セクシュアリティ	(性的性別)	性的欲望、性的指向、性行為、性幻想など

ところで、このような性に関する現象的カテゴリー区分を行った場合、セックス、ジェンダー、セクシュアリティの関係性は、セックスがジェンダーとセクシュアリティの基盤になっていると考えられていることが多い。先のセックスとジェンダーの議論の際の、セックスを基盤とし、付加されてジェンダーがあるとする理解のように、セックスに規定されてセクシュアリティがある（生殖器官があるから性的欲望がうまれる）と把握されていると言えるであろう。

こうした理解に対し、M・フーコーは、「セクシュアリティの配備が、セックスという概念を確立した」と述べ⁴²、モニカ・ウィティンクは、「セックスカテゴリーとは、社会を異性愛的なもののみならず政治上のカテゴリーである」と主張し⁴³、J・バトラーは、「性器の特権化によるセックスという名のジェンダー」と言い切る⁴⁴。ここで述べられていることは、「セックスというカテゴリー」が構築されたものであるということである。また異性愛システムというセクシュアリティの有り様が、性別を判定する際の特権的位置に性器を据え、絶対的規定性をもつセックスというカテゴリーを構築したということである。なかでもJ・バトラーは、こうしたセックスの構築性について最も果敢に取り組み、*Gender Trouble* 等の著作において、ジェンダーがセックス及びセクシュアリティを生み出した、という従来の因果関係を逆転する主張を行っている⁴⁵。そして、*Bodies That Matter* において、さらに身体性の構築を考察している⁴⁶。

一方、セックスの構築性の解明は、身体史、科学史の分野でも、目覚ましい成果をあげている。T・ラカーは、身体認識の変化を歴史的に追い、セックスの構築を鮮やかに描きだした。ラカーに拠れば、18世紀頃のヨーロッパにおいては、女の身体は男の身体の不完全なヴァージョンと認識されていたが、性器は同一のものであり、外に出たものがペニスであり、内にあるものがヴァギナであるという違いにしかすぎず、何かの拍子にヴァギナが外に出て、女が男になることもあるという認識を多くの人々が持っていたと言う。だが、18世紀以降になると、ペニスとヴァギナは違うものであり、従って男と女は全く異なるものであるという認識が生まれ、また性別が変わることなどはあり得ないという考えが広まっていったと言う。ラカーはこれを「ワンセックスモデルからツーセックスモデル」への転換と分析し、解剖学的性器の認識の変化と性的差異の絶対化との結びつきを示した⁴⁷。C・ラセットも、イギリスのヴィクトリア朝期の性差の科学が、「女は脳が小さい分だけ男より知性が劣る」「女は生理があるので慢性的病人である」「女は進化論的には未発達な男性」等々、男女の優劣と生体的特徴とを結び付け、女性の劣性を科学的事実としたことを分析した⁴⁸。さらに、L・シーピングは、リンネに代表される博物学における「分類」という発想、解剖学による人種と性差の複合的な序列化などをスリリングに分析し、啓蒙の世紀の「身体政治学」を明らかにした⁴⁹。

これらのセックス／身体の社会構築の研究は、歴史的視野のなかで「近代のセックス」の作られ方を解明しているが、現在の最先端の自然科学研究の中からも、「自然科学」の「自然」という政治性を暴く、新たな知見が次々に産出されている⁵⁰。

こうなると、私たちは、ジェンダーとセックス、セクシュアリティの関係性について、バトラーの次のような提起に共感することになるだろう。バトラーは、「言説に先住するものとしてのセックスの産出は、ジェンダーと呼ばれる文化的構築装置の作用として理解されるべきなのである。」と言う。そして「この『セックス』と呼ばれる構築物も、ジェンダーと同じように文化的に構築されていることになる。実際のところ、おそらくそれ

〔セックス〕は、これまでも常にジェンダーであったのであり、したがってセックスとジェンダーの区別は結局なんら区別ではないことになる」というジェンダーの把握に辿り着く⁵¹。

バトラーの提起を受け、加藤秀一は、『「性別」は、セックスとジェンダーとからなるに先だって、つねに先ず〈ジェンダー〉と書かれねばならないことになるであろう』と記している⁵²。筆者も以前からセックスもセクシュアリティもジェンダーと捉えるジェンダー概念の理解を主張してきた⁵³。また、荻野美穂は、バトラーの言う「性器の特権化によるセックスという名のジェンダー」を、身体史の視座から究明する提起を行っている⁵⁴。さらにセクシュアリティとの関連では、竹村和子によって、『〔ヘテロ〕セクシズムと資本主義』の視座から、希有な論考が展開されている⁵⁵。

以上のような論述から、セックスの社会構築性についての了解は得られたであろうか。ジェンダー概念を、社会構築的性別概念と捉えれば、セックスもセクシュアリティもジェンダーと言うことになる。重要なのは、「性別は、社会的に構築されている」という思考方式が、ジェンダー概念の根幹ということであろう。

4. 学問研究とジェンダー

4-1. ジェンダー概念による学問「知」の組み換え

先に用法のところでも述べたように、既成の学問における知を、ジェンダー概念により組み換えるというアイデアを提起した一人にJ・スコットがいる⁵⁶。スコットの場合、その対象となったのは歴史学であるが、歴史学という学問における知の産出過程そのものの政治性を暴き、ジェンダー概念により「知」の組み換えをはかる意図を明確に示したのである。スコットがそうした文脈でジェンダーを捉え得たのは、ジェンダーの問題を「知」の問題と捉えたことによる。

スコットによるジェンダーの定義は、「肉体的差異に意味を付与する知」という表現として流布している。この定義についてのスコットの説明を、『ジェンダーと歴史学』（邦訳 p.15-86）において確認しておこう。スコットは、まず序論の冒頭部分で、「ジェンダーとは、性差 sexual difference に関する知を意味している」と述べる。なお、ジェンダーを性別と捉えるか、性差と捉えるかについては議論があるが、⁵⁷ C・マッキノンやC・デルフィーが「分別」や「分割」division を問題にし「性別」と表現するのに対し、『ジェンダーと歴史学』を著した時点でのスコットは、ジェンダー・カテゴリー間の差異化に比重があるので、性差と表現しているようだ。

さて、スコットの言う「知」は、フーコーの「知」の定義に則っていると言う。スコットは「知とは世界を秩序だてる方法であり、それゆえ知は社会の組織化に先行するのではなく、社会の組織化と不可分なもの」と述べる。従って、ジェンダーとは、「性差の社会的組織化」ということになるとも言う。ここで「性差の社会的組織化」とは、「ジェンダーが女と男のあいだにある固定的で自然な肉体的差異を反映しているとか、それを実行にうつしている」という意味では全くない。そうではなくて、ジェンダーとは「肉体的差異に意味を付与する知なのである」と、ジェンダーの定義を言い換える。従って、「性差とは、そこから第一義的に社会的組織化を導き出すことのできる始源的根拠などではない。むしろそれは、それ自体が説明を必要とする1つの可変的な社会組織なのである」と記し、性差を肉体的差異に基づく始源的根拠とする、いままでの知の転覆を宣言する。スコットが『ジェンダーと歴史学』において繰り返し述べていることは、「性差」と「知」の「社会構築性」についてである。それは、歴史学者が、男と女について生じている事象を解釈する際に、男女差別と把握しやすい事象は批判するが、肉体的差異や特性はアプリアリにあるものとし、結局は、性差の固定化を再生産していることを、スコットが問題視することからきている。例えば、差別の分析においても、男女の「体験」の違いで性差を説明し、性差が男と女の「体験」の非対称性を説明するという堂々巡りのロジックにからめとられてしまっていることが多いと言う。それは、「何が男と女の体験を形成しているか」という視座に立たず、既存の規範的定義に依拠して解釈することから、歴史学が性差の固定化をさらに裏書きする結果を生んでいると言うのだ。確か

に、歴史学は「男というカテゴリー」に起こることを対象にし、「女というカテゴリー」の存在を等閑視した。次に、多くの女性史は、「女というカテゴリー」に起こる事象についての研究はしても、「女というカテゴリー」が「どのようにして」構築されるかという視点は弱かったと思われる。スコットは、それ故に今こそ、歴史学は、男女の性差は肉体的差異に規定されて存在するものではなく、社会的に組織化され、構築されたものなのであるとする、ジェンダーの視点を認識し、歴史学のパラダイム転換を企てる必要があると主張したのである。そして歴史学が今まで前提や分析基準にしてきた、労働者、市民、変革といった概念のジェンダー・バイアスを検討することにより、歴史学という学問の知を組み換えることが、ジェンダー概念の意義であり、目標なのであると説く。

スコットは歴史学を取り上げ、ジェンダー概念による「知」の組み換えを説いたが、ジョーン・アッカーは、それを「組織論」において試みた⁸⁸。アッカーは、ジェンダーは「関係的現象」として構築されるので、男性しか存在しない「女性不在」の組織では、ジェンダー・バイアスがあることにすら気付かずに、組織理論を構築していることを具体的な事象を分析しながら示した。

A・スターリングは、自然科学分野でも、遺伝子、ホルモン、脳、進化等、科学の基礎知識とみなされてきた「知」は、自然科学者の偏見や恣意により、性差を科学的知として構築してきたと指摘し、ジェンダーによる自然科学の知の組み換えを行っている⁸⁹。

先にあげた上野、大澤の論考では、「家事を労働とみなす見方を妨げてきた労働観」や「男性雇用労働者中心の労働概念とそれを前提にしてきた福祉政策」をジェンダー概念により組み換えることを試みており、ジェンダー概念による学問のパラダイム転換を志向する研究が行われ始めている⁹⁰。

4-2. ジェンダー概念の分析軸としての有効性

ここで、ジェンダー概念を分析軸とする有効性について確認しておこう。

第1に、歴史的に変化し、文化的、地域的にも多様なかたちで具現している性別に関わることを、「ジェンダー」という一語で言い表すことができる。第2に、セックス、セクシュアリティを「ジェンダー」と捉えることにより、「性」現象すべての社会構築性を喚起できる。例えば、「女というカテゴリーの構築のされ方」という視点に立って、セックスに依拠しない性別把握の位置に立つことや異性愛主義についても意識化できる。第3に、性別の社会構築性という視点により、社会化、アイデンティティ構築、意味付与、ジェンダー間の権力関係や差異化、全体構造における序列化、階層化、秩序化、異性愛化について、明確で統合的な分析ができる。第4に、ジェンダーと階級、人種・民族、年齢等、他の概念との構造的連関や重層的作用形態を把握しやすくなる。第5に、既存の学問研究の体系においてゲットー化せず（女性史、女性労働研究、女流文学研究、母子保健、女性心理学など）、学問の前提や基準に対し批判的検討を余儀なくさせ、各学問分野の知の組み換えを可能にするインパクトを持ち得る。

このように私たちは、女性学研究が目指した近代知の捉え直しを引き継ぎ、ジェンダー概念によりさらに緻密な分析を行なう可能性を持つに至っている。特に、ジェンダーと階級、人種・民族等の他の概念との構造的連関や重層的作用形態を把握しやすくなることは、「女というカテゴリー」を単一体として捉え、一元的な要因分析に陥りがちであった傾向を回避する可能性をもたらした。1995年に開催された、国際歴史学会でも人種、民族、階級の問題で個別に捉えられてきた諸問題が、ジェンダーを「連結環」にして一つに結びつき、ジェンダーは、国民国家や帝国主義や福祉国家の本質を捉え直す重要な分析概念となることが示されたと言う⁹¹。

なお、江原由美子は、「ジェンダーを『性別』ではなく『性別秩序』」として定義し、それを「現代社会の権力現象の不可欠な構成要素」として位置づけ、「男女間の（不平等な）社会関係に関わる社会構造の形成や変動を考察する」という理論的パースペクティブに立つ。そして権力関係を軸にした社会理論として、ジェンダー概念を鍛えていくことを提起している⁹²。

ジェンダーを権力作用を分析するものと捉える観点は、性支配解明のジェンダーの系譜を引き継ぐ、ジェンダー概念の根幹と言える。*Gender and Society* (1987年創刊) や *Gender and History* (1989年創刊) などの研究誌においても、「ジェンダーを社会秩序の基本的な原理ならびに主要な社会カテゴリーとして扱う」⁶³ と、その意図が表明されている。

但し、ジェンダーをすべての学問分野へ導入し、その「知」全体の組み換えを意図しているのであれば、ジェンダーは社会理論としてだけでなく、例えば、E・ショオルターが言うように⁶⁴、フェミニスト文学批評を深める文学理論としても鍛えていく必要がある。分析軸としてのジェンダー概念は、各学問分野におけるジェンダー分析や理論化により、さらにその有効性を高めていくことができると思われる。

おわりに——ジェンダー概念の展開

今回は、ジェンダー概念を社会構築性を根幹として捉えることの確認に重きを置いたため、十分に論じることができなかったが、ジェンダー概念は、社会構築の規定性と可変性と変革の問題を解明することが、すでに課題となっている。アイデンティティや権力関係との関わりでジェンダーを捉え、その社会構築性に注目した場合、構築システムの堅固な構造を認識せざるを得ないことになる。だが、構築されるものは、再構築も可能なことを忘れてはならない。ジェンダーは、社会構築されているが、静態的に規定された概念ではない。例えば、R・コンネルは、「ジェンダーとは、社会生活の内部で生起するある現象のことである」と捉える。それ故に「平等主義的な生の形式を構築するようなジェンダーの再編」を行う可能性は、そのような未来を求める「日常行動の過程」にあるのだと述べている⁶⁵。

一方、J・バトラーは、この問題を、現在の体制維持に貢献しつつ、その転覆を試みる「パフォーマティヴィティ（行為遂行性）」として考察を深めている⁶⁶。バトラーのこの理論は、今後のジェンダー概念展開の大きな論題となるであろう。

私たちは、G・ルービンが把えたセックス／ジェンダーシステムを、「ジェンダー・システム」として説明する時に来ているのだと思われる。それには、これまでの議論を日本の状況に則して検証する課題が待っている。個別研究の積み重ねが「知」を組み換え、ジェンダー・バイアスのない社会への変革を促すであろう。

C・デルフィーは上述した論考の末尾に、「ニュートンは、りんごが落下するのを見て万有引力の法則を発見することができた。私たちも、ジェンダーの法則を発見できないはずはない」と要約できる言葉を綴っている⁶⁷。わずか30年余しか経っていないジェンダー概念発見の歴史を、さらなる発見へと導いていけないはずはないのだ。それが、近代を超えるパラダイム転換となるか否かは、いつにして「行為体」⁶⁸としての私たちにかかっている。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授)

注

(訳書のある場合の引用は訳書のページを示した。訳書のない文献の訳は筆者による。)

1. 森宏一編『哲学辞典』(青木書店、1995) p.50、廣松渉ほか編『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998) p.209.
2. 新村出編『広辞苑第四版』(岩波書店、1991) p.1095.
3. *Report of the Fourth World Conference on Women* (Beijing 4-15, September 1995), *Beijing Declaration and Platform for Action* (United Nations, 17 October 1995), 『世界女性会議決議 北京宣言及び行動綱領』(総理府仮訳、1996年2月1日)
4. 『男女共同参画ビジョン』(男女共同参画審議会、1996年7月30日)
『男女共同参画2000年プラン』(男女共同参画推進本部、1996年12月)
5. 『男女共同参画審議会部会における論点整理』(男女共同参画審議会、1995年12月27日)
6. 『男女共同参画審議会部会における論点整理』に対する意見・要望』(内閣総理大臣官房男女共同参画室、1996年3月)
7. Headquarters for the Promotion of Gender Equality, Japan, *Plan for Gender Equality 2000-The National Plan of Action for Promotion of a Gender-Equal Society by the Year 2000*. (December 1996)

8. 小川真知子ほか編『実践 ジェンダー・フリー教育』(明石書店、1998)、伊田広行『シングル単位の社会論—ジェンダー・フリーな社会へ』(世界思想社、1998)、国立婦人教育会館編『女性学教育／学習ハンドブック—ジェンダーフリーな社会をめざして—』(有斐閣、1997)など。
9. 東京都生活文化局女性計画課および東京女性財団は、女性問題解決、男女平等社会実現のためのガイドライン、研修プログラムなどで、制度の問題への理解と同時に、各人の意識の変革を課題とした。東京都生活文化局女性計画課編・刊『男女平等社会への道すじ—ガイドライン』(1995)、東京女性財団編・刊『ジェンダー・フリーな教育のために—女性問題研修プログラム開発報告書』Ⅰ・Ⅱ(1995—1996)。そしてジェンダー・バイアス度を計る「ジェンダー・チェック」を社会、学校、家庭等の各場面において作成した、同財団編・刊『男女平等への指針—チェックリスト』、および同財団編・刊の「女と男のライフフォーラム」報告書『ジェンダー・フリー その新しい生き方』(1997)、同財団編・刊の学習用ビデオ『ジェンダー・フリー?』(1994)などを通じて、ジェンダーという用語や概念の普及に大きな影響を与えている。
10. 東京女性財団編・刊『ジェンダー・フリーな教育のために—女性問題研修プログラム開発報告書』Ⅰ・Ⅱ(1995—1996)
11. 田中統治「隠れたカリキュラムをめぐって—ジェンダー・フリーと学校教育の課題」東京女性財団編・刊『ジェンダー・フリーな教育のために』Ⅱ、pp. 81—106.
12. 東京女性財団編・刊『若い世代の教師のために—あなたのクラスはジェンダー・フリー?』(1995)。教師に求められているジェンダー・フリーな見方とは、性別の枠を外し、一人一人の子どもたちの個性をみつめていこうとする態度を意味していると言う。
13. 例えば、蔦森樹『男でもなく、女でもなく—新時代のアンドロジナスたちへ』(勁草書房、1993)、伊田広行『シングル単位の社会論』及び国立婦人教育会館編『女性学教育／学習ハンドブック』(注8に同じ)など。
14. 例えば、蔦森樹「ジェンダー化された身体を超えて—『男の』身体の政治性—」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学11 ジェンダーの社会学』(岩波書店、1995)、pp. 133—149.
15. 上野千鶴子『『労働』概念のジェンダー化』脇田晴子／S.B.ハンレー編『ジェンダーの日本史』下(東京大学出版会、1995)、pp. 679—710. 例えば *engendering* を書名としているものに、Joan E. Hartman and Ellen Messer-Davidow (eds.), (*En*) *gendering knowledge: feminists in academe*. (University of Tennessee Press, 1991)
16. 大沢真理「労働のジェンダー化」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学11 ジェンダーの社会学』(岩波書店、1995)、pp. 85—106、同「女性政策をどうとらえるか」『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報』9—10号(1996)、pp. 41—56でも、Diane Sainsbury (ed.), *Gendering Welfare States*. (Sage Pub., 1994)をあげ、「福祉国家をジェンダーする」などと表現している。
17. 目黒依子「性・ジェンダー・社会」『女性学研究第1号 ジェンダーと性差別』(勁草書房、1990)、pp. 5—21.
18. 上野千鶴子「差異の政治学」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学11 ジェンダーの社会学』(岩波書店、1995)、pp. 1—25.
荻野美穂「女性史における〈女性〉とは誰か—ジェンダー概念をめぐる最近の議論から—」田端泰子ほか編『ジェンダーと女性』(早稲田大学出版部、1997)、pp. 115—134.
19. 館かおる「女性学とジェンダー」『お茶の水女子大学女性文化研究センター年報』9—10号(1996) pp. 87—106.
20. 『言語学大辞典』六卷(三省堂、1996)、pp. 788—789.
21. 伊東秀章「セックスかジェンダーか?」『心理学評論1995』38巻3号(1996年4月) pp. 441—461.
22. J. Money & P. Tucker, *Sexual Signatures*. (Little Brown and Company, 1975)(朝山新一ほか訳『性の署名』人文書院、1979)
23. Robert J. Stoller, *Sex and Gender*. Vol. 1. (N. Y. : Science House, 1968)(桑原勇吉訳『性と性別』岩崎学術出版社、1973)
24. J. Money & P. Tucker, *Sexual Signatures*. 注22に同じ。
25. Ann Oakley, *Sex, Gender and Society*. (N. Y. : Harper Colophon Books, 1972)
26. Janet Z. Giele, "Gender and Sex Roles," N. J. Smelser (ed.), *Handbook of Sociology*. (Sage, 1988)
27. Heidi Hartmann, "A Discussion of the Un-happy Marriage of Marxism and Feminism," *Capital and Class*, (summer 1979.) 後に Lydia Sargent (eds.), *Women and Revolution: A Discussion of the Un-happy Marriage of Marxism and Feminism*. (Boston : South End Press, 1981に所収) 1. サージェント編／田中かず子訳『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』(勁草書房、1991)
28. C. MacCormack and M. Strathern (eds.), *Nature, Culture and Gender*. (Cambridge : Cambridge University Press, 1981)
29. Christine Delphy, *Close to Home*. (Translated and edited by Diana Leonard) (Amherst : The University of Massachusetts Press, 1984)(井上たか子他訳『なにが女性の主要な敵なのか』勁草書房、1996)
30. Adrienne Rich, *Blood, Bread, and Poetry*. (N. Y. : W. W. Norton & Company Inc., 1986)(大島かおり訳『アドリエンヌ・リッチ女性論 血、パン、詩』晶文社、1989)
31. Gayle Rubin, "The Traffic in Women," R. R. Reiter (eds.), *Toward an Anthropology of Women*. (Monthly Review Press, 1975)

32. Janet Z. Giele, "Gender and Sex Roles." 注26に同じ。
33. J. W. Scott, *Gender and Politics of History*. (Columbia : Columbia University Press, 1988) (荻野美穂訳『ジェンダーと歴史学』平凡社、1992)
34. Ann Oakley, *Sex, Gender and Society* p. 210. 注25に同じ。
35. Moira Gatens, "A Critique of the Sex/Gender Distinction," J. Allen and P. Patton (eds.), *Beyond Marxism?* (Leichhardt, N. S. W. : International Publications, 1985) pp. 143-160.
36. スコット『ジェンダーと歴史学』p. 343. 注33に同じ。
37. Maria Mies, *Patriarchy and Accumulation on a World Scale*. (Zed Books Ltd., 1986)
38. デルフィー『なにが女性の主要な敵なのか』pp. 15-16. 注29に同じ。
39. C. Delphy, "Rethinking Sex and Gender," *Women's Studies International Forum*, Vol.16, No.1 (1993) pp. 1-9.
40. Linda Nicholson, "Interpreting Gender," *Signs* Vol.20, No.1 (1994) (荻野美穂訳「<ジェンダー>を解説する」『思想』853号 1995年7月号 pp. 103-134.)
41. 伏見憲明『<性>のミステリー——越境する心とからだ』(講談社、1997)
42. Michel Foucault, *Histoire de la sexualite* 1. (Paris : Gallimard, 1978) (渡辺守章訳『性の歴史 1』新潮社、1986)
43. Monique Wittig, "One Is Not Born a Women," *Feminist Issues*, Vol. 1, No.2 (winter)
44. Judith Butler, *The Gender Trouble*. (N. Y. : Routledge, 1990) (荻野美穂訳「セックス/ジェンダー/欲望の主体」上・下『思想』846-847号、1994年12月号-1995年1月号 pp.113-133, pp. 121-143. として一部訳出)。
45. なお、Judith Butler, *Gender Trouble*. は、竹村和子訳『ジェンダートラブル』として、青土社から刊行予定。
46. Judith Butler, *Bodies That Matter; On Discursive Limits of "Sex"*. (N. Y. : Routledge, 1993)
47. Thomas W. Laqueur, *Making Sex*. (Cambridge : Harvard University Press, 1990) (高井・細谷訳『セックスの発明』工作舎、1998刊行予定)
48. Cynthia E. Russett, *Sexual Science*. (Cambridge : Harvard University Press, 1989) (上野直子訳『女性を捏造した男たち—ヴィクトリア時代の性差の科学』工作舎、1994)
49. Londa Schiebinger, *Nature's Body; Gender in the Making of Modern Science*. (Beacon Press, 1993) (小川真理子・財部香枝訳『女性を弄ぶ博物学』工作舎、1996)
50. Anne Fausto-Sterling, *Myths of Gender*. (Basic Books Inc., 1985.) (池上千寿子・根岸悦子訳『ジェンダーの神話』工作舎、1990) Evelyn F. Keller, *Reflections on Gender and Science*. (Yale University, 1985.) (幾島幸子・川島慶子訳『ジェンダーと科学』工作舎、1993), Gisela T. Kaplan & Lesley J. Rogers, "The Definition of Male and Female," *Feminist Knowledge*. (Routledge, 1990) (竹村和子訳「性は定義できるか」『現代思想』Vol.20-5 1992 pp. 202-222.)
51. ジュディス・バトラー「セックス/ジェンダー/欲望の主体」上 pp. 19-20. 注44に同じ
52. 加藤秀一「ジェンダーの困難」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学11 ジェンダーの社会学』(岩波書店、1995) pp. 189-208.
53. 館かおる「性規範の現在」中内敏夫ほか編『社会規範』(藤原書店、1995) pp. 142-167.
54. 荻野美穂「身体史の射程」『日本史研究』366号 (1993)
55. 竹村和子「資本主義とセクシュアリティ—[ヘテロ]セクシズムの解体に向けて—」『思想』879号 1997年9月号 pp. 71-104.
56. スコット『ジェンダーの歴史学』注33に同じ
57. C. MacKinnon, *Feminism Unmodified*. (Cambridge : Harvard University Press, 1987) (奥田暁子ほか訳『フェミニズムと表現の自由』明石書店、1993)
58. J. Acker, "Hierarchies, Jobs, Bodies," *Gender & Society* 4(1990), pp. 139-158. (ホーン川嶋瑤子訳「ハイアラーキー、ジョブ、身体：ジェンダー化された組織理論」『日米女性ジャーナル』No.18 1995 pp. 86-103.)
59. スターリング『ジェンダーの神話』注50に同じ。
60. 上野千鶴子『「労働」概念のジェンダー化』や、大沢真理「労働のジェンダー化」など、注15、16に同じ。
61. 安川悦子「フェミニズムと歴史学」『歴史評論』564号 (1997年4月号) pp. 172-186. なお、伊藤るり「ジェンダー・階級・民族の相互関係—移住女性の状況の一つの手がかりとして—」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学11 ジェンダーの社会学』(岩波書店、1995) pp. 209-226. も参照のこと。
62. 江原由美子「ジェンダーと社会理論」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学 11 ジェンダーの社会学』(岩波書店、1995)、pp. 29-60.
63. *Gender and Society*, No. 1 (Thousand Oaks: Sage Periodical Press, 1987.)
64. Elaine Showalter, "Rise of Gender," Showalter (eds.), *Speaking of Gender*. (N. Y. : Routledge, 1987) pp. 1-13.
65. Robert Connell W. *Gender and Power*. (UK : Polity Press 1987) (森重雄ほか訳『ジェンダーと権力—セクシュアリティの社

会学』三交社、1993)

66. Judith Butler, "Gender as Performance," *Radical Philosophy* 67 1994 (竹村和子訳「パフォーマンスとしてのジェンダー」『批評空間』Ⅱ-8 1996 pp. 48-63.)
67. C. Delphy, "Rethinking Sex and Gender." 注39と同じ。
68. Judith Butler, *Excitable Speech*. (N. Y. : Routledge 1997) における 'agency' を竹村和子は「行為体」と訳している。「行為体」としたことの意図は、竹村和子訳「触発する言葉—パフォーマンスティヴィティの政治性」(『思想』892号 (1998) 10月号に掲載予定) を参照のこと。

首都圏在住フィリピン人既婚女性に関する一考察¹

—— 表象と主体性構築過程の超国民論からの分析 ——

鈴木伸枝

はじめに

本稿は、^{トランスナショナリズム}超国民論(transnationalism)²の視点から、在日フィリピン人(比人)既婚女性の主体性構築過程を、近年日本の比人女性についての社会言説に照合しながら考察する。1980年代以降の国際人口移動・移民文化研究の中で、移民先で^{ディアスポラ}移民達³が創り出す文化の異質性・複数性に着目した研究(Lee 1993; Lowe 1991)が進んでいる。このような研究では、移民がどのような形で自文化や主体性を日常生活の中で表現し、また、母国⁴とどのような文化・政治的関係を築いていくかという過程にも注目している(Basch et al. 1994)。移民は母国文化・社会から「根を抜かれた」、即ち、移民先の文化・社会に一方的に同化する、またはさせられる過程において、元来の文化や自己同一性を喪失してしまう(例えば、Imamura 1990)、とは捉えられず、むしろ、積極的に母国と移民先を繋ぐ文化や主体性表現の「場(site)」を構築していると考えられている。ここでの「場」というのは、物理的な場所に限らず、文化主張や主体性構築を示す象徴的行動や時空、あるいは手段等も含まれる⁵。移民は、こういった複数の時空で様々な経済活動や文化・社会的実践を通し、移民先国と母国双方の構成員として、多元的な主体性主張・形成を行ない、また、このような実践は、移民先で経験される様々な困難や差別に照応して起こっていると認識されている(Basch et al. 1994)。

本論文では、移民、中でも日本人の妻⁶として首都圏に住む比人女性を「ディアスポラ(diaspora)」という範疇で捉えている。この言葉は歴史的には、生/聖地を追われ他地へ移住したユダヤ人やアルメニア人等を示すが、現在の移民研究では移民の外にゲストワーカー、難民、就業・学業の為に海外移住した(している)者等も指す(Tölölyan 1991)。この概念を中心に、年々活発化する人々の国際移動の意味を解釈することで、移民国、母国内外での民族グループの社会、文化、経済活動の力学の考究が試みられている。ここでの焦点は、移民達が移住先で創り出す物理的あるいは「想像の共同体」(Anderson 1991)のみならず、彼等の母国との継続的關係もその射程に含む。このような観点から、クリフォードは、ディアスポラを「生活地と他地に多元的に構築される地域社会、国籍、自己同一性」⁷と定義する(Clifford 1992: 3)。この移民概念と平行して、移民の移民先と母国との複数の文化・社会関係形成の過程を研究するものとして、超国民論がある(Basch et al. 1994)。これらの理論枠組みを基に、本稿では、ディアスポラは移民グループを指し、超国民論はこのような過程と定義する⁸。このような概念を中心に据えることで、これまで時空的、また、ジェンダー役割、各種の「問題」の中だけに言説上閉じ込められていた在日比人女性観から解放され、彼女達の日常の行動の中に移民の新たな側面を見出すことが可能になるであろう。

これまでの研究は、移民女性及び「国際結婚」というものの理解を、個人とは完全に隔離された外的原理、即ち経済、政治、社会慣習あるいは歴史といったものの中のみ求める分析や、その当事者や事象をこれら原理と関係した種々の搾取・欺満の一義的な「犠牲者」または「加害者」とみなす考察、更には、宗教等ある特定の政治・イデオロギック立場からの解釈が中心となっている⁹。ここでは、これらの構造機能論あるいはポリティカル・エコノミー論等の枠組みを離れ、当事者一人一人を、与えられた社会経済環境の中で生活の本質化を図る「行為者」^{エージェント}として捉えることで、彼等のある歴史的時点に於ける特定の文化を生成する主体として、更に、その

ような外的環境に照応し自身の主観を生成される客体としてみる(Bourdieu 1977; Giddens 1979, 1984)。この主体と客体の両面を持つ「行為者」という概念を用いることで、「客観的」社会環境を生成するのに寄与している、支配的言説・表象提示の単純性・一定性、あるいは構築された「知」(Foucault 1978, 1980)と行為者としての比人女性の実践との相互関係や、女性達の多様な主観や主体性がこの実践の過程でどのように表出されるかについて考究する(Bourdieu 1984)。従って、本稿ではこれまでの報告の中で語られることのなかった、当該研究の協力者達の日比両国における社会的背景と実践双方を考察することによって、このような構築された「知」の社会的意味を明らかにすることも目的の一つとする。

1980年代半ばから今日に至るおよそ10年間に渡り、外国人の日本流入は、多くの学際的及びジャーナリストによる調査・発表を生み出してきた。これらの報告やその他の文献のメディア発表は、その内容を少しずつ変化させてはいるが(例えば、石井 1995)、比人女性、その母国、及び日比結婚の表象提示は、彼女達の存在や経験を単純化しているものが多勢を占めている。そのような提示は概ね、貧困に喘ぐスラムの生活やテロ犯罪、その他刑事事件を中心とした非常に断片的な「フィリピン共和国」の否定的描写であり、いわゆる「農村の花嫁」あるいは「通信販売花嫁」であり、都市部や繁華街で興行・性産業¹⁰に従事する「エンターテイナー」に限られている。この後者の女性達は、また、日比両国で、「ジャバゆき」という蔑称¹¹で一括して捉えられているのが現状である。

ここで考察している首都圏の日比結婚に関しては、これまで学際的に注目されることがあまりなかった。しかし、都市部在住の比人妻達は、ビザに滞日期限があるエンターテイナーよりも、確実に長期にわたる日本滞在が予想され、また、日本国籍を有する日比混血児¹²を社会に送り出しているが、これらの女性達と首都圏、即ち日本社会の中核で起きているアジア人間の結婚は概ね社会的言説からは排除され、それが稀に表面化される時は、否定的に評価されていることが通例である。その背後にあるものは、「単一民族」、「皆中産階級社会」、更にはそのような「先進的」社会を建設した「人種的に卓越した国民」といった日本に遍在する優勢なイデオロギー神話であり(Ishida 1993; Kosaka 1994; Lie 1993; Miller 1995)、都市部在住の日比結婚の言説的排斥はその擁護に寄与しているといえるであろう。同時にある特定の、一般には否定的な、新来移住者のイメージを創出することにより、比人女性を含むアジア人女性を社会の周縁に位置付けることと(Ong 1987)、これらの「異端者」(Johnson et al. 1994)を地理的・職業的な二つの境界線の内側に表象上閉じ込めることも可能にしている。

ところが、在日比人の日常行為を注意深く、また、長期にわたって観察すると、その多くは、様々なグループ活動を通じて自文化の紹介をしたり、お互いの情報交換や、ストレス発散の機会を数多く設けている(樋口 1993)。そういった機会の例として、地元地域社会に住む日本人をよんでのパーティー、チャリティー企画、あるいは市町村が主催する祭等の催しがある。日本社会・比人社会の種々の公的または私的な場に積極的に参加することや、そういった場における自文化の紹介は、多数の日本人(母国においては比人)が、支配的言説によって想像している自身や自身の婚姻、また自国についての表象を攪乱する戦略といえる(Bourdieu 1984)。このような機会に日本人の夫が積極的に参加することもあり、公共の場で自分達の妻を応援する姿をみせる一方で、自助システムを發展させている。

このような催しの一部は、また、比人妻達を母国へと繋げる役目も果たしている。キリスト教信者の比人の多くは、様々な形で募金活動を行なっているが、そこで得た寄付を母国の恵まれない人へ送ったり届けたりしている。彼女達は、配偶者ビザ・永住ビザ・日本帰化の特権をフルに活用し母国と移民先国の間を往復することによって、比国の家族や社会との関係も維持し、更に、このような形を通して、自分達の恋愛や結婚を正当化する一方、日比両社会に蔓延する支配的な否定的言説と対抗する公共文化¹³を構築している。このような行為を通じて比人妻達は、超国民的な主体性を国境を超えた二国間に構築している。

超国民的主体性という日本への比人女性の流入に端を発した事象の解説には、女性達の在日経験と、広く日本に観られる彼女達についての言説及び表象提示との関連を考察することが重要であろう。これは、比人、とりわけ

比人女性の国際移動に対しての日本人の反応、特にその国体観・ジェンダー観から派生する様々な表現や、方向づけられた「知」が、女性達自身の主体性やそれに基づく超国民的行動にどのような影響を及ぼし、またそのような行動から、いかに自身の主体性を主張・構築しているか、といった移民とその移民先社会及び母国との接点、換言すれば、主体と、一義的言説及び複数の社会環境の繋がりを観ることができるからである(Bourdieu 1984)。1990年代初頭の超国民論は、移民の複眼的主体性構築の理由を政治、経済、あるいは社会的なものに求めているが、1990年代半ばからは、女性のグローバルな動きは政治・経済的理由のみに止まらず、婚姻による移動や、ジェンダー観に起因する問題も考慮する研究が台頭しはじめた(Constable 1997; Margold 1995; Monini 1997)。ここでは、超国民的行動を引き起こす個人と社会の相互関係を理解するために、比人女性の日本流入を国際移動パターンの中に位置付けながら、彼女達の存在や経験が、日本社会でどのように表現され、更に、その意味する当該女性達の社会的位置付けについて検証する。この為に、まず、比人女性の国際移動と国際結婚を近年の在日外国人の推移の中で概観してみる。

1. 比人の国際移動と国際結婚

国際人口移動が年々活発化する中で、比人女性のそれは特に目を引くものがある。というのも、多くの国では男性がその中心であるのに対し、比人の場合女性が約半数を占めている。例えば、1991年には海外契約労働者人口総数のうち48.2% (de Dios 1992)、また、1975年から1990年の15年間に、日本に入国した比人の75.6%は、女性であった(Ballescás 1993)。

次に日本国内の登録された外国人の構成比であるが、総人口の1%強が「外国人」であり、1996年末現在1,415,136人の「外国人」のうち韓国・朝鮮人が657,159人(外国人人口の46.4%)、中国人234,264人(16.6%)、伯人201,795人(14.3%)、比人84,509人(6.0%)、米国人44,168人(3.1%)となり、比人は95年に減少している¹⁴ものの、1990年以来外国人人口の第4位を維持し、毎年確実に増加してきている(入管協会 1997)。また、比人の在日人口は、圧倒的に女性が多く、1996年末現在の男女構成比は女性71,848人(85.0%)、男性12,661人(15.0%)である。これは、いわゆる「ジャパゆきさん現象」(伊藤 1992; 菊地 1996)にみられるように、延べ何十万という数のエンターテイナーと呼ばれる女性達¹⁵が日本に流入してきていることと無関係ではない。しかしながら、1996年末現在、在日比人総数¹⁶の半数以上(42,521人、50.3%)は法的に「配偶者または子」の範疇に属し、「エンターテイナー」は16,814人、20.0%であった。また、この合法的比人の圧倒的多数は、大都市を有する都県、東京、神奈川、千葉、埼玉だけで、37,937人(44.9%)、これに次いで愛知、静岡、岐阜の東海地方で10,495人(12.4%)が居住登録を出している。「農村の花嫁」としてマスコミ、結婚斡旋業者、学者に広く注目されている東北地方は、3,623人(4.3%)と少なく、「元祖花嫁村」のある山形県は410人と、全国で10番目に比人人口の少ない県となっている。

更に、比人の国際移動パターンで注目すべき現象として、女性の比国国外での国際結婚がある。比国政府機関、在外比人委員会の統計(CFO 1995)によると、1989年から1994年の間に結婚を目的として日本に向けてフィリピンから出国した比人の総数は、米国(41,859人)について第2位(27,576人)で、比国やその他の国で一般によく知られている豪人(9,134人)や独人(3,710人)との国際結婚よりも遥かに高い数字を示している¹⁶。加えて興味深いのは、近年の日本国内の国際結婚において、統計範疇が詳細化した1992年以降、比人女性と日本人男性による婚姻発生率が、第1位を占め(例えば1996年は31.4%; 厚生省 1997)、外国人人口の圧倒的多数を占める韓国・朝鮮人女性と日本人男性の婚姻率21.1%を遥かに上回っている。離婚に関しても、統計上、比人女性と日本人男性間の離婚率25.7%¹⁷は、日本人間の離婚率の25.9%に比して差がないことが窺える。また、法的に国際結婚をしている女性達は、首都圏を中心とする都市部に多く居住していることが、先の統計から推定される。

今日のグローバル化する社会では、日常生活の中に、これまでに経験されることのなかった量と速度で外来の

人や物が流入してきている。これらは流入と同時に既存の文化や人間関係と競合し、また「ネイティブ」を「伝統」から離脱させる恐れがある為警戒される (Appadurai et al. 1988)。すなわちこの新参者は、一方で受け入れられるとともに、他方、社会不安を引き起こす材料として排斥されるということである (Tölölyan 1991)。そしてまた受け入れられた場合でも、本来のシステムに合うように、違いは形を変えながら適応していくことが要求されている (Tobin 1992)。では、年々増加の傾向にある比人女性は、一般にどのように表象提示されているのか以下で追ってみよう。

2. 比人女性の日本流入と周縁的表象提示

ここでは、比人女性の日本流入とその後起こった彼女達の表象提示を、近年日本におけるジェンダー関係と関連づけて考えてみたい。上の統計から支配的表象提示と異なり、首都圏在住の比人既婚女性が在日比人人口の大多数を占めていることが推測できる上、結婚という在日理由からも、彼女達は海外労働者として短期ビザで来日しているエンターテイナー達よりも、一般に長期に渡って日本社会と関わっていくと考えられる。にもかかわらず彼女達は、相互理解や共生推進を図るための研究や報告においても一般のステレオタイプの理解を超えられないものが多い¹⁸。過去10年間に於いて、日本人の創造する比人女性の表象は、二つの優勢な女性のジェンダー役割と性愛^{セクシュアリティ}の枠に閉じ込められている。それは、都市部の興行・性産業等で就業する「エンターテイナー」と、地方の「農村の花嫁」である。これらの捉え方は、支配的なジェンダー・イデオロギーによって、その思考の枠づけがなされている、といえる。このイデオロギーとそれに派生する行動は、比人女性の日本流入の引き金として機能してきたと同時に、彼女達を見る目もこのイデオロギーによって枠づけられてきた。比人は、様々なビザによって日本に滞在しているにもかかわらず、社会通説は、比人女性を「農村の花嫁」と都市部の「水商売の女」以外としてみることは滅多にない(伊藤 1992)。従って、日本人一般の比人女性観も、彼女達を都会の「エンターテイナー」、あるいはその同義語とも言える「売春婦」、または「(金で買われてきた)農村の花嫁」(Yamazaki 1987)だと認識するような力学に動かされている。更に、彼女達の存在あるいは生活は、「問題」に満ちていると認識されている¹⁹。この「問題」追及思考は、皮肉にも、以下に見られる比人女性の社会的時空での周縁化と無縁ではない。

日本の農村において、近年「嫁早」が個々の「家」の継承のみならず、政治単位としての村の存続をも脅かしているといわれて久しい。農村の「花嫁問題」については、おびただしい数の報告が出されたが、多くの場合、花嫁達がどの程度村の生活に慣れたか、あるいは慣れていないか、という点を中心とするものが多勢だ(五十嵐 1995; 桑山 1995; 中沢 1996)。他のものは、いかに花嫁達が日本化したかについて言及している(菅谷 1995)。これらの研究に現われる比人達の異民族女性としての語りや行動は、都心から遠くはなれた地方の「伝統的」農村の「家」や、「日本に生きる」為の日本語教室という境界線の内側に封じ込められ、それ以外の場での彼女達の行動は不問に付されている。「伝統」という言葉は、「アジア人花嫁」を語る上で頻繁に使われている。それは、戦後日本の経済的飛躍とその確固たる世界的地位、更に、国民の9割が中産階級に属していると感じられるようになった(Kosaka 1994; Miller 1995)ことと密接に関係し、この発展ぶりは、往々にして比国をはじめとする「第三世界」の「貧困」と対照されている。今日の日本で、若い日本人女性が男性に歓迎されなかったり(佐久間 1997)、子供を産まない等として、男性の権威や国家の存在を脅かすようになったといわれているのは、皮肉なことに、日本が富国強兵・経済大国政策を推進し、先進国の一つとしての地位を築いていく社会文脈の中で起こってきたことだからである(Suzuki 1992)。この論理は、もし国家が貧困を抜け出せないでいる場合、その「後進的」で「伝統的」な国は、「後進的」で「伝統的」な女性を維持しているという進化論的結論を導き、そのような女性達が、家庭、出産、育児を「放棄している」「先進的」日本人女性の「本来の役割」を補填してくれる、という幻想を国民に抱かせようとしているのである(Pollack 1993)。従って、この「伝統」説は、「アジ

アからの花嫁」達が時間的に「前近代的」または「過去」の社会に生きているということを示唆している(Fabian 1983)。こうして「花嫁」の多元的な生活経験に言及することなく、彼女達を表象上「非・前近代的」な農村の時空に閉じ込めることによって、現在のグローバルな世界で揺れる「第一世界」日本の「単一民族」社会イデオロギーを主張する装置として展開されている、といえる。

一方、都会の「エンターテイナー」についての叙述は、日本人一般が持つ比人女性のイメージ構築に、「花嫁」よりも遥かに大きく寄与していると思われる。1995年の興行ビザの引き締め以前の比人エンターテイナー延べ数は、比人登録総人口の35%に上り、この他に日本人の配偶者の一部もクラブ等で働いている。このエンターテイナーの日本流入、就業についてメディアは、バーホステスや売買春者の問題に大きく焦点を当て、また、時には扇情的に「問題」を取り上げてきた。多くの女性達が、日本の興行・性産業で肉体的・精神的被害を受けてきたことは否めない。また、賃金や労働条件の面でも、搾取の対象となるケースが少なからずあったことで、重要なことだ。しかし、これは一般日本人の比人女性、特に農村在住でない女性達への固定観念を生むという皮肉な結果ももたらしている。そしてそれは、在日比人人口の大多数を占める配偶者の存在や、エンターテイナーの「問題」以外の経験が、殆ど知ら(さ)れていないことにも起因する。

多くの身体的虐待や、精神的苦痛、金銭的搾取に関しては、エンターテイナー達も黙って甘受しているわけではない(Go et al. 1991)。数多くのメディア報告(Romero 1993)や、比国政府の反応、口コミの情報によって、来日する多くのエンターテイナーが興行ビザの発給を受けるようになり、このビザが女性達の一定の労働権を保障するわけである。それと同時に、稼働期間の制約を受ける。都会に集中しているエンターテイナーの数は多いが、ビザの期限終了後(通常3ヵ月から6ヵ月)は帰国すると考えられ(または期待され)ている。この期待された時間的制約が、エンターテイナーの日本での存在を一過性の現象とし、これによって、空間上周縁化された「農村花嫁」に類似して、彼女達も日本在住者として、時間枠上周縁に位置づけられることになる。

このようにみていくと、比人女性と日比結婚表象によって、比人女性達は日本の文化・社会時空の周縁で、単一イデオロギー的に妥当だとされる社会的位置に配置され、また、上の周縁化や差異化は、中枢の日本人、日本文化への象徴的脅威への対応とも読める(Befu 1993; Valentine 1990)。日本の文化・社会的「単一性」といわれているものは、これまで存在することはなく(Kelly 1993)、歴史的にも、日本人は実際のところ様々な「他者」と遭遇する度に、多種の比喩や象徴を動員して、自己の文化・社会的主体性を模索し続けているのである(Ohnuki-Tierney 1993)。この社会的周縁化に加えて、在日比人女性たちは、自己に関する表象創造の戦略によって、都市部を中心とした興行・性産業に従事する女性と、地方の家庭に属する「従順な嫁」という、二つの優勢なジェンダーと性愛の枠の中に内含されている。このような重層的な社会時空とジェンダー力学によって創出された、比人女性の周縁の表象のインパクトは大きい。しかし、以下に見られるように、彼女達はエスニックの女性として、自身の文化に対する知識を巡らし、日比両国の文化・社会的時空で多くの活動をしている。そのような活動は、支配的言説に拮抗し、彼女達の主体性主張の為の「場」の構築と、考えられる。

3. 移民女性の多元的主体性と社会

今日のグローバル化する社会において、文化の多様化、^{ハイブリディティ}混濁性は、一つの国体・国民性の枠の中に内在しはじめ、国や文化の境界線の存在を曖昧なものにしている(岩波書店 1995)。このような状況下での、異文化からやってきた移民達の実践は、社会時空的に「日本人」と「外人」といった二分法への挑戦とも考えられる(Clifford 1992; Rouse 1991)。日本各地で開かれる多くの民族的催しの中で、比人達は開催宣言の一環として比国国家を歌い、国旗を飾る。また、ゲストスピーカーに国を代表する在日大使や大使館職員を迎え、英語またはタガログ語で講演し、あるいは、カトリックの礼拝を行なう。この瞬間、会場は日本から比国へと象徴的に再領土化され(Gupta et al. 1992)、彼等は日本人観客を比国の文化地勢に誘い込み、比国の民族性を主張する「場」を構築する。

このような行為は、外国人移民を日本社会に一方的に同化、適応させようとする圧力にも挑戦している。移民達は、様々な形で自身の主体性、民族性、国民性の主張を試みるが、これも移民先での一元的期待や、ジェンダー差別への対抗行為の結果といえる。彼女達は、種々の苦労を経験しながらも、自身の文化的拮抗や同民族を連携する「想像の共同体」を開拓する為の能力や、知識までも失ってはいない (Giddens 1979)。移民達は、移民先での日本化への重圧に、個人そして集団としての戦略を展開させることで対抗し、また、国境を挟む文化時空で自身の主体性を主張している。そのような抵抗や主体性の主張は、日常的な実践の中にみられ (Bentley 1987; Scott 1985)、多くの場合、従属されたグループの社会批評や論争の戦術は、微細で、支配的枠組みの中に内含されている (Ong 1987)。このような制約があるにもかかわらず、移民達は、優勢な文化・社会時空間の狭間に、自身の民族・主体性の刻印を押している。

加えて、彼等は移民先での構成員として生活すると同時に、母国の家族や社会、出身地域社会においても構成員であろうとし、両国に主体拠点を構築している。比人移民は全世界に存在するが、彼等はそれぞれの移民先で慈善事業や、同郷会、宗教研究会、法的権利擁護グループ等を組織している (Basch et al. 1994; Constable 1997)。また、故郷の開発計画や、自然災害救済活動、青少年教育基金等にも広く貢献している (Griffiths 1988; Pertierra 1992)。このような母国及び移民先での活動は、彼等の移民先での生活の安定や向上といった肯定的印象を人々に提示する「場」を与えている。慈善や文化という様相を見せることで、「移民」の暗示する暗いイメージを払拭し、善意に満ちた富裕の寄付者としての自身を構築し、また、社会構成員として母国社会にその存在を知らしめることを可能にしている。以下では、このような行為を具体的にみる為に、首都圏在住の比人妻達の例を紹介する。

首都圏在住の比人妻達は、日本に遍在する自身の「不名誉な」イメージに対する認識と、社会言説の中で沈黙させられているグループとして、移民先での自身の主観や文化時空建設を頻繁に行っている²⁰。彼女達は、教会や地域社会で多数のグループを組織して異国に住むストレス発散をしたり、日本人に、自分達はごく「普通」の人間であることを訴えるべく、催し、例えば、ホームパーティー、エスニック料理教室、公開シンポジウム、地域の祭、寄付企画等を開き、また、このような場で、自身の家族や文化、国際結婚、日本での経験について積極的に語っている。これらの活動を通し、彼女達は日本の中核で、日本人の抱く、国家・民族の一体性や、これまでの言説が示唆する、自身のおかれた時間・空間的およびジェンダーによる周縁性に反証を挙げている。

そのようなグループの一つに、サンパギータ²¹がある。このグループの代表が会を組織したのは、長男が母親が比人だということでのいじめにあったことを契機とし、また、このいじめ事件があった90年代初頭は、「ジャバゆき問題」が拡まっていった時期と一致している。グループ創立の説明にあたり代表は、「日本にいるフィリピン人は、皆娼婦じゃないです！」²²と、不満を述べた。同様の不満は、他の多くの女性達からも聞かれる。本研究の協力者達は、過去あるいは現在も日本や比国のクラブ等で働いていた(る)者が非常に多いが、国立フィリピン大学を含む名門大学卒業生や、海外の大学院修了者、あるいは母国では教師として働いていた者もいる。このような多様な個人的属性に触れることなく、支配的言説は、都市部在住の比人女性を一括して「ジャバゆき」で捉えるような表現を繰り返し、更には、そのような仕事に従事することで、彼女達が売買春やその他の違法行為、あるいは日本人男性を騙す詐欺行為に関係し、「問題」を起こす、または、「問題」の「犠牲者」としてのみ存在するような印象を創出している。また、日本人男性の単なる「性的対象」と見なされていることから、文化も歴史も持たない人間だと思われる、と感じている比人女性が多い。エンターテイナーとしての就労経験がない女性達は、自身が「ジャバゆき」として日本人から差別的待遇を受けることに対し、「なぜ日本人はすぐ一般化するんですか？ どうして色々なタイプの外国人がいることを分かってくれないんですか！」と訴え、エンターテイナーとして働いていた(る)女性は、「ジャバゆきは、皆悪くないよ!」、「フィリピン人は、皆同じじゃないですよ」、「(お店で働いてたけど) なにも悪いことしてない！」²³と、訴える。彼女達は、自身が言説の「ジャバゆき」がイメージするような「売春婦」や「悪女」ではないことを主張する一方、多くの問題に実際に直面してい

る同国人に対し「家族のために」苦勞しているのだと弁護する。このように、日本社会に遍在する否定的言説は、彼女達の日常生活に少なからず影響を与え、この社会環境に照応して多くの比人女性グループが創立に至っている。

サンバギータの場合、やはり元または現役クラブ就労者が会員の大多数を占めているが、現在は会員全員が日本人の妻であり母であるという共通点と、異国に住むことで起きる様々な問題を共に解決していく、という自助目的で結成された。会員達は、自分自身の主観や主体性を、外国人ではあるけれども「普通の日本人の奥さん」として日本に居住する女性であり、また、彼女達が、単なる「性の対象物」ではなく比人という文化も歴史も持つ人間として日本人に認識してもらえよう、先に挙げたような催しを通して直接・間接的に訴えている。

この会では、年間を通して各種の催しを積極的に開いているが、これらの催しの目的は、会員間で必ずしも一様に理解されているわけではない。グループ内でも噂や陰口、文句、無言の批判、あるいはイベント開催時の「どうにかなるさ」的態度も頻繁に見受けられ、活動に積極的な会員を苛立たせている。この理由は、各種の催しを遂行する為の仕事の多さや煩雑さに対することもあるし、代表の考えといった個人的問題に対してのこともある。代表の考えは日本人に比国文化を紹介すると同時に、自分達が直面している問題を日本人に理解してもらう、といった外向きの姿勢が強いが、他の会員達は、そのような外交的活動も大切だが、自助活動(例えば、日本語教室や子育てについての情報交換)と、比国文化を紹介するのも、会員間の結束と民族の誇りを高めることが第一目的で、日本人へのアピールは必要だけれども二次的、といった内向きの考えもある。ここでみられるように、比人妻達の社会的背景や考えは多様だが、各種の催し開催については多くの会員が、「フィリピン人だから、日本人にフィリピン文化をみせたいでしょう!」とその重要性を訴え、民族としてのプライドもみせている。またこのような催しは、代表の外交志向に反対する会員にとっても、自身の子供達の中にある母親の文化や、比国のスラム以外の側面を教えるために良い機会だと考えている。

このようにサンバギータの会員は、民族集団や多様な個人差への無理解、差別に対抗する為に、また、彼女達が、過去あるいは現在の職業に関わらず、日本人との違いはあるけれども、ごく普通の善良な市民であることを訴えるのに、公共の場での催しが大切であることを、それぞれの考えの中で認識している。この考えや態度から窺えることは、結婚によって日本の住民となり、地域に生活の根を下ろす一方、自身の民族的ルーツを放棄せず、むしろ積極的にその根を日本社会に張り巡らせている、ということである。このような機会での民族集団としての登場は、自身を異質なものとして再提示してしまう危険性も伴うが、そういった手段を採らない限り、自身の文化的財産は完全にその根を断ち切れ、枯渇してしまい、そうなった時日本社会に残るものは「都会の比人女」としての「悪名」と、異質なものの存在しえない、理想化された日本の「単一性」だけなのである(Castles 1991)。

首都圏各地での比人女性が行なう催しには、いくつかの特徴が見られるが、ファッション・ショーは、その代表的なものの一つである。母国の長い植民地時代や多民族、多宗教を反映して、様々な衣装を次々と披露する。この他に、種々の資金援助を目的とした催しも、比人の間では一般的である。こういった機会では、比国文化の様々な局面を、寸劇やダンス、歌や音楽演奏等、比国の日常生活の一部となっている実践を通して披露していく。また、ビンゴ・ゲームやバザーも様々な目的のための資金獲得の一環として開かれている。準備や練習は時間をとり、家事や育児との摩擦が生じることもあるが、それと同時に、特にキリスト教信者の比人にとって恵まれない人を助けることは、彼女達を満足させる。更に、比国社会では、社会的に上位に立つ者や裕福な者は不遇の人を助けることが期待されてもいる(Kerkvliet 1991)。先に触れたように、寄付や慈善といった形でのコミュニケーションは、積極的に移民達を「故郷」へと連関させる役目を果たす(Basch et al. 1994)。では、具体的に比人妻がこの目的達成の為に、どのような戦術を巡らせているかを、サンバギータの例から考察してみる。

サンバギータの年間行事は、キリスト教系比人にとって最も文化的意味のある、12月のクリスマスパーティーでクライマックスを迎える。これは代表が、クリスマスシーズンにチャリティーをしようと提案したことに始ま

り、チャリティーのみならず、比国文化を日本人に紹介するにも絶好の催しということで会の創立以来続けられている。このパーティーの為に毎年違ったテーマを考え、これまでに、比国の歴史を反映する各地の民族ダンスや、比国式クリスマスの意味、求婚の儀式やそれにまつわる人間関係等を紹介してきた。ここでは、これまで最も盛況だった1994年のクリスマスを例にとり、比人妻の主体性が、日比国境間でどのように展開しているかを考察する。

クリスマス'94は比国国家斉唱で始まり、ステージの後ろに日比国旗を並列したサンパギータの旗を飾り、比国国家の象徴と、自身のおかれた立場を表わし、更に比国料理で観客をもてなす。これに続き、この年のテーマ、「1950年代の求婚の儀式」が子供達(日比混血児)のパントマイムによって披露され、会員の夫の一人が司会として、女性達によって準備された劇の説明を読む。劇は、男性が求愛する女性の部屋の窓辺でギターを奏でるところから始まる。女性がこの求愛を受ければ窓を開き、音楽に耳を傾ける。ここで司会は、比国の親の婚前の男女交際への厳格な態度を強調する。求愛が成功すると、次に男性を待ち受けているのが意中の女性の家族への奉仕である。この為、求婚中の男性は、1年あるいは2年、薪を切ったり、水を汲んだりして、女性の家族に自身の愛情と有用性を訴える。この長い無償の努力の結果、男性は女性の両親、特に父親、に認められ、結婚に至る。主役の少年と「意中の女性」が正装で登場し、比国の結婚式で今日でも行われているように、式の終わりに参列者が紙幣を新婦のドレスにピンでつけ祝福する。これは、新婦の生家での価値を世間に披露する意味だと、会員の一人は説明する。

次は、催しのハイライトで7つの民族ダンスが紹介される。日本でも馴染み深い「バンブー・ダンス」で勢いをつけ、スピーチと比国料理で散漫になっていた観衆の注意を一気にステージに呼び戻す。このショータイムの目的は大きく分けて2つあり、母国の地域や宗教の混淆性の紹介と、日本の男女関係への批評である。民族の多様性は、一般にキリスト教低地民、モスLEM教信者、山岳民族の衣装やダンスで表現されているが、ここでも同様である。スペイン人がもたらした豪華なイブニングドレス、「マリア・クララ」や、男性の正装、バロン・タガログをはじめ、金色のアクセントをつけた手作りの「モスLEM・パンツ・ドレス」や、チェックを使った「ネイティブ・コスチューム」等々がダンスと共に紹介される。マリア・クララに身を包んだ女性達は、男性パートナー(ここでは女性)とともに、スペイン音楽に合わせて「カリニョーサ」という舞踏ダンスを踊る。ここでは、女性達は常にハンカチや扇子で顔を隠す等、「しとやかさ」と同時に喜びに満ちた笑顔をみせ、これを男性パートナーが優しくエスコートする、といった内容である。サンパギータの振り付け担当者は、男女の繊細且つバランスのとれた動き、また、「本当の」比人女性の「女らしさ」や、「つつましさ」を表現している、と説明する。また、農村の若者を描いた「サヤウ・サ・バンコ」でも同様に、恋愛関係にある男女の喜びと平等、更には、男性の女性を尊重する繊細な動きをみせている。また、「パンダンゴ・サ・イラウ」では、ほんのりと揺れるろうそくの炎が、ダンスの流れにのって夢を誘う、そんな比人のロマンチズムを演出したかった、と前出の振り付け担当は語る²⁴。

このような演出の中心になるのは、多種の言語、音楽、マナーや民族衣装等を通じて、比国の高度な芸術や、洗練された文化、様々な要素が混淆する母国の歴史を日本人に紹介することにある。このような提示は、日本の「単一性」や「閉鎖性」と対照をなし、異質のもの共生は可能である、ということを示唆している。また、求愛の寸劇やカリニョーサ・ダンスは、比人女性が、生家の家族の強い保護を受け、簡単には性や結婚の対象になりえず、男はそれなりの努力と優しさをみせなければ、恋愛は成立しないことを表現している。このような比人による理想的自文化の公共提示は、日本に遍在する自身の、「性的にルーズな水商売の女」または貧困に喘ぐスラムから来た「売春婦」のイメージと競合している。確かに多数の比人女性が、興行・性産業に従事させられ(あるいは、自ら従事し)ているが、比人女性が、単に文化や歴史を剥奪された「性の奴隷」というわけではないことを主張する一方、自身の生活が尊厳に満ちていることも示唆している²⁵。

パーティーの終りを締めくくる形で、サンパギータの会員が夫と子供²⁶を連れてステージに立つ。この年は、

会員の夫達が全員顔を見せ、自身が、幸せで安定した結婚や家庭生活を送っていることも、日本人観衆にアピールしている。「悪女」としての「ジャパゆき」でもなく、「(金で買われた可哀相な)農村花嫁」でもない比人女性や、これまでに語られることのなかった側面、即ち、異質なものの共生の可能性と、女性の純潔で高貴なイメージの中に自身を位置づけようとする²⁷試みは、彼女達についての支配的表象を攪乱する実践であろう。また、これを繰り返すことによって、日本人一般がこれまでに有していた比人女性に対する「客観的事実」としての表象の妥当性を問い、そのような表象提示から派生する彼女達への差別的態度にも変化を求めている、と解釈できよう。

更に、彼女達の戦略は地域社会レベルだけに止まらず、このような文化提示を通じて、別のメッセージを自身の夫達にも向けている。彼女達は、(理想の)比人男性の女性に対して優しく、おもいやりがあり、ロマンチックなマナーを見習って欲しいのである。会員達は、夫は比人と結婚しているのだから、彼女達が、母国で家族や求婚者からどれだけ大切にされているかを知ってほしいのである。また、比国では、理想的には女性は男性と同等なパートナーで、これを考慮した男女のバランスがとれた関係を求めている、ということも伝えているのである²⁸。

このようにこの催しは、サンパギータの会員達が、自身が国籍や文化が違っていても、日本の住民であることを地域社会の人に訴える「場」と読み取れる。こうして彼女達は、自身の持つ文化知識をフルに活用して、日本への一方的な同化や日本化への期待に挑戦すると同時に、彼女達の民族のルーツを、首都圏、即ち日本の中枢で長期にわたり伸ばそう、と宣言もしているのである。

パーティーが終了するとともに、サンパギータの会員の次の活動は、ここで上がった収益を比国に持って行くことである。在日比人は、色々な方法で寄付の送金を行なっているが、寄付を直接比国に持って行くこともある。過去においてサンパギータは、ピナツボ火山噴火被害救済物資や、マニラの設備不足の病院に物資や医薬品を直接運んでいる。またこの外、義務教育の小学校に通うことも難しい子供の就学助成金も寄付している。このような物資や助成金を受け手に届ける過程で、女性達は、比国に住む人々の心に彼女達の善意を認めてもらえるような印象を残す行動も取っている。過去において、貨幣価値の高い円を最大限に活用する為に、マニラ市内の安い市場で購入した物資を病院や被災地へ運んでいる。この時、記念写真撮影が行われたり、感謝状を受ける。過去に助成をしていた病院では、廊下の人目につく所にグループ名入りの感謝状が掛けられている、ということだ。93年の寄付は、ピナツボ救済の為に使われたが、物資を山積した小型トラックの横には、日比の国旗を並べたサンパギータの旗が飾られ、マニラ首都圏からピナツボ山のあるパンパンガ州までの約3時間の道のりを走ったのである。

サンパギータの就学助成は、会の発足以来続けられているが、他の物資供給の援助と違った期待が、会員達の胸の内にある。物資による援助は、一時的な救済にしかならないことが多く、また物資の調達も、交通渋滞の激しいマニラ首都圏では大変な作業となるが、これに比べ、教育熱の高い比国での就学助成は、受け手の一生を左右するものとなりうる。比国社会では、「火事で全てをなくすことはあるが、教育だけは奪い取れない」といった金言もあり、教育は一生の財産と考えられている。実際、社会的な向上心のある比人にとって、教育は何物にも代え難いほどの価値を持つ上、学費援助を得て通学するものは、家族の誇りとして敬われる。このような社会環境の中で、助成を受けている子供達は「サンパギータ奨学生」と呼ばれ、人生における最初の文化・社会資本を得られるのである。「心の借り」と呼ばれる価値観を持つ比人は、このような恩義を通常一生忘れることはないし、返せるものでもないと考える。従って、会員の善意は、この子供達やその家族、学校関係者に、彼等の命のある限り感謝され続けることになる。こうして、たとえ実質的には不在であっても、会員達は母国の人の心の中に存在し続けることになる。ここでもまた女性達は、奨学金や寄付・援助、また文化的価値観等の知識をいかし、比国社会においても、その善良な構成員としての存在を示しているのである。

このような時間と労力を要する母国での慈善活動には、それなりの動機づけがある。比人女性の日本における

評判は、「ジャパゆき」と「農村の（通信販売）花嫁」といった芳ばしいものではないが、皮肉なことに、母国でも彼女達は同様に一義的に捉えられ、ジェンダーによる差別を受けている。国内及び海外で働く「エンターテイナー」は、売春婦とほぼ同義語の「ホスピタリティーガール」として（Wihtol 1982）、また今ではタガログ語となっている「ジャパゆき」として蔑視され、自国の経済政策等の不備や戦略の中で、女性として不利な立場に立たされているにもかかわらず（Eviota 1992）、売春で生計を立てる「国辱」としてみられている場合もある。

そのようなジェンダー差別の例として、帰国時の入国審査で日本からの帰国者と知った担当官に、「今度は、どこの店で働いてきたのか」等と横柄に質問されたり、彼女達が日本で大金を稼いできたという想定から、タクシー運転手に法外なチップを求められたりする、と調査協力者達は悔しそうに語る。長期日本滞在中で肌の色が薄くなったことや洋服のスタイルから、日本帰りを見分けるのは難しくなく、チップ稼ぎの格好的にされる、という。これに対し、やはり日本のクラブで働く男性エンターテイナーが、同様の扱いを受けている、といった話は現段階では聞かされていない。このほか、既婚女性の帰国の際に夫が同行しないと、結婚は「偽装」あるいは「離婚間近」等と、家族にまでも噂される場合もある。女性が遙かに年上の夫を選んだ場合、結婚は愛情に基づくのではなく、「便宜上」と見なされることも多々ある²⁹。このような日比結婚に批判的な者や、仕事よりも人間関係、特に家族関係を大事にする母国の比人達に、夫は「仕事あるから、来られないだけ！」という説明は、通用しない。従って、比人妻にとって、もはや母国も必ずしも「スイートホーム」ではなくなっているのである。

バッシュ他は（Basch et al. 1994:250-1）、移民の博愛的・文化的な活動は、それを行う組織や構成員の存在を、故郷の人々に知らしめるのに非常に有用だ、と分析する。それは彼女達の行為が、キリスト教義の影響を強く受けている比国での日常的実践である上、富裕な者が恵まれない人々に喜捨する、といった肯定的イメージづくりに寄与するからである。またその結果として、母国での寄付者自身の政治・社会的地位の維持、向上に繋がることになり、彼女達の異国での差別や苦難の多い生活に、また、日本で生活する比人女性としての主体性構築に、多大な意味をもたらすからである。上の例に見てきたように、サンパギータの会員達は、日比両国での国体観やジェンダー観に派生する否定的表象提示に挑戦し、二国間に遍在する一義的「悪女」のレッテルを払拭するのに、慈善活動は有効だと考えている。寄付企画について話す時、元クラブで働いていた女性は、「ジャパゆきは、皆悪くないよ！こういうこと（慈善事業）してる人だっているんだって、（日本人にもフィリピン人にも）分かってもらえるじゃない！」と言って、胸を張った。

おわりに

このように、近年の国際人口移動とそれに伴う移民達の主体性は、これまで考えられていた、国民国家あるいは村や地域の境界内でのみ存在しえるのではなく、移民達の文化活動が行われる日常生活の過程の中で、創発的に表現されるものである。在日比人妻達の場合、日本及び比国でのジェンダー・イデオロギーや、日本の国体維持戦略に基づく言説が規定する、異民族住民の周縁的時空や、「水商売の女」の暗示する否定的イメージに封じ込められることなく、文化行為者として、積極的に自身の主観、主体性を、日比の「場」で提示している。このような行為からは、移民は母国文化・社会から「根を抜かれた」とは捉えにくい。本論では、彼女達が、社会言説に拮抗する形で、常に寄付や慈善事業を公表している、と言っているわけではない。しかしながら、このような移民女性に対する批判的、差別的な複数の社会環境を考慮した時、彼女達が提示する多彩な公共文化の意味を、自身の肯定的主体性と存在の刻印を押す為の戦術、そしてそれを展開する「場」と、また、女性達の主体性は、彼女達の往復する母国及び移民先の社会時空で構築されている、とも解釈できるであろう。このように、今日の移民、とりわけいわゆる「第三世界」から来ている女性達の、多元的主体性構築や母国及び移民先での経験の理解には、超国民論的視座と行為者という概念を用いることで、彼女達を一義的に「農村の花嫁」、「ジャパゆき」といった時空及び性役割に閉じ込める見方、あるいは、政治・経済の不平等や性差別の犠牲者とのみ見なすこれ

までの研究の限界を超えた、新しい移民文化分析が可能となろう。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員・ハワイ大学人類学博士課程)

注

1. 本稿は、首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）における、1993年と1994年夏の6カ月間と、1995年8月から1996年10月までの14カ月間にわたる臨場調査と、延べ80人以上の方々とのインタビューに基づいている。この調査を行うに当たり、大変多くの方々にご協力を頂いたことに深謝したい。本来ならば、一人一人に感謝すべきところであるが、その数が非常に多いことと、調査協力者のプライバシー保護の為に、個人の名前を省略せざるを得ないことをお詫びしなければならない。後述の比人妻のグループの名前も匿名である。また、Research Institute for the Study of Man 及び財団法人国際交流基金から研究助成を頂いたことと、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報委員会のレフェリーの講評に対しても、謝辞を述べたい。
最近の文化研究では、調査者の特権的知識等、「有知識者」と「未知者」の力学を考慮した一定の認識論的見地から、公共文化構築者の実名明記の重要性を唱える向きもあるが（例えば、ヨネヤマ 1996）、本論文では、結婚という非常に私的事象に言及していること、更には、比人女性の日本への移住過程における様々な事情を考慮し、協力者の個人名使用や居住地の特定は一切避けた。しかしながら、ここで考察している語りや活動内容は、言語能力さえあれば、少なからず公的アクセスの可能なもの（例えば、比人や日比カップルによる様々な催しやパーティー等）だということを、付記しておきたい。
2. 超国民論的視座から書かれた文献については、Basch et al. (1994)、Ong et al. (1997) 他や、ディアスポラ視点から書かれたカルチュラル・スタディーズ論文（例えば、Chow 1993；Trinh 1991）も同時に参照されたい。
3. 「ディアスポラ」という概念は、「離散」と翻訳されている場合もあるが、この翻訳では本論文で記述している移民女性達の二国間を連関させる行為と、それに伴う主体性構築過程が見えにくく、構造機能主義が唱える移民文化の一過性と、最終的な移民先社会・文化への同化から、本来の文化の「根」を抜かれた人間集団を連想させかねないことから、ここでは「移民」と訳す。定義は本文参照。
4. 移民達の中には帰化した者等もいるので、「母国」は暫定的に、民族的に異なる在日外国人の生誕地、及び、それぞれの民族が大多数を占める領土、とする。本稿の比人妻の場合は、フィリピン共和国を指す。
5. 更に付け加えると「場 (site)」は、文化要素や特徴の共通あるいは近似点の集合関係や、それによって創出される社会文脈を意味し (Foucault 1986: 23)、このような関係は、ジェンダー、社会階級、民族、地域、年代等の違いによって異なる。この比喩的概念では、国民に一貫して内在すると考えられている、厳格に規定された社会規範や構造は、そのような流動的關係の中で、様々に異なった形で再提示されると考えられている。
6. ここで「妻」という呼称を使うことは、日本人男性と婚姻関係にある比人女性を、単にその呼称が示す性役割に封じ込めることや、その役割だけに注目することを意図しない。本稿では、「日本国民の配偶者」という法的立場が、彼女達を合法的居住者として日比二国間の頻繁な往復を可能にしていることに注目して、この言葉を使用している。
7. クリフォードの原文では、“community, citizenship and identity as simultaneously here and elsewhere” とあり、この「共同体 (community)」は、限定された物理的地域のみならず、アンダーソンの概念「想像の共同体」も含む。ここでは、統計や、母語による新聞の発行、また、送金、電話などによるコミュニケーションによって、不特定の人間を一つに繋げ、それにより「共同体」が想起されることを意味する。比人の場合、家族構成員が全世界に点在し、各地でタガログや他の言語で新聞の輸入・発行を行っており、日本も例外ではない。従って、「生活地と他地」(“here and elsewhere”) も母国内や母国・移民先国間に限定されることはなく、例えば、自身とは別の国（例えば米国）に移住した家族と複数の共同体関係を築き、比人としての同一性を確認できる。比人移民の共同体構築の人類学的観察にオカムラ (Okamura 1995) がある。
8. しかし、グループ内の構成員や彼等が創る文化が様というものは、意味しない。
9. 比人女性を一元的に「犠牲者」として考えず、自身の主観に基づき行動する行為者として捉えた数少ない文献に、浜 (1988) がある。浜の文章からは、比人エンターテイナーを「可哀相」とのみ捉える——黒人あるいは自身の選択で売春をする女性達の、中産階級の白人フェミニストに対する批判にみられるような (Bell 1987；Kimmel 1990) ——社会地位的優位性が感じ取れない。これも、浜自身が長期にわたって当該女性と直接に関わってきたことと関係すると思われる。やはり、協力者と密接にまた長期間関わりながら、国際見合い結婚やクラブで働くタイ女性の調査・分析を行っているマードック大学の中松知子や、テキサス大学の渡辺里子も同様の視点を共有している。
10. 一般の描写は、興行と性産業を同一視する、あるいは同一を想起させる表現が多いが、筆者の直接のクラブでの観察や調査協力者の語り、あるいは、他の研究者の報告 (Ballescás 1992；Go et al. 1991；Osteria 1994) からもこの同一化は必ずしも正しくない、と判断する。また、このような一義的解釈は、そこで働く女性達を一括して、「水商売の女」、「淫らな女」と見なす、あるいは、そのような印象を読者に与える危険性を秘めている。このような単純な同一化を避けるため、本稿では、興行・性と表記することで並列

を意味し、この2つを関係はあるが別個の産業とする。

11. 今日の比国では、この呼び名を蔑称と捉えない向きもあるし、短期間に多額の収入を得られる職業として賛美されることもある。筆者が会った元・現役エンターテイナーの多くは、自身の仕事に何ら恥じることはなく、むしろプライドをみせることもあった。このような言葉は、実際に解釈する者のもつ政治的主観から解放されることはない (Linnekin 1992)。総じて、フェミニストを含む、興行・接客業に携わったことのない中産階級の社会的に優位に立つ者が、一方的にエンターテイナーを「悪女 (bad girls)」、「犠牲者」、あるいは風俗営業を「醜業」とみなす傾向だけは否めないであろう (Bell 1987; Pheterson 1993)。
12. この名称については多くの論議が出されている。国際結婚の子供を「国際児」と呼ぶこともあるが、まだ一般に定着するには至っていない上、どれだけ「国際」なのかは现阶段では把握できていない (嘉本 1996)。「日比児」という言葉も同様である。このような子供達の最も一般的な名称は、ジャパニーズとフィリピーノを融合させた「ジャビーノ」であり、日比両国の一部の比人母達の間でも日常用語として使われている。しかしながら、この言葉は一義的ではなく、蔑称として、また、ジャーナリストによって扇情的に使われることが多い (例えば、軍司 1991)。同様に、「混血児」という言葉も差別的意味合いがあるが、適当な言葉の欠如から、便宜上ここでは、比国を中心とする非政府組織などが使う JFC (Japanese Filipino Children) の訳語から「日本人と比人の間に生まれた子」ということで使用する。
13. 公共文化とそのような文化が示唆する文化批判に関する分析は、Public Culture ジャーナルやカルチュラル・スタディーズ研究 (例えば岩波書店 1996)
14. これは、法務省による「興業ビザ」発給や、比国政府のエンターテイナー資格試験の引き締めに関わるところが大きいと考えられている。
15. エンターテイナーは、女性に限られているわけではない。詳細は拙稿 (1996) 参照。
16. 外国人人口を把握する上で、国籍別、ビザ別、性別、居住地別の数字は出されていない。また、ビザ範疇の「配偶者または子」の県別居住者数が、「配偶者」と「子」に細分された数字も不在である。統計の正確さと詳細さを誇る日本の官公庁で、このような不明の数字があることは興味深い。これに関係した統計の政治性とナショナリズムについて、アンダーソン (Anderson 1991) の分析がある。
17. CFO (1995) 統計によると、この6年間に米人との婚姻を目的に (配偶者または婚約者査証を申請して) 出国した女性は、35,983人 (41.5%)、日本人とは、27,333人 (31.5%)、以下豪人8,358人 (9.6%)、独人3,659人 (4.2%)、加人1,883人 (2.2%)、英人1,565人 (1.8%) と続く。このうち、北米、特にカナダ、オーストラリアへ向けての婚姻ビザによる出国には、多数の男性もみられる。これらの国には、先に渡航した移民による大規模な比人コミュニティが存在しており、このような「国際結婚」は、必ずしも異民族結婚とは限らないであろう。この点で、比人にとって新しい移民先である、日本の第2位は興味深い。
18. この数字は、1996年末現在登録された離婚数を婚姻数で割ったもので、この二つの人口グループの傾向は示すが、全体を統計的に評価するものではない。
19. 地方自治体等が組織するシンポジウム等の催しで、参加者から、「国際結婚の (日本人以外の) アジア人女性達は、夫の暴力を受けたり、生活費を渡されていない」といった発言を耳にすることが多々ある。確かにこのようなことは、シェルター運営者の証言からも間違いではないため、問題解決への努力が必要である。ただしそれが、全員そのような境遇にある、といった形で一般化されてしまいがちなことは、問題だといえるし、また、同様の問題は日本人同士の結婚においても見られる現象であることを考えずに、「アジア女性の結婚は」とするのも問題であろう。この一般化に関連して、筆者がある研究会で日比結婚の夫の多様性について発表したときに、「色々な男性がいることが分かって、安心しました」といった意見も聞かれた。この発言の意味するものは、社会言説が創出した「知」によると、日比結婚や比人女性の経験は、問題と苦悩がなければいけないような錯覚を起こさせやすいということである。女性達が「幸せならば、なぜ研究テーマとするのか」といった考えもあるだろうが、以下で述べるように、結婚は幸せでも、国籍や民族、ジェンダーの違い、受け入れ国の国体観から派生する問題は、より深いレベルで在日外国人の生活を難しくもしている。他者表象の政治性や社会地位的優位性 (positional superiority) に関しては、(Rosaldo 1989; Said 1978) 参照。
また相互理解については、ここ数年メディアや地方自治体の出版物の中で、住民として比人を含む新来外国人が紹介されることが、確実に増えてきている。また外国人住民の、国籍条項撤廃等による地方自治体レベルでの外国人の人権・市民権についても、多く語られるようになった。これは、画期的なことではあるが、果たしてこのような動きが様々な社会、差別問題をも解決できるかは、国内の多くの少数民族の問題が未解決だということを考えれば、社会的に不利な立場にある者が、優勢な者に与えられている権利や特権を、実際同様に得られるかどうかは、残念ながらあまり期待できない。また共生といった動きも当然良いことではあるが、これと関連した近年の「国際化」といわれているものの意味を考えたとき、アイビー (Ivy 1995: 3) がいうように、日本または各自自治体が外来のものに対して、「開かれている」といった体裁を整えながら、同時に「外国」を内に取り込むこと、つまり、そのような人や物の元来の自己同一性や差異の封じ込め、抑制も行っている、といった分析もある。従って、外国人住民の受け入れに対する議論や方策も注意深く観察することが必要であろう。
20. 勿論、これ自体は大事な問題であることは言うまでもない。ただし、扇情的な問題の取り上げ方や執拗な反復は、受け手に一方的

な情報を植え付けることになり、皮肉で、「予期しなかった結果」(Giddens 1979, 1984)として、偏見構築に荷担してしまうことが、深層の問題として残されている。ここで、比人移住者、移動労働者に関する文献を網羅することは不可能なので、一部代表的な書籍と、海外の研究者に影響のあった英語の文献の一部挙げておく：ALSの会 1990；Ballescás 1992；石山 1989；桑山 1995；Nakamura 1987；新潟日報社 1989；Oshima et al. 1987；佐藤 1989；宿谷 1988；宝島 1986, 1990；田中他 1988；Tono 1986；臼杵 1983；Yamazaki 1987。

21. 農村の既婚比人女性やエンターテイナーの間でも同様の動きが窺われる (Suzuki 1995)。
22. サンパギータについての詳細な説明を求める声を多く聞き、その必要性についても理解できる。しかし、本調査を行う上で、筆者はインタビュー協力者全員と、調査主旨の説明とプライバシーの保護を最優先する、と記す同意書を交していること、更に、筆者の所属する全米人類学会及びハワイ大学の倫理規約を遵守するため、本稿にある情報以上の公開は不可能であることを理解されたい。これは、他の論文で、非常に私的な問題や、夫婦・家族関係、日本入国時の様々な問題に言及することもあり、サンパギータの設立年、所在地、会員数等をここで公表することで、後に個人の特定を容易にしてしまう可能性を懸念してのことである。本調査中に、筆者の協力者の一人は、ある日本人ゼミ生の論文集の中で、本人がほぼ特定できる情報、更に悪いことには、論旨と無関係の私的屬性について公開された上、一部事実と異なることを書かれ、夫婦間に問題が生じた、と筆者に訴えてきた。この女性以外にも、数名の協力者や関係者から、日本人研究者の同様の問題についてのコメントを求められたり、クレームを受けた。これに関連して、既存の文献では、協力者のイニシャル等が多用されているが、これも同様の調査を行っている者や、協力者の身近な人間は、容易に本人を特定でき、倫理上問題があると考ええる。移民や、その他社会的に不利な立場の人への人権擁護が叫ばれる昨今、本論文が、このような倫理観の下に書かれていることへの理解を求めると同時に、日本の都市人類学・社会学等において、書面化した倫理規約が設けられ、更に遵守されることが、強く望まれる。
23. 本稿では、括弧はインタビューの中で得られた逐語的な発言のみに使われ、筆者が簡潔に言い直しているような場合には、括弧を用いていない。尚、一部活動家の中に、外国人の発話の中にみられる非文法的日本語の提示を日本語を母語としない者への蔑視ととる向きもあるが、非文法的発話はプラグマティクス研究者が証明しているように、日本語を母語とする者の一般会話にも多数みられる。従って、言葉の誤用は必ずしも外国人蔑視とは限らないと考える。多様な日本語表現を受け入れることは、日本語を日本人個有のものとしなないことを意味し、更に日本が日本語を母語とするものの社会・文化にはなりえないことを意味する。ここでは、日本語でのインタビューから直接引用した会話は話者個人の意見や表現法を尊重するために逐語的に表記し、英語またはタガログ語からの翻訳は、誤解を避けるためにも、文法的な日本語で表記する。
24. このような比人による自民族の文化提示を、ある比人活動家は「植民者や修正主義者のやり方の模倣」とし、抑圧された者の解放にはなりえないと批判している (ゴウ 1998)。確かに、在日比人女性の多くにとっては、歴史的にも社会階級的にもそぐわないものであろう。しかし、比人文化研究者ラファエル (Rafael 1991) の分析が示すように、実生活と無関係であるがゆえに、表面的に繕った「文化」や「美」が現存する抑圧・被抑圧の関係を攪乱し、裏をかくことを可能にもできるのではないだろうか。実際、この催しが見せる「西洋的」に「洗練」された文化提示は、比人妻達のみならず、「フィリピン・クラブ」で同様のショーを催したエンターテイナー達によっても、日本人に比国文化を分かってもらうのに役立つと報告されている。また、ゴウ (1998) が比国料理の「アドボ」や「バンブーダンス」を超えたレベルでの抵抗が必要と訴えているが、自己の移住経験を同民族の過去及び歴史に学びとるとして、一世紀前にハワイに渡った比人移民で活動家のカルロス・プロサン研究を試みたり、現在の比人及び日本人の中にある物欲主義を批判するカトリック教義に基づく劇の公開 (FPC 1997) など多岐に渡る活動も開始されている。これらの活動は移民達の一つの抵抗として、移民の在日経験の一つの「糧」として、また、民族の多面性や深みの主張としての機能は評価できるであろう。
25. たとえ売買春に関わっていたとしても、恥を非常に意識する比人女性達は、真実を語らない場合も多いであろう (菊地 1996)。それと同時に、筆者の調査協力者の中には、主婦として時間をもてあまし、元勤めていたお店で働きたい、と考えている女性もいる。彼女にとって、クラブの仕事は妻となった今でも、恥となるようなことではない、と説明する。またこの女性の友人の場合は、帰宅時間が非常に遅い夫からの同意をえて、近所の店で働き、収入は全て自身の管理下においている。そのほか、嫌なことも確かにあったけれども、それほど大袈裟なことではなく、だからこそ何回も日本に来たのだ、という女性達もいた。このような女性達の多くが、自宅の居間にエンターテイナーとして稼働中に撮った写真を飾ったり、調査者にそのような写真の入ったアルバムを見せたりした。「エンターテイナー」が「強制された売春婦」であるのなら、果してこのような行為をするであろうか。この答は、エンターテイナー本人達のそれぞれの解釈に委ねたい。
26. オランダ植民地下のインドネシアにおける、オランダ人男性とインドネシア女性間の婚姻や出産が、民族の境界線を超えることで、オランダ政府の植民地政策に与えた影響についてのストーラーの優れた分析は、日比家族のエンパワーメントに有用であろう。(Stoler 1991, 1992)。
27. このような行為は、時間や社会環境に呼応して、常に刷新されながら繰り返されるために、固定的な位置を得た (position [ed]) という表現よりも、位置付け (ようとし) ている (positioning)、といった進行性を加味するほうが、適切であろう。
28. これに関連して、ある時サンパギータの代表は、夫達に対し、「自分がどういふ奥さんと結婚しているのか分かってもらわなきゃ

いけないから、フィリピン文化のセミナー開かなきゃ！」と、次のイベントの企画を話した。彼女や他の多くの協力者の考えに、完全に日本化しようという気はない、と言えそうだ。勿論、これが日本に住民として生活し、日本文化について習うことを、全く拒否しているという訳ではなく、むしろ二国間に主体性の拠点を持つようとしているのが、本文の例からも理解されよう。

29. 彼女達は、「3つ、または4つのM」という言葉で、批判的にみなされている。このMとは、mayaman, matanda, madaling mamamatay, 「金持ちで、年寄りで、すぐに死ぬであろう年老いた男性と、(財産目当てに)結婚している(したたかな)女」という意味である。確かにこのような結婚がないわけではないが、日本人の妻ということだけで、一括して「4M」とされることに、女性達や家族は憤りを感じている。また、たとえ「4M」の目的結婚であったとしても、公共の場で責められるのは不快であろう。それは、往々にして比国の家族のため、あるいは自己の社会的向上のための選択肢や(Trager 1988 参照)、可能性(Bourdieu 1984)だからである。

参考文献 (アルファベット順)

- ALS の会編, 1990. 『ラバーン事件の告発』 柘植書房.
- Anderson, B., *Imagined Communities*. Revised edition. London: Verso, 1991.
- Appadurai, A. et al., "Why Public Culture?" *Public Culture* 1 (1) (1988) : 5-9.
- Ballescascas, M.R.P., *Filipino Entertainers in Japan*. Quezon City: Foundation for Nationalist Studies, 1992.
- . "The Various Contexts of Filipino Labor Migration to Japan." *Tsukuba Journal of Sociology* 18 (1993) : 59-81.
- Basch, L. et al., *Nations Unbound*. Longhorn, PA: Gordon and Breach, 1994.
- Befu, H., 1993. "Nationalism and Nihonjinron." In H. Befu, ed., *Cultural Nationalism in East Asia*. Berkeley: Institute of East Asian Studies, University of California at Berkeley, 1993.
- Bell, L., *Good girls/bad girls*. Seattle: Seal Press, 1987.
- Bentley, G.C., "Ethnicity and Practice." *Comparative Studies in Society and History* 29(1) (1987) : 24-55.
- Bourdieu, P., *Outline of a Theory of Practice*. Cambridge: Cambridge University Press, 1977.
- . *Distinction*. Cambridge: Harvard University Press, 1984.
- Castles, S., "Italians in Australia." *Diaspora* 1(1) (1991) : 45-66.
- CFO(Commission on Filipinos Overseas), Statistics (tables). Manila: CFO, 1995.
- Chow, Rey, *Writing Diaspora*. Bloomington: Indiana University Press, 1993.
- Clifford, J., "Sites of Crossing." *The Seeger Lecture, Society for Ethnomusicology*. Seattle, October 24, 1992.
- Constable, N., *Maid to Order in Hong Kong*. Ithaca: Cornell University Press, 1997.
- de Dios, A.J., "Introduction." In M.R. Palma-Betrarn et al., eds., *Filipino Women Overseas Contract Workers*. Manila: Goodwill Trading, 1992.
- Eviota, E.U., *The Political Economy of Gender*. London: Zed Press, 1992.
- Fabian, J., *Time and the Other*. New York: Columbia University Press, 1983.
- Foucault, M., *History of Sexuality, vol. 1*. M. Hurley, trans. New York: Pantheon, 1978.
- . *Knowledge/Power*. C. Gordin, ed.& trans. New York: Pantheon, 1980.
- . "Of Other Spaces." Jay Miskowicz, trans. *Diacritics* (Spring 1986) : 22-27.
- FPC (Franciscan Philippine Center), *Rebuild My Church*. 1997. 一般公開劇、亀有リリオ・ホール、2月9日。
- Giddens, A., *The Central Problems in Social Theories*. Berkeley: University of California Press, 1979.
- . *The Constitution of Society*. Berkeley: University of California Press, 1984.
- ゴウ リサ「私という旅」『現代思想』Vol. 26-2: 28-37. 1998年。
- Go, S.P. et al., "Working in Japan." *Manuscript*. Social Development Research Center, De La Salle University.
- Griffiths, S.L., *Emigrants, Entrepreneurs, and Evil Spirits*. Honolulu: University of Hawaii Press, 1988.
- 軍司貞則『日本人の忘れ物』文芸春秋。(同書は1996年『ジャビーノ』として講談社より再出版)、1991年。
- Gupta, A. et al., "Beyond 'Culture.'" *Cultural Anthropology* 7(1) (1992) : 6-22.
- 浜なつ子『マニラ娼婦物語』三一書房、1988年。
- 樋口直人「チャペルに集うフィリピン人」『エスニックネットワークの可能性』一橋大学町村セミナー、1993年。
- 五十嵐善雄「外国人花嫁と適応」『現代のエスプリ』No. 335. 至文堂、1995年。
- Imamura, A., "The Loss that Has No Name." *Gender and Society* 2(3) (1990) : 291-307.
- Ishida, H., *Social Mobility in Contemporary Japan*. Oxford: MacMillan, 1993.

- 石井由香 「国際結婚とその大衆化」駒井洋監修『外国人定住問題 II』明石書店、1995年。
- 伊藤るり 「『ジャバゆきさん』現象再考」梶田孝道他編『外国人労働者論』弘文堂、1992年。
- 石山永一郎 『フィリピン出稼ぎ労働者』柘植書房、1989年。
- Ivy, M., *Discourses of the Vanishing*. Chicago: University of Chicago Press, 1995.
- 岩波書店編 『思想(カルチュラル・スタディーズ——新しい文化批判のために)』第859号 岩波書店、1996年。
- Johnson, W.M. et al., eds., *Inside the Mixed Marriage*. London: University Press of America, 1994.
- 嘉本伊都子 「国際結婚をめぐる諸問題」『家族社会学研究』No.8: 53-66、1996年。
- Kelly, W.W., "Finding a Place in Metropolitan Japan." In A.Gordon, ed., *Postwar Japan as History*. Berkeley: University of California Press, 1993.
- Kerkvliet, B.J.T., *Everyday Politics in the Philippines*. Quezon City: New Day, 1991.
- 菊地京子 「周縁としての外国人女性労働者」山下悦子編『女と男の時空』藤原書店、1996年。
- Kimmel, M., "After fifteen years." In J. Hearn et al., eds., *Men, Masculinities, and Social Theory*. London: Unwin Hyman, 1990.
- Kosaka, K., ed., *Social Stratification in Contemporary Japan*. London: Kegan Paul International, 1994.
- 厚生省 『人口動態統計(確定数)の概況』厚生省、1997年。
- 桑山紀彦 『国際結婚とストレス』明石書店、1995年。
- Lee, B., "Going Public." *Public Culture* 5(2) (1993) : 165-178.
- Lie, John. "The Ideology of 'Japaneseness' and Foreign Workers." Paper presented at the International Conference, *Foreign Workers in Japan*. Honolulu, December 1-3, 1993.
- Linnekin, J., "On the Theory and Politics of Cultural Construction in the Pacific." *Oceania* 62: 249-263, 1992.
- Lowe, L., "Heterogeneity, Hybridity, Multiplicity." *Diaspora* 1(1) (1991) : 24-44.
- Margold, J.A., "Narratives of Masculinity and Transnational Migration." In A. Ong et al., eds., *Bewitching Women, Pious Men*. Berkeley: University of California Press, 1995.
- Miller, L., "Introduction." Special issue: Social diversity in contemporary Japan. *American Asian Review* 13(2) (1995) : 19-28.
- Nakamura, H., "Japan Imports Brides from Sri Lanka." *Ampo* 19(4) (1987) : 26-31.
- 中澤進之右 「農村におけるアジア系外国人妻の生活と居留意識」『家族社会学研究』No.8: 81-96、1996年。
- 新潟日報社 『村の国際結婚』無明舎、1989年。
- Nonini, D.M., "Shifting Identities, Positioned Imaginaries." In A. Ong and D. M.Nonini, eds., *Ungrounded Empires*. New York : Routledge, 1997.
- 入管協会 『出入国管理関係統計概要』入管協会、1997年。
- Ohnuki-Tierney, E., *Rice as self*. Princeton: Princeton University Press, 1993.
- Okamura, J.Y., "The Filipino American Diaspora." In G.Y. Okihiro et al., eds., *Privileging Sites*. Pullman, WA: Washington State University Press, 1995.
- Ong, A., *Spirits of Resistance and Capitalist Discipline*. Albany: SUNY Press, 1987.
- et al., eds., *Ungrounded Empires*. New York: Routledge, 1997.
- Oshima, S. et al., *Japan through the Eyes of Women Migrant Workers*. Tokyo: Japan Women's Christian Temperance Union, 1987.
- Osteria, T., *Filipino Female Labor Migration to Japan*. Manila: De La Salle University Press, 1994.
- Pertierra, R., ed., *Remittances and Returnees*. Quezon City: New Day, 1992.
- Rafael, V. L., "Anticipating Nationhood." *Diaspora* 1(1) (1991) : 67-82.
- Pollack, D., "The Revenge of the Illegal Asians." *positions* 1,(3) (1993) : 677-714.
- Romero, J., *Maricris Sioson, Japayuki*. Regal Film, 1993.
- Pheterson, G., "The Whore Stigma." *Social Text* 37 (1993) : 39-64.
- Rosaldo, R., *Culture and Truth*. Boston: Beacon Press, 1989.
- Rouse, R., "Mexican Migration and the Social Space of Postmodernism." *Diaspora* 1(1) (1991) : 8-23.
- Said, E., *Orientalism*. New York: Vintage, 1978.
- 佐久間寿郎 『地球の花嫁をもらおう』健友館、1997年。
- 佐藤隆夫編 『村と国際結婚』日本評論社、1989年。

- Scott, J, *Weapons of the Weak*. New Haven: Yale University Press, 1985.
- 宿谷京子 『アジアから来た花嫁』明石書店、1988年。
- Stoler, A.L., "Carnal Knowledge and Imperial Power." In M. di Leonardo, ed., *Gender at the Crossroads of Knowledge*. Berkeley: University of California Press, 1991.
- . "Sexual Affronts and Racial Frontiers." *Comparative Study of Society and History* 34(2) (1992) : 514–551.
- 菅谷よし子 「国際結婚のムラ」『移民研究レポート』3: 1–12、1995年。
- Suzuki, N., "At the Crossroads of Motherhood and Wifehood." *Manuscript*. University of Hawaii at Manoa, 1992.
- . "Between Two Shores." Paper presented at the International Conference, International Female Migration and Japan. Peace Research Institute of Meiji Gakuin University, Tokyo, December 11–14, 1995.
- 鈴木伸枝 「都市部における日比結婚」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター月例研究会発表論文。7月8日、東京、1996年。
- 宝島編 『ジャバゆきさん物語』第54号 JICC、1986年。
- . 『日本が多民族国家になる日』第106号 JICC、1990年。
- 田中宏他編 『現代のエスプリ——ジャバゆきさんの現在』第249号 至文堂、1988年。
- Thadani, V. et al., "Female Migration." In J.T. Fawcett et al., eds., *Women in Cities of Asia*. Boulder: Westview Press, 1984.
- Tobin, J.J., ed., *Remade in Japan*. New Haven: Yale University Press, 1992.
- Tölölyan, K., "The Nation-state and its Others." *Diaspora* 1(1) (1991) : 3–7.
- Tono, H. "The Japanese Sex Industry." *Ampo* 18(2-3), (1986) : 70–80.
- Trager, L., *The City Connection*. Ann Arbor: University of Michigan Press, 1988.
- Trinh, T.M., *When the Moon Waxes Red*. New York: Routledge, 1991. (小林富久子訳 『月が赤く満ちる時』)
- 臼杵敬子 『現代の慰安婦たち』徳間書店、1983年。
- Valentine, J., "On the Borderlines." In E. Ben-Ari, et al., eds., *Unwrapping Japan*. Honolulu: University of Hawaii Press, 1990.
- Wihtol, R., "'Hospitality Girls' in the Manila Tourist belt." *Philippine Journal of Industrial Relations* 4(1-2) 1982 : 18–42.
- Yamazaki, H., "Japan Imports Brides from the Philippines." *Ampo* 19(4) (1987) : 22–25.
- ヨネヤマ リサ 「記憶の弁証法——広島」『思想』No. 866: 5–29、1996年。

〈研究ノート〉

若者文化とセクシュアリティ

—カルチュラルスタディーズをめぐって—

川原 ゆかり

はじめに

近年、わが国においても、若者のセクシュアリティに関する研究関心は高まりつつある。思春期の性行動に関しては、日本性教育協会等により、大規模な全国調査が行われ、青少年の性経験の増加が浮き彫りにされている¹。また、少女のセクシュアリティを近代との関連で論じた川村（1994）の研究は、現代の「援助交際言説」を考える上で有益である。さらに、芹沢（1991）は、メディアのなかの少女の性の表象、性のマニュアル化がもたらしたものについて考察する。その他、宮台（1994, 1996）は、少女売春を近代の成熟という社会変動との関連において分析している。

近年、佐藤（1993）は、わが国の思春期の性行動研究の過去10年間の動向をまとめた。そのなかで、佐藤は、わが国における思春期の性行動に関する文献は増加しているものの、思春期の性行動選択の要因を探る実証的研究があまりなされておらず、個々のケースを丹念に追う事例研究が必要であることを指摘している。英国では、1970年頃より、カルチュラルスタディーズの視点から、優れた若者文化のエスノグラフィー研究が次々と産み出され、若者がどのように自分の行動、経験の意味づけを行っているかを明らかにする研究がおこなわれてきている。本稿では、こうしたカルチュラルスタディーズをめぐり動向を中心にとりあげて、今後のわが国の若者のセクシュアリティ研究にどのように活用すべきかを検討してみたい。

1. セクシュアリティ、パワー、そして個人の経験

1980年代以降、セクシュアリティ研究は欧米のアカデミアにおいていわゆる「ブーム」を巻き起こし、今日までに多数の優れた研究が産み出されてきた。このブームの引き金となったのが、いうまでもなく、フランスの哲学者ミシェル・フーコーの著作『性の歴史』（Foucault 1976）である。

フーコーは、セクシュアリティが、身体の「生来的 innate」な性質を表現するものでなく、ある特定のパワー関係によって構築されているものであると主張した。彼は、資本主義の発展と共に、人口全体を管理し、その生産力を最大化するための様々な技術としての新たなパワーを「生権力 Bio-power」とネーミングし、セクシュアリティ研究に「正当性」を与えたともいえる。しかしながら、フーコーの最大の貢献は、セクシュアリティというきわめて定義の難しい概念を持ち込むことにより²、セックス＝生物学的性別、ジェンダー＝社会的文化的性別とするフェミニズムの二元論に疑問を呈したことである。彼は、セクシュアリティもまたパワーの影響下で、社会文化的に構築されると主張する（Foucault 1976, 1980）。

やがて、フーコーの研究は、セクシュアリティを生物学的に所与のものとする「本質主義 essentialism」を批判するポスト構造主義のフェミニズム研究に多大な影響を及ぼすに至った。1980年代以降、多数の研究者が、様々な角度から、セクシュアリティは、ある特定の歴史的、政治的、社会文化的コンテキストにおける支配的イデオロギーによって構築されてきたと論じるようになるのである（Weeks 1985, Jackson 1987, Laqueur 1990, Bordo 1989, 1993）。たとえば、ジャクソン（Jackson 1987）は、ハヴロック・エリスを始めとする西欧のセク

ソロジー研究が、ヘテロセクシュアリティを前提に、男性の利益を促進するよう女性のセクシュアリティを構築してきたと主張する。また、ラカー (Laqueur 1990) は、彼の著書のタイトル、*Making Sex* が示すとおり、ギリシア時代の解剖学からフロイドまでの身体の表象が、「ジェンダーの政治学」と深く関連してきた事実を歴史的に考察している。また、ボード (Bordo 1989,1993) は、身体を「女らしさのテキスト a text of femininity」と定義し、拒食症の分析を通して、女性の身体が、支配的な「女らしさ」のイデオロギーによって構築されている様を描き出した。

ポストモダニズムのセクシュアリティ研究は欧米に焦点を置きがちであったが、日本社会へも、探究の手を伸ばすことになる。なかでも、ロック (Lock 1987,1988,1993) は、日本において、「更年期障害」が暇をもてあます主婦の「ぜいたく病 luxury disease」と表象されていることに着目し、この病気の言説と、国家の福祉政策（それは、家族や年老いた親を介護する責任を女性に押し付けるものであるが）との関連を指摘している。このように、ポスト構造主義のフェミニズム研究者達によって、支配的パワーが人々のセクシュアリティの構築に関与してきた様が頻繁に論じられるようになる。

確かに、ロスやラップ (Ross and Rapp 1983 : 72) が指摘するように、「セクシュアリティの政治化 the politicization of sexuality」は顕著であり、国家は中絶問題、性教育、家族政策、福祉政策を通して、国民のセクシュアリティに介入してきている。しかしながら、これら政府の政策が実際に人々のセクシュアリティ経験にどのような影響を及ぼしているのかという重要な点は、未だあまり解明されていない。ここに、フーコーを支持したフェミニズム研究者達のなかから、フーコー批判が生まれる由縁がある。

とりわけ、マクネイ (McNay) は、フーコーの「一枚岩的な、一方向性のパワーの概念 the monolithic, unidirectional notion of power」(McNay 1991 : 133) に疑問を投げかける。もちろん、マクネイは、フーコーが、トップダウンとしての単純な権力概念を否定し、それを拡散的、増殖的と捉えていることは承知している³。にもかかわらず、フーコーの文脈のなかで、実際には、「権力関係は、どのようにそれが制度に装置されたかという観点からのみ考察され、パワーの影響下にある人々の視点からは考察されていない」(McNay 1991 : 134) と指摘する。このことは、個人の経験の多様性、複雑性を再発見し、再評価しようとするポスト構造主義のフェミニズムの狙いと明らかに食い違う。ペイス (Peiss 1989)、マーティン (Martin 1990)、マクネイ (McNay 1991) らが指摘するように、セクシュアリティに関しての支配的言説を解釈する様は、階級、ジェンダーにより相違を見せる。それゆえ、「主体的行為 Agency」についての議論ぬきには、階級やジェンダーによる個人の経験の多様性は語れない。

社会構造 Structure / 主体的行為 Agency の関係は長い間、社会科学の理論のなかで争点となってきた。とりわけ、若者のセクシュアリティを研究する際、「主体的行為」への着目は彼等の抵抗 resistance 行動を説明するうえで、不可欠となってくる。国家のパワーは、伝統的なセクシュアリティ観やジェンダー役割といったものを強化すると同時に、破壊し、それを覆えす効果をも持っているということを忘れてはならない (Smith-Rosenberg 1986, Mort 1987, McNay 1991, Robertson 1992)。

ペイス (Peiss 1989) は、1880年から1920年にかけて、ニューヨーク市における若い世代の労働者階級の女性の生活を考察している。そこで、彼女達が当時支配的であったところの婚前交渉を否定する中流階級のイデオロギーとは性質を異にするセクシュアリティ文化を構築していることを発見している。ペイスの描く労働者階級の若い女性達のように、人間は自分自身の目的と意図を持って、自分のセクシュアリティを構築しているのであり（ここでは男からのプレゼントや奢りといったことを目的として、彼女達自身のセックスを交換している）、支配的イデオロギーに単純に従っているわけではないのである。

このことは、日本の若者、とりわけ少女のセクシュアリティ文化にもあてはまる。若者達は決して、国家の政策や支配的パワーに「画一的」に管理されうる従順な存在ではない。むしろ、支配的イデオロギーを経験するプロセスにおいて驚くべきほどの多様性が存在する。問題は、このような若者のセクシュアリティの複雑性、多様

性にどのようにアプローチし、分析のメスを入れるかである。

3. 若者文化のエスノグラフィー

どのような要因が若者のセクシュアリティの決定項となっているのでしょうか？ 仲間文化でしょうか？ 性教育といった学校教育でしょうか？ 家族関係なのか？ あるいは、マスメディアの影響が大でしょうか。その際、ジェンダー、階級、年齢といった要因は、どのように個人の経験に反映されているのでしょうか。

この古くて新しい問いにアプローチをしているのが、カルチュラルスタディーズの研究者達である。カルチュラルスタディーズは、1950年代の英国において、文学研究から派生した学問研究分野であるが、その後、その研究領域は拡大しつづけ、現在においては、若者文化の研究から、メディア、文化産業研究と多岐に及んでいる。今も尚、研究の刺激的展開が続いているため、定義づけの難しい学問分野であるが、近年、*The Cultural Studies Reader* の編集にあたったデューイング (During 1993) はカルチュラルスタディーズの原点を次のように述べている。それは、個人の「主観性 subjectivity」に焦点をあてた研究であり、「客観主義 objectivism」を廃し、個々人の生活との関連において文化を研究するものであるというのである。たとえば、カルチュラルスタディーズの古典ともいえる *The Uses of Literacy* (1957) は、労働者階級出身の著者ホガート (Hoggart) 自身の経験を通し、戦後の英国の変動が労働者階級の人々の生活にいかに関与したのかを描いたものであり、個人の主観的経験に焦点があてられている。

やがて、ホガートは、バーミンガムに移り、現在の the Centre for Contemporary Cultural Studies (いわゆる CCCS) を設立する。このセンターから、1970年代、優れた研究が次々と産出されるようになる。その代表作として、労働者階級の少年グループのカウンター・カルチャーを描いたウィリス (Willis) の *Learning to Labour* (1977)、視聴者が番組をどのように見ているのか、視聴者に対するエスノグラフィーに基づいて書かれたモーリー (Morley) の *The 'Nationwide' Audience* (1980)、そして、労働者階級文化にそれぞれの著者がアプローチした論文集 *Resistance through Rituals: Youth Subcultures in Post-War Britain* (1976) がある。理論、アプローチに多少の相違はみられるものの、これらの作品のなかには、センターの創立者ホガートの研究伝統—個人の主観的経験への着目—が受け継がれている。

これらの研究は必ずしも、セクシュアリティのみに焦点をあてたものばかりではないが、若者のセクシュアリティ研究をする際、応用できる点が多い。なかでも、ウィリスによるエスノグラフィー研究は支配的イデオロギーと個人の経験の複雑な関連の謎を説き明かす鍵を提示している。ウィリスの研究対象であった英国の労働者階級の少年達は、支配的な中流階級イデオロギーが賛美するところの頭脳労働を決して肯定してはいない。むしろ、彼等は、その対局に位置する肉体労働にこそ「男らしさ」の意味を求め、その結果、父や兄と同様に肉体労働の道を進んで選択している。つまり、「社会的行為主体 Social Agent は、イデオロギーの単なる受動的なかつぎ屋ではなく、能動的な利用者であり、闘争、論争、そして構造の部分的な浸透によってのみ、既存の構造を再生産する」(Willis 1981:175) のである。ウィリスは、階級構造といったものが単に、構造化されたパワーによってのみ決定されるのではなく、若者文化のなかで消化され、意味づけされることによってのみ再生産されると主張する。

カルチュラルスタディーズの初期の研究は、ウィリス (1977) をはじめ、ホールやジェファーソン (Hall and Jefferson 1976)、ヘブディッジ (Hebdige 1979) といった男性研究者によって担われていたという点もあり、その研究対象も男性の若者文化に焦点をあてたものが多かった。このジェンダーバイアスに挑戦したのが、マクロビィ (McRobbie 1978,1991) やリーズ (Lees 1986, 1993) といった女性研究者である。マクロビィは、*Feminism and Youth Culture* (1991) の序章のなかで、女性のサブカルチャー研究の重要性を指摘し、「ティーンエージャーの少女達が彼女達自身の生きられた経験の文脈において、いかに、年齢、階級、ジェンダーといっ

た構造的決定要因を解釈しているか」(McRobbie 1991:X)を探究する必要があることを主張している。さらには、少女が規範的なジェンダー行動や役割の制約にどのように対処しているか、その「戦略」にも焦点をあてている。たとえば、リーズ(1993)は、少女達へのインタビュー調査を通して、この少女達が既存の「男らしさ」「女らしさ」の構造に従うだけでなく、同時に抵抗することによって、自分達の文化のなかでジェンダーアイデンティティを再構築しているその過程を明らかにしている。

これらの研究の焦点は、「生きられた経験 Lived Experience」という概念にいきつく。つまり、若者が若者自身の経験のなかで、いかに既存のイデオロギーを解釈し、またそれに反応しているかを解明することに研究視点が置かれている。この姿勢は、彼等の採った調査方法に如実に反映されているといえよう。たとえば、リーズ(1993)は、80年代に、ロンドンの3つの学校において、15-16才の100人の少女を対象に、学校、友情、家族、性経験、そして将来に対する展望に関して調査を行った。その際、彼女は Non-directive Semi-structured interview 方法を用いている。このインタビュー方法は、あらかじめ、質問事項を厳格に設定したり、質問用紙を配るといったことによらず、自由回答式の質問を行い、さらに、彼等が言葉にした事が一体、何を意味しているのかを重ねて尋ねる方法である。このインタビュー方法のねらいは、被調査者(若者)に彼等自身の回答を自由に拡張させ、被調査者(若者)がどのように、彼等の世界を彼等の言葉と意味合いにおいて捉えているのかを探究することである(Lees 1993: 8-11)。大人側、調査者側の若者文化に対する無理な理論付け、決め付けが横行するなか、少なくとも調査者の価値観、先入観を排除し、若者の視点から若者文化を捉えようとしているカルチュラルスタディーズの研究者の姿勢は大いに評価することができる。

カルチュラルスタディーズの若者文化研究はまた、1970年代に欧米で流行した「社会的再生産理論 social reproduction theory」(Deem 1978, Wolpe 1978, Barrett 1980)を塗り変える役割も果たしていることを忘れてはならない。1970年代の社会的再生産理論者は、学校のイデオロギーは、階級、ジェンダー構造に変革をもたらすどころか、それを再生産し、維持するものであると指摘した。学校教育こそが、学びたい若者にとって、活路を開く機会を提供すると信じられていた当時としては、この理論は、斬新なものであった。確かに、学校教育における教育方針全般、教材や教員配置、教員による男女学生の扱い方といったものにジェンダーバイアスがかかっており、これが若者、とりわけ、女子の進路を阻んでいるのは事実である。カルチュラルスタディーズの研究者達もこの点は否定していないが、彼等の主張は、学校のイデオロギーのみによって、少女達のジェンダーに対する価値観が決定するわけではなく、むしろ、少女達は、自分達の仲間文化、あるいはマスメディアといった学校以外の領域からの影響も受けており、自分達の文化のなかで、ジェンダーに対する意味づけや慣習を作り出しているということである。それが、ときには、既存の階級、ジェンダー構造といったものに対する「脅威」となりうる場合もあるのである。若者文化の「相対的自律性 relative autonomy」を浮き彫りにし、構造化されたパワーと主体的行為の関係を探究することの重要性を示唆したカルチュラルスタディーズの貢献は大きいといえよう。

4. 若者の抵抗とジェンダーヒエラルキーの再生産

上記のカルチュラルスタディーズの若者文化の研究は、ひとつの重要な問題提起を行っている。すなわち、それは、若者が彼等の「文化産出 Cultural Production」において、どの程度の自律性を持っているのであろうかという研究課題の提起なのである(MacLeod 1995)。若者達は彼等が被る構造化されたパワーに、真の意味で抵抗を行っているのであろうか。

この問いに対し、若者は支配的イデオロギーへの抵抗を通して、それを再生産することに荷担しているにすぎないとジロウ(Giroux 1983)は喝破する。彼は、ウィリスの描いた若者 lads を例にあげ、労働者階級の少年達は、確かに、学校や公式のイデオロギー、規則といったものに反抗しているかもしれないが、彼等はその抵抗を、セクシズムやレイシズムといった支配的イデオロギーを駆使することによって行っていることを指摘した。

さらに、この労働者階級の少年達は、支配的イデオロギーへの抵抗の結果、労働者階級の仕事を選擇しているのであり、結局のところ、既存の階級構造を再生産してしまっているわけである。ここに、「反発行為といったものは、単に、権力への反発ではないかもしれない。むしろ、最強の支配的原理によって煽られ、またそれを再生産するところの権力を単に表現したにすぎないかもしれない」(1983:285)とジロウが主張する由縁がある。

少女の抵抗は少年のそれよりさらに複雑性を帯び、ジェンダー構造への抵抗を一層、困難なものにしている。確かに、少女達は、学校が教える清純＝「女らしさ」とする支配的イデオロギーにしばしば抵抗を試みる。たとえば、マクロビィ(1978, 1991)が調査した英国の労働者階級の少女達が学校の規範に反発している様を例にとろう。彼女達はその抵抗をメイクアップをしたり、セクシーな服を着たり、男の子について何時間も話したりするといった行為を通して行っている。つまり、学校の教える「女らしさ」の規範に対抗する際、彼女達は、より「女らしく」そしてセクシーな行為を通して行っているわけである。この抵抗の様子は、髪を茶色に染め、短いスカートとルーズソックスをはき、自身の春を売る日本の「コギャル」に共通するものがある。少女達は、自身のセクシュアリティを強調することによってのみ、その抵抗を完結している悲劇に気付くことはない。さらに、着目したいことは、この少女達はこの反発行為の末、早く結婚して、家庭を営みたいという願望を持つようになることである。とりわけ、大学進学、将来へのキャリア展望を認識しえない時、その結婚願望はさらに膨れ上る⁴。彼女達の反発行動は結局のところジェンダーによる役割分業を強化し、再生産するといった結果をもたらす。

彼女達をして、恋愛願望、結婚願望へと向かわすことについて、ホランドとアイゼンハート(Holland and Eisenhart 1990)による興味深いエスノグラフィー研究がある。ホランドとアイゼンハートは、当初、アメリカにおいて、なぜ科学や数学といった分野に女性が卒業後進出しないのかという点を解明するため(また、この分野におけるジェンダーバイアスを解明する必要のあった National Institute of Education からの資金援助をもとに)、調査に入った。調査中にこの2人の研究者はより大きな問題、つまり、大学に入った当初、優秀で、キャリア志向に燃えていた女子学生達の多くが、なぜ、大学在学中に、次第にそのキャリア志向を縮小していくのかという疑問につきあたる。やがて、2人は、女子学生の仲間文化こそが、彼女達を「性的なせり売り sexual auction block」の世界に駆り立て、その彼女達の文化のなかで、キャリアよりも恋愛や結婚が重要であるといった概念が作り上げられていることに驚愕する。つまり、ホランドとアイゼンハートは、ジェンダー役割分業を再生産するのは政府の政策や学校教育というより、むしろ、女子学生の「仲間文化」であるということを示唆している。

この点は、何も欧米のコンテクストのみにおいて、指摘されている点ではない。アブ・ルゴット(Abu-Lughod 1990)は、ベドウィンの若い世代の女性達を調査したが、彼女達は、ランジェリーやマニキュアを買い、装うといった行為を通して、性的に慎ましくなければならないとする道徳、あるいは、年長者の権威といったものに抵抗を試みている。しかしながら、皮肉なことに、この行為を通して、この若い女性達は、消費主義の世界と結び付いた「女らしさ」といったものに、より複雑に巻き込まれてゆき、そして彼女達はその事実を認識すらしていないのである。「権力の体系が複合的であるのならば、権力のある側面において抵抗することによって、人は権力の別の側面にまきこまれる可能性がある」(1990:53)というアブ・ルゴットの指摘は、ジェンダーパワーへの抵抗の困難さを説明するうえで、重要である。

ここで、強調しておきたいのは、ジェンダーパワーへの抵抗は、「意図せざる結果 unintended consequences」(Willis 1981:209)を招きやすいという点である。マクロビィの描いた英国の少女も、アブ・ルゴットの調査したベドウィンの女性も、日本のコギャルも、決して支配的イデオロギーに従う従順な存在ではない。それとは逆に、彼女達は、支配的ジェンダーイデオロギー(それは、女性は、恋愛や性行動において慎ましく、受け身的であれとするものであるが)を否定する対抗文化のなかで生きている。しかしながら、彼女達は、この反発行為を通して、「意図せず」に、よりセクシーでより女らしい文化を再生産してしまっている。やがては、これら少女達は、ホランドとアイゼンハートの描いたアメリカの女子学生のように、自分達の「仲間文化」のなかで、キャ

リアよりも、母や妻になることが最重要であるとするイデオロギーを再生産してゆく。しかも、彼女達は、自分自身が母や妻になることを強制されているのではなく、「喜んで」選択しているので、ジェンダーパワーに飲み込まれていることにすら気が付くことはない。いたるところに、ジェンダーパワーの「罠 entrapment」(Willis 1981:209)は存在し、少女の抵抗は、自家撞着に陥る。ここに、アブ・ルゴットが「抵抗をロマン化し、すべての抵抗を権力体系が働かず、支配されることを拒絶する人間の精神の反発と創造性のサインであると捉えがちな傾向」(1990:41-2)に警告を発する由縁がある。ジェンダーパワーといったものが非常に複雑に作用し、少女の抵抗を「意図せざる結果」に導きやすいことを鑑みると、この警告の重みは大きい。

4. 今後の課題

急増の一途を辿る思春期のセクシュアリティをめぐる評論及び研究のなかで、少女の性の「乱れ」、あるいは、「援助交際」などといった言説がひとり歩きする。大人達は、若者がわからないとため息をつき、その「変化」のみに着目しがちである。しかしながら、我々は、若者の行動の性質を見極める必要がある。既存のイデオロギーと若者文化の関係は、決して単純なものではなく、複雑にからみあっている。この関係を明らかにするためには、カルチュラルスタディーズの研究者が行ってきたような若者文化のエスノグラフィー研究は不可欠であり、若者自身が彼等の恋愛や性経験をどのように理解しているかを考察し、そしてそれについて語ることに注意深く耳を傾ける必要がある。

いわゆるデートクラブ、テレクラ等に関わっている日本の「コギャル」は、性的に活発な文化の中で生きており、一見、女らしさ=清纯の図式に挑戦しているかのように見える。しかしながら、少女達は、自身の女を売っているのであり、よりセクシーな「女らしさ」というイデオロギーが少女達のコミュニケーションネットワークを通じて、強化され、再生産されていく。マクロヴィ (1978) が調査した英国の少女達と同様に、彼女達の対抗文化そのものが、日本の少女達をしてジェンダーヒエラルキーの再生産へと向かわせる。

若者の対抗文化 counter culture はともすれば、支配的イデオロギーの罠にはまりやすい。とりわけ、ジェンダーパワーはきわめて複雑に作用し、少女達の抵抗すら飲み込み、既存のジェンダー役割分業を再生産する可能性を秘めていることを忘れてはならない。それゆえ、今後の若者のセクシュアリティ研究においては、性経験率の上昇といった「変化」のみに着目するよりも、むしろ、性経験のプロセスを通して、どのように彼等のジェンダーアイデンティティが形成されているのかを注意深く考察することが必要ではないかと考える。

(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究支援推進員)

注

1. 思春期の性行動調査に関して代表的なものは、その他に東京都幼稚園、小、中、高等学校性教育研究会による調査がある。また、福武書店教育研究所 (1989) は、高校生を対象にその性体験、性知識に関して調査報告を行なっている。
2. 上野は、「ありていに言えば、セクシュアリティとは、「無定義概念」である」(1996:6)と喝破する。研究者により、「セクシュアリティ」という言葉が表象するものが異なるという上野の指摘は正しい。筆者自身のセクシュアリティの定義は、キャルデロンとカーケンダールによる「セックスは股と股の間に、セクシュアリティは耳と耳の間にある」(石川他 1984:74-75)に基づく。つまり、セクシュアリティとは、心理、社会的側面も含め、文化的に構築されるものであり、人間のパーソナリティ全体にかかわるものであると解釈する。
3. フーコーがトップダウンの権力の概念を否定していることは、「権力は下から来るということ。すなわち、権力の関係の原理には、一般的な母型として、支配する者と支配される者という二項的、かつ総体的な対立はない」(Foucault 渡辺訳 1976=1986:121)に明確に表われている。
4. 筆者自身も、日本において、1校の中学校(公立)、3校の高等学校(内2校は公立、1校は私立)において1994年度の1年間、フィールド調査を行った。この4校において、29人の女生徒と20人の男生徒にインタビューを行った。さらに、その内から、6人の女生徒と4人の男生徒については、さらにインタビューを重ね、彼等の生活へのより深い洞察を試みた。筆者は、これらのインタビューに

において、女生徒や男生徒が、恋愛、性経験のみならず、学校、家族、友人、レジャー（マスメディアへの接触率も含む）、結婚、仕事、将来に対する夢についてどのように語るかについて、耳を傾けた。その際、インタビュー方法として、リーズ（Lees 1993）が英国において少年、少女を調査した時に用いた Non-directive, Semi-structured interview 方法を用いた。この自由回答式のインタビューを行うことによって、どのような要因が青少年のセクシュアリティを形成しているのかを明らかにしようと試みた。この詳細については、別稿で報告する所存である。

引用文献

- * 本論文の外国文献の引用は、Foucault の訳書『性の歴史 I』（渡辺守章訳：1986）によるもの以外は、原則として筆者の訳による。
- 石川弘義、斎藤茂男、我妻洋、共同通信「現代社会と性」委員会『日本人の性』東京：文藝春秋社、1984年。
- 上野千鶴子「セクシュアリティの社会学・序説」上野他編『セクシュアリティの社会学』1-24 東京：岩波書店、1996年。
- 川村邦光『オトメの身体 女の近代とセクシュアリティ』東京：紀伊国屋書店、1994年。
- 佐藤龍三郎「思春期の性行動に関する研究の動き－わが国における最近約10年間の文献から－」『Sexual Science』2(1)(1993): 59-63.
- 芹沢俊介「少女たちの迷走する性」大塚英志編『少女雑誌論』東京：東京書籍、1991年。pp. 177-202.
- 東京都幼稚園、小、中、高等学校性教育研究会編『児童、生徒の性』東京：学校図書、1993年。
- 日本性教育協会編『青少年の性行動：わが国の中学生、高校生、大学生に関する調査報告』東京：日本性教育協会、1994年。
- 福武書店教育研究所編『モノグラフ・高校生 '89 Vol.26 高校生と性』東京：福武書店、1989年。
- 宮台真司『制服少女たちの選択』東京：講談社、1994年。
- .『「郊外化」と「近代の成熟」－性の低年齢化と売春化の背景－』上野他編『セクシュアリティの社会学』東京：岩波書店、1996年。pp. 203-222.
- Abu-Lughod, Lila. "The romance of resistance: Tracing transformations of power through Bedouin women." *American Ethnologist* 17(1) (1990): 41-55.
- Barrett, Michele. *Women's Oppression Today: Problems in Marxist Feminist Analysis*. London: Virago Press, 1980.
- Bordo, Susan. "The body and the reproduction of femininity: A feminist appropriation of Foucault." In *Gender/Body/Knowledge: Feminist Reconstructions of Being and Knowing.*, eds. Alison M. Jaggar and Susan R. Bordo. New Brunswick: Rutgers University Press. pp. 13-33.
- . *Unbearable Weight: Feminism, Western Culture, and the Body*. Berkeley: University of California Press, 1993.
- Deem, Rosemary. *Women and Schooling*. London: Routledge and Kegan Paul, 1978.
- During, Simon, ed. *The Cultural Studies Reader*. London and New York: Routledge, 1993.
- Foucault, Michel. (originally published in 1976) *The History of Sexuality vol.1: An Introduction*. New York: Random House, 1978. (『性の歴史 I 知への意志』渡部守章訳 1986)
- . *Power/Knowledge: Selected Interviews and Other Writings 1972-1977*, ed. Colin Gordon. New York: Pantheon, 1980.
- Giroux, Henry A. "Theories of reproduction and resistance in the new sociology of education: A critical analysis." *Harvard Educational Review* 53(3) (1983): 257-93.
- Hall, Stuart, and Tony Jefferson, eds. *Resistance through Rituals: Youth Subcultures in Post-War Britain*. London: Hutchinson Press, 1976.
- Hebdige, Dick. *Subcultures: The Meaning of Style*. London: Methuen, 1979.
- Hoggart, Richard. *The Uses of Literacy*. Harmondsworth: Penguin, 1957.
- Holland, Dorothy C., and Margaret A. Eisenhart. *Educated in Romance: Woman, Achievement, and College Culture*. Chicago: University of Chicago Press, 1990.
- Jackson, Margaret. "'Facts of life' or the eroticization of women's oppression? Sexology and the social construction of heterosexuality." In *The Cultural Construction of Sexuality*, ed. Pat Caplan. 52-81. London; New York: Tavistock Publications, 1987.
- Laqueur, Thomas. *Making Sex: Body and Gender from the Greeks to Freud*. Cambridge: Harvard University Press, 1990.
- Lees, Sue. *Losing Out: Sexuality and Adolescent Girls*. London: Hutchinson, 1986.
- . *Sugar and Spice: Sexuality and Adolescent Girls*. London: Penguin Books, 1993.
- Lock, Margaret. "Protests of a good wife and wise mother: The medicalization of distress in Japan." In *Health, Illness, and*

- Medical Care in Japan: Cultural and Social Dimensions*, eds. Edward Norbeck and Margaret Lock. 130–57. Honolulu: University of Hawaii Press, 1987.
- . “New Japanese mythologies: Faltering discipline and the ailing housewife.” *American Ethnologist* 15(1) (1988) : 43–61.
- . “Ideology, female midlife and the greying of Japan.” *Journal of Japanese Studies* 19(1) (1993) : 43–78.
- MacLeod, Jay. *Ain't No Makin' It: Aspiration & Attainment in a Low-Income Neighborhood*. Boulder: Westview Press. Expanded edition, 1995.
- Martin, Emily. “Science and women’s bodies: Forms of anthropological knowledge.” In *Body/Politics: Women and the Discourses of Science*, eds. Mary Jacobus, Evelyn Fox Keller, and Sally Shuttleworth. New York: Routledge, 1990. pp. 69–82.
- McNay, Lois. “The Foucauldian body and the exclusion of experience.” *Hypatia* 6 (3) (1991) : 125–39.
- McRobbie, Angela. “Working class girls and the culture of femininity.” In *Women Take Issue: Aspects of Women’s Subordination*, ed. Center for Contemporary Cultural Studies Working Papers in Cultural Studies, Women’s Studies Group, University of Birmingham. London: Hutchinson, 1978. pp. 96–108.
- . *Feminism and Youth Culture: From ‘Jackie’ to ‘Just Seventeen’*. Houndmills, Basingstoke; Hampshire: Macmillan, 1991.
- Morley, David. *The ‘Nationwide’ Audience: Structure and Decoding*. BFI Television Monographs, 11. London: BFI, 1980.
- Mort, Frank. *Dangerous Sexualities: Medico-Moral Politics in England since 1830*. London; New York: Routledge and Kegan Paul, 1987.
- Peiss, Kathy. “‘Charity girls’ and city pleasures: Historical notes on working-class sexuality, 1880–1920.” In *Passion and Power: Sexuality in History*, eds. Kathy Peiss and Christina Simmons. Philadelphia: Temple University Press, 1989. pp. 74–87.
- Robertson, Jennifer. “Doing and undoing ‘female’ and ‘male’ in Japan: The Takarazuka revue.” In *Japanese Social Organization*, ed. Takie S. Lebra. 165–93. Honolulu: University of Hawaii Press, 1992.
- Ross, Ellen, and Rayna Rapp. “Sex and society: A research note from social history and anthropology.” In *Power of Desire: The Politics of Sexuality*, eds. Ann Snitow, Christine Stansell, and Sharon Thompson. New York: Monthly Review Press, 1983. pp. 51–72.
- Smith-Rosenberg, Carroll. “Writing history: Language, class and gender.” In *Feminist Studies/ Critical Studies*, ed. Teresa de Lauretis. pp. 31–54. Bloomington: Indiana University Press, 1986.
- Weeks, Jeffrey. *Sexuality and Its Discontents: Meanings, Myths, and Modern Sexualities*. London & Boston: Routledge & Kegan Paul, 1985.
- Willis, Paul. (Expanded edition in 1977) *Learning to Labor: How Working Class Kids Get Working Class Jobs*. New York: Columbia University Press, Morningside, 1981.
- Wolpe, AnnMarie. “Education and the Sexual Division of Labour.” In *Feminism and Materialism: Women and Modes of Production*, ed. Annette Kuhn and AnnMarie Wolpe, Boston: Routledge and Kegan Paul, 1978. pp. 290–328.

* 本稿は筆者の博士論文：“Politics, Pedagogy, and Sexuality: Sex Education in Japanese Secondary Schools” (Yale University : 1996) の一部に加筆訂正したものである。

〈資料紹介〉

UNDP 『ジェンダーと人間開発』 人間開発報告書 1995

大海 篤子

はじめに

国連開発計画（United Nations Development Programme=UNDP）は、開発政策に関する適切な情報を政策形成に関与する人たちに提供するために（1990, “Foreword”）¹、1990年より、毎年『人間開発報告書』を刊行している。そして、各年度ごとに、人間開発に関する特定の領域に焦点を当て、国別の統計に基づく分析を行ってきた²。

『人間開発報告書』は、国連諸機関が収集した統計を基礎に、人々の生活状況、経済状況、社会状況を数値化し、国際比較を可能にした。これまでの国連の開発、援助活動は経済成長を目的としてきたが、「経済成長が大衆にまで波及する（trickles down）ことはめったになかった。自由な市場は非常に効率的に分配するかも知れないが正義ののっとつての分配が保障されているわけではない」（1990, p.3）。その意味で『人間開発報告書』の主張である「人間を開発の中心に」（1990, “Foreword”）とか「開発の基本的な目的は人々に健康的で創造的な生活を楽しむ環境をつくることである」という考え（1990, p.9）は、「開発に対する見直し」（rediscovering）（1990, “Foreword”）といえよう。

『人間開発報告書』はUNDPが専門家に委託した「独立」報告書と位置づけられている³が、発刊から現時点で6年経過し、「開発をモノではなく、ヒト中心に考えていくという考え方は他の国際機関でも当たり前になってきた」⁴。作成は、UNDPの特別顧問⁵が指揮し、世界各地から専門家8-10人がパネル・コンサルタントとして参加している。パネル・コンサルタントがいかなる基準で選出され、どの程度執筆者として関与しているのかについては報告書に記載がない。中にはアマーティア・センに代表されるような経済学の専門家や開発専門家も含まれている⁶。

1995年5月に発行された95年版『ジェンダーと人間開発』（日本語版は同年12月に刊行）は同年9月に予定されていた国連の「第4回世界女性会議」を念頭におき、〈ジェンダー（文化的・社会的につくられた性別）〉（1995年、表紙裏「キーワード」）を主要テーマとした。〈世界の女性の地位や権利は、依然として十分ではなく、「ジェンダー・ギャップ」が解消され、真の意味で女性と男性の平等・互惠の社会の実現が望まれている〉（95年、「日本語版によせて」）と現状を分析している。以下に、90年から96年までの既刊の『人間開発報告書』との関連を視野にいれて、95年版の内容を紹介する⁷。

1. 本報告における「人間開発」の定義と測定

1-1. 「人間開発」とは

「人間開発」の定義は、「人間の選択肢を拡げていくプロセスである」とされる（1990, p.1）。具体的には、「第一に、健康的な生活による長寿。長寿は自分の能力を活用し、自分の希望を達成するためにもっとも価値の高い資源である。第二に、知識の習得。良質の教育は創造的な生活を可能にする。第三に、生活水準を満たす資源へのアクセス、即ち、所得」（1990, p.11）をさす。

「人間開発」の目標は、上記の3点に関わる基本的な能力の獲得に止まらず、「基本的人権に保障された政治的、経済的、社会的自由への機会の増大から創造的、生産的で尊厳に満ちた生活の享受の選択まで」（1990,

p.11) と幅広いものであり、「能力の獲得という側面と、獲得した能力を文化的、社会的、政治的に発揮するという側面の2面からなる」(1990, p. 11)。

「人間開発」の概念と従来の「経済開発」理論との違いを明らかにするために、95年版では「人間開発パラダイムの4大要素」を以下のようにまとめている。

- (1) 生産性 (Productivity) : 人は生産性を向上させる訓練・教育を受けられるべきであり、所得を生み出す過程や雇用に参加できなければならない。
- (2) 公正さ (Equity) : 人は経済や政治参加の機会を均等に利用でき、その恩恵を受けなければならない。
- (3) 持続性 (Sustainability) : 参加の機会は未来の世代にも与えなければならない。
- (4) エンパワメント (Empowerment) : 開発は人のためだけではなく、人によるものでなければならない(95年、16頁)。

「人間開発」の目標を達成するための政策作りの客観的資料の必要⁸から『人間開発報告書』の執筆者たちは「人間開発指標 (Human Development Index=以下 HDI)」を編みだした。

HDIの具体的な算出方法は、90年版“Technical Notes”(1990, pp. 104-109)で説明されている。具体的な計算の基礎は、1)健康と長寿を知るために平均余命(Life Expectancy)、2)知識の獲得を知るために成人識字率(Adult Literacy)、3)一定の生活水準を知るために所得(GNP)(90年版はGDP)、である。90年にHDIが紹介されて以来、測定方法については活発な議論があり、毎年のように改良されている⁹。同時に、<HDIは特定地域の人間開発状況の断片を映し出すもので、包括的な人間開発の尺度ではない>(95年、17頁)と限界も明らかにされている。

1-2. 進歩と生存権の剥奪のバランスシート

1995年『人間開発報告書』では人間開発指標とともに、<人びとの進歩と生存権の剥奪状況の具体的な相関関係がみえるように>(95年17頁)バランスシートが作成された。「健康」、「教育」、「所得と貧困」などの項目で、プラスに「進歩」を、マイナスに「生存権の剥奪状況」を対比させたバランスシートから読めた結果を以下のようにまとめている。

- (1) 開発途上国は過去30年間にかつて経験したことのない人間開発の発展をみた。所得格差は縮小しないが、平均余命、就学率など人間開発は南北格差が狭まった(95年、20頁)(この問題は96年版『経済成長と人間開発』のテーマとなっている)。
- (2) しかし、生存権の剥奪状況は開発途上国にも、先進国にもかなり残っている。開発途上国では3人に1人は貧困状態。先進国では社会保障制度の保護があるとはいえ、1億人以上が貧困ライン以下で生活し、麻薬や犯罪の恐怖がある(95年、20頁)(この問題は94年版『人間の安全保障』のテーマであった)。
- (3) 内外の資源・エネルギーの優先順位の変換で人間開発は可能になる(95年、20頁)。(費用の優先的な割り当ては91年版『人間開発と財政』、92年版『人間開発の地球的側面』のテーマになっている)。
- (4) 21世紀に向けて、人間開発が力を入れて取り組む問題には地球規模の協定が必要(95年、20頁)。

2. ジェンダー不平等の測定

95年版『人間開発報告書』は第3章において「ジェンダー開発指標」と「ジェンダー・エンパワメント測定」という新たな数値を取り入れ、<執拗な問題である女性と男性との間の不平等に焦点をあてている>(95年、82頁)。

2-1. ジェンダー開発指数 (Gender Development Index=以下 GDI)

GDI は個人が必要とする基本資源の獲得状況を測定したHDIを男女別に調整したものである(95年、83頁)。例えば、識字率や勤労所得のように達成度の不平等さに調整媒介数をかけることで、一種のペナルティを課してGDIを計算している(95年、85頁、テクニカル・ノート、95年、256-259頁)。

<所得は家族所得を労働力比率、人口比率などから割り出している。しかし、入手できる統計は男女別に細分化したものは少なく、最新の推定値を使ったり、大まかな分類の利用など指標の変動は避けられない。特に、農業賃金や家事労働賃金などはデータが殆どないという制約を念頭にいれるべきであろう>(95年、88頁)。結論は、<殆どの先進国で教育、保健、栄養に関しての不平等は大幅に減少し、主戦場は経済的、政治的機会へと移った>(95年、91頁)。

2-2. ジェンダーエンパワーメント測定 (Gender Empowerment Measurement=以下GEM)¹⁰

GEMは経済、政治、専門職への参加の度合いを測定する。GDI は能力の獲得に焦点を当てたものであり、GEM は獲得した能力の活用に焦点を当てるものである(95年、83頁)。

GEMは以下のような変数を利用して算出する。

- (1) 経済資源は1人当たりの所得(95年、94頁)
- (2) 専門職、技術専門職、管理職の仕事をしている女性の割合(95年、94頁)
- (3) 政治の機会や政治的意思決定過程への参加は国会に占める女性議員の割合¹¹

GEM の順位を見ると、北欧諸国がトップにあたり、開発途上国の中には経済的に豊かな先進国を遥かに上回る国がある。結果的に、GEM の成績の良い国は、女性に対して経済・政治の機会を広く解放した国であるといえる(95年97頁)。

GEMのほかにも『人間開発報告書』では、各国の<時間の使われ方調査>(time use data、生活時間調査¹²)によって、女性の家庭内、地域社会への貢献が明らかになったことに言及している。「目にみえない」女性の貢献(invisible contribution)を「目に見える」ようにするための計算方式を模索している現状であるが、この問題は、「アンパイドワーク」¹³として北京会議以後も議論が続いている。『人間開発報告書』では<国連国民経済計算方式(SNA)の見直し>(95年102頁)を訴えている¹⁴。なお、1995年版『人間開発報告書』の表紙のデザインは、世界中の経済活動時間の半分以上は女性が行っているが、報酬を得る「仕事」の3分の2は、男性が行っている事実を表現している。

3. ジェンダー平等への提案

国連憲章前文、人権宣言や各国憲法で男女の権利の平等は明文化されている。しかし、女性は男性と同等の機会、恩恵、責任を分けあっているわけではない。平等の内容は有形で数値化できるものもあれば、無形のものもある。男女間の不平等は世界的に共通していても、平等への優先順位は国によって違う。経済的、社会的、政治的意思決定への平等な参加、平等な報酬の保障には、第一に社会的、文化的、経済的な規範の根本的変化、第二にジェンダーの平等は人間開発に不可欠、という新しい考え方の2つが必要である、とする(95年、119頁)。そして、ジェンダー問題解決のための積極的な政治行動として以下の5つの戦略を提案している¹⁵。

- (1) 女性差別撤廃条約(CEDAW)の批准を拡大するキャンペーン、不平等是正措置(affirmative action)、女性オンブズマン(ombuswomen)の任命など(95年、124-128頁)。

- (2) 社会・制度上の規範の変化

家庭での役割分担の平等化、無償の仕事に光を当てる。経済、政治活動への参加促進のために最低数値目標30%を設定する(95年、128-134頁)。

(3) 女性の地位向上のために：教育とリプロダクティブ・ヘルス／ライツ

今後の15年で全ての女性に初等・中等教育が受けられるように。その結果、人口コントロールが可能になり、幼児死亡率も減る。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、女性が出産や健康管理を主体的に行い、人生の選択が広がってきた。リプロダクティブ・ヘルスとは疾患がないだけでなく、リプロダクティブな機能の過程すべてにおいて身体的、精神的、社会的に健全な状態にあることを意味する（95年、134-140頁）。

(4) 経済的・政治的機会への参加の増大

途上国は国会予算の20%を、援助国は援助予算の20%を基本的社会サービスに（95年、140-141頁）。

(5) 21世紀ビジョンとして平等への世界的な体制の形成（95年、141頁）

4. 人間開発をめぐる論争

4-1. 「人間開発をめぐる論争」

第6章では『人間開発報告書』が創刊された切実な理由として80年代の経済危機を挙げ、<「人間開発」の概念が国レベル、国際レベルで開発政策の論争と対話に重大な影響を及ぼした>（95年、144頁）と5年間に展開された議論を振り返っている。

すなわち、『人間開発報告書』は国レベルにおいて数多くの政策議論を引き起こした。各国は自国版『人間開発報告書』の作成、HDIの細分化、社会政策データの改善など、開発戦略の議論の基礎としてHDIを利用するようになった（95年、144-146頁）。一方、UNDPでは、よりよい資料を提供できるように議論を重ね努力している（95年、24頁）。

「人間開発」の概念は市場やコミュニケーション、技術が世界的に統合されている過程で、市場が片隅におしやった「人間」に注目するものである。世界規模の20：20協定¹⁶を設定し、平和の配当¹⁷による「人間開発」への投資を増大させるなど、具体的な政策提案をしてきたと自負している。

4-2. 『人間開発報告書』にかかわる学問的争点（95年、148-149頁）

人間開発理論の枠組みに対して、研究や経済成長と人間開発の関連についていくつかの学術論文が提出されているが、それらをまとめると以下ようになる。

- (1) HDIには政治的自由や文化的価値環境維持などの項目が欠落している、という指摘である。政治的自由度の測定を91年に試みたが、方法について、あるいは政治的自由度の測定指数をUNDPが作成する権限があるのかなどの論争があり、研究機関にゆだねられた¹⁸。
- (2) データの質に対する議論に応えるために、95年にはデータの欠陥・限界の公表、情報源や改善に必要な注釈をつけるなどを試みている。データの質や収集のタイミングは、HDIの基礎になるために厳密さが求められ、基本的なデータの改善が推進されつつある。
- (3) 所得は「人間開発」の指標として妥当か。その計算方法の技術的な問題、HDIの予測性に疑問が提示された。しかし、HDIはGNPより測定範囲が広く有効である、と主張する（95年、149頁）。

4-3. 『人間開発報告書』に関する合意点（95年、149頁）

- (1) 開発は人間を中心に据えなければならない。
- (2) 開発の目的は所得の増大だけでなく、人間の選択の幅の拡大にある。
- (3) 「人間開発」は人間の能力を拡大し、かつ最大限活用させる。
- (4) 「人間開発」は生産性、公正さ、持続性、エンパワーメントの4つの柱で成り立つ。

(5) 人間開発アプローチは開発の最終目標を明確にし、達成の為の選択肢を分析する。

4-4. 諸議論の中の誤解 (misconception)

第1の問題は「人間開発は経済成長に反する」というものである。

経済成長と人間の進歩には必然的な関連はないが、「人間開発を永続させようとするれば経済成長からの間断のない助力が必要となる。」(1990, p.42)。経済成長と人間開発の望ましい関係を築くには4つの方法がある。

- (1) 人間の教育、健康、技能に投資すれば報酬の多い就職が可能になり、人びとは成長に参加でき、恩恵が受けられる。
- (2) 所得と財産の公正な配分が不可欠である。
- (3) 政府が社会投資の計画・達成に努力すれば、成長や所得配分が高くない国でも人間開発状況は改善される。
- (4) 人びと、特に女性に力をつけること (empowering) が成長と人間開発を結びつける確実な方法である。

第2の問題は、人間開発戦略は社会的な内容で経済的な分析がないというものである。これは、人間開発理論と人的資源開発とが混同された分析から生まれたものである。

人間開発戦略は、人間を単に経済成長の受益者とするのではなく、経済的、政治的、社会的、文化的な変化の真の担い手とするところにある(95年、152頁)(ちなみに、この問題は96年版で扱っている)。

まとめ

UNDPは「国連システムにおける最大の技術協力推進機関」⁹⁾である。そのUNDPが「経済発展」から「人間開発」へ軸足を動かし、ジェンダーに注目していることは特筆されるべきであろう。しかし、国連システムの長期間に亘る「経済発展」路線の修正は、例えば、<80年代は人間生活を犠牲にして予算の帳尻を合わせた時代であった>(95年143頁)とあいまいに表現され、開発経済や国際関係などの知識がないと理解しにくい。

とはいえ、90-92年まで『人間開発報告書』は人間の能力に対して投資をする開発 (development of the people)、および経済成長は広範な人びとに公平に分配されるべきである (development for the people) と主張してきた。93年には「人びとの参加の機会」 (development by the people) (1993, p.3) を保障するようになり、95年にはジェンダーを無視できなくなった。この流れは、「人間開発」の概念が発展しつつあることを物語っている。その点では大いに評価できるのであるが、気になるのは、「男女の機会の均等」が前面に押し出され、「結果の平等」に関する言及が少ないことである。例えば、政府にCEDAWの批准と法的な枠組みを要求すれば、平等への機会は準備されるであろうが、実施面の平等をどう担保するのか。その意味で、今後の『人間開発報告書』が「結果の平等」の実現に対してどのような道筋を作るのか見守っていきたい。

日本の女性の「差別的状況」は見えにくいだけに、格差解消への戦略もたてにくい。『人間開発報告書』をどのように役立てるべきか。地方ごとの細分化や職種ごとの細分化などで日本において政策提案作りができようが、残念ながら未だに『人間開発報告書』を基礎にした議論が発展していない。

筆者は1996年5月にインドのバンガロールで開かれた「GDIとGEMを見直すワークショップ」に参加する機会を得た。インドの女性経済学者を中心にした討議は熱心なもので、社会のあらゆるところに目に見える形の差別があるインド社会に生きるインド女性は「ジェンダー・ギャップ」解消に懸命に努力していた。『人間開発報告書』をもとに、政治的ポジティブ・アクションとして30%の議席の確保(国会、地方議会)、女性省の設置、人口抑制政策など、政策推進の基礎データとして利用していた。

日本においても『人間開発報告書』において用いられている諸指標の意義を批判的に検討しつつ、「平等への戦略」に関してより妥当な測定の方法を見出していく必要がある。国際的な見地に立つ場合、特に、UNDPへの拠出金が世界で一番である日本では、そのことに対して自覚的になり、一層『人間開発報告書』の利用が検討

されるべき時であろう。

(お茶の水女子大学人間文化研究科博士課程)

注

1. 引用文献の出典については、95年日本語版の場合は「～年」と「頁」とし、英語版を使用した場合は「[19△△]と「p.」とする。〈 〉内は『人間開発報告書』の日本語訳本文をそのまま引用したものである。訳語についての疑問がある場合や特に英語を示す方がよいと筆者が判断した場合には（ ）内に英語で表記し、現在日本語として定着したと考えられるものに関しては、（ ）に日本語を併記する。なお、1995年版『人間開発報告書』日本語訳においては、いくつかのキーワードなどの訳語が、必ずしも統一されていない。
2. 1990年から英語版は *Human Development Report* として発行されてきた。94年に発行された初の日本語版のタイトルは『人間開発報告書1994』である。1995年以降日本語版はテーマにそった日本語題名が付けられるようになった。1995年『ジェンダーと人間開発』、1996年『経済成長と人間開発』、1997年『貧困と人間開発』である。1994年までのテーマは1990年「人間開発の概念と測定」、1991年「人間開発と財政」、1992年「人間開発の地球的側面」、1993年「人びとの社会参加」、1994年「人間の安全保障の新しい側面」となっている（94年裏表紙）。
3. Sakiko Fukuda-Parr, 本多ゆか訳、「世界的に見た日本のジェンダー平等の位置づけ」『日米女性ジャーナル』No.19、1995年、61頁。
4. 丹羽敏之の UNDP 局長の96年日本語版発表に際しての会談。1996年7月15日『朝日新聞』、夕刊2頁。
5. 90-95年はパキスタンの元蔵相・企画大臣のマブール・ハック、96年からはリチャード・ジョリが指揮した。ハックはパキスタン経済計画庁のチーフ・エコノミストから1970年代後半、世界銀行を経てパキスタンの大臣となった。1989年から UNDP 総裁の特別顧問 (Special Adviser to the Administrator)。
6. アマーティア・セン (Amartya Sen) ハーバード大学経済学教授、は90年からのすべての『人間開発報告書』に論文を提出したり、パネル・コンサルタントをしている。「経済学には倫理学が関わっている、一国の経済力は国民総生産での大きさや成長率で判断されるが、それでは分配の不平等や貧困、健康、識字能力、ジェンダーの問題はわからない」というセンの考えは UNDP の『人間開発報告書』に取り入れられた、と自ら述べている（1996年7月14日『日本経済新聞』、朝刊13頁）。
7. 『日米女性ジャーナル』19号（1995年）にも本多ゆかによる「女性と人間開発：『1995年人間開発報告書』全体報告」があるが、これは英語版からの「要約翻訳」である。本稿では資料としては『人間開発報告書』の1990-96年英語版と1994-96年の日本語版を利用した。なお発行月は、本多ゆかによれば、「第4回世界女性会議の1ヶ月前に発行された」ので、1995年8月ということになる。
8. 例えば、1986年第31回国連総会にあたって、「女性の地位委員会」は「開発と女性の役割について」ナイロビ会議にむけて将来戦略をうたてるために「記述的でない、標準化された統計調査の必要性」を総会に訴えている (Commission on the Status on Women, *Report on the thirty-first session 24 Feb. - 5 Mar. 1986, Economic and Social Council, Official Records 1986 Supplement No.4, the United Nations, p.35*)。
9. 例えば、知識を数値化するための識字率に加え就学率が92年から導入された。95年には平均就学率から合計就学率にしたり、94年には計算の基礎である、平均余命、識字率、GNP の「最大値」「最小値」を「標準値 (ゴール・ポスト)」に替え、各年度の達成度が見えるようにした。
10. 本多ゆかの訳は「ジェンダーエンパワーメント水準」である。『日米女性ジャーナル』前掲。74頁。
11. 地方議会の方が政治参加の状況がわかるであろうが、データの入手が困難なため、1994年6月時点の国会の上下両院における女性代議士の数で表わす（95年95頁）。
12. 例えば、NHKは1960年から5年毎に『国民生活時間調査』を行っている。総理府統計局の1976年から5年毎の社会生活基本調査には生活時間調査が含まれている。伊藤セツ、天野寛子、森ます美、大竹美登利『生活時間』（光生館、1984年）。小学館『日本大百科全書』（1987年）参照。
13. 「無報酬労働」（アンペイド・ワーク）の問題は「国連女性の10年」で一貫して取り上げられてきた。例えば、久場嬉子「高度工業国女性の生活とアンペイド・ワーク」女性のアンペイド・ワーク研究会『女性のアンペイド・ワーク 国際的調査研究と資料』1995年、89頁参照。
14. マリリン・ウォーリング、篠塚英子訳『新フェミニスト経済学』（東洋経済新報社、1994年）は、原題が *If Women Counted* であることから知られるように、この問題を扱い、SNA を批判している。
15. 〈内政干渉的または慈善的アプローチと解釈を誤らないように〉と注意がある（95年124頁）。
16. 『人間開発報告書』94年版が1995年3月にコペンハーゲンで開催される予定の「社会開発に向けての世界サミット」への提案として、途上国は国家予算の20%を、援助供与国は援助の20%を「人間開発」に向けるよう提案したもの（94年7頁）。

17. 1990年1月、アメリカ大統領ブッシュが一般教書で使った。東西緊張緩和にともなう軍縮による国防費削減をアメリカ経済の国際競争力強化に使うと言うもの。「平和の配当」『現代用語の基礎知識』自由国民社、1993年参照。
18. 91年版は政治的自由度について言及しているが(1991, p.70)数値化はしていない。92年版では、政治的自由度の章をたて(1992, 第2章, p.26-33)数値化したデータを104ヶ国から収集し作表した。「政治的自由指標」は①個人の安全保障、②法治国家、③表現の自由の保障、④政治参加の保障、⑤機会均等の保障、によって測定した。92年の結論は「人間開発」のために、人々の経済的、政治的自由は重要な構成要素である、とした。世界の政治的自由度は高、中、低の国がそれぞれ3分の1の割合である。現在経済的にうまくいっている国々は、自由度も高い。所得が高い国の「政治的自由度」は84%、中位所得の国は61%の自由度、低位所得の国は43%の自由度という結果であった(1992, p.27)。
19. 中田勝巳『UNDP-国連開発計画』(国際開発ジャーナル社、1985年)。

〈書評〉

『フェミニン・エンディングー音楽・ジェンダー・セクシュアリティ』

スーザン・マクレアリ著、女性と音楽研究フォーラム訳、東京・新水社、1997、334頁

辻 浩 美

本書は、MaClary, Susan, *Feminine Endings: Music, Gender, and Sexuality* (Minnesota: University of Minnesota Press, 1991, p.220) の全訳である。1987年から1989年の間に書かれた評論を収集したもので、音楽の分野にフェミニズム批評という音楽学の新しい視点を組み入れた出発点として、1991年に刊行されて以来、男性研究者も含めて北米の音楽学会に大きな波紋を投げかけた。翻訳は日本語版が初めてであるが、この日本語版への序（『フェミニン・エンディング』をふりかえって）では、マクレアリ自身が、出版当時から現在に至るまでの本書の評価やフェミニズム批評をめぐるアメリカ音楽学会の動向を、整然と語っている。

著者スーザン・マクレアリは1946年に生まれ、通常の音楽学を学び、1976年にハーヴァード大学において「モンテヴェルディの作品研究」で博士号を取得後、ミネソタ大学（1977～）、マクギアル大学（1991～）で教鞭をとり、現在カリフォルニア大学ロサンゼルス校の音楽学教授の職にある。1995年には芸術、学問、社会貢献に多大な成果を上げた者に授与されるマッカーサー基金を受賞した。彼女の研究領域は17世紀の音楽様式、バッハの音楽に潜むイデオロギー性、現代音楽の受容、ポピュラー音楽、そしてフェミニズム批評と幅広い。当初は普通の音楽学を学んできたマクレアリであったが、次第に立入禁止の領域、即ち音楽の意味を問う事柄に足を踏み入れることになる。

ところで、本書のタイトル『フェミニン・エンディング』は音楽用語の「女性終止」を指すが、これは強拍で終わる正規の終止、普通の終止である「男性終止」に対する語として、弱拍で終わる通常でない終止、過剰で逸脱したドミナントの響きで弱められた終止を意味する（譜例1、譜例2）。最初にこの概念を導入したのは、ベルギーの作曲家J・J・ド・モミニ（1762-1842）であるが、音楽理論の用語でさえ「音楽外」の意味が侵入し、ジェンダーの政治性が絡んでいることを暗示させる卓越した表題である。加えて、「フェミニン・エンディング」の訳語は、単に音楽用語としてだけでなく、最終的には、「女性の声で閉じること、女性が終わりを決めること」、つまり自らのアイデンティティを確立して音楽を創造し、真の意味での女性終止を形成するといった意味

譜例1 男性終止(a)と女性終止(b)

譜例2 女性終止の曲例

a 男性終止

b 女性終止

(強拍に終わる)

(弱拍に終わる)

バッハ：ポロネーズ(〈フランス組曲〉第6番より)



* S D — T S D T

S D — T

(渡鏡子「終止法」『音楽大事典』3 東京:平凡社、1982)

*T(=トニック)は主和音を、D(=ドミナント)は属和音を、S(=サブドミナント)は下属和音を表わす。S→D→Tの進行は終止形の中でも最もポピュラーな形であるが、Tを強拍に置くことで一層安定感が得られる。

も含んでいる点で、一層興味深い。

従来の音楽学では、音楽は音楽以外のものを意味しないとする「自律芸術」や「構造主義」の名の下で考察され、記されたテキストである「楽譜」を唯一の、しかも最良の手がかりとして分析してきた。また、その研究対象も西洋クラシック音楽を良しとする傾向が強かった。マクレアリはこの偏狹的な姿勢に対して真っ向から立ち向かい、音楽を音の構造物として捉えるだけでなく、そこに内在する社会的な性差としてのジェンダーやセクシュアリティを解明し、同時に音楽の社会的・文化的な意味付けを行なっている。そして、この新しい方法論が音楽一般に通用すると確信し、考察の対象を通常のクラシック音楽だけでなく、ポストモダンのパフォーマンス・アートやポピュラー音楽まで広げ、哲学、社会学、文化人類学等の広範な知識を駆使して、そこに眠っている肉声を呼び起こそうとしている。

本書の構成は、前半は一般に名曲とされている作品 — モンテヴェルディの《オルフェオ》、ビゼーの《カルメン》、チャイコフスキーの交響曲第4番等 — を採り上げ、ジェンダーの記号学や作品に見るジェンダーと階級との関係やジェンダー表現と物語的慣習の研究がなされている。次にシリアスな作品として、現代アメリカの女性作曲家ジャニカ・ヴァンダヴェルドの《ジェネシスⅡ》を題材に、従来の男性上位主義的な技法の孕む問題点について、女性の肉声による顕在化を図っている。最後の2章では、ポスト・モダンのパフォーマンス・アーティスト、ローリー・アンダーソンやダイヤモンド・ギャラス、そしてポップス界の女王マドンナを対象に、女性の身体をめぐる問題を提示している。殊にマドンナの分析では、テキストの内容や音楽的表現といった単純な視点からではなく、視覚的要素と音楽を絡めて、実は父権社会への皮肉を込めたマドンナ自身による戦略である、と切り込む。このように、マクレアリは歴史的、ジャンルの枠組を越えた広範な音楽を対象に置き、従来の構造理論に基づく作品分析に対して、「女と男の間に働く不可視の権力関係を暴くことによって読み替えていく」(井上:1997)という技法を示したことによって、音楽学の研究領域の幅を格段に広げたのである。

フェミニズムを視点に入れた音楽研究は、文学、美術、映画、パフォーマンスと比較すると、立ち遅れている状態にある。というのも、文学は言語表現によって、美術は視覚表現によって、そして映画・演劇は言語・視覚表現によって、具体的にジェンダーを表象できるのに対し、音楽はその特殊性、即ち抽象的な音の調べによって、具体的にそれを語ることはできないからである。しかし、マクレアリはオペラにも器楽曲にも浸透している物語構成の標準的図式が、ジェンダーや権力の点でいかに偏っているか、という問題を次々と解明していく。中でも歌詞もストーリーも持たない、西洋クラシック音楽の神髄である「純粋器楽曲」の分析は実に明解だ。ここでは、19世紀の「絶対音楽」の代表的な様式の1つである、交響曲の第1楽章を例にとって見てみよう。

18、19世紀は交響曲というジャンルが量産された時代であるが、その第1楽章の殆どは2項対立の図式に則ったソナタ形式を採用している。この図式の主眼となるものは2つの調性間の対決であり、通常それは2つの対照的な主題によって奏でられる。第1主題(主調を確立し、この楽章の主役を演じる。攻撃的で男性的性格)と相反する第2主題(新たな調性を確立し、準主役を演じる。叙情的で女性的性格)が敵対関係を保ちながら、物語を展開させ(主題操作、絶え間ない転調)、最後は第1主題が第2主題を主調に押し込め、解決に導く。つまり、第1主題は自分の調のアイデンティティを脅かす存在であった第2主題を、制圧し同化することで、めでたく調べを終結させるのである。その他、形式以外でも、不協和音や短3度の響き、短調の設定が女性の不安定な感情を、更には狂気を表現するという説を始め、マクレアリはジェンダーの刻印がはっきりと押された曲例を引用しながら、彼女の論法を鮮やかに展開させていく。

さて、日本では本書をどう受け止めるであろうか。これまで、「女性と音楽」の関係を論じた日本語による文献は幾つかあるが、史実を忠実に伝える目的で書かれたもので、その内容は紹介的な意味合いが強く、啓蒙的域に留まっている¹。従って、音楽作品の内面にまで立ち入り、その意味を言及することを目的に置くものは、未だかつて無かった。尤も、最近になってようやく音楽学会の中で話題に上るようになってきたとは言えるものの、日本は欧米とは比較にならないほど、「音楽とジェンダー論」への関心が薄いのも事実である。こうした状況に

あって、本書の翻訳に携わった「女性と音楽研究フォーラム」の活動は特筆されよう。「女性と音楽研究フォーラム」は、「女性と音楽」への関心を共通項に置き、演奏家、教員、団体役員、図書館員、学生等さまざまな形で音楽に携わるメンバーから成る研究グループである。1993年に発足して以来、先進的なフェミニズム音楽学の紹介と普及、女性作曲家の発掘、男性優位による従来の音楽史全体の見直しを図り、研究会やCDレクチャー・コンサートを重ね、更に「女性作曲家の存在を知り、聴くコンサート」(1994)、「エイミー・ビーチの個展」(1996)、「回顧 ファニー・メンデルスゾーン＝ヘンゼル」(1998)のコンサートの企画・主宰を実現させるなど、その活動の場を徐々に広げている。

本書のマクレアリによる分析は、時として強引とも取れ、納得し難いケースも幾つか見受けられることは確かだ。この点については、彼女自身、日本語版への序の中で十分認めた上で、日本にも「音楽学者の新たな共同体の中で、ジェンダー表象と音楽解釈の諸問題をめぐる論争が引き起こされる」ことを期待している。その性格の差こそあれ、北米の音楽学会と同様、保守的傾向の強い日本の音楽学会にとっても、マクレアリによる過剰なほどの問題提起は、現状打開に向けての何らかの突破口となり得るだろう。これまでタブー視されてきた「音楽の意味を問う」という全く新しい方法論が、現在の日本の音楽学の在り方を問い直し、研究領域の幅を広げ、音楽学の新たな可能性を見出す契機となる日が来ることを、私は信じたい。

(お茶の水女子大学人間文化研究科博士課程)

注

1. 日本語による文献例

ソフィー・ドリンカー著 水垣玲子訳『音楽と女性の歴史』東京：学藝書林、1996年。[*Drinker, Sophie, Music and Women : The Story of Women in their Relation to Music.* (New York : Coward-MaCann, 1948)]

エヴァ・リーガー著 石井栄子他訳『音楽史の中の女たち——なぜ女流作曲家は生れなかったか』東京：思索社、1985年。[*Rieger, Eva, Frau, Musik und Männerherrschaft; zum Ausschluß der Frau aus der deutschen Musikpädagogik, Musikwissenschaft und Musikausübung.* (Frankfurt : Ullstein, 1981)]

エヴリヌ・ピエイエ著 金子美都子・川竹英克訳『女流音楽家の誕生』東京：春秋社、1995年。[*Pieiller, Evelyne, Musique Maestra.* (Paris : Editions Plume, 1992)]

八木裕子編『女性と音楽』民族音楽双書2 東京：東京書籍、1990年。

参考文献

井上貴子 「ジェンダーと音楽学 —— 問題点と可能性」『東洋音楽研究』62, 1997年。pp. 21-38.

「専門職と女性」研究

—— 日本語文献紹介をもとに ——

鵜 沢 由美子

はじめに

産業構造の高度化、サービス経済化、知識産業化にともない、専門職従事者の労働市場は拡大し、多様化してきている。ILOの*Yearbook of Labor Statistics*によれば、“Professional, Technical and Related Workers”という職業カテゴリーの占める割合は、アメリカにおいては1965年では、11.5%だったのが、1980年には15.0%、1995年には17.6%に達している。日本においては、1965年には5.1%に過ぎなかったのが、1980年には9.0%、1995年には12.2%に達している¹。

1970年代、久保は労働市場での女性の進出の指標を専門職に求めたが(久保、1976、p. 282)、1980年代には、雇用職業総合研究所の調査で、「専門的・技術的職業」は、「管理的職業」とともに、今後女性の進出が期待できるとされている(雇用職業総合研究所、1987、p. 8)。また、実際に女性の「専門的・技術的職業従事者」の増加率が特に高いことが指摘されているが(富田、1987、pp. 109-112、東京都立労働研究所、1995、p. 3)、1975年から1995年の増加率は110.0%で、女子就業者全体の増加率30.4%をはるかに上回っている²。さらに、大沢は、今後高学歴女性の雇用が増加すると思われる要因の一つに、専門技術職が増大していることをあげている(大沢、1993、p. 27)。1996年の国民生活白書でも、増大する専門的・技術的職種への女性の進出に着目した分析がなされている³。

本稿の目的は、このように量的に増大し、今後の動向が注目される専門職と女性に関する文献の紹介、研究の視角並びに研究の今後の課題を示すことと、文献目録を提示して今後の研究の進展に資することにある。なお、本稿では、文献目録に掲載した文献を紹介もしくは引用する場合は(筆者、年、ページ)を示し、それ以外の文献引用の場合は注に記すこととする。

1. 本稿における「専門職」のカテゴリー

はじめに、「専門職」という語は、多義に用いられる言葉である。本稿における用い方を提示する必要があるが、その前に、「専門職=profession」研究⁴として、社会学を中心に行われてきた「専門職」の定義をめぐる議論についてここで簡単にふれておきたい。

これまで長らく議論されてきたが、「専門職=profession」に確定した定義はない。中野が指摘するように、その概念は「内包と外延が柔軟」で、「恣意的」でもある。なぜなら、「専門職」の現象が複雑で展開も急であり、かつ、研究者の感情的・評価的価値判断が込められるからである⁵。竹内がG. Millersonの仕事に補足して、E. GreenwoodやT. Parsonsら28人の研究者の定義の一覧表を作成しているのが参考になろう⁶。日本の研究者では、秋山が、最大公約数的見解に従い、「専門職」は「知識と技術」「サービス観念」「自律性」を基本的要件とするとし⁷、天野は中核的要因として「専門性」と「自律性」をあげている(天野、1984、p. 85)。石村は仮の定義として「プロフェッションとは、学識(科学または高度な知識)に裏づけられ、それ自身一定の基礎理論をもった特殊な技能を、特殊な教育または訓練によって習得し、それに基づいて、不特定多数の市民の中から任意に呈示された個々の依頼者の具体的要求に応じて、具体的奉仕活動を行い、よって社会全体の利益のために尽くす職

表1 平成7年国勢調査における専門的・技術的職業従事者の総数・女性数・女性比率

職 業	総数(人)	女性数(人)	女性比率(%)
専門的・技術的職業従事者	8,183,900	3,405,500	41.6%
(1) 科学研究者	160,500	22,500	14.0%
1 自然科学系研究者	152,400	21,300	14.0%
2 人文・社会科学系研究者	8,100	1,200	14.8%
(2) 技術者	2,443,500	151,200	6.2%
3 農林水産業・食品技術者	65,300	6,600	10.1%
4 金属製練技術者	23,100	300	1.3%
5 機械・航空機・造船技術者	312,900	6,300	2.0%
6 電気・電子技術者	357,400	8,400	2.4%
7 化学技術者	78,800	8,100	10.3%
8 建築技術者	434,300	21,200	4.9%
9 土木・測量技術者	500,500	6,700	1.3%
10 情報処理技術者	587,700	88,800	15.1%
11 その他の技術者	83,500	4,600	5.5%
(3) 保健医療従事者	2,153,600	1,548,100	71.9%
12 医師	225,500	30,800	13.7%
13 歯科医師	85,600	14,100	16.5%
14 獣医師	16,200	2,300	14.2%
15 薬剤師	125,400	81,000	64.6%
16 保健婦	31,400	31,400	100.0%
17 助産婦	15,700	15,700	100.0%
18 看護婦・看護師	894,100	860,400	96.2%
19 診療放射線・エックス線技師	41,700	4,600	11.0%
20 臨床・衛生検査技師	59,100	33,900	57.4%
21 歯科衛生士	52,000	52,000	100.0%
22 歯科技工士	52,400	6,700	12.8%
23 栄養士	77,700	74,800	96.3%
24 あん摩マッサージ指圧師・ はり師・きゅう師・柔道整復師	93,900	24,300	25.9%
25 その他の保健医療従事者	382,900	316,000	82.5%
(4) 社会福祉専門職業従事者	513,100	432,700	84.3%
26 保母・保父	298,500	295,600	99.0%
27 その他の 社会福祉専門職業従事者	214,600	137,100	63.9%
(5) 法務従事者	50,100	5,500	11.0%
28 裁判官・検察官・弁護士	18,900	1,000	5.3%
29 その他の法務従事者	31,100	4,500	14.5%
(6) 公認会計士・税理士	61,500	3,100	5.0%
30 公認会計士・税理士	61,500	3,100	5.0%

職 業	総数 (人)	女性数 (人)	女性比率 (%)
(7) 教員	1,413,100	641,900	45.4%
31 幼稚園教員	95,100	88,500	93.1%
32 小学校教員	425,700	263,800	62.0%
33 中学校教員	260,000	103,400	39.8%
34 高等学校教員	328,700	90,400	27.5%
35 大学教員	157,800	31,800	20.2%
36 盲学校・聾学校 ・養護学校教員	49,600	28,000	56.5%
37 その他の教員	96,100	35,900	37.4%
(8) 宗教家	130,400	22,300	17.1%
38 宗教家	130,400	22,300	17.1%
(9) 文芸家・記者・編集者	122,800	34,100	27.8%
39 文芸家・著述家	33,600	10,100	30.1%
40 記者・編集者	89,200	24,000	26.9%
(10) 美術家・写真家・デザイナー	254,200	91,900	36.2%
41 彫刻家・画家・工芸美術家	38,100	13,700	36.0%
42 デザイナー	152,700	68,500	44.9%
43 写真家・カメラマン	63,400	9,700	15.3%
(11) 音楽家・舞台芸術家	205,200	136,700	66.6%
44 音楽家 (個人に教授するものを除く)	23,400	8,100	34.6%
45 音楽家 (個人に教授するもの)	107,200	98,800	92.2%
46 俳優・舞踊家・演芸家 (個人に教授するものを除く)	58,200	17,900	30.8%
47 俳優・舞踊家・演芸家 (個人に教授するもの)	16,400	11,900	72.6%
(12) その他の専門的・技術的 職業従事者	676,000	315,600	46.7%
48 個人教授 (学習指導)	195,900	95,800	48.9%
49 個人教授 (他に分類されないもの)	124,800	101,400	81.3%
50 職業スポーツ家 (個人に教授するものを除く)	16,200	1,000	6.2%
51 職業スポーツ家 (個人に教授するもの)	66,200	32,400	48.9%
52 他に分類されない 専門的・技術的職業従事者	272,800	85,100	31.2%

出典 平成7年 国勢調査報告 抽出速報集計結果

業である」としている⁸。

もともと「専門職」は、キリスト教における聖職者から派生し、17世紀の西欧社会において、聖職者、医師、弁護士が profession とみなされたことから端を発しているものの、定義としては、理念型として扱われていることに注意を払う必要がある。従って、ある職業が「専門職」であるか否かというより、「専門職」の理念型にどれだけ近いかがということが問われるべきであるとされ、「専門職—非専門職連続体説」がとられてきた⁹。この枠組みにおいては、医師、弁護士などは相対的に「確立された専門職」とみなされ、看護婦や保母、図書館司書などは専門職としての要件が不十分な「半（準）専門職」とみなされることが多い。その中で、欧米の研究において医師や弁護士が理念型に近い「確立された専門職」と見なされてきたことから、日本の研究においても同様の扱いがされているが、日本において「専門職」を論じる場合、見逃すことのできない重要な指摘がある。石村は、日本の弁護士についての研究を行った R. Rabinowitz が、日本の弁護士業務の不振の素因として専門性の欠如をあげたことを示した。そして、アメリカでは「確立された専門職」とみなされている医師や弁護士をはじめとする専門職が、日本においては明治維新以降政府の強いイニシアチブのもとに導入された職種であり、以後官僚機構の強い影響のもと展開してきており、形式面は輸入できても精神面は表面的にしか導入されていないことを指摘している¹⁰。

以上、これから検討する文献の一部に関わる「専門職」の定義をめぐる議論について簡単に述べたが、文献目録作成にあたっては、「専門職=profession」研究の領域に限ることなく幅広く文献を渉猟し、今後の研究に資する企図から以下のようなカテゴリーとして「専門職」を扱う。すなわち、本文献目録においては、平成7年国勢調査に用いられた「国勢調査職業分類」における職業大分類でいうところの「専門的・技術的職業従事者」をもって「専門職」とする。日本において、職業分類として最も一般的であり、国際標準職業分類（ISCO）との比較可能性が考慮されているのは総務庁の日本標準職業分類であるが、「国勢調査職業分類」はこれに準拠し、かつ実態把握が可能であるからである¹¹。表1に、平成7年国勢調査報告の抽出速報集計結果をもとに、該当する職業と、それぞれの就業者数、女性就業者数、女性比率を示したので参照されたい。また、特定の企業が独自に「専門職」として位置づけているものに関する文献は範疇外とするが、その理由は「専門職」の定義が企業によって意味合いが異なり、多様な形態を含んでいるためである¹²。

なお、掲載した文献の選定基準等は、凡例に示したが、限られた数の書誌を用いており、国勢調査の職業小分類にして52にわたる「専門職」と女性に関する文献を十分に網羅しているとはいえない。社会学における教師研究ならびに女性研究者や看護職等の特定の職業に関する文献目録は見られる¹³が、筆者の見る限り、「専門職と女性」一般に関する文献目録はこれまでにない。本文献目録が、この分野の文献目録充実の足掛かりとなればと願うものである。

2. 文献全体を通して見られた研究の視角

それでは、本文献目録に掲載した文献全体を通して見られた研究視角について、社会学的研究視角(2-1)(心理学・家政学・女性学的研究も含む)、経済学的研究視角(2-2)、その他の研究視角(2-3)、に分けて見ていく。学問分野が重なりあっていたり、必ずしも明確でない場合もあるが、基本的に掲載誌や引用文献等を参考に述べていくことにする。

2-1. 社会学的研究視角（心理学・家政学・女性学的研究も含む）

(1) 専門職化論

まず、先にも述べたように、主として社会学を中心に進展してきた専門職（プロフェッション）研究において、女性をめぐる議論はどのように展開されてきたのであろうか。日本で最も蓄積が多いのは、「専門職化を図る準専門職」という扱いでの看護婦、保母など女性の多い専門職の研究である。専門職化（プロフェッショナルライゼー

ション)とは、「ひとつの職業が専門職 (profession) に接近していくプロセス、いかえれば“理念型”としての専門職のもつ重要な諸特質、すなわち専門職性 (professionalism) を獲得していく動的な過程」(天野、1975b, p. 19)とされる。

ここでは、日本において、この視角に先鞭をつけた天野の論を紹介しよう。天野は(天野、1984, pp.56-88)「多くの専門職が今なお性別によって類別されているが、重要なのはそれが専門職内部における、伝統的な『確立された』専門職と『半』あるいは『準』専門職という成層化と結びついている点である。看護婦・保母・司書・教師・ソーシャル・ワーカーなどの『女性型』専門職は、医師、弁護士、技術者などにくらべて、教育水準・資格取得の困難さ・所得・社会的評価などの点で大きな隔たりをもっており、それゆえに半ないしは準専門職と呼ばれている」と説明する。さらに天野は「準専門職は第一に『準』専門職であるがために女性の職業であり、第二に、女性によって占有される職業であるがために、『準』専門職となる」と述べ、前者の典型例が教師、後者の典型例は看護婦、保母であるとする。教師は、高学歴化の進行の中で知識・技術の秘儀性を急速に失い、高度経済成長期を迎え、より高収入・高威信の職業に男性が転じ始めて女性化が進展した。教職の相対的地位の低下と女性化は深い関わりをもつとされる。一方、看護婦や保母は、家族の中での妻や母の機能の延長上にある職業と見なされ、女性に固有の職業とされてきた。

この妻=母の機能は T. Parsons によって「表出的」機能とよばれ、夫=父の、職業によって家族と社会を結び付ける「手段的」機能と対置されたのは知られる⁴⁾。ここで問題なのは、一般的に「手段的」機能対「表出的」機能に対し、優越的地位を占めるといふ点であるとされる。こうして、女性に占有される職業であるがために「表出的」役割を期待され、「手段的」役割を果たす男性主体の「確立された」専門職(例えば医師)の劣位におかれているという。その他、サービス提供の志向において「知性」ではなく、「感性」に基礎をおくこと、「確立された」専門職のように自由専門職の伝統がなく、成立当初から被雇用者としてあらわれ、労働者性が高いことが準専門職の特徴であるとされる。

そして、職業的地位の向上のため、女性の特性とされる「ハート」を維持しつつ、専門性を高め確立し、自律性を獲得して専門職業化を図る必要があると論は進められる。そのための最も重要な戦略的要因は、これらの準専門職に従事する女性の職業をめぐる意識構造であるとして、天野は、教師、看護婦・看護学生、保母の調査研究をおこなっている(天野、1969、1972a、1972b、1975a、1975b)。意識構造が鍵を握るとされるのは、専門職化は、専門性や自律性が制度的に保障されるだけでなく、そうした保障を実体化していくための当該職業従事者の自覚なしには望みがたいとみなされるためである。「確立された」専門職の成立史が示すように、一つの職業の専門職としての地位は、自動的・外発的にかちとられたわけではない。それは専門職業人としての、職業集団としての自己規制の強化と、職業意識の確立を武器に獲得されたものなのである。このことは、準専門職についても例外ではない、と天野は述べる(天野、1969, p. 142、1976, p. 5、1984, p. 67)。なお、天野の研究の先行研究となった A. Etzioni 編著の“The Semi-Professions and Their Organization”(1969)の抄訳的紹介を伊藤順啓が行っているので参考にされたい(伊藤順啓、1982、1983、1984、1985、1986、1987、1990)。

この視角の、看護婦に関する研究への影響は特に大きかったと見られる。天野によれば、専門職の基本的要件は自律性と専門性にあり、看護婦はその2点において不足している。自律性が低い水準にあることの問題の核心は、看護業務こそ看護婦の独自にして専門的な職務であるはずが、実際には医師が行う診療活動への介助がむしろその職務の本体と成していることにある。専門性の不足は、教育機関の問題、看護学の未発達、資格免許制が看護婦と准看護婦に二元化しているという点に帰すとされる(天野、1972b, pp. 184-185)。専門職としての看護婦研究には、この問題の改善を探るものが多く、かつ、天野の取った看護婦や看護学生の意識構造を究明する方法が用いられている(大名門他、1985、佐々木、1988など)。この視角による研究は、1990年代にも見受けられる。宮本は、天野の提示した専門職化論の枠組みから薬剤師をとらえている。すなわち、薬剤師の女性比率が高いことと準専門職となることを不可分なものとしてとらえているのである(宮本、1990)。そして、女性の離

職率の高さを薬剤師不足の主要な一因と認め、その解決の必要を訴えている（宮本、1991）。

なお、看護婦をめぐる、その専門職としての地位の確立の必要性が、看護社会学や病院社会学の立場からも、強く主張されている（米山、1981、大道、1981）。

ところで、上記のように、女性の多い専門職に関しては、「準専門職であり、専門職化をめざす必要がある」というパラダイムの中で展開される研究が多かった。その中であって、直接的ではないものの、この枠組みに疑義を呈する研究がいくつか見られる。共通する点は、専門職化の必要は否定しないものの「専門職」という理念型に向けて専門職化をはかると言いつつも、その実、理念型は、ある歴史的状況下にある具体的な専門職（「確立された専門職」とされる医師など）を模しており、それに向かう必要があるのかという問いを含んでいることである。

まず、「保育職の専門職化」（1973年）の中で、上杉は、“専門職化の問題”とし、「保育職は専門職化されるべき性格を具えているが、既成専門職とは本質的に異なった側面を持つことも事実である」（p. 111）「保育職のような人間志向的な職業は、専門職化の可能性と必要性を持つと同時に、既成概念としての専門職を越え、組織社会、技術社会、分業社会の疎外に挑戦する位置に立つものとして注目されるのである」（p. 112）と述べる。ならんで看護婦の専門職志向の分析をした宗像は以下のようにいう。すなわち「看護婦が『可能性としての論理』からみた専門職と『現実性の論理』からみた専門職とを区別し、現実的な既成の専門職のイメージを可能性としての専門職志向に流し込むのではなく、可能性としての専門職志向の自己超越・克服過程の内在に立つ苦悩（Leiden）の中で、その超越の糸口を見出すことによってしか専門職としての主体性を確立する道はないことを主張しておきたい」と（宗像、1974b、p. 575）。

また、アメリカで、1960年代からの準専門職についての議論を最も進展させた一人である Etzioni の抄訳的紹介の連載を終えた後、伊藤順啓は、自らの論文「看護職のプロフェッション性」の中で、これからの方向性を仮に提示するなら、として次のように語る。「『理念型としてのプロフェッション』の準拠枠や『確立したプロフェッション』たる医師職に準じるといった、他に基準を求めず発想をせず、むしろ看護職たらしめている職業特性を、追及し実現する中で必然的にか付随的にか『理念型としてのプロフェッション』との間隙を埋めていけるようでありたい」（伊藤順啓、1988、p. 89、1990、p. 140）。

さらに、看護職の専門職研究を行った田間は、「社会学者がある職業集団を何らかの基準によって『（セミ）プロフェッションである』と証明すること自体が、その集団を『（セミ）プロフェッション』に位置付けておきたい社会の『常識』（つまりは、社会的マジョリティにより支持される『現実』）に科学的正当性を与え再強化してしまう可能性がある。研究者は、意図せずして社会のマジョリティ・グループのリアリティ構築に寄与し、プロフェッションをめぐる職業集団の葛藤という社会現象に加担してしまうのである。」（田間、1993、p. 53）と述べる。そして田間は、H. S. Becker がそのような危険を回避すべく提示した新たな「プロフェッション」概念、すなわち、世間の人々が一般に用いる民俗的概念としての「プロフェッション」に着目し、看護職従事者自身の2つのプロフェッション志向の理念型を抽出するという試みを行っている（田間、1993）。

米田は、看護職の一つである保健婦を「専門職・プロフェッション」と規定した上で、定性的・定量的な実証研究を続け、専門職論の再構築をめざしている（米田、1989、1990、1992、1993、1994、1995）。米田は、「プロフェッション」と「専門職」にそれぞれ独自の定義を示した上で、保健婦も医師も同様にプロフェッションであり専門職であるとし、「その専門性あるいはプロフェSSIONナリティの内実の不十分さが問われなければならないとしたら、今日、専門職、プロフェッションとして考えられるべき全ての職種・職業において（中略）問われなければならない」とする（米田、1989、pp. 142-143）。このような、田間や米田の新たな意欲的な試みが、専門職研究の次のパラダイムを提示する可能性をもつといえるのではないだろうか。

また、教師も、看護婦・保母とともに専門職化論の中で代表的な準専門職と位置づけられてきた。この中で、女性が多いことが、やはり準専門職たる素因の一つとされる。ここでは竹内の論を紹介すると、「現在の女性の

社会的地位の低さ、また女性は職業的役割よりも家庭的役割を志向し、プロフェッショナリズムを発展させないことによりマイナス条件となる」という（竹内、1972、p. 84）。しかし、坂尻は、D. Tyack を引用しつつ、このような論法は「教職の専門職性の議論において単に女性教師をスケープゴートにしたにすぎない」（坂尻、1989、pp. 126-127）と述べる。アメリカでは、公民権法改正など1960年代から70年代にかけてのジェンダーをめぐる一連の法制改革が社会全体の性役割のステレオタイプからの脱却を進行させ、リーダーシップの本質に影響を及ぼした。その結果として校長など教育管理職に求められる資質が、より民主的で協調性に富んだものになり、女性教師のおかれたヒエラルキーも変容していったと同時に、それが教師の専門職性を向上させるとみなされていると坂尻はいう。これは示唆に富む指摘であると思われる。

なお、並行して「確立された」専門職たる医師や弁護士等についての専門職批判、非専門職化、そして、新プロフェッショナリズムの動向が欧米を中心にみられたことを指摘しておきたい。

(2) 役割葛藤

次に、上述した「男性型」で「確立された」専門職に参入・就業する女性が、自らの性役割との摩擦をひきおこすという問題、つまり役割葛藤の問題を扱った文献について見ていこう。この視点から、天野は、研究職の女性の問題状況を説明する（天野、1978）。その問題状況とは、専攻する学問分野の偏り、長期間にわたる教育を受ける機会の少なさ、職業役割への同一化の時期と女性の出産・育児などの女性役割遂行の時期と重なることの困難として現れる。また、服部は、アメリカにおける女性専門職の役割葛藤の研究をレビューして、M. Horner の、若い女性に見られる「成功への恐れ」や、専攻や専門が女性的な分野に偏る事を説明する M. Patterson の「圧力理論」「選考理論」を紹介し、男性の多い分野に就業する女性たちを「マージナル・マン」として把握する H. M. Hacker の論に賛同の意を示している（服部、1978）。しかし、服部は、この分野の研究が、社会に浸透している性別ステレオタイプが厳格で固定的なものであると把握する傾向があること、それゆえに、男性の多い専門職の女性の状況が困難で悲惨なものであるととらえられていると指摘し、性役割が柔軟に変容していくものであるという認識を持ち、この分野の研究に、積極的で前向きな状況規定が可能となるような理論化が必要であると説く。この指摘は今日においてもなお、重要な示唆を与えている。

(3) 職業的社会化・キャリア発達等

次に、看護婦、保母、医師、大学教員などの専門職を対象に、職業的社会化を探求する研究が見られた（上久保、1986、平野他、1978、平野、1981a、1981b など）。これに関連し、心理学的アプローチのキャリア発達研究、組織社会化、自我同一性、親娘の職業継承性等の研究が、看護婦や保母、教師を対象に行われている（田中宏二他、1981、若林満他、1982、堀内、1993など）。生活史研究の手法も助産婦や宗教家を対象とした研究に見られたが、個人の社会化や歴史のみならず、その時代背景や文化的変容（例えばお産の有り様の変遷）を究明する目的が見出された（大出、1986、1989、渡辺、1985）。

性役割の視点から、平野らは、医師、大学教員という専門職に加え、行政官、企業管理職という社会的評価が高く、高度な職業能力を要求される男性中心の職業に従事している女性の調査研究を行っている（平野他、1978、平野、1981a、1981b）。①職業形成の過程、②職業生活の展開、③意識構造の解明、が調査の目的である。その結果として、まず、女性の職業進出パターンとそれに基づく進出過程について以下のような仮説を提示している。「進出初期の段階では、女性の役割に関連が多い職業に未婚で進出し、もっとも困難が多く進出が遅れるのは、女性役割に関連が少ない領域に子どもを持ち進出するパターンである」（平野他、1978、p. 17）。この仮説の妥当性は、研究者における家政学等の『女性領域』への偏りや女医が小児科等に多く進むことを示した実態調査から明らかである（例えば、日本女医会、1985、加野、1988）。次に、女性の職業形成における両親の価値意識、女性観の影響の大きさ、学校教育の果たす役割の可能性、さらに、子供を持つ既婚女性の職業形成と継続に果たす夫の態度の重要性が指摘されている（平野、1981a）。3番目に、環境ならびに本人の持つ価値観が固定的な性

役割から自由であることと、主体的に生きようとする対象者の意識が就業継続の原動力であることが示唆されている（平野、1981b）。

心理学の分野でも、性役割については盛んに研究されているが、看護婦と保母という「女性専門職種」を対象とし、masculinity を中核とした女性の職業イメージがキャリア発達につれてどのように変化するかを分析した研究が見られた（若林満他、1982）。

また、心理学的研究で、企業の女性管理職のキャリア研究の蓄積を活かして、教職における管理職（教頭）のキャリア形成過程に及ぼす性別の影響が研究されている（坂田、1994）。これは教職における女性管理職の増加¹⁵を受けたものであろう。この調査から、小学校教頭のキャリア過程に、企業の管理職同様に差があり、女性は昇進が遅く管理職の経験を十分に積まないまま教頭になった可能性が示唆されている。女性の昇進意欲が男性に比べて低いことは、しばしば他の職業でも指摘されているが、女性の昇進意欲に寄与する要因として、勤続年数の長短や経験職（主任など）の経験の多少、自分以外の家事負担者の存在等が関わることが明らかになっている。

(4) 当該専門職へ女性が参入・就業することや昇進することの促進要因・阻害要因の分析および当該専門職内の垂直的性別職域分離¹⁶

女性比率が低いけれども確実な増加が認められる場合や、業務形態の多様さ等から女性の活躍がさらに期待される場合に、当該専門職に就業する女性の実態、参入・就業継続することの促進要因・阻害要因が探求されている。また、それに関連し、男女比率が5分5分に近い比率であったり、女性がある程度の比率を占めている専門職においては、男女の垂直的職域分離の傾向、すなわち、女性が占める職階の低さ、男女の昇進の格差・給与差、女性の非常勤職に占める割合の高さ等が示されている調査研究も多い。女性が圧倒的多数をしめる看護職・保母以外の研究には、以上の視角を有する調査研究が多いので、専門職種ごとに見ていくことにしよう。共通的分析視点が見られる専門職は一部まとめて考察する。

デザイナーおよび会計専門職 東京都立労働研究所の報告では、デザイナーが女性にとって働きやすい専門職であると結論づけ、その理由として、デザイナーの能力の社会的通用性と組織依存度の低い仕事の構造、流動性の高い横断的労働市場の構造をあげている。一方、継続就労に対する阻害要因は労働時間が長く不規則であるということと、出産・育児による就労の中断であるとされている（東京都立労働研究所、1995、pp. 15-16）。

会計専門職も、経理の仕事に従事する女性が多いこともあり、今後、女性の進出が期待できる専門職として調査・分析されている（雇用職業総合研究所、1983、宇南山、1992）。

技術者および記者・テレビ・ディレクター等 女性技術者の調査研究の草分けである小林らの調査では、女性技術者の実態調査のみならず、雇用主である企業の調査も行われ、女性の採用・登用のタイプごとに分析されている（小林謙一他、1977、1985）。マスコミ業界に関しては男女雇用機会均等法成立後、男女の取扱いについて、各産業における対応を広く調べたのが高橋らの調査であるが、大手新聞社・大手テレビ局、さらに出版社からもおしなべて男女で異なる取扱いをしていないという回答が寄せられている（平松、1989、松本雅子、1989）。しかし、労働組合関係の雑誌には、マスコミ業界における男女差別の状況や過酷な労働条件を物語る原稿が寄せられている¹⁷。いずれも、状況の一断面を物語るものではあろうが、さらなる実態把握がまず必要である。

また、表1に見られるように、国勢調査の職業小分類における各「技術者」のなかで最も女性比率の高い（15.1%）情報処理技術者をめぐる調査からは興味深い結果が得られている。上林らの調査研究によると、情報処理産業はその成長が著しい一方、労働集約的な特性をもち、慢性的人手不足に悩んだことから、女性ソフトウェア技術者が注目されたという。供給側である女性の高学歴化と需要側のニーズが合致し、この分野での女性の増加が顕著であった（上林、1990、p. 69）。この点に着目し、上林らは女子情報処理技術者の就労実態調査を行っているが、上位職種ほど男性が多く性別に階層分化していることが明らかとなっている。この職種の場合、プロ

グラマーからシステム・エンジニアになるまでに5年程度かかり、そこで、女性の場合、結婚・出産時期を迎え、労働時間も長いため続けられないのだという。上林は、調査対象者の女性たちを、全般として技術者というより若年女子としてカテゴライズするほうが現状に近いとする。ただし、将来の見通しとしては、女性は量的にさらに増大し、名実ともに技術者と称するにふさわしい女子SEと、定型作業に従事する女子プログラマーに分化が進んでいくと推測している（東京都立労働研究所、1989、上林、1990）。この職種における残業の多さ、その割に低賃金であること、女性が使い捨ての労働力となっていること、仕事と家事・育児等との両立を果たすのは容易ではないことを指摘する声が多い（斎藤、1988、山口、1989など）。

研究職 自らに何らかに関わる問題であるためか、女性と研究職に関する研究文献数は、女性が少ない専門職の中では際立って多い。特に、調査研究者に女性が多く関わる場合、その研究は、研究であるとともに、自らの仲間の環境改善への礎にしようという意図が感じられる。その典型として、全国規模では初めての女性研究者対象の調査研究であり、その集大成である猿橋らの『女性研究者——あゆみと展望』（1985）が挙げられる。坂東は「女性研究者運動の歴史と課題」（1986）と題してそれまでの女性研究者運動を振り返って整理している。垂直的性別職域分離の問題は、研究職においても、数多く示されている。非常勤講師の問題が、女性研究者のひずみを集約的に表しているという指摘（中川他、1982、川合、1983）があり、また、女性研究者が大学階層からいけば、より威信の低い大学におり、職階からいけばより低い職階に偏るという指摘が数多くなされている（天野、1978、小川、1983、加野、1983、1984a、1984b、1988、猿橋他、1986など）。その中で、加野は、研究自体を社会的に研究する科学社会学の立場から、女性研究者の大学教員市場における現状や報酬配分の研究を続け、女性の学問生産の阻害要因を分析している。

図書館司書 女性の図書館司書を対象とした文献には、女性問題として扱う視点が多く見受けられる。たとえば「みんなの図書館」編集部は、埼玉県と神奈川県をひき、図書館職員の男女比率は5分5分なのに、有資格者の7割は女性であること、図書館が非正規雇用職員の導入率の高い職場であり、その大半が女性であることを考えると、図書館サービスの中心を担っているのは女性であり、図書館労働の問題は女性問題であるとしてその特集を組んでいる（「みんなの図書館」編集部、1994）。1984年後半から1992年までの図書館員の専門性と専門職制度についての文献のレビューを行った田口は、その間、女性問題の視点も強調されるようになったとし、副題を「浮き彫りになった女性図書館員の地位」としている（田口、1993）。

さらに調査研究では、採用差別の問題、数や比率では同程度であるのに昇進・昇格に男女の差が大であるという問題（酒川他、1981）、女性の再就職を検討したもの（田村他、1983）、また、女性の高い離職率による職業全体の質の低下を憂え、離職率を下げる策を検討した調査（加藤孝明他、1978）、管理職を目指す意欲が低く、専門的な研究活動に消極的な女性の状況を指摘した調査（緒方他、1983）などがある。また、諸外国の女性図書館員の状況もうかがわれるが、日本と同様に、垂直的な性別職域分離があることが示されている（牧野、1981、FLINT 外国文献を読む会、1988、シューマン [田口訳]、1984など）。モーラ・ラックは、イギリスの大学図書館におけるジェンダーと労働の問題を取り上げ、労働市場の性別職域分離の問題に家事労働の視点を導入する必要を訴え、労働市場の二重構造論の限界を指摘しており、重要な示唆を与えている（ラック [山本光子訳]、1994）。

社会福祉関係の専門職 社会福祉関係の専門職種に女性が多いのは予てから知られる（秋山智久他、1976）が、1987年に社会福祉士制度ができ、1993年に社会福祉士を対象とした第一回全国調査が行われ、高橋が、女性有資格者に焦点を当ててこれを分析している（高橋朋子、1994）。その結果、合格者比率は女性のほうが高いが、日本社会福祉学会の入会率は低いこと、男性の合格者が中堅層なのに比し、女性は若年層であること、女性の平均給与月額が男性の16.2%と低いこと、非常勤勤務の割合が女性では9.2%、男性では3.1%であること、

また、専門性に対する意識やその向上に対する努力に関しては男女間に等質性がみられることが指摘されている。男女間の大きな給与格差に関して、高橋は年齢差、就業形態の違いをあげているが、それだけなのだろうか。今後のさらなる調査・分析が待たれる。

小・中・高等学校教師 全国の小学校教師に占める女性の割合が50%を越えた1969年頃に、女性教師の就労実態や進出・就業継続の促進・阻害要因を探る研究が行われている（田中、1971、1973、深谷他、1969、1971など）。女性教師を対象にした研究はこの頃多く行われたが、社会学の分野では、1988年当時「最近ではごく少ない」¹⁸とされた。その後、女性学的視点から、「システム内在的差別」（systemic discrimination）の概念を用いて、教員採用のジェンダー・バイアスを読み解く試みがなされているのは興味深い。河上は、この概念を「採用や昇進に関わる慣行や手続きの中に埋め込まれ、女性やマイノリティを排除する結果を生み出す差別」（河上、1990、p. 82）とし、「必ずしも十分とはいえないまでも、日本では珍しく制度的な平等が進んだ世界」である教員の世界を例に考察する。この概念のもとでは、これまで、求められている基準に合致できない女性の側に帰されていた、採用や昇進の差異の原因が、基準や選抜方法そのものにあるのではと考察をすすめていくのである。ここでは、部活動経験が教員採用にあたって評価されるということについて検討がなされている。この概念は、例えば、(3) で見た、小学校教頭の昇進過程の性差を読み解くことにも有効であるかもしれない。そして、河上がいうように「女性を知らず知らずのうちに無力化している仕組みを明らかにするのに役立つ」（p. 83）と考えられる。(4) の視角において見てきた専門職群に見られる垂直的性別職域分離の問題を究明する有効な概念といえるのではないだろうか。

(5) 家庭生活との関係

次に、専門職に従事する女性と家庭生活を扱った研究について述べる。女性教師・看護婦を対象にした共働き家族の役割調整の職業差の研究が行われていた（高橋久美子、1978）が、これに関連するものとして、家政学的研究として、同じく共働きの教師や看護婦の生活時間、生活構造、家事労働や居住システムのあり方を検討する研究があげられる（秋山晴子他、1975、1976、久保他、1983、田中智子他、1984、喜多他、1994など）。以上の研究では、対象が看護婦、教師、保母という女性の3大専門職¹⁹であり、それらを対象に選定した理由として「女性の適職」「伝統的な女性の専門職」とされてきた職業である、と述べられていたのが特徴的であった。社会学の専門職化論においては、それらが代表的な準専門職とされてきたのは先に見た通りである。

また、深夜労働を不可避とする厳しい労働条件下にある「共働き看護婦」の役割調整を調査することにより、日本の近代的夫婦家族の進展度の一端を把握しようとする試みもみられた（笹森、1992）。

(6) 専門職間の関係性をめぐる問題

本稿では専門職の女性をめぐる問題に焦点を当てているため、専門職間の問題として最も注目されるのは、看護婦と医師との関係性であろう。秋山憲治は、専門職化の限界と可能性は近接職種関係においてもっとも明示されるとし、医療・法務・税務の領域の専門職の近接領域職種関係を考察している（秋山憲治、1986）。日本の病院は、欧米の病院が看護機能を中心として発達したのに対し、医師の診療の場として出発し、医師と看護婦の関係性も後者の前者に対する従属関係として成立した（羽田、1986、pp. 31-32）。戦後、占領軍により医療改革が行われ、看護の独立がうたわれたものの、医師に対する従属性は根強いものがある（姉崎、1983、pp. 132-135）。さらに、看護婦の職能規定の二重性、すなわち「療養上の世話」と「診療上の補助」があり、後者の規定により看護婦の自律性はおのずと医師の診療方針の枠内における相対的主体性となる、とされる（杉、1983、pp. 155-156）。医師と看護婦の関係性は、亀山が指摘したように、ジェンダーの問題としてもとらえられる²⁰。近接専門職間関係性の改革にどのような取組をするか、またそれが可能かという研究の進展が望まれる。

2-2. 経済学的研究視角

経済学的アプローチから、専門職と女性の問題に迫る研究として、性別職域分離の程度を測定する研究や、男女賃金格差を生み出す一要因としての性別職域分離（その内、専門職の性別分化）を探求する研究等があげられよう。

ILOによる16か国の男女賃金格差の比較を見ると²¹、日本は50.7ポイント（1988年の非農業部門の賃金）で最下位を示している。なぜこのような賃金格差がうまれるのであろうか。その要因の一つとして、性別職域分離の問題（産業規模・企業規模・職種）があげられる²²。大沢は、要因として、①高等教育機関への進学率や専攻分野の違い、②ライフサイクルでみた就業行動（労働供給）の違い、③就業している企業規模の違い、④就業している産業の違い、⑤職業の違い、⑥就業形態の違い、をあげている²³。島は、日本において職業別労働市場の分析、ないしは職業と性・学歴による労働市場の重層的な階層構造という視角での研究がほとんどないとし、職業構造基本調査を用いてこの問題を検討した結果、男女の大きな所得格差を見出した。そして、その要因として、女子雇用者の低賃金職種への割り当て、性別による職業分化の成立をあげる（島、1994）。

島の分析は職業大分類によるものであるが、表1にも見られ、本稿でこれまでふれてきたことから明らかなように、看護婦と医師を典型例として、専門職間には性別職域分離が見られ、かつ賃金格差の問題がある。木下は「伝統と習慣」により、各職種、各職務の社会的基準には、ジェンダー・バイアスがありそこに問題があるとしている²⁴。保母、看護婦などもっぱら女性で占められている専門職の賃金の低さは、長らく指摘されてきたが（竹中、1962、pp. 122-130、かなぢ、1973、pp. 22-34）、それらの職能グループの賃金表が類似学歴の行政職と比べてかなり低いという形の男女差別があるのである（下山、1994、p. 12）。また、津田は、女性の多い専門職すなわち看護婦、栄養士、幼稚園教諭等については、「経験年数の評価が非常に低いために低賃金が固定化されるという、まさに女子特有の状態がある。これらの職種の高度な専門性と経験による職業能力の向上とに対する過小評価はまさに不合理な差別的なものといえるのではないだろうか」と述べている（津田、1991、pp. 194-196）。

それでは同一専門職内の男女賃金格差はどのようであろうか。堀は、労働省の賃金構造基本統計調査を用いて18の職業²⁵における男女賃金格差を求めている。このうち、本稿でいうところの専門職は、プログラマー、薬剤師、各種学校・専修学校教員であるが賃金格差は順にそれぞれ4.5%、7.5%、7.5%となっている。他の職業と比較して格差が小さい方ではあるが、この格差について堀はその要因の一つを賃金体系の相違、つまり、諸手当の相違に求めている（堀、1996）。1996年の国民生活白書においても、他の職業に比べ、各専門的・技術的職業の男女賃金格差は小さい傾向にあることが指摘されている²⁶。一方、津田は、賃金センサスを用いて薬剤師を例にとり、男女の所定内賃金を比較したところ、昇給カーブが全く異なっていて、同じ経験年数であっても10年15年経つうちに、大きな差がついていることを指摘している（津田、1991、p. 194）。さらなる研究がまたれるところである。

また、居城や森らがアメリカやカナダの賃金格差と職務分離に関する議論やベイ・エクイティ、コンパラブル・ワース運動の評価と到達点を紹介している²⁷が、日本においても、この分野の研究の進展が望まれる。

なお、個別の専門職を対象とした研究としては、看護婦不足が大きな社会問題になった1990年前後に、看護婦の需要と供給の問題を経済学的に分析する研究も続いた（小林謙一、1991、稲田、1991など）。

2-3. その他の研究視角

その他には、労働生理・公衆衛生学的アプローチから、過酷な労働が知られる看護婦や保母の作業時間や作業姿勢、深夜勤務、スケジュール管理についての調査・研究が見られる（越河他、1976、石束他、1994、池上他、1995など）。看護婦やソーシャルワーカー等援助専門職を中心に、バーンアウト（燃えつき症候群）の研究も多

く（窪田、1992、久保・田尾、1996など）、保健医療職の中では、看護婦の「燃えつき率」が顕著に高いという指摘がある（稲岡、1993など）。また、法律の分野では、教員、アナウンサーなどの定年差別の問題が取り上げられていた（伊藤康子、1983、松本光寿、1987など）。

各専門職の歴史をふりかえる文献も少なくないが、特に、看護婦、助産婦をめぐる研究に女性学的視点からまとめた力作が見られる（亀山、1983、1984、1985a、1985b、大林、1989など）。大林は、「女に独占的であった助産が男の産科医に短期間にとって代わられた経過を見、何故そうなったのかを探ってみたい」（大林、1989、p. 4）として、第2次世界対戦以前と以後の助産婦のみならず看護職全般の変化を跡づけている。亀山は、看護婦の社会的地位に対する影響因子を吟味して「日本赤十字社と看護婦」「戦争と看護」「宗教と看護」「看護婦と医師」という4つの軸を設定し、各軸ごとに看護婦の歴史を分析した。その結果、根底に女性特有の職業・教養として看護がとらえられていたことが共通の問題であると指摘する（亀山、1985b、p. 341）。さらに、山本芳江が『図書館雑誌』で行った、女性の図書館員の足跡をたどる仕事には、興味深い事実が示されている。すなわち、図書館員育成の初期から、図書館の仕事は「女性の適性」に符合するという見方が存在し、明治18年、アメリカの図書館学校に、将来の図書館学の教師として派遣された第一期生は全員女性であったこと、明治45年には女性の公立図書館員が存在していたこと、大正10年の図書館員教習所は開設当初から共学であったことが明らかになっている（山本芳江、1976）。

また、宮本は、女子の薬学専門教育は男子に遅れをとったものの、1920年（大正9年）の実業学校令の改正に関連して、1935年までに6校もの女子薬学専門学校が誕生したこと、その際、薬剤師は家庭との両立が図れる女性の適職と見なされていたということを示唆している（宮本、1991）。上記の図書館員養成の状況と、今日、2職業の男女比率が5割程度もしくは女性比率がやや高いという似通った状況にあることを考え合わせると興味深い。

次に、公務員としての専門職、という視点からの研究の蓄積は十分ではないものの、興味深い事実が示されている。まず、公務員として働く専門職従事者の中の女性比率は、その専門職全体の女性比率と比較して高い傾向にあるものと思われる。東京の特別区における1992年の医師の女性比率は56.6%、歯科医師62.5%である（片岡、1993、p. 347）。また、公務員の女性管理職者には専門職として分類される職種に属するものが多い（大森、1990、p. 155）。今後の調査研究の進展が期待される。

最後に、これまでふれなかったものを中心に実態調査を概観しておこう。実態調査は、就労実態、就業意識、就業と生活全般にわたる調査と様々であるが、専門職全般にわたる調査としては岡田らのものが知られる（岡田他、1975、国民生活センター調査研究部、1974、1975a、1975b）。女性比率の高い専門職、看護婦や保母に関しては専門職意識を中心とした就労意識や労働条件を調査する研究が多い。日本看護協会は4年に一度、会員の実態調査を行う他、看護職をめぐる様々な調査をおこなっている²⁸。一方、女性比率の低い専門職に関する実態調査を、労働や雇用問題の研究所が調査研究するのは、はっきりとした増加傾向や女性の進出の可能性が認められる場合が多い。税理士、情報処理技術者の調査はその典型である。研究職に対する調査研究は、自らの環境改善の一助としても行われていた。また、日本女医会が女性医師の実態把握調査を行っている。

この他、歯科衛生士²⁹・臨床検査技師等の保健・医療関連専門職全般を対象として、以下のような調査が行われている。仕事と家庭生活の実態（草刈、1978）、勤労意識（橋本、1990）、労働条件・健康問題（古賀他、1978、池田、1985、日本医療労働組合連合会、1989）、専門職化（柳川、1988）、テクノロジーへの対応（岡本他、1989）などである。以上のものは、必ずしも女性のみを対象にした調査研究ではない。

また、興味深いのは、女性の多い専門職である看護職や保育職に従事する男性の調査研究である。1977年、児童福祉法が一部改定され男性にも「保母資格」が正式に認められるようになり、マスとしての男性保育者の姿がとらえられるようになってきた。古川らは、保育専門学校男性卒業生の追跡調査をおこなっている（古川他、1991）。その結果、資格（保母資格・幼稚園教諭2級）をいかした就職が圧倒的に多く、勤続年数も長いことが

指摘されている。ただし、幼稚園教諭や保育園保母から施設関係への転職が見られ、その主たる要因に待遇の問題・給与の安さがあげられている。「女性の専門職」として、保母や看護婦の賃金が相対的に安いことは先に見た通りであるが、職業がジェンダー化されている問題点がここにも見られるといえるのではないか。

さらに、1993年に保健婦助産婦看護婦法の一部が改正され、保健士が誕生することとなり、看護職のうち、助産婦のみが男性に門戸を閉ざす職業となったが、現在も、男性の助産婦をめぐる賛否両論が繰り返されている。本文献目録作成の際に参照した書誌には関係する研究文献が見当たらなかったもので詳しくはふれないが、専門職とジェンダーに関わる興味深い議論が展開されている。1996年7月の『助産婦雑誌』(50—7)にはその特集が組まれているので、参考にされたい。

おわりに — 今後の研究課題

以上、「専門職と女性」をめぐる文献の紹介をしてきたが、最後に、今後の課題として筆者が考えることを述べていきたい。

第1に、各職業の専門職化を社会学的に考察するにあたって、特定な専門職の投影をもって理念型を設定するよりも、その職業の本質に沿った専門職化に関する研究・検討が目指されるべきではなかろうか。またその際、日本独自の専門職・専門職化のあり方を問うていく必要があるだろう。石丸は、プロフェッション研究史を概観し、1980年代以降の主潮流の一つを比較史的な研究であるとする。すなわち、ドイツ・フランスにも目が向けられ、英米が研究の中心であるというアングロ・サクソンのバイアスの克服がはかられているという³⁰。前述の石村が指摘した通り、日本の専門職化は官主導のものであり、その傾向は今日も見られるが³¹、アメリカの理論や現象をただ追従するだけでなく、日本独特の可能性と限界を見極めていく必要があると思われる。

第2に、専門職化を研究するにあたり、多くの調査が当該専門職従事者の意識構造を対象とすることを繰り返しているが、当該職業集団と国家との関係、並びに関連専門職従事者やクライアントなどを対象とした調査や分析を深める必要があるのではないか。専門職化にあたっては、当事者の自覚が鍵を握る側面もあるが、国家や関連専門職従事者との力動的な関係、および社会における当該専門職のとらえられ方も視野に入れる必要がある。秋山憲治は、前述の通り、専門職化の限界と可能性は近接職種関係においてもっとも明示されると述べている(秋山憲治、1986)。また黒岩は、ジャーナリストの立場から医師集団の意向が看護婦の専門職化の一つの障害になってきたことを指摘している³²。

第3に、専門職に性別役割を投影してジェンダー化をすることには慎重である必要があるだろう。社会の性別ステレオタイプや性別分業を強化することに結び付く可能性がある。専門職に性別による偏りがあることはあらゆる文化でみられることだが、その偏り方は普遍性のあるものではなく、文化的多様性があることが指摘されている(服部、1978、p. 26)。日本やアメリカでは典型的な男性的専門職とされる医師や弁護士が、旧ソビエトでは女性的専門職とみなされていたことを服部は指摘している。

「男性型専門職」「女性型専門職」というように、仕事とジェンダーの関係を所与のものとして提示するのではなく、男性、女性といった区分化には文化的多様性があり可変性があるものとして、そのことを研究対象とする必要があると思われる。この、仕事に対するジェンダー観の形成や変容を考える上で、合場は以下のような重要な指摘をしている。すなわち、「性別職域分離が構築・維持される過程は、労働者と仕事のそれぞれのジェンダーの相互作用」であり、この後の研究方向の問いとして、①仕事に対するジェンダー観はどのように形成されるのか、②一度確立した仕事に対するジェンダー観は、労働者構成や職場組織の変化によってどのような影響を受けるのか、③仕事に対するジェンダー観が変化すると、その仕事に従事している労働者のジェンダーの意味も変化するのか否か、などということがあげられている³³。

また、性別職域分離の問題の一端として、女性が男性多数の専門職に参入・就業することの阻害要因や、昇進・

昇格に男女差があること等の問題を究明するにあたり、「システム内在的差別」(河上、1990)の概念を用いることは有効であると思われる。すなわち「採用や昇進に関わる慣行や手続きの中に埋め込まれ、女性やマイノリティを排除する結果を生み出す差別」(河上、1990、p. 82)という概念を用いることによって、採用や昇進の基準ならびに過程そのものを分析の対象にしていくことになるのである。

第4に、女性が圧倒的多数の専門職、看護職や保育職に就業する男性に関する調査研究の進展も望まれよう。少数派として、同様の立場にいる女性が抱えている問題状況と、どの様な共通点、相違点があるのか、彼らの参入による当該専門職への影響は如何なるものであったか、専門職化への貢献はあったのか等、沢山の問いがあり、専門職をめぐるジェンダー研究の可能性を広げるものとなるのではないか。

最後に、ジェンダーに関するファクターを取り上げて専門職におけるジェンダー不平等の状況を比較するという視点が考えられるのではないだろうか。1990年、UNDPは、経済力や軍事力による尺度ではなく、基本的な人間の能力開発の度合いを尺度として、人間開発指数を提示した。さらに、1995年、人間開発のパラダイムにはジェンダーを取り込まねばならないとして、男女間の不平等が明らかとなるジェンダー開発指数とジェンダー・エンパワーメント測定という概念を新たに提示し、それをもって各国を比較している³⁴。ジェンダー開発指数は、人間開発指数を応用したもので、平均余命、教育達成度、所得に関する男女間格差を取り込んだ指数である。さらに、ジェンダー・エンパワーメント測定は、政治、経済、専門職への男女の参加状況を測定するものである。これらの概念を参考として、各専門職従事者の男女比率のみならず、男女賃金格差、責任ある地位に就いている人の男女比率、男女の専門分野の分布状況などを各専門職間で、また同一専門職に関して国際的に比較して、ジェンダー・バイアスやジェンダー不平等の程度を測定するということが、今後の課題として考えられよう。

注

1. International Labour Office (ILO) 編・刊 *Yearbook of Labor Statistics* 1966、1981、1996

なお、「Professional, Technical and Related Workers」は、財団法人日本ILO協会による訳では「専門職・技術職・関連職務従事者」となっている(日本ILO協会編・刊『国際労働経済統計年鑑』=*Yearbook of Labor Statistics*の日本語版参照)。

*Yearbook of Labor Statistics*に掲載されるデータは、日本の場合、総務庁統計局統計調査部が労働力調査報告1年分をISCOの分類に則ってILO本部に送付したものとなっている。労働力調査報告の職業分類は、国勢調査に準ずる。なお、1996年版の*Yearbook of Labor Statistics*(1997年発行)からISCO-88が採用されてはいるが、日本やアメリカを初め多くの国の統計データは依然ISCO-68の分類に則ったものとなっている。ISCO-68とISCO88に関しては(11)を参照されたい。

2. 富田(富田、1987、p. 110)の方式に従い、『昭和50年 国勢調査 全国速報集計結果』と『平成7年 国勢調査報告 抽出速報集計結果』により、筆者が算出した。
3. 経済企画庁編 1996 『平成8年版 国民生活白書』(大蔵省印刷局発行) pp. 59-62.
4. 八木は専門職研究における分析項目を以下のように整理して提示している(八木正 1982「専門職業人の秘儀性と権威をめぐる一考察」『社会学研究』42/43 pp. 147-152)。1 プロフェッションの歴史 2 プロフェッショナリズム 3 プロフェッショナルリゼーション 4 プロフェッションの属性 5 専門職倫理 6 専門職団体 7 専門職教育 8 専門職の業務 9 クライアントとの関係 10 被雇用者としての専門職 11 権力との関係 12 他の職業団体との関係 13 専門職の権威・威信 14 専門職の社会的責任 15 専門職の社会的勢力 16 プロフェッションの変貌
5. 中野秀一郎 1981 『プロフェッションの社会学—医師・大学教師を中心として—』(木鐸社) p. 40.
6. 竹内洋 1971 「専門職の社会学—専門職の概念—」『ソシオロジ』16-3 pp. 48-49.
7. 秋山憲治 1984 「プロフェッション概念にかんする諸問題」『社会学年誌』25 p. 181.
8. 石村善助 1969 『現代のプロフェッション』(至誠堂) pp. 25-26.
9. 竹内洋 前掲書 p. 50.
10. 石村善助 前掲書 pp. 221-228.
11. 岸川正次郎 1994 「職業分類の日米比較」『労働統計調査月報』46-2 p. 7.

猪木武徳 1994 「職業別に見た勤続と経験—日本と米国の比較—」『経済研究』45-4 (一橋大学) p. 290.

しかし、日本標準職業分類に関しては、以下のような批判もあることを指摘しておきたい。下田平は、日本標準職業分類を「日

本社会の現実から帰納的に導かれたというよりは、むしろ国際的な基準に沿う形で形成されたという性格が強く」日本社会の実態的な研究において、「切れ味鋭い分析用具として機能してきたとは言い難い」と述べている（下田平裕身 1986「発生史的視角からの「標準職業分類」批判—イギリスの分類と日本の分類の距離—」『経済学論集』25（信州大学）pp. 1-3.

実際に、例えば一般的には「専門職」とであると認識されていると思われる「消費生活アドバイザー」は職業大分類上、「専門的・技術的職業従事者」ではなく、「事務従事者」に分類されるなど、実態とのずれがある程度存在すると思われる。

なお、1988年に、1968年以来20年ぶりに国際標準職業分類（ISCO）の改訂が行われた。1968年と1988年の国際標準職業分類はそれぞれ、ISCO-68、ISCO-88と称される。新分類の特徴は、中沢の以下の文献に詳しい（中沢牧生 1989『労働統計の発展とILO—労働統計の国際基準 70年の歩み—』日本労働協会）。

総務庁統計局統計基準部では、このISCO-88を勘案しつつ平成9年12月に日本標準職業分類の改訂を行った。この新たな分類は、統計の継続性や日本独自の国内事情をも踏まえ、全面的にISCO-88に合わせたものではないが、総務庁としてはISCO-88と新たな日本標準職業分類との対応表を作成する予定である。

12. 例えば、労政時報編集部 1985「注目の専門職制度 その現状と課題をさぐる」『労政時報』2754 p. 2 参照。
また、鍋田は、「増加する高学歴中高年層に十分な管理職ポストを用意できないことから、苦肉の策として考案されたのが専門職というポストであるという通念が一般的だった」と指摘している（鍋田周一 1995「再構築図る専門職制度の最新事例」『労政時報』3193 p. 2）。
13. 教師に関する社会学的研究の文献目録は、伊藤敬 1973 「“教師の社会学”に関する文献」『教育社会学研究』28、耳塚寛明他 1988 「教師への社会学的アプローチ研究動向と課題—」『教育社会学研究』43があり、女性教師・女性研究者研究のレビューは神田道子他 1985 「“女性と教育”研究の動向」『教育社会学研究』40にある。
また、看護職に関しては、看護研究全体の文献目録が充実しており、山添美代・山崎茂明 1995 『看護研究のための文献検索ガイド』（第2版）日本看護協会出版会に詳しい。
14. Talcott Parsons 1964 *Social Structure and Personality* (The Free Press) pp. 48-49.
15. 例えば元兼正浩 1992「校長・教頭任用制度の現状と今日的課題」『季刊教育法』94 pp. 48-52.
16. 日本においては、職業区分における性別分離は「性別職業分離」、仕事区分における性別分離は「性別職務分離」等と呼ばれるが、本稿においては場合と同様に、産業・職種・職業・仕事全般の性別分離を包括する言葉として「性別職域分離」を用いる（場合敬子 1996「アメリカにおける性別職域分離研究の理論的枠組みと今後の研究方向」『日米女性ジャーナル』20 p. 112参照）。
17. たとえば、市川美根 1984「時間外・休日・深夜労働のワケはずれたら」『労働運動』220 pp. 112-115. 佐谷恵津子 1991「華やかな職場の裏側で」『労働運動』315 pp. 138-144.
18. 耳塚寛明他 1988 「教師への社会学的アプローチ研究動向と課題—」『教育社会学研究』43 p. 85.
19. 上野千鶴子・佐藤隆光・新藤宗行 1990「脱工業化と性差の行方」『世界』544 p. 337. 参照。
20. 亀山は「医師—看護婦関係は、実は男と女の関係の投影にはかならなかった」と述べている（亀山美知子 1989『ルポルタージュ看護婦』（有斐閣）p. 221.
21. ILO 1992 *World Labour Report*. pp. 24-25 ILOの1995年8月25日の広報資料においても、同じく *Yearbook of Labour Statistics* を用いて、30か国の男女賃金格差が比較されている。日本が提出している最新のデータは1991年のものであるが、この年の日本の男女賃金格差は51ポイント（細かく計算すると50.8ポイント）で、やはり30か国中最下位である。
22. 中島通子・山田省三・中下裕子 1994『男女同一賃金』（ドメス出版）pp. 22-24.
23. 大沢真知子 1993『経済変化と女子労働 日米の比較研究』（日本経済評論社）pp. 71-72.
24. 木下武男 1994「労働組合と男女“差別賃金”問題—コンパラブル・ワースと賃金論」『賃金と社会保障』1132（『女性労働問題研究』26）pp. 28-36.
25. その18の職業とは、プログラマー、用務員、パン・洋菓子製造工、横編みメリヤス工、ミシン縫製工、通信機器組立工、ラジオ・テレビ組立工、百貨店店員、販売店員、家庭用品外交販売員、保険外交員、調理師見習、給仕従事者、理容師、娯楽接客員、ビル清掃員、薬剤師、各種学校・専修学校教員、である。
26. 経済企画庁編（3）前掲書 p. 61.
27. 居城舜子 1993「“フェミニスト経済学”者からの提起 アメリカにおける男女の賃金格差と職務分離に関する議論から」『賃金と社会保障』1108（『女性労働問題研究』24）pp. 51-55.
居城舜子 1995「ベイ・エクイティを推進する女性労働運動」『賃金と社会保障』1156（『女性労働問題研究』28）pp. 16-21.
森ます美 1995「ベイ・エクイティ=コンパラブル・ワース運動の評価と到達点」『賃金と社会保障』1156（『女性労働問題研究』28）pp. 10-15. など。
28. 膨大な分量となるため、本文目録には基本的に掲載しなかったが、日本看護協会の研究調査報告書『日本看護協会調査研究報告』が昭和49年度のNO.1から平成9年度のNO.53 まで出版されている。会員の実態調査は、昭和52年、56年、昭和60年、平成元年、

- 平成5年、平成9年に行われ、それぞれの結果はNO.6、NO.18、NO.24、NO.31、NO.45に掲載されている。平成9年3月分は、平成10年度のNO.54またはNO.55に掲載予定である。
29. 日本では、歯科衛生士となりうるのは女性のみである（表1参照）。
 30. 石丸博 1992「プロフェッションとしての官僚制—問題の展望—」『社会科学論集』31 pp. 3—5.
 31. 北村は、1987年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」は、「官僚による立法過程操作の産物といえる」とする（北村喜宣 1989「“社会福祉士及び介護福祉士法”の立法過程」『季刊・社会保障研究』25-2 p. 177）。また、「1987年版の『日本標準職業分類』は、社会福祉専門職業従事者をそれまでの「その他の専門職」という中分類項目中の一小項目ではなく、独立した中分類項目とし、これには厚生省関係者からの強い働きかけがあったらしい」と副田は指摘している（副田あけみ 1993「社会福祉援助実践者に必要な専門性と専門職アイデンティティ」『人文学報』242 東京都立大学人文学部 p. 129）。
 32. 黒岩祐治 1994「准看問題 なぜ動かぬ厚生省」『中央公論』1278 pp. 174—186.
 33. 合場敬子 前掲書 pp. 111—112.
 34. UNDP 1990『HUMAN DEVELOPMENT REPORT 1990 人間開発の概念と測定』（国際協力出版会）
UNDP 1995『HUMAN DEVELOPMENT REPORT 1995 ジェンダーと人間開発』（国際協力出版会）

凡 例

文献は基本的に、以下の事項に従って記載する。

I. 文献の基本的選択条件について

- ①平成7年度国勢調査で用いられた職業大分類の、「専門的・技術的職業」に該当する職業を対象とし、女性またはジェンダーを視座に入れた日本語文献。
- ②専門職／プロフェッションや、専門職業化／プロフェッショナルイゼーション等に類する語句が題目に含まれており、女性またはジェンダーを視座に入れた日本語文献。

II. 書誌および掲載方法について

- ①文献については、主に以下の書誌を参考にした。

『社会学評論』巻末の社会学文献目録（1950年1号—1996年184号）

『20世紀文献要覧大系5 社会学研究文献要覧 1965—1974』（編集・出版 日外アソシエーツ 1977年）

『社会学・社会思想に関する27年間の雑誌文献目録 昭和23年—昭和49年』（編集・出版 日外アソシエーツ 1982年）

『社会学・社会思想に関する10年間の雑誌文献目録 昭和50年—昭和59年』（編集・出版 日外アソシエーツ 1987年）

『婦人・生活・住宅に関する10年間の雑誌文献目録 昭和50年—昭和59年』（編集・出版 日外アソシエーツ 1987年）

労働関係文献月録（法政大学大原社会問題研究所編 日本労働協会雑誌／1990年—継続後誌・日本労働研究雑誌 1985年第314号—1991年第377号掲載）

J I L（日本労働研究機構）労働文献目録

（日本労働研究雑誌 1991年第378号—1996年第436号掲載）

国会図書館雑誌記事索引CD-ROM**（1985年—1995年）

国会図書館雑誌記事索引（1994年度1年分）

国立婦人教育会館情報交流課作成文献リスト（1995年12月15日付）***

N A C S I S— I R 『経済学』『家政学』（1996年7月19日付）**

女性問題図書総目録（1996年度版）

『＜女と仕事＞の本』 国際女性学会編 勁草書房 第1巻(1985年) 第2巻(1986年) 第3巻(1991年)

- ②掲載は50音順(同一編著者の文献は年代順、同年出版で巻号等がない場合は文献タイトルの50音順)とする。
なお、編著者が同姓同名(発音を含む)である場合、出版年の早い掲載文献を有する編著者の文献をまとめて先に掲載することとする。
- ③単行本の場合、基本的に本の一部が本テーマに関わる場合はその一部を論文として扱い、本全体に関わる場合は、著作扱いとする。
- ④記載は次の順序とする。
- ＜論文＞
著者名・出版年・論文題目・掲載誌(書)名・巻・号(または月号)・掲載ページ・(編著者名)・(発行所)
- ＜著作・報告書＞
編著者名・出版年・著作/報告書題目・発行所
- ⑤参考にした書誌の誤謬は、確認できたものを訂正して記載する。
- ⑥なお、基本的に、エッセー・座談会・インタビュー・法律相談・シンポジウム報告・組合活動のみを対象とした文献等は、本文献目録には掲載しない。

- ・ 婦人労働(p. 113-160)の項目を参照。
- ** 「専門職」の前後にアストリスクを付加して検索し、作成したリストを使用した。
- *** 国立婦人教育会館情報交流課に依頼し、「専門職」「専門的職業」をキーワードとして、検索しリストアップしてもらったものを使用した。

「専門職と女性」に関する文献目録

- 秋山憲治 1986「プロフェッション化と近接職種間関係」『社会学評論』36-4 pp. 457-470.
- 秋山智久・新野三四子 1976「社会福祉専門職にある女性の意識調査—福祉労働における女性労働の視点より—」『四国学院大学論集』34 pp. 124-198.
- 秋山晴子・野口孝子 1975「福岡県における共働きの女子教員家庭の一般的概況について」『家政学研究』22-1 pp. 45-53. 奈良女子大学家政学会
- 秋山晴子・野口孝子 1976「福岡県における共働き女子教員の家事労働について」『家政学研究』23-1 pp. 1-11. 奈良女子大学家政学会
- 浅倉むつ子 1976「婦人研究者の母性保護に関して」『日本の科学者』11-12 pp. 15-19.
- 姉崎正平 1983「新医療技術職種の専門職化とチーム医療をめぐる諸問題—医療技術者調査から」『保健・医療における専門職』 pp. 111-143. (保健・医療社会学研究会編)垣内出版
- . 1983「保健医療職種の専門分化とチームワーク」『保健医療の社会学』 pp. 125-148. (園田恭一・米林喜男編)有斐閣
- . 1994「フランスの自由開業看護制度に見る看護の独立的専門性と法的責任」『年報医事法学』9 pp. 52-58.
- 天野正子 1972a「看護婦の労働と意識—半専門職の専門職化に関する事例研究」『社会学評論』22-3 pp. 30-49.

- . 1972b 「専門職化をめぐる看護婦・看護学生の意識構造」『看護研究』5-1 pp. 181-200.
- . 1974 「専門職化をめぐる教師の意識構造について」『教育社会学研究』24 pp. 140-157.
- . 1975a 「専門職化をめぐる保育園保母の意識構造」『社会福祉研究』16 pp. 22-27.
- . 1975b 「半専門職の専門職化過程について」『南山短期大学紀要』3 pp. 19-38.
- . 1976 「職業と女性解放——専門職業化論と女性解放論の一接点」『人間発達研究』創刊号 pp. 1-14. お茶の水女子大学心理・教育研究会
- . 1978 「女性研究者の地位と役割構造」『金城学院大学論集』通巻79 pp. 1-22.
- . 1981 「看護婦にとって専門職意識とはなにか」『看護をどう学ぶか』 pp. 94-101. (全日本看護学生自治会連合会編) 汐文社
- . 1984 「第2章 専門職の女性たち」『転換期の女性と職業——共生社会への展望』(第2版) pp. 55-122. 学文社 (第1版は1982年)
- . 1988 「なぜ看護婦は半専門職か」『看護実践の科学』13-12 pp. 41-48.
- 伊木雅之 1989 『保育労働—保母の仕事と健康』(ブックレット 自治体労働と安全⑤) 労働基準調査会
- 池上敦子・相澤学・大倉元宏・若狭紅子・松平信子・越河六郎 1995
「ナース・スケジューリング・システム構築のための基礎的調査研究」『労働科学』71-10. pp. 413-423.
- 池田秀男・福山信子 1971 「女教師の職業意識に関する調査研究—徳島市内在職女教師の調査報告—」
『徳島大学学芸紀要 教育科学』19 pp. 29-58.
- 池田 寛 1985 「“医療労働者酷書”の概要——“合理化”・労働条件・夜勤実態調査結果」『労働法律旬報』1125 pp. 40-46.
- 石東嘉和・碓氷 章・亀井雄一・渡辺 剛・長坂明子・塚田昌子・今福恵子・福澤 等・假屋哲彦 1994
「不規則交代勤務に従事する女性の健康管理システムの研究—睡眠・覚醒リズム障害からの検討—」
『体力研究』85 pp. 73-80.
- 和泉成子 1993 「専門職としての看護を確立するために——学士看護婦への期待」『看護技術』39-14 pp. 107-115.
- 磯岡哲也 1986 「ある新宗教女性布教師の生活史—信念体系受容過程を中心に—」『常民文化』9 pp. 89-117.
成城大学大学院日本常民文化専攻院生会議
- 伊田広行 1991 「第4章 4 専門職と情報処理業」『新・女子労働論』 pp. 151-153. (竹中恵美子編) 有斐閣
- 一条勝夫 1980 「専門職集団の管理」『食生活』74-3 pp. 28-31.
- 一番ヶ瀬康子・木川達爾・宮田丈夫編 1974 『女教師の婦人問題』 第一法規出版
- 伊藤志のぶ 1994 「Stepwise Regression 分析による看護婦の年功賃金の検証」『名城商学』44-3 pp. 137-157.
- 伊藤順啓 1982 「現代のセミ・プロフェッションを考えるために——A・エツイオーニ編『セミ・プロフェッションとその組織』の抄訳的紹介(1)」『静岡女子短期大学研究紀要』30 pp. 1-15.
- . 1983 「初等学校教諭におけるセミ・プロフェッション性——A・エツイオーニ編『セミ・プロフェッションとその組織』の抄訳的紹介(2)」『静岡女子短期大学研究紀要』31 pp. 90-107.
- . 1984 「看護職におけるセミ・プロフェッション性——A・エツイオーニ編『セミ・プロフェッションとその組織』の抄訳的紹介(3)」『静岡女子短期大学研究紀要』32 pp. 79-97.
- . 1985 「セミ・プロフェッション組織と官僚制——A・エツイオーニ編『セミ・プロフェッションとその組織』の抄訳的紹介(4)」『静岡女子短期大学研究紀要』33 pp. 57-82.
- . 1986 「ソーシャル・ワークにおけるセミ・プロフェッション性——A・エツイオーニ編『セミ・プロフェッションとその組織』の抄訳的紹介(5)」『静岡女子短期大学研究紀要』34 pp. 83-101.
- . 1987 「官僚制構造におけるソーシャル・ワーカー——A・エツイオーニ編『セミ・プロフェッション

- とその組織』の抄訳的紹介(6・完)』『静岡県立大学短期大学部研究紀要』1 pp. 83-104.
- . 1988「看護職のプロフェッション性——比較社会的視角をととして」『静岡県立女子短期大学部研究紀要』2 pp. 69-91.
- . 1990「看護職のプロフェッション性——比較社会的視角をととして」『短期大学の社会学』pp. 117-141. 国際書院
- 伊藤康子 1983「名古屋放送女子30歳定年制の撤廃過程」『中京女子大学紀要』17 pp. 105-114.
- 稲岡文昭 1993「看護とストレス」『精神保健研究』39 pp. 21-27.
- 稲田三津子 1993「日本の人事管理と看護職における専門化」『中央大学企業研究所報』14-1 pp. 183-223.
- 犬塚 先 1978「看護職者の職業的自律と運動」『日本看護協会調査研究』5 pp. 1-20.
- 岩崎洋司 1993「外科と社会—27—ナース等コメディカル専門職養成のための大学設置に当たって」『外科』55-7 pp. 776-778.
- 岩森龍夫 1989「看護婦の人材開発プログラムに関する一考察」『看護展望』14 pp. 42-51.
- 上杉孝實 1973「保育職の専門職化—保育所保母を中心として—」『姫路短期大学研究報告』18 pp. 97-115.
- 上杉康之 1991「専門職と短期大学教育」『大学と学生』312 pp. 27-29.
- 上野フジエ 1979「医療の専門分化と医師・看護婦の機能の確立」『看護展望』4-1 pp. 21-27.
- 牛島利明・下村裕子・菅野博史・佐藤ヨリコ・中村由美子・森岡崇・白石寿美子・大竹政子 1994
「慶応義塾における看護教育の歴史—資料・年表I：大正6年—昭和12年」『慶応義塾看護短期大学紀要』4 pp. 97-128.
- 宇南山英夫 1992「会計職業と女性」『経営論集』2-1 pp. 23-32. 文京女子大学経営学部
- FLINT 外国文献を読む会 1988「オーストラリアにおける女性図書館員の現状」『図書館雑誌』82-3 pp. 158-160.
- 大阪女性建築技術者の会 1990「実態報告！仕事と生活のはざままで —女性建築技術者のやりくり—」『労働の科学』45-12 pp. 18-22.
- 大沢真知子 1993「短大・大卒女子の労働市場の変化」『日本労働研究雑誌』405 pp. 24-33.
- 大出春江 1986「産む文化——ある開業助産婦のライフ・ヒストリー（その1）」『上智大学社会学論集』10 pp. 65-87. 上智大学社会学科
- 大出春江 1989「産む文化——ある開業助産婦のライフ・ヒストリー2」『東京文化短期大学紀要』8 pp. 93-102.
- 大名門裕子・野嶋佐由美・森下利子 1985「看護の専門職への過程」『高知女子大学紀要 自然科学編』33 pp. 89-98.
- 大畑祥子 1989「専門性にこだわること」『保育研究』10-2 pp. 30-31.
- 大林道子 1989『助産婦の戦後』勁草書房
- . 1990「婦人労働としての助産婦を考える——『助産婦の戦後』をまとめて——」『婦人労働と資料』13 pp. 12-17.
- 大道安次郎 1981「看護婦の役割：“よい看護婦”の条件——“病院社会学”の一節——」『関西学院大学社会学部紀要』43 pp. 23-37.
- 大森真紀 1986「女性公務員にとっての“均等”と“平等”」『月刊 自治研』326 pp. 48-56.
- . 1990「第7章 女性公務員にとっての“均等”と“平等”」『現代日本の女性労働 M字型就労を考える』pp. 147-167. 日本評論社
- 岡田政子・沖藤典子・萩原康子 1975『専門職の女性たち——現状とその意識』亜紀書房
- 緒方牧子・小田原直美・山口道子 1983「女性図書館員の現状」『ドキュメンテーション研究』33-5 pp. 229-

236.

- 岡本英雄・松本純平・平田周一 1989「テクノロジー等の変化と医療関連職業」『雇用職業研究』30 pp. 61-77.
- 小川浩一 1983「日本における女性研究者の現状—調査結果の分析から—」『慶応義塾大学新聞研究所年報』20 pp. 119-134.
- 奥山えみ子 1975「女子教員等の育児休業法の成立について」『教育』321 pp. 111-114.
- . 1979「WCOTP “教育における婦人に関する綱領”の意義と私たちの課題」『教育評論』373 pp. 25-29.
- 奥山えみ子・細川ミサオ・毛利教子 1979「つらい日曜日—婦人教師の生活時間調査から—」『教育評論』373 pp. 35-44.
- 押谷由夫 1984「短期大学教員の分析」『大学教授職の総合的研究—アカデミックプロフェッションの社会学』pp. 98-133. (新堀通也編) 多賀出版
- 会誌委員会編 1982「特集：女性弁理士」『パテント』35-4 pp. 5-34.
- 片岡玲子 1993「専門職の女性職員—現状と展望—」『男女協働社会の創造』pp. 339-374. (金平輝子編) ぎょうせい
- 桂良太郎 1986「母子保健事業従事者(助産婦)の社会学的一考察—ある助産婦学校卒業生の現状と意識から—」『姫路学院レビュー』9 pp. 35-62. 姫路学院女子短期大学
- . 1987「母子保健と家族福祉に関する一覚書—これからの助産婦活動のあり方をめぐって—」『姫路学院レビュー』10 pp. 29-39.
- 加藤明子 1978「茨城県における小学校婦人教師の体育科指導に関する研究」『茨城大学教育学部紀要 教育科学』27 pp. 109-126.
- 加藤孝明・石黒教子・宮入暁子・並木和子・池田久子・佐藤けさ穂 1978「私立大学における女性図書館員の就業意識調査」『Library and Information Science』16 pp. 253-280.
- かなぢ伸子 1973「第1章 第4節 “専門職”の婦人の賃金」『働く婦人の賃金もんだい』pp. 22-34. (歌川悦子・かなぢ伸子・柴田悦子著) 汐文社
- 金井バック雅子 1993「米国の看護教育—専門職確立への道」『教育と医学』41-3 pp. 269-275.
- 金崎扶美子・伊達悦子・石原栄子 1986「保育所の機能に関する考察(その2)—保母の意識調査をふまえて—」『宇都宮大学教育学部紀要』36 pp. 247-268.
- 金崎扶美子・石原栄子・伊達悦子 1987「保育所の機能に関する研究(その3)—保育者の専門現状—」『宇都宮大学教育学部紀要』37 pp. 243-265.
- 加野芳正 1983「大学教員市場の変動—女性研究者を中心として」『香川大学教育学部研究報告』I部 57 pp. 171-210.
- . 1984a 「女性科学者に対する報償配分の研究」『香川大学教育学部研究報告 第I部』161 pp. 113-136.
- . 1984b 「日本の女性研究者—その現状と歴史的変動」『大学教授職の総合的研究—アカデミックプロフェッションの社会学』pp. 179-219. (新堀通也編) 多賀出版
- . 1988『アカデミック・ウーマン—女性学者の社会学』東信堂
- . 1989「科学・技術への招待—女性の参加と障害に関する社会学的考察—」『婦人教育情報』20 pp. 16-25.
- 上久保達夫 1986「短期大学保育科学生の職業的社会的化研究(第1報)—保母職への職業意識形成と実態の分析を主に—」『論叢』17-1 pp. 105-122. 中京短期大学

- 神藏重紀・渡辺孝三・小林文人・麻生誠・名越清家 1973「教師の専門職的地位と役割に関する一考察」『東京学芸大学紀要 1部門』24 pp. 63-93.
- 神村俊一 1981「保育労働者の労働管理状態」『大阪電気通信大学研究論集・人文・社会科学篇』17 pp. 45-92.
- 神谷伸子 1979「大阪府下公共図書館における女性図書館員の実態調査について」『図書館界』31-2 pp. 210-214.
- 亀山美知子 1981「近代日本看護史における看護婦の社会的地位・評価に関する研究10：専門職業人としての看護婦の待遇について」『看護』33-2 pp. 64-69.
- . 1983『近代日本看護史 I. 日本赤十字と看護婦』ドメス出版
- . 1984『近代日本看護史 II. 戦争と看護』ドメス出版
- . 1985a『近代日本看護史 III. 宗教と看護』ドメス出版
- . 1985b『近代日本看護史 IV. 看護婦と医師』ドメス出版
- 川合葉子・教務職員問題ワーキンググループ 1977「国立大学の婦人教務職員の実情について」『日本の科学者』12-8 pp. 48-52.
- . 1983「非常勤講師問題とオーバードクター」『オーバードクター問題』pp. 108-122. (日本科学者会議編) 青木書店
- 河上婦志子 1990「システム内在的差別と女性教員」『女性学研究』1 pp. 82-97.
- 川島みどり 1977『看護の自立——現代医療と看護婦』勁草書房
- . 1982『看護の自立②——看護婦の労働と仕事』勁草書房
- 上林千恵子 1990「女性情報処理技術者の就労実態—SE・プログラマーを中心として」『大原社会問題研究所雑誌』385 pp. 69-74.
- 喜多智子・一棟宏子・伊海公子 1994「働く女性のライフスタイルと生活設計—看護婦等の場合— 第1報 生活における優先事項と負担事項」『大阪樟蔭女子大学論集』31 pp. 193-207.
- 北原龍二 1978「助産婦の社会学役割とその変遷」『周産期医学』8-7 pp. 61-64.
- 喜多村雄至・宮崎悦子・間瀬紀子 1994「交代勤務に従事する看護婦の自覚的睡眠感と精神健康に関する調査—日赤看護婦とのアンケート調査による比較を中心にして—」『臨床精神医学』23-4 pp. 449-460.
- 木戸若雄 1968『婦人教師の百年』明治図書出版
- 木下安子 1976「医療制度における看護職員の専門性・自律性の問題点」『賃金と社会保障』696 pp. 22-29.
- . 1978「看護労働の実情とその問題点」『健康保険』32-4 pp. 28-36.
- . 1980「日本における看護婦の医療チーム内での役割とその問題点」『教育と医学』28-3 pp. 23-29.
- 木村愛子 1986「女子労働者の深夜業」『労働の科学』41-10 pp. 21-31.
- . 1987「退職勧奨と賃金差別判決にみる男女平等」『法律時報』724 pp. 36-42.
- 木村俊子 1979「母と女教師の会の歴史と展望」『教育評論』373 pp. 30-34.
- 草刈淳子 1978a「保健医療専門職における女性就業のライフ・パターンの動向について—医師・歯科医師・および薬剤師の調査に基づく分析—」『公衆衛生』42-3 pp. 54-61.
- . 1978b「保健医療専門職にみる女性就労に関する考察—保健医療技術8 職種の実態調査から」『千葉大学教育学部研究紀要』27(第2部) pp. 139-155.
- 久保恵・関川千尋 1983「専門職有職婦人の再教育と生活時間構造」『兵庫教育大学研究紀要』4 第3分冊 pp. 145-155.
- 久保真人・田尾雅人 1996「第II部 バーンアウトの実証研究—看護婦の場合」『バーンアウトの理論と実際—心理学的アプローチ』pp. 99-166. 誠信書房

- 窪田暁子 1992「援助専門職におけるバーンアウト（燃えつき症候群）」『社会福祉研究』54 pp. 11-17.
- 久門道利 1977「看護婦の一現状分析」『社会学論叢』70 pp. 44-59. 日本大学社会学会
- 権丈善一 1993「“看護労働力不足”論議の政治経済学—日本の医療供給政策と看護労働力 [I]—」『三田商学研究』36-4 pp. 23-49.
- 小坂橋喜久代 1983「今日の看護職の専門職水準」『保健・医療における専門職』pp. 67-91. (保健・医療社会学研究会編) 垣内出版
- 古賀唯夫・青木幹夫 1978「身体障害者の介助作業に従事する婦人労働者の自覚疲労調査」『人類誌』86-2 pp. 95-105.
- 国民生活センター調査研究部 1974「専門職婦人の職業生活に関する意見調査(その1)」『国民生活研究』14-3 pp. 50-98.
- . 1975a「専門職婦人の職業生活に関する意見調査(その2)」『国民生活研究』15-1 pp. 82-99.
- . 1975b「専門職婦人の職業生活に関する意見調査(その3)」『国民生活研究』15-2 pp. 50-84.
- 越河六郎・吉竹博・飯田久仁子 1976「保育所保育の作業と労働負担 (I) 作業時間調査」『労働科学』52-4 pp. 203-244.
- . 1990「夜間保育所保育の職務と労働負担 (1) 作業時間調査結果」『労働科学』66-6 pp. 268-274.
- . 1992「夜間保育所保育の職務と労働負担 (2) 労働負担調査の結果」『労働科学』68-5 pp. 189-199.
- 小館静江・西方栄・今村迪子・高橋由利子 1981「短期大学における“実習”の現状と課題 (IV) —保育者の専門性の確立における自己確知に関する調査—」『小田原女子短期大学紀要』12 pp. 100-104.
- 国公労連婦人協議会 1991「国家公務職場の女性労働者の実態—“臨調行革”10年が職場に何をもたらしたか—」『国公労調査時報』346 pp. 37-48.
- 小林謙一・町田隆男・岡田政子・伊藤実 1977『女子技術者の雇用管理』(職研資料シリーズ 婦雇-21) 職業研究所
- 小林謙一・町田隆男・伊藤実 1985『素顔の女性技術者—プロフェッショナルの条件』有斐閣
- 小林謙一 1991「看護職員不足をめぐる公共政策」『経済志林』59-1 pp. 221-242. 法政大学
- . 1987「専門職(女子)の時間外規制と育児休職制度の新設要求」『労働経済旬報』41(1353) pp. 19-23.
- . 1988「電機労連における専門職女子の労働時間意識調査の概要—単産における調査報告から」『月刊いのち』257 pp. 25-36.
- 駒田 弘 1985「東芝エンジニアリングの女子技術者再雇用制度」『労務事情』638 pp. 10-15.
- 雇用促進事業団職業研究所 1976『婦人の職業生活歴の類型と職業的発達に関する調査』(職研資料シリーズ 婦雇15) 雇用促進事業団職業研究所
- . 1976『婦人労働者の職業適応に関する研究—職務満足度からの分析』(職研資料シリーズ 婦雇18) 雇用促進事業団職業研究所
- 雇用促進事業団雇用職業総合研究所 1983『専門職(税理士)における婦人の就業と生活に関する調査研究報告書』(職研資料シリーズ 婦雇-35) 雇用促進事業団雇用職業総合研究所
- . 1987『近年における女子の職業分野の変遷に関する研究報告書』(職研調査研究報告書61) 雇用促進事業団雇用職業総合研究所
- 斎藤真理 1988「情報処理」『わたちの衝撃 コンピュータは女の働き方をどう変えたか』pp. 124-147. (柴山恵美子編著) 学陽書房
- 酒井ノブ子・塩原秀子 1982「中年女性の勤労観の一調査—2つのタイプの主婦と専門職就業者の比較—」『家庭科学』90 pp. 26-36.
- 酒川玲子・薄久代・婦人司書の会・巽照子・谷貴子 1981「特集・婦人司書の地位を考える」『図書館雑誌』75-

- 4 pp. 196-207.
- 坂尻敦子 1989「アメリカの教育改革と女性教師——専門職性向上のための学校管理モデルの検討」『比較教育学』15 pp. 125-135.
- 坂田桐子 1994「小学校教頭のキャリア形成過程に及ぼす性別要因の影響」『産業・組織心理学研究』8-1 pp. 41-51.
- 坂本智恵子 1977「大分県における女教師の形成過程」『別府大学紀要』18 pp. 1-14.
- 佐生健光・北村洋子 1981「女性建築家の意識と現況」『学苑』499 pp. 11-31.
- 佐々木篤信 1988「病院看護婦の専門職性と職業意識——会津若松市における事例を中心に」『会津短期大学学報』45 pp. 1-23.
- 笹森秀雄 1992「日本における共働き家族——特に看護婦の生活とその家族を中心に」『現代日本文化と家族』日本大学総合科学研究所 pp. 203-213.
- 定塚由美子 1996「地方公共団体における女性職員」『地方公務員月報』392 pp. 20-31.
- 猿橋勝子・松崎慶子・本間玲子・佐々木政子・山崎洋子 1975「婦人研究者のおかれている現状——中間報告」『日本の科学者』10-12 pp. 25-31.
- 猿橋勝子・塩田庄兵衛編著 1985『女性研究者——あゆみと展望』ドメス出版
- 汐見稔幸 1990「保育の専門性とは」『発達』10-42 pp. 19-24.
- 島 紀男 1994「現代日本の職業賃金構造」『大原社会問題研究所雑誌』433 pp. 33-61.
- 島村忠義・高橋重宏・村上美好・池田礼二・岡元行雄 1982「臨床看護婦の職場移動と専門的職業観——臨床看護婦の全国調査を中心として——」『厚生指標』29-7 pp. 23-31. 厚生統計協会
- 下山房雄 1994「女性労働と賃金体系・価値理論」『賃金と社会保障』1132 (『女性労働問題研究』26) pp. 10-16.
- 白峰学園保育センター編 1987『保育の社会史 神奈川近代の記録』筑摩書房
- 新福祐子 1983『女教師の条件—婦人校長の体験に学ぶ』有斐閣
- 1987「女教師の生活と悩み—教師として主婦として」『児童心理』515 pp. 114-120.
- 吹田盛徳・木内正一・久常良・松尾信亮 1973「保育の専門性を求めて—アンケート調査を基にして—」『華頂短期大学研究紀要』18 pp. 57-77.
- シューマン, パトリシア グラス (田口瑛子訳) 1984「女、力、図書館」『図書館界』36-4 pp. 214-222.
- 職業分科会 1981「専門職の中の女性差別」『婦人問題懇話会会報』35 pp. 38-44.
- 人事院 1985「過去10年間に於ける女子国家公務員の任用の状況」『人事院月報』414 pp. 9-17.
- 人事院管理局 1995「公務における女性役付職員の意識調査結果について」『人事院月報』544 pp. 12-18.
- 菅野博史 1994「戦前期における看護婦養成と病院看護Ⅱ—慶應義塾の看護教育史 大森文子氏のインタビューから—」『慶應義塾看護短期大学紀要』4 pp. 89-96.
- 杉 政孝 1983「医療機関の構造」『保健医療の社会学』pp. 149-164. (園田恭一・米林喜男編) 有斐閣
- スタンレー, オータム 1989「第3部 8章 技術史が忘却した女性の仕事」『女性 VS テクノロジー』pp. 194-213. (ロスチャイルド, ジョアン編/綿貫礼子他訳) 新評論
- 園田恭一 1979「医師と保健婦の役割期待関係」『日本看護協会調査研究報告』7 pp. 57-71. 日本看護協会
- 田尾雅夫 1983「プロフェッショナリズムにおける態度構造の分析」『京都府立大学学術報告人文』35 pp. 159-172.
- 高橋久美子 1978「都市共働き家族における役割調整の職業差—看護婦・教員・店員・工具及び主婦専業の比較—」『お茶の水女子大学人文科学紀要』31 pp. 107-128.
- 高橋朋子 1994「福祉専門職における女性有資格者の実態と意識——平成5年日本社会福祉士会第1回社会福祉

- 士全国調査にみる(資料)『女性文化研究所紀要』14 pp. 79-94.
- 高橋由紀 1991「現代日本における助産婦の職業観:「産婆」「助産婦」のイメージをめぐって」『お茶の水女子大学女性文化センター年報』5 pp. 109-129.
- 竹内 洋 1972「準・専門職業としての教師」『ソシオロジ』17-3 pp. 72-102.
- 竹内通夫 1985「教職の専門性—教師は専門職たりうるか—」『金城学院大学論集』通巻116 pp. 47-60.
- 竹中恵美子 1962「Ⅲ 4 “女性の職場”と低賃金」『女のしごと・女の職場』pp. 122-130. (竹中恵美子・西口俊子著) 三一書房
- 竹中恵美子・清水澄子・堀越栄子編著 1978『婦人労働とILO 看護条約』労働教育センター
- 田口瑛子 1989「フェミニズムとアメリカ女性図書館職」『彦根論叢』260/261 pp. 29-44.
- . 1993「図書館員の専門性と専門職制度—浮き彫りになった女性図書館員の地位」『図書館界』45-1 pp. 161-169.
- 田口宏昭 1981「専門職組織における分化と統制—病院の組織論的考察に関する覚書」『熊本大学教養部紀要 人文・社会科学編』16 pp. 27-36.
- 田中宏二・小川一夫 1981「職業継承性と親子関係—教師職・公務員職における娘の職業継承—」『年報社会心理学』22 pp. 163-178.
- 田中智子・湯川利和・瀬渡章子 1984「既婚看護婦の就労実態と就労意識」『家政学研究』30-2 pp. 123-134. 奈良女子大学家政学会
- 田中義章 1971「現代女教師の諸問題—東京都内公立小学校の場合—」『社会学評論』85 pp. 36-56.
- . 1973「現代の女教師像—東京都・長野県・福岡県の公立小学校の場合—」『教育社会学研究』28 pp. 134-151.
- . 1976「教師の社会的移動—福岡県公立小学校女教師の場合—」『東邦大学教養紀要』8 pp. 27-34.
- . 1981「現代の女性教師像の実証的研究(その1)—東京都内公立小学校の場合—」『東邦大学教養紀要』13 pp. 22-40.
- . 1982「現代の女性教師像の実証的研究(その2 “日教組観”)—東京都内公立小学校の場合—」『東邦大学教養紀要』14 pp. 1-10.
- . 1983「現代の女性教師の政治意識—東京都内公立小学校の場合—」『東邦大学教養紀要』15 pp. 1-11.
- . 1988「女性教師の属性—東京都内公立小学校の昭和44年と昭和54年の場合—」『ソシオロジ』32-3 pp. 121-132.
- . 1989「現代女性教師層の供給源に関する実証的研究—昭和54・59年東京都内公立小学校の場合を中心に—」『社会学論叢』105 pp. 20-34. 日本大学
- . 1991「管理職(校長)志向に関する男女教員格差—東京都・長野県・福岡県・山口県の公立小学校の場合—」『社会学論叢』112 pp. 283-297. 日本大学
- . 1994「現代女教師の職業意識に関する覚書—平成6年山形県下小学校の場合—」『山形県立米沢女子短期大学紀要』29 pp. 164-153.
- 田間泰子 1993「母親プロフェッショナリズムと新プロフェッショナリズム—看護職における2つのプロフェッション志向」『文学部論叢』40 pp. 51-78. 熊本大学文学会
- 田村俊作・岡田政子・伊藤峻・石井昭子・大口和枝・森耕一 1983「特集:婦人司書の再就職を考える」『図書館雑誌』77-4 pp. 201-220.
- 津田塾理科の歴史を記録する会・編 1987『女性の自立と科学教育—津田塾理科の歴史』ドメス出版
- 津田美穂子 1991「第5章2④女子専門職の賃金」『新・女子労働論』pp. 193-196. (竹中恵美子編)有斐閣

- 筒井琢磨 1994「助産婦の専門職意識—意識調査自由回答欄より」『松阪大学女子短期大学部論叢』32 pp. 35-44.
- 津布楽喜代治 1983「女教師論—その歴史と課題—」『宇都宮大学教育学部紀要 第1部』31 pp. 91-106.
- . 1983「女教師論(その2)—補助者から主体者への道—」『宇都宮大学教育学部紀要 第1部』34 pp. 45-60.
- 津守 真 1988「保育の専門性・保育の協力性」『幼児の教育』87-5 pp. 8-13.
- 電気労連 1987「専門職女子の労働時間意識調査」『調査時報』224 pp. 1-73.
- 東京都三鷹労政事務所 1986『民間保育園の労働条件と保母の意識』
- 東京都立大塚看護専門学校16回生1年A組・看護研究グループ 1992「看護職の名称統一について」『看護』44-5 pp. 146-158.
- 東京都立労働研究所 1989『女子情報処理技術者の就労実態—SE・プログラマーを中心として』(婦人労働研究 No.3)
- . 1990『女子専門職の就労形態とその実態—老人福祉施設を中心として』(婦人労働研究 No.4)
- . 1995『デザイナーの働き方とキャリア—女性と専門職—』(女性労働研究 No.10)
- 時井 聡 1986「専門職倫理に関する考察—保健医療専門職に関連して—」『中央大学大学院研究年報』15-4 pp. 133-146.
- 富田積子 1987「広がる職業分野」『女子労働の新時代—キャッチ・アップを超えて—』pp. 109-131. (雇用職業研究所編) 東大出版会
- 富田安信 1992「職種を考慮した男女間賃金格差の分析」『大阪府立大学 経済研究』37-1/2 pp. 101-114.
- トレスコット, マーサ・M 1989「第3部 9章 現代生産工学の創設者—リリアン・ギルブレス」『女性 VS テクノロジー』pp. 214-229. (ロスチャイルド, ジョアン編/綿貫礼子他訳) 新評論
- 中川順子・松村尚子・川合葉子 1982「婦人非常勤講師の研究生活改善をめざして—近畿圏での実態調査から」『日本の科学者』17-2 pp. 35-39.
- 中野 進 1978「現代の医師像・看護婦像」『看護展望』4-1 pp. 34-38.
- 中野秀一郎 1983「“専門職”をめぐる諸問題—回顧と展望—」『保健・医療における専門職』pp. 13-41. (保健・医療社会学研究会編) 垣内出版
- 中山和久・江尻尚子編著 1989『看護職員の権利—看護を変える—』労働旬報社
- 鍋田周一 1992「TDKの研究職人事制度と女性研究職の実態」『労政時報』3086 pp. 47-55.
- 新山陽子 1983「婦人研究者とオーバードクター」『オーバードクター問題』pp. 99-106. (日本科学者会議編) 青木書店
- 西 三郎 1976「日本の看護制度と看護職員の地位」『賃金と社会保障』696 pp. 15-21.
- 日本医療労働組合連合会 1989「医療労働者の“合理化”・健康実態調査“中間報告”より」『社会保障』21-5 pp. 1-5, p. 13.
- 日本学術会議科学者の地位委員会 1977『婦人研究者に関する資料』日本学術会議科学者の地位委員会
- 日本社会学会・社会学教育委員会 1992「“大学院修士課程修了女性の就業と社会的諸活動”に関する調査報告」『社会学評論』171 pp. 333-341.
- . 1993『大学院修士課程修了女性の就業と社会的諸活動に関する調査報告書』(Women's Studies 研究報告書Ⅻ) 東京女子大学女性学研究所
- 日本女医会 1985『日本女医の実態調査報告』日本女医会
- 根津修貴雄 1976「青年・婦人教師の仕事と生活—そのなかでの要求—」『季刊 国民教育』28 pp. 61-82.
- 野中義之 1983「精神医療における専門職のチームワーク—病院医療を中心に—」『保健・医療における専

- 門職』 pp. 166-183. (保健・医療社会学研究会編) 垣内出版
- 萩原康子 1983「看護婦・保健婦の役割」『保健医療の社会学 健康生活の社会的条件』 pp. 101-123. (園田恭一・米林喜男編) 有斐閣
- . 1983「病院における専門職の協働と葛藤」『保健・医療における専門職』 pp. 147-165. (保健・医療社会学研究会編) 垣内出版
- 橋本淳一 1990「医療従事者の勤労意識—ホスピタリティ労働と専門職—」『ソキエタス』17 pp. 72-86.
- . 1991「看護労働者の職業ライフスタイル—職業生活をめぐる価値志向—」『ソキエタス』18 pp. 101-110.
- ハッカー, サリー・L 1989「第3部 10章 工学分野で女性はなぜ排除されたか」『女性 VS テクノロジー』 pp. 230-254. (ロスチャイルド, ジョアン編/綿貫礼子他訳) 新評論
- 服部範子 1978「女性専門職の役割葛藤」『ソシオロジ』21-3 pp. 24-44.
- 羽江忠彦 1978「看護労働に関する一考察」『社会学評論』115 pp. 2-19.
- . 1980「看護業務(労働)の一実態—看護業務(労働)の現状把握のための一試行(Ⅱ)—」『広島修大論集人文編』21-2 pp. 45-64.
- . 1981「看護業務(労働)の一側面—タイム・スタディ結果を用いて—」『広島修大論集 人文編』22-1 pp. 59-91.
- 羽田 新 1986「病院の組織と管理について—専門職組織としての特徴に関する覚書—」『社会学論叢』96 pp. 19-34. 日本大学社会学会
- 馬場房子 1993「女性技術者に関する行動科学的アプローチの試み」『経営論集』28-2/3 p. 101-123. 亜細亜大学
- 坂東昌子・野口美智子・新山陽子編 1981『女性と学問と生活—婦人研究者のライフサイクル』 勁草書房
- 坂東昌子 1986「女性研究者運動の歴史と課題」『立命館経済学』35-4 pp. 3-26.
- 樋口晟子 1976「婦人研究者の現状と展望」『東北福祉大学論叢』15 pp. 190-204.
- 久繁哲徳・大原啓志 1985「病院看護婦の疲労と健康状態について 第1編 看護婦の疲労と健康状態の特徴」『労働科学』61-11 pp. 517-528.
- 平尾 修 1983「鳥取県婦人教職員男女差別撤廃訴訟について」『教育』42 pp. 119-122.
- 平野貴子・神田道子・小林幸一郎・Liddle, Joanna 1980「女性の職業生活と性役割」『社会学評論』30-4 pp. 17-37.
- 平野貴子 1981a「女性の職業形成と環境」『武蔵野女子大学紀要』16 pp. 59-74.
- . 1981b「女性の職業と自己形成」『人間研究』17 pp. 87-104.
- 平松昌子 1989「第10章 情報産業(大企業-新聞・テレビ)」『新時代の女子労働—男女雇用機会均等法の軌跡—』 pp. 153-163. (高橋久子編) 学陽書房
- 広田寿子 1979「女子専門職の現状とその課題」『現代女子労働の研究』 pp. 261-274. 労働教育センター
- . 1989「女の自立—保健婦の場合—」『続・現代女子労働の研究』 pp. 249-264. 労働教育センター
- 深谷昌志・深谷和子 1969「女教師の残存条件に関する研究—奈良教育大卒業生の追跡研究—」『教育社会学研究』24 pp. 126-139.
- . 1971『女教師問題の研究—職業志向と家庭志向』 黎明書房
- 深山正光 1976「婦人教師問題の性質と教師の課題」『季刊国民教育』28 pp. 49-60.
- 船橋恵子 1986「生命再生産過程に関わる看護専門職の社会学的考察—山梨県における保健婦・助産婦調査を中心に—」『法政大学教養学部紀要』59 pp. 1-23.
- . 1990「フランス出産事情—変わりゆく出産・助産婦・病院—」連載第1回-第8回 『助産婦雑誌』

- Vol.44 No.4 pp. 54-58, No.6 pp. 78-83, No.7 pp. 68-72, No.8 pp. 76-80, No.9 pp. 74-79, No.10 pp. 56-62, No.11 pp. 56-63, No.12 pp. 66-72 医学書院
- . 1991「フランス出産事情—変わりゆく出産・助産婦・病院—」連載第9回—第15回『助産婦雑誌』Vol.45 No.2 pp. 74-79, No.3 pp. 80-86, No.4 pp. 74-81, No.5 pp. 70-78, No.7 pp. 68-74, No.9 pp. 73-78, No.10 pp. 68-74. 医学書院
- 古池純子・要田洋江・岩堂美智子 1987「保母の性役割意識について」『研究紀要』4 pp. 10-25. (社)乳幼児発達研究所
- 古川繁子・田島昌子・高山和子・榎本和生・吉浦三知子 1991「保育者の専門性確立に関する研究(1)」『保母養成研究』8 pp. 43-53.
- 保健・医療社会学研究会編 1983『保健・医療における専門職』垣内出版
- 堀 春彦 1996「職種別男女間賃金格差」『JILリサーチ』25 pp. 36-39.
- 堀 正嗣・曾和信一・堀智晴 1989「保育者の保育観と職業観についての一考察—保育所保母を対象とした調査結果から—」『大阪市立大学生生活科学部紀要』37 pp. 295-307.
- 堀内和美 1993「中年期女性が報告する自我同一性の変化—専業主婦・看護婦・小・中学校教師の比較—」『教育心理学研究』41 pp. 11-21.
- 前田和子 1993「産業看護職—期待と責務(産業保健と専門職の役割[特集])」『公衆衛生』57-11 pp. 756-760.
- 牧野泰子 1981「アメリカにおける婦人司書の差別」『図書館雑誌』75-11 pp. 688-696.
- 松村尚子 1982「婦人研究者の現状と問題—実態調査結果を中心に—」『大谷大学研究年報』34 pp. 1-50.
- 松本雅子 1989「第11章 情報産業(中小企業—出版業)」『新時代の女子労働—男女雇用機会均等法の軌跡—』pp. 165-176. (高橋久子編) 学陽書房
- 松本光寿 1987「教員の男女差別退職勧奨年齢基準の違法性—鳥取県教委事件・鳥取地裁判決」『労働法律旬報』1166 pp. 9-10.
- 松山美保子 1986「専門職の時代と女性のキャリア」『女性の時代—日本企業と雇用平等』pp. 31-59. (石田英夫編) 弘文堂
- 水野朝夫 1994「労働力の職業分布と性差別」『経済学論叢(中央大学)』35-1/2 pp. 35-52.
- 宮本法子 1990「薬剤師の専門職化」『東京薬科大学一般教育研究紀要』10 pp. 75-83.
- . 1991「日本における薬剤師の実情—女子薬剤師を中心として—」『東京薬科大学一般教育研究紀要』11 pp. 17-24.
- 「みんなの図書館」編集部 1994「特集・女性問題としてみた図書館労働」『みんなの図書館』203 pp. 2-38.
- 宗像恒次 1974a「看護勤務体制論をめぐる諸問題—専門看護の勤務体制論をめざして—」『労働の科学』11月号 pp. 12-16.
- . 1974b「看護婦の主体性志向について—専門職志向の分析の中心として」『看護教育』15-9 pp. 569-576.
- . 1975「看護職と専門職問題—准看差別問題に関連して」『保健婦雑誌』31-12 pp. 24-30.
- . 1976a「看護専門職能としての<母性問題>」『看護』28-6 pp. 36-47.
- . 1976b「今日の看護労働の実態とその諸問題—病院の看護婦不足問題に関連して」『日本労働協会雑誌』17-6 (NO.195) pp. 24-41.
- . 1976c「保健婦の給与の実態と問題」『保健婦雑誌』32-5 pp. 16-26.
- 宗像恒次・佐藤林正・園田恭一・牧野忠康 1978「医師と保健婦の活動と役割期待—地域保健をめぐる組織化

- の課題」『日本看護協会調査研究報告』7 pp. 41-153.
- 宗像恒次 1981「精神病院における医師－看護職関係」『病院』40-11 pp. 980-982.
- . 1986「医師と看護婦のメンタルヘルス度」『看護展望』11-10 pp. 21.
- 本村汎・井上龍子・佐瀬美恵子・根来千穂・日野和江・政辻洋子・宮西すず子・山岡みどり 1986a 「保健婦援助の専門性と固有性をめぐる研究（その1）」『保健婦雑誌』42-9 pp. 60-65.
- . 1986b「保健婦援助の専門性と固有性をめぐる研究（その2）」『保健婦雑誌』42-10 pp. 52-58.
- . 1986c「保健婦援助の専門性と固有性をめぐる研究（その3）」『保健婦雑誌』42-11 pp. 61-66.
- . 1986d「保健婦援助の専門性と固有性をめぐる研究（その4）」『保健婦雑誌』42-12 pp. 56-61.
- 森 耕一 1986「デューイと女性図書館員」『図書館界』38-4 pp. 169-175.
- 森上史朗 1993「保育と保育学の専門性を問う」『幼児の教育』92-7 pp. 4-6.
- 森山洋子 1980「フェミニストと専門職」『フェミニスト』17 pp. 6-10.
- 柳川洋一 1988「医療関連職（パラメディカル）の専門職化の動向」『富山大学経済論集』34-1 pp. 177-208.
富山大学経済学部
- 山縣文治 1987「夜間保育所保育の生活と養成上の課題—昼間保育所保育との比較検討—」『大阪市立大学生活科学部紀要』35 pp. 339-353.
- 山口京子 1989「情報処理産業の現場と労働者の実態」『賃金と社会保障』1002（『婦人労働問題研究』15） pp. 63-67.
- 山手茂・木下安子編 1976『看護実践と看護社会学』メヂカルフレンド社
- 山本はつ乃 1986「専門図書館における女性スタッフの現状—アンケート調査の結果報告を中心として—」『図書館界』38-2 pp. 81-84.
- 山本芳江 1976「図書館雑誌にあらわれた婦人図書館員のあゆみ（1）」『図書館学』29 pp. 3-13.
- . 1978「図書館雑誌にあらわれた婦人図書館員のあゆみ（2）」『図書館学』32 pp. 12-20.
- 米田頼司 1989「専門職の社会学：保健婦の場合（1）-その1- —和歌山県下の保健婦の実態調査から」『和歌山大学教育学部紀要人文科学』38 pp. 139-181.
- . 1990「専門職の社会学：保健婦の場合（1）-その2- —和歌山県下の保健婦の実態調査から」『和歌山大学教育学部紀要人文科学』39 pp. 25-62.
- . 1992「専門職の社会学：保健婦の場合（2）-その1- —和歌山県橋本市恋野地区における保健婦の地域組織活動を事例として」『和歌山大学教育学部紀要人文科学』41-1 pp. 119-150.
- . 1993「専門職の社会学：保健婦の場合（2）-その2- —和歌山県橋本市恋野地区における保健婦の地域組織活動を事例として」『和歌山大学教育学部紀要人文科学』43 pp. 109-138.
- . 1994「専門職の社会学：保健婦の場合（2）-その3- —和歌山県橋本市恋野地区における保健婦の地域組織活動を事例として」『和歌山大学教育学部紀要人文科学』44 pp. 69-101.
- . 1995「専門職の社会学：保健婦の場合（3）-その1- —兵庫県篠山町における保健婦の地域組織活動を事例として」『和歌山大学教育学部紀要人文科学』45 pp. 1-16.
- 米山桂三 1981『看護の社会学』未来社
- ライダー, レイコ 1980「アメリカにおける継続教育：専門職看護婦としての責務」『看護』32-4 pp. 44-55.
- ラック, モーラ 1994「第2章 労働市場二重構造論の限界—イギリスの大学図書館におけるジェンダーと労働」『ジェンダーと女性労働—その国際ケーススタディ』 pp. 39-61.（シンクレア, セア・レッドクリフト, ナニカ編／山本光子訳） 柘植書房
- ロスチャイルド, ジョアン 1989「第3部 終章 これからの研究に向けて」『女性 VS テクノロジー』 pp. 295-308.（ロスチャイルド, ジョアン編／綿貫礼子他訳） 新評論

- 若菜允子 1980「婦人弁護士の現状と課題——ある新聞記事に寄せて」『判例タイムズ』31-2 pp. 78-79.
- 若林敬子 1993「女性研究者に関する従来の研究と統計」『大学院修士課程修了女性の就業と社会的諸活動に関する調査報告書』(Women's Studies 研究報告書Ⅻ) pp. 177-211. 東京女子大学女性学研究所
- 若林満・鹿内啓子・後藤宗理 1982「キャリア発達と職業自己像——女性専門職の場合」『名古屋大学教育学部紀要教育心理学科』29 pp. 137-155.
- 渡辺雅子 1985「ある女性祈祷師の生活史——巫者としての自立と人生の構成——」『明治学院論叢社会学・社会福祉学研究』70 pp. 125-226.
- . 1986「男女平等と教職員の権利」『高教組時報』64 pp. 21-27.
(お茶の水女子大学ジェンダー研究センターリサーチ・アシスタント・人間文化研究科博士課程)

ジェンダー研究センター彙報<平成8年度>

(平成8年5月11日～平成9年3月31日)

職名は発令時による

1. 組織・人事関係

<組織>

国立学校設置法第5条第1項、第10条及び第13条の規定に基づき、施行規則の一部を改正する文部省令第18号により、お茶の水女子大学学内共同教育研究施設として、平成8(1996)年5月11日に設置認可された。なお、平成18年3月31日まで存続する、時限付き研究機関と定められた。

<運営委員会名簿> (括弧内は在任期間)

ジェンダー研究センター長(併)	利谷 信義	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
文教育学部長	窪添 慶文	(平成8年5月11日～平成8年9月30日)
	平野由紀子	(平成8年10月1日～平成10年9月30日)
理学部長	石和 貞男	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
生活科学部長 兼家政学部長	小林 彰夫	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
人間文化研究科長	森 隆夫	(平成8年5月11日～平成9年3月31日)
附属図書館長	大口勇次郎	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
文教育学部教授	天野 正子	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
理学部教授	室伏きみ子	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
生活科学部教授	田中 辰明	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
人間文化研究科教授	清水 碩	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
ジェンダー研究センター教授	原 ひろ子	(平成8年5月11日～)
ジェンダー研究センター助教授	館 かおる	(平成8年5月11日～)
事務局長	砂本 宏	(平成8年5月11日～平成8年6月30日)

北根 康志 (平成8年7月1日～平成9年3月31日)

<スタッフ名簿> (括弧内は在任期間)

センター長(併) 生活科学部教授	利谷 信義	(平成8年5月11日～平成10年3月31日)
専任教授	原 ひろ子	(平成8年5月11日～)
専任助教授	館 かおる	(平成8年5月11日～)
外国人客員教授	Thanh-Dam Truong (タン・ダム・トゥルン)	(オランダ国立社会科学研究所教授) (平成8年10月1日～平成8年12月31日)
	金 ジェイン 在任	(韓国女性開発院教授) (平成9年1月1日～平成9年4月30日)
客員教授(国内)	小林富久子	(早稲田大学教授) (平成8年5月11日～平成9年3月31日)
	伊藤 るり	(明治学院大学助教授) (平成8年5月11日～平成9年1月31日)
研究員 (非常勤講師)	大澤 真理	(東京大学社会科学研究所助教授) (平成8年5月11日～平成9年1月31日)
	芦野 由利子	(日本家族計画連盟事務局次長) (平成8年5月11日～平成9年3月31日)
研究協力員	天野 正子	(本学文教育学部教授) (平成8年5月11日～平成9年3月31日)
	大口 勇次郎	(本学文教育学部教授) (同上)
	亀井 理	(本学理学部教授) (同上)

島田 淳子 (本学生活科学部教授) (同上)	川原ゆかり (平成8年12月1日～ 平成9年3月31日)
篠塚 英子 (本学生活科学部教授) (同上)	リサーチ・ アシスタント 佐野 信子 (平成8年8月1日～ 平成9年3月31日)
大井 玄 (国立環境研究所副所長) (同上)	教務補佐員 石井 妙子 (平成8年5月11日～ 平成9年3月31日)
サイキ ^{サイキ} 戊木クレイグヒル滋子 (東海大学助教授) (同上)	荻野 正恵 (同上)
鈴木 伸枝 (ハワイ大学大学院 博士課程Ph.D.取得資格) (同上)	小島 優 (平成8年9月1日～ 平成8年12月31日)
鈴木 陽子 (JICA専門員) (同上)	立花 郁子 (平成8年5月11日～ 平成8年11月6日)
田澤 薫 (元鶴川女子短期大学非常勤講師) (平成8年5月11日～ 平成8年9月30日)	堀 千鶴子 (平成8年5月11日～ 平成9年3月31日)

田澤 薫
(元鶴川女子短期大学非常勤講師)
(平成8年5月11日～
平成8年9月30日)

柘植あづみ
(北海道医療大学専任講師)
(平成8年5月11日～
平成9年3月31日)

西山千恵子
(東京国際大学非常勤講師) (同上)
Noll Ortega Tamiko(ノール・オルテガ・タミコ)
(ピッツバーグ大学大学院
博士課程 Ph.D.取得資格)
(平成8年9月10日～
平成9年3月31日)

松浦 いね
(たばこ総合研究センター客員研究員)
(平成8年5月11日～
平成9年3月31日)

松田 久子
(元理化学研究所非常勤職員)(同上)

村松 安子
(東京女子大学教授) (同上)

山崎美和恵
(埼玉大学名誉教授) (同上)

山本 禮子
(和洋女子大学教授) (同上)

研究機関研究員 田澤 薫 (平成8年10月1日～
平成9年3月31日)

根村 直美 (平成8年11月12日～
平成9年3月31日)

2. 会議・広報・施設関係

<運営委員会の開催>

平成8年5月14日/5月29日(持回り)/6月3日(持回り)
/6月24日(持回り)/7月17日/9月1日/9月26日(持回り)
/10月3日(持回り)/11月6日/11月27日(持回り)/12月
10日/平成9年1月28日/3月11日

<広報活動>

5月13日(月)にジェンダー研究センターの発足にあたり、
記者会見を行なった。

掲載記事: 文教速報、平成8年5月20日付
文教ニュース、平成8年5月20日付
女性ニュース、平成8年5月20日付
朝日新聞、平成8年5月28日付朝刊
毎日新聞、平成8年5月28日付朝刊

<施設関係>

附属図書館内に外国人客員研究員研究室を設置した(19㎡)。
またアークマンションの一室を外国人客員研究員宿舎とした。

3. 研究調査活動

<センター研究プロジェクト>

I-1-1「アジアにおける女性と開発」研究

[研究担当]

タン・ダム・トゥルン(ジェンダー研究センター外国人客員
教授・オランダ社会科学研究所教授)

伊藤 るり(ジェンダー研究センター客員助教授・明治学院
大学国際学部助教授)

大澤 真理(ジェンダー研究センター研究員・東京大学社会
科学研究所助教授)

村松 安子(ジェンダー研究センター研究協力員・東京女子

大学教授)

鈴木 伸枝 (ジェンダー研究センター研究協力員・ハワイ大学大学院博士課程Ph.D.取得資格)

鈴木 陽子 (ジェンダー研究センター研究協力員・JICA専門員)

原 ひろ子 (ジェンダー研究センター教授)

館 かおる (ジェンダー研究センター助教授)

〔研究内容〕

- ①タン・ダム・トゥルン教授が、平成8年10月3日(木)~12月19日(木)まで10回の夜間セミナー「開発とジェンダー」を開催した。於：附属図書館第二会議室(18:00~21:00)。参加者延べ277名。
- 10月24日(木) “Gender and Human Development: Framing the Issues” 「ジェンダーと人間開発—その課題と枠組を考える」
- 10月24日(木) “Gender and Power: The Body and Culture” 「ジェンダーと権力—身体と文化」
- 10月29日(火) “Gender, the State and Human Rights” 「ジェンダー、国家、人権」
- 10月31日(木) “Gender, the State and Economic Restructuring” 「ジェンダー、国家、経済構造の再編」
- 11月5日(火) “Restructuring Socialist States: the Woman’s Question Revisited” 「社会主義国家の再編—女性問題の新たな課題再見」
- 11月7日(木) “Women’s Employment in an Age of Globalization: Revisiting the Women’s Emancipation Thesis” 「グローバル化時代の女性の雇用—女性解放論再考」
- 11月14日(木) “Human Development as a Capability Approach: Whose Capability and What Capability?” 「潜在能力重視アプローチによる人間開発—誰の潜在能力か、何とその潜在能力か」
- 11月19日(火) “Gendered Social Arrangements and International Female Migration: Human Development and Citizenship” 「ジェンダー化された社会的装置と女性の国際移動—人間開発と市民権」
- 12月12日(木) “Changing the Rules?: The Potentials and Limits of Gender Planning” 「ルールを変える?—ジェンダープランニングの限界と可能性」
- 12月19日(火) “Capability or Compassion?: Human Development from a Feminist Perspective” 「潜在能力重視?それとも慈善的同情?—フェミニ

ストの視点からの人間開発」

- ②タン・ダム・トゥルン教授が、10月26日に公開講演会 “Sexual Labour in Contemporary Capitalism” 「現代資本主義における性労働」を開催した。於：共通講義棟2号館102 (13:30~16:00)。参加者64名。
通訳：西尾道子 (文教育学部教授)、石川純子
- ③12月17日、国際シンポジウム “Development and Women’s Labour in Asia” 「アジアにおける開発と女性労働」を東京大学社会科学研究所と共催で開催した。於：理学部3号館701 (12:30~17:30)。参加者145名。
挨拶：和田春樹 (東京大学社会科学研究所長)
利谷信義 (ジェンダー研究センター長)
報告者：
タン・ダム・トゥルン (ジェンダー研究センター外国人客員教授・オランダ社会科学研究所教授)
“The Place of Women’s Labour in the Process of Industrialization: Demystifying the East Asian Miracle”
「アジアの新工業化の成長神話を問う—工業化と女性労働—」
伊藤るり (ジェンダー研究センター客員助教授・明治学院大学国際学部助教授)
“Asian Women Migrants: A Mirror Image of Development and Female Labour in Japanese Society”
「経済大国日本のミラーイメージ—アジアの女性移住者たち—」
グレンダ・ロバーツ (ハワイ大学准教授・東京大学社会科学研究所客員教授)
“The Human Consequences of Migration to Japan from a Gender Perspective, as Viewed from the Activities of Support Groups”
「国際労働移動が揺さぶる人間のあり方—日本における外国人労働者支援グループのジェンダー分析—」
コメンテーター：広渡清吾 (東京大学社会科学研究所教授)
大澤真理 (ジェンダー研究センター研究員・東京大学社会科学研究所助教授)
通訳：田中深雪
- I-2-1 「アジアにおけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する研究
〔研究担当〕
芦野由利子 (ジェンダー研究センター研究員・日本家族計画

連盟事務局次長)

大井 玄(ジェンダー研究センター研究協力員・国立環境研究所副所長)

戈木クレイグヒル滋子(ジェンダー研究センター研究協力員・東海大学助教授)

佐野 信子(ジェンダー研究センターリサーチ・アシスタント)

田澤 薫(ジェンダー研究センター研究協力員・研究機関研究員)

柘植あづみ(ジェンダー研究センター研究協力員・北海道医療大学専任講師)

原 ひろ子(ジェンダー研究センター教授)

根村 直美(ジェンダー研究センター研究機関研究員)

〔研究内容〕

「ジェンダーと健康(GHS)研究会」を開催した。

於:附属図書館第二会議室(18:00~21:00)。

5月13日(月)自己紹介

6月3日(月)芦野由利子「リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて」

7月1日(月)柘植あづみ「Guidelines of Ethical Issues in Medical Genetics and the Provision of Genetics Services について」

9月10日(火)ソムアツツ・ウォンコムトオン(東京大学医学部教授)「タイにおけるリプロダクティブ・ヘルス—地域医療の現場からの検討—」

11月5日(火)田澤 薫「未成年者保護施設におけるジェンダーとリプロダクティブ・ヘルス—考察1:歴史的・今日の問題点の枠組み—」

兵藤 智佳「国連人口・家族計画に及ぼすWIDの影響」

12月16日(月)東 優子「Gender Identity & Sexual Identity—日本における非典型的な男女をめぐる状況—」

平成9年

1月22日(水)戈木クレイグヒル滋子“The Children’s Sentinels: Mothers and their Relationship with Health Professionals in the Context of Japanese Health Care”

3月17日(月)大井 玄「クオリティ・オブ・ライフ(QOL)と現実認識—痴呆老人と進行がん患者に学ぶ—」

II-1-1 「映像表現とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕

小林富久子(ジェンダー研究センター客員教授・早稲田大学教授)

館 かおる(ジェンダー研究センター助教授)

〔研究内容〕

「フェミニズムと現代思想/映像表現とジェンダー」の研究会を開催した。於:附属図書館第二会議室(13:00~17:00)。

4月19日(金)小林富久子「アメリカにおけるフェミニズム映画の流れ—初期を中心に—」の報告。

5月24日(金)ミシェル・シトロン監督『娘の儀式』ビデオ鑑賞およびディスカッション。小林富久子解説。

6月21日(金)ロベルト・ロッセリーニ監督『ストロンポリー』ビデオ鑑賞およびディスカッション。北島慶子(早稲田大学大学院修士課程映画専攻修了)解説。

7月23日(火)出光真子監督 *What a Woman Made, Animus Part 2, Great Mother (YUMIKO), The Marriage of YASUSHI, KIYOKO's Situation* ビデオ鑑賞およびディスカッション。

9月27日(金)Teresa de Lauretis “Aesthetic and Feminist Theory: Rethinking Women’s Cinema” について、矢口悦子(東京医科歯科大学非常勤講師)が報告。

11月5日(火)リジー・ボーデン監督『炎の中に生まれる』ビデオ鑑賞およびディスカッション。小林富久子解説。

11月29日(金)原一男監督『全身小説家』ビデオ鑑賞。「『全身小説家』における映像の下の虚構性と差別構造」について、鈴木郁子(井上光晴文学伝習所伝習生)が報告。

12月4日(水)第10回月例研究会と合同研究会 ジェームス・F・ウォレン(京都大学東南アジア研究センター客員教授)『傷ついた鳥たち』ビデオ上映および講義。

平成9年

1月31日(金)トリン・T・ミンハ監督『姓はヴェト 名はナム』、『ルアッサンブラージュ』ビデオ鑑賞およびディスカッション。小林富久子解説。

2月28日(金)Gloria Gibson “Aspects of Black Feminist Cultural Ideology in Films by Black Woman Independent Artists” について、北島慶子が報告。

3月28日(金)ジュリー・ダッシュ監督『海から来た娘たち』ビデオ鑑賞・ディスカッション。

II-1-2 「公共芸術におけるジェンダー」

〔研究担当および内容〕

西山千恵子(東京国際大学非常勤講師)がカナダ、オンタリ

オ州ヨーク大学夏期大学に出席し、月例研究会で報告した。

Ⅱ-2-1 「近世日本の女性と社会」

〔研究担当〕

大口勇次郎（ジェンダー研究センター研究協力員・文教育学部教授）

その他の頼梅颯研究会メンバー

〔研究内容〕

『頼梅颯日記』についての講読をした。

Ⅲ-1-1 「ジェンダー規範とその作用形態に関する研究」

〔研究担当〕

たばこ総合研究センターとの〈国内共同研究プロジェクト〉として推進。

舘 かおる（ジェンダー研究センター助教授）

松浦 いね（ジェンダー研究センター研究協力員・たばこ総合研究センター客員研究員）

その他の「女性とたばこ」研究会メンバー

堀 千鶴子（ジェンダー研究センター教務補佐員・一橋大学大学院博士課程）

山崎 朋子（千葉大学大学院博士課程）

磯山久美子（本学大学院人間文化研究科博士課程）

中村 文（本学大学院人間文化研究科博士課程）

藤田 和美（本学大学院人間文化研究科博士課程）

サラ・ティズリー（ジェンダー研究センター研究生）

〔研究内容〕

「女性とたばこ」研究会を『「たばこをめぐる女性」の表象」というテーマで開催した。於：附属図書館第二会議室（10:00～15:00）。研究報告書としてたばこ総合研究センター／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編『「たばこをめぐる女性」の表象』を刊行した。

平成8年7月15日（月）／9月2日（月）／11月19日（火）／平成9年2月20日（木）

Ⅲ-1-2 「植民地下朝鮮における女子中等教育の研究」

〔研究担当〕

山本 禮子（ジェンダー研究センター研究協力員・和洋女子大学教授）

舘 かおる（ジェンダー研究センター助教授）

その他の高等女学校研究会メンバー

新井 淑子（埼玉大学教授）

福田須美子（相模女子大学教授）

太田 孝子（岐阜大学助教授）

〔研究内容〕

高等女学校研究会を開催。於：ジェンダー研究センター長室（13:00～17:00）。韓国での平成8年3月27日（水）～30日（土）の調査研究に基づき、平成8年度は、文書資料の収集と韓国的高等女学校卒業生へのインタビュー調査を実施した。

平成8年4月22日（月）／6月24日（月）／8月31日（土）／10月14日（土）／12月9日（土）／平成9年1月27日（月）／2月1日（土）／3月29日（土）

Ⅲ-2-1 「日本社会のジェンダー観に関する研究」

〔研究担当〕

舘 かおる（ジェンダー研究センター助教授）

原 ひろ子（ジェンダー研究センター教授）

〔研究内容〕

日本の学校教育における男女平等教育を「ジェンダーと自己形成」の視点から検討した。

Ⅲ-2-2 「現代日本における『未婚』『独身』『シングル』『非婚』とジェンダー」に関する研究

〔研究担当および内容〕

ノール・オルテガ・タミコ（ピッツバーグ大学大学院博士課程Ph.D.取得資格）が、日本の婚姻観にかかわる調査研究を行った。

Ⅳ-1-1 「大学教育とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕

〈学内共同研究プロジェクト〉として、特定研究費による研究組織を構成。

利谷 信義（研究代表者：ジェンダー研究センター長）

土屋 賢二（本学文教育学部教授）

天野 正子（本学文教育学部教授）

千歳 壽一（本学文教育学部教授）

平野由紀子（本学文教育学部教授）

加賀 秀夫（本学文教育学部教授）

富永 靖徳（本学理学部教授）

藤枝 修子（本学理学部教授）

小川昭二郎（本学生活科学部教授）

田中 辰明（本学生活科学部教授）

小林富久子（ジェンダー研究センター客員教授・早稲田大学教授）

原 ひろ子（ジェンダー研究センター教授）

館 かおる (ジェンダー研究センター助教授)

[研究内容]

全国四年制私立大学と各学問分野の学生及び教員のジェンダー分布に関する調査研究を行い、研究報告書としてジェンダー研究センター編『大学教育とジェンダー』を刊行した。

IV-1-2 「大学における『開発とジェンダー』教育プログラムに関する研究」

[研究担当]

〈学内共同研究プロジェクト〉として、教育研究学内特別経費による研究組織を構成。

タン・ダム・トゥルン (ジェンダー研究センター外国人客員教授・オランダ社会科学研究所教授)

伊藤 るり (ジェンダー研究センター客員助教授・明治学院大学国際学部助教授)

大澤 真理 (ジェンダー研究センター研究員・東京大学社会科学研究所助教授)

原 ひろ子 (ジェンダー研究センター教授)

[研究内容]

大学における「開発とジェンダー」教育プログラムに関する研究を行ない、研究報告書ジェンダー研究センター編『大学教育とジェンダー』に研究成果を掲載し、刊行した。

IV-2-1 「科学研究者の環境に関する調査研究—男女比較を中心に—」

[研究担当]

〈国内共同研究プロジェクト〉として文部省科学研究費による研究組織を構成。

原 ひろ子 (研究代表者:ジェンダー研究センター教授)

浅倉むつ子 (東京都立大学教授)

池田 裕恵 (東洋英和女学院大学教授)

石井摩耶子 (恵泉女学園大学教授)

一番ヶ瀬康子(長崎純心大学教授)

岩崎 芳枝 (郡山女子大学教授)

大隅 正子 (日本女子大学教授)

大野 淑 (東京工業大学助教授)

垣本由紀子 (鹿児島県立短期大学教授)

加藤春恵子 (東京女子大学教授)

木野内清子 (大妻女子大学教授)

玄番 央恵 (関西医科大学教授)

小島 操子 (聖路加看護大学教授)

島田 淳子 (ジェンダー研究センター研究協力員・本学生活科学部教授)

島村 礼子 (津田塾大学教授)

下村 道子 (大妻女子大学教授)

田端 光美 (日本女子大学教授)

土器屋由紀子(気象庁気象大学教授)

鳥居 淳子 (成城大学教授)

直井 道子 (東京学芸大学教授)

永井 玲子 (大阪大学名誉教授)

丹羽 雅子 (奈良女子大学教授)

馬場 房子 (亜細亜大学教授)

森島 啓子 (国立遺伝学研究所教授)

川原ゆかり (ジェンダー研究センター研究機関研究員)

鶴沢由美子 (本学大学院人間文化研究科博士課程)

[研究内容]

「科学研究者の環境に関する調査研究」のアンケート調査を実施し、研究会を開催した。

IV-2-2 「女性と自然科学に関する研究」

[研究担当]

亀井 理 (ジェンダー研究センター研究協力員・お茶の水女子大学理学部教授)

松田 久子 (ジェンダー研究センター研究協力員)

山崎美和恵 (ジェンダー研究センター研究協力員・埼玉大学名誉教授)

館 かおる (ジェンダー研究センター助教授)

[研究内容]

湯浅年子の総合的研究を行い、目録作成作業と、青森テレビ制作のテレビ番組「日本科学の先駆者達—湯浅年子—」に制作協力した。

V-1-1 「女性政策推進機構の研究」

[研究担当]

金 在任 (ジェンダー研究センター外国人客員教授・韓国女性開発院教授)

館 かおる (ジェンダー研究センター助教授)

[研究内容]

金在任教授が、平成9年3月7日(金)に月例研究会で「韓国における女性政策の現状と課題—女性発展基本法及び放課後保育制度を中心に—」を報告した。於:附属図書館第二会議室。参加者17名。

V-1-2 「社会政策、社会保障制度とジェンダーに関する研究」

〔研究担当及び内容〕

篠塚英子（本学生活科学部教授）が研究を推進した。

〈学内共同研究プロジェクト〉

①平成8年度特定研究による〈学内共同研究プロジェクト〉として、「大学教育とジェンダーⅠ」の研究を行い、研究報告書を刊行した。（Ⅳ-1-1「大学教育とジェンダー」に関する研究参照）

②平成8年度教育研究学内特別経費「大学における『開発とジェンダー』教育プログラムに関する研究」を行ない、
○「開発とジェンダー」研究教育に関する研究会の開催、
○「開発とジェンダー」に関する文献の収集及び研究、
○日本の大学における、「開発とジェンダー」教育プログラムに関する研究を行った。

③大学院人間文化研究科博士課程との共同研究プロジェクト「諸文化における女性の一生に関する研究会」を開催した。
〔研究担当〕

原 ひろ子（ジェンダー研究センター教授）

田中真砂子（本学教育学部教授）

本学大学院人間文化研究科博士課程学生

〈国内共同研究プロジェクト〉

①科学研究者の環境に関する調査研究（文部省科学研究費基盤研究（A））として「科学研究者の環境に関する調査研究—男女比較を中心に—」を行なった。（Ⅳ-2-1「科学研究者の環境に関する調査研究—男女比較を中心に—」参照）

②たばこ総合研究センターと共同研究を行い、研究報告書「『たばこをめぐる女性』の表象」を刊行した。（Ⅲ-1-1「ジェンダー規範とその作用形態に関する調査研究」参照）

③国立民族学博物館地域研究企画交流センター（研究代表：押川文子）とジェンダー研究センター（研究代表：原ひろ子）との連携研究として、「地域社会の変化と女性」研究会を組織し、東アジア、南アジア、中東を中心とする研究報告を行なった。

〈国際共同研究〉

①国立婦人教育会館との共同研究「開発と女性に関する文化的横断的調査研究」の研究分担者として原ひろ子が参加し、報告書『開発と女性に関する文化的横断的研究』の作成準備をした。

②JICA（国際協力事業団）との共同研究、「ネパールにおける社会林業と女性」に原ひろ子が参加し、『平成8年度ネパール村落振興・森林保全計画「ジェンダーと地域参加に関わる技術指導」短期専門家報告書』を作成した。

4. 研究交流・成果公表活動

〈公開研究会・講演会・シンポジウム〉

平成8年4月より平成9年3月の間の発表者及びその題目は次の通りである（敬称略）。なお、ジェンダー研究センターの正式の発足は5月11日であるが、4月からの活動を掲載した。

4月10日（水）月例研究会

アパルナ・バス（インド・デリー大学教授）
“Women’s Organizations in India: A Case Study of the All India Women’s Conference”

5月20日（月）原 ひろ子、前田 瑞枝、大澤 真理編『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』（新曜社）
合評会

評者：岡沢 憲美氏（早稲田大学教授）

伊藤 セツ（昭和女子大学教授）

5月31日（金）月例研究会

原 ひろ子（ジェンダー研究センター教授）「リプロダクティブ・ヘルス/ライツとジェンダー」

7月1日（月）月例研究会

Catherine Macklon（作家・講演家）“UK Workers and Gender Relations in Japanese Run Companies in England”

7月8日（月）月例研究会

鈴木 伸枝（ジェンダー研究センター研究協力員）「都市部における日比結婚：『国際結婚』、表象、ジェンダー再考（中間報告）」

7月18日（木）月例研究会

サキコ・フクダ・パー（ニューヨーク国連開発基金ヒューマン・ディベロップメント・オフィスディレクター）「人間開発とジェンダー」

8月7日（水）月例研究会

杉田 映理（JICAケニア事務所勤務）「ケニアにおけるJICAプロジェクトとジェンダー」
西山千恵子（東京国際大学非常勤講師、ジェンダー研究センター研究協力員）「カナダ、オンタリオ州ヨーク大学1996年夏期大学 “Women’s Rights are Human Rights: Theorizing Global Connections” 出席報告」

9月3日（火）月例研究会

小島 優（オランダ社会科学研究所修士課程修了）

- 「日本におけるアジアからの花嫁問題：再構築されるジェンダー関係とその社会的意味」
- 9月23日（月）国際シンポジウム“The Globalization of Gender Studies”「ジェンダー研究のグローバル化」
 挨拶：利谷 信義（ジェンダー研究センター長）
 スピーカー：
 リリィ・M・リン（米国シラキュース大学政策科学部グローバル化研究所）
 御坐由美子（国際基督教大学助教授）
 ジェーン・パーパート（米国ダルハウジー大学教授）
- 10月7日（月）月例研究会
 池田 悦子（都留文科大学非常勤講師）「紛争解決におけるジェンダー分析：国連平和維持活動UNTACとカンボジア女性の人権」
- 10月26日（土）公開講演会
 タン・ダム・トゥルン（ジェンダー研究センター外国人客員教授・オランダ社会科学研究所教授）
 “Sexual Labour in Contemporary Capitalism”「現代資本主義における性労働」
 通訳：西尾道子（本学文教育学部教授）、石川純子
- 11月15日（金）月例研究会
 小林富久子（ジェンダー研究センター客員教授・早稲田大学教授）「トリン・T・ミンハにおけるジェンダーとエスニシティの政治学：『月が赤く満ちる時』を読む」
- 12月4日（水）月例研究会
 ジェームス・F・ウォレン（京都大学東南アジア研究センター客員教授）“The AH KU and KARAYUKI-SAN of Singapore — Their Lives: Sources, Methods and a Historian’s Representation—”
- 12月17日（火）国際シンポジウム “Development and Women’s Labour in Asia” 「アジアにおける開発と女性労働」（東京大学社会科学研究所と共催）
 挨拶：和田春樹（東京大学社会科学研究所長）
 利谷信義（ジェンダー研究センター長）
 報告者：
 タン・ダム・トゥルン “The Place of Women’s Labour in the Process of Industrialization: Demystifying the East Asian Miracle”
 「アジアの新工業化の成長神話を問う—工業化と女性労働—」
- 伊藤るり “Asian Women Migrants: A Mirror Image of Development and Female Labour in Japanese Society” 「経済大国日本のミラーイメージ—アジアの女性移住者たち—」
 グレンダ・ロバーツ（ハワイ大学准教授・東京大学社会科学研究所客員教授） “The Human Consequences of Migration to Japan from a Gender Perspective, as Viewed from the Activities of Support Groups” 「国際労働移動が揺さぶる人間のあり方—日本における外国人労働者支援グループのジェンダー分析—」
 コメンテーター：
 広渡清吾（東京大学社会科学研究所教授）
 大澤真理（ジェンダー研究センター研究員・東京大学社会科学研究所助教授）
 通訳：田中深雪
- 平成9年
- 3月7日（金）月例研究会
 金 在任（ジェンダー研究センター外国人客員教授、韓国女性開発院教授）「韓国における女性政策の現状と課題—女性発展基本法及び放課後保育制度を中心に」
- 〈セミナー〉
- 10月3日（木）～12月19日（木）夜間セミナー（計10回）
 タン・ダム・トゥルン「開発とジェンダー」
 （I-1-1「アジアにおける女性と開発」研究参照）
- 〈刊行物〉
- ①お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編・刊『大学教育とジェンダー』（平成9年3月）
 ②たばこ総合研究センター／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編・刊『「たばこをめぐる女性」の表象』（平成9年3月）
5. 研究指導・教育活動
- 〈研究生〉（括弧内は在籍期間）
- 池田 成美 「『嫁』役割の研究」
 （平成8年5月11日～平成9年3月31日）
- 小泉 京子 「教師文化とジェンダー」
 （平成8年5月11日～平成9年3月31日）
- 伊吹山真帆子 「近・現代の子供の音楽とそのジェンダー分析」
 （平成8年5月11日～平成8年9月30日）
- 中野裕美子 「『日本的経営』と『主婦』役割に関する研究」
 （平成8年5月11日～平成9年3月31日）

鈴木 瑛子 「中東におけるジェンダー」
(平成8年5月1日～平成8年10月31日)

〈学部出講・大学院担当〉

原 ひろ子

コア科目(基礎ゼミ)(前期)

(総合科目)総合コース(後期)

家政学研究科(修士課程)家庭経営学専攻

女性学特論Ⅰ/修士論文指導(通年)

人間文化研究科(博士課程)人間発達学専攻 女性学講座

前期特殊講義

比較ジェンダー論演習(1)(2)

博士論文指導

館 かおる

文教育学部 社会教育特講Ⅰ(前期)

生活科学部 女性史(後期)

家政学研究科(修士課程)家庭経営学専攻

女性学特論Ⅰ/修士論文指導(通年)

人間文化研究科(博士課程)人間発達学専攻 女性学講座

後期特殊講義

ジェンダー形成論演習(2)

博士論文指導

6. 文献・資料収集/情報提供/閲覧

〈収集資料点数〉

平成8年4月から平成9年3月までに収集した資料は和漢書単行本1065冊、洋書単行本281冊、その他雑誌・パンフレットなど多数。

〈主要収集資料〉

ジェンダーとセクシュアリティに関する文献・資料/ネパール・タイの女性に関する文献・資料/開発とジェンダー教育に関する文献・資料/女性と自然科学に関する文献・資料/リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する文献・資料/アジアの女性政策と開発に関する文献・資料/「女性とたばこ」に関する文献・資料/韓国の女子中等教育に関する文献・資料

〈資料提供〉

○平成8年10月 青森テレビ「日本の科学の先駆者たち」制作に使用するため、湯浅年子写真帳およびその他の資料を株式会社ヴィジュアルベイに提供。

○平成9年1月 東京ウィメンズプラザパネル展「ジェンダー・フリー その新しい生き方」に展示するため、東京女性財団に職業啓発に関するポスター類17点を提供。

〈リファレンス・サービス、閲覧、貸出等〉

常時附属図書館情報サービス係・情報システム係で担当。

〈図書・資料寄贈〉(敬称略)

掲載は、和書：寄贈者名『書名』(著者名)、洋書：寄贈者名書名(イタリック)(著者名)の順とした。

山崎美和恵『湯浅年子 パリに生きて』(山崎美和恵) 生活文化研究会『社会保障論の新潮流』(社会保障研究所編) 国立婦人教育会館『統計にみる女性の現状』(婦人教育研究会編) 川野綾子『水町京子文集(生誕百年記念)』(水町京子) 押川文子『ヒンドゥー社会と女性解放』(バーバー・パドマンジー他) 国枝タカ子『オリンピックものしり小事典』(日本オリンピックアカデミー編) 鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所『鳥取県の環日本海交流』(鳥取女子短期大学北東アジア文化総合研究所編) 原恵理子『フェミニズムと演劇』(ゲイル・オースティン) エンゼル財団『神々の風景と日本人のこころ』(山折哲雄他) 「女性研究者 愛知女性研究者の会」『女性研究者』(「女性研究者 愛知女性研究者の会20年のあゆみ」編) 植木雅俊『男性原理と女性原理』(植木雅俊) 因藤莊助『日本の女性が世界を救う』(花東社編 因藤莊助著) 総理府男女共同参画室『ナイロビから北京へ』(総理府) TASC『たばこの社会史』(ジョージ・グッドマン) 篁笙子『華やかな氾濫』(篁笙子)、『理想の離婚』(メトロポリタン出版部編) 田中寿美子さんを偲ぶ会『美しく立てり—田中寿美子さんを偲ぶ』(田中寿美子さんを偲ぶ会編) 武田公子『生活経済思想の系譜』(小野秀生編) 村松泰子・藤原千佳『女性の理系能力を生かす』(村松泰子編) 石尾美代子『ハル・ハウスの20年』(ジェーン・アダムス) 山本和子『ザ・サクセス 女性の起業戦略』(梅沢昌太郎・山本和子) 三溪庵明『契約結婚』(三溪庵明) 原ひろ子・館かおる『アジア・太平洋地域の女性政策と女性学』(原ひろ子他編) 玉枝プリンドル『おかあさんの百年史』(読売新聞社編)、『男対女』(犬養道子)、『母の教え』(ノンブック編集部編) 館かおる『北京世界女性会議 行動綱領草案対訳』(北京世界女性会議に提言する会) 原ひろ子『初手はの 上下』(真藤ミチヨ述 真藤アヤ記)、『永遠の農婦たち』(一条ふみ)、『婦人参政権の市川房枝を継承する』(日本婦人有権者同盟創立50周年記念事業実行委員会)、『日本婦人有権者同盟年表 1985年～1990年 1990年～1995年』(日本婦人有権者同盟)、『白伝 のこぎり一代 上下』(吉川金次)、『歴史をひらく愛と結婚』(福岡女性学研究会編)、『アメリカ民族文化の研究』(綾部恒雄編)、『超えられなかった海峡』(加納実紀代)、『性の民族誌』(須藤健一他編)、『新・世界の女たちはいま』(柴山恵美)

子編著),『静かな社会変動』(野村浩一他編),『ドキュメント 中国の人口管理』(若林敬子編),『アメリカの黒人家族』(青柳清孝),『歴史家と母たち』(上村忠男),『シェラの人びと』(J・A・ピット・リバーズ),『謎ときミストラル』(田村さと子),『ルボ 二億人の「奴隷」たち』(ゴードン・トーマス),『ゴゴー・インド』(蔵前仁一),『ジェンダーと科学』(エヴリン・フォックス・ケラー),『穂積歌子日記 明治23-39年』(穂積重行編),『北の生活文化』(宮島高弘),『歴史の島々』(マーシャル・サーリンズ),『スポーツと現代アメリカ』(アレン・グートマン),『赤線従業婦の手記』(関根弘編),『重障児』(山陽新聞社編),『シングلز』(ヘルマン・シュライバー),『アメリカの大型財団 企業と社会』(ワルデマー・A・ニールセン),『アジア読本 インドネシア』(宮崎恒二編),『ジュスマ・マンシュルさん物語』(田中寿美子他),『21世紀のライフスタイル』(三東純子編),『現代家庭経営学』(今井光映他編),『家政学概論』(好本照子他),『アメリカ時代の終り』(A・ハッカー),『アメリカの文化と国民性』(ブラッドフォード・スミス),『子心の白覚 松村謙の教育実態』(松村謙先生勇退記念誌編集委員会編),『育てる』(鶴見俊輔他),『裸のアメリカ人』(和田好清),『しつけ』(我妻洋・原ひろ子),『家政知を考える』(長嶋俊介他編),『家庭経済学概説』(伊藤秋子編著),『生活学としての家政学』(今井光映他編),『住生活学』(扇田信),『住居学』(石井孝重他),『新しい家庭経営』(坂本武人編著),『婦人問題辞典』(婦人問題辞典刊行委員会編),『日本・ドイツ 女性の新しいねり』(東京ドイツ文化センター編),『文化の地平線』(井上忠司他編),『子どもの光る街』(山本保),『戦後警察史』(警察庁警察史編纂委員会編),『イスラームの女たち』(ナイラ・ミナイ),『「母性」を解読する』(グループ「母性」解読講座編),『「女縁」が世の中を変える』(上野千鶴子他編),『住まいと住み方』(日本家政学会編),『住まいと住環境』(日本家政学会編),『生活情報論』(日本家政学会編),『生活環境論』(日本家政学会編),『生活資源論』(日本家政学会編),『生活設計論』(日本家政学会編),『生活文化論』(日本家政学会編),『鶴ヶ島町史』(鶴ヶ島町史編纂室),『Oの物語』(R・M・カンター),『雑草のようになくましく』(赤松常子編集委員会),『先史時代の人類』(R・J・ブレイドウッド),『與謝野晶子未発表書簡』(杉本邦子他編),『現代日本の主婦』(国際女性学会編),『誰のために子どもを産むか』(青木やよひ編),『働く母親の時代』(岩男寿美子編),『母性栄養学』(澤崎千秋),『新版 家政学原論家庭経営』(横山光子他),『レイニ・マウンテンへの道』(ナヴァル・スコット・ママディ),『素顔のニューヨーク』(増山恒子),『ザイール・ノート』(米山俊直),『〈女と仕事〉の本 3』(国際女性学会編),『生きるということ』(村岡花子),『生活時間の構造分析』

(経済企画庁国民生活局国民生活調査課編),『高齢者問題の現状』(総理府編),『我が国の政府開発援助 上下』(外務省経済協力局編),『現代の青少年』(総理府青少年対策本部編),『母の「京城」・私のソウル』(沢井理恵),『民族の世界』(エルマン・R・サーヴィス),『宗教人類学』(佐々木宏幹),『チンパンジーの原野』(伊谷純一郎),『ヤミ市 幻のガイドブック』(松平誠),『馮霊信仰論』(小松和彦),『アメリカの秘密結社』(綾部恒堆),『アメリカ人』(加藤秀俊),『黒人大学留学記』(青柳清孝),『アメリカン・ライフ』(小宮隆太郎),『アメリカ夏象冬記』(安岡章太郎),『アメリカ感情旅行』(安岡章太郎),『男女共同参画審議会部会における論点整理』に対する意見・要望 1・2』(内閣総理大臣官房男女共同参画室),『資料 日本ウーマンリブ史Ⅲ 1975~1982』(溝口明代他編),『衆議院選挙における政党・政治団体の政治活動の手引』(自治省選挙局),『農村に生きるわたくしたち』(農林省生活改善課編),『まがりかどに生きる』(農林漁業生活改善研究会編),『アメリカ人民の歴史』(レオ・ヒューバーマン),『博物館の世界』(梅棹忠夫編),『妻は囚われているか』(ハンナ・ギャブロン),『ネルー』(中村平治),『いまアジアを考える Ⅲ』(片倉もとこ他),『健康のための住宅読本』(小泉英雄),『日本住宅の封建性』(濱ロミホ),『家族の法』(利谷信義),『インドを食べる』(浅野哲哉),『インド片恋い』(イーデス・ハンソン),『性病的復活』(晁晔李正堂編),『北京大学社会学十年』(北京大学社会学系社会学人类学研究所編),『婚姻法指要 中华人民共和国妇女权益保障法』(邓宏碧編),『我国生育率下降趋势和问题』(袁方編),『妇女研究动态第1期1993年4月』(北京大学中外妇女问题研究中心編),『社会学与社会调查1993. 1-2』(蔡文眉編),『国外社会科学92' 3』(吴安迪編),『中国妇女管理干部学院学报'93 3』(贾秀总編),『中国农村家庭』(薛素珍, 赵喜順, 費涓洪, 周开丽),『社会学研究1991. 3』(张琢編),『工艺美术设计』(庞薰琮),『妇女业家庭—中日比较研究调查报告』(马有才, 刘英, 盛学文, 蒙晨),『中国家庭及其變遷』(喬健編),『中国城镇居民家庭收支调查资料』(国家统计局城市社会经济调查总队),『中華人民共和国文省地图集』(許美瑜編),『中国省市自治区资料手册』(寿孝鶴, 李雄藩, 孫庶玉編),『独生子女—他们的家庭教育和未来』(风笑天),『现状挑战前景—亚太地区社会工作教育研讨会论文集』(周永新, 阮曾媛其, 王恩斌, 张华編),『法学基础知識』(逢東励, 王彦春編),『中国婚姻家庭研究』(刘英, 薛素珍編),『中国青少年发展状况研究报告1992』(中国青少年发展基金会国家科委中国科技促进发展研究中心),『妇女词典』(王君, 冯世平編),『妇女風俗考』(高洪头, 徐锦钧, 张强),『中国民间禁忌』(任骋),『中国妇女运动史』(任芬編),『社会学 上下』(伊恩・罗伯逊),『马克思主义妇女观简明教程』(娜仁, 孙晓梅編),『北

学妇女問題首届国際研討會論文集1992』(臧健編),『文化と
 与藝術論壇1992-No.1』(梁秋弥),『社会統計学』(袁方編),
 『民族学新論』(周星),『社会心理学』(沙達香編),『城乡協
 調發展研究』(周尔鑾,張雨林編),『中国労働年鑑(1988-
 1989)』(王建新編),『婦女解放問題文選1938-1987』(中華全國
 婦女聯合會編),『老革命家の恋愛婚姻和家庭生活』(趙長安,
 蘭微,張天若),『中国婦女社会地位概観』(陶春芳,蔣永萍
 編) 王麗容『婦女与社会政策』(王麗容) 須田幸子『平
 和・人権・福祉の政治学』(石田雄),『女から生まれる』(ア
 ドリエヌ・リッチ),『90年代のアダムとイヴ』(上野千鶴
 子),『留置場女たちの告発』(手塚千砂子編),『HELPから
 見た日本』(大島静子,キャロリン・フランシス),『家庭
 科,なぜ女だけ!』(家庭科の男女共修をすすめる会編),
 『最愛のひと 勸十へ』(加藤シヅエ),『女性と狂気』(フィ
 リス・チェスラー),『死に臨んでうたえる』(水野浩編),
 『ガンと道づれ』(蜂谷章子,蜂谷隆),『姦通の記号学』(大
 岡昇平),『ME革命と女性労働者』(コンピューターと女性
 労働者を考える会編),『アンチ・ヘテロセクシズム』(平野
 広朗),『女銀行家』(ジャン・ノリ他),『女たちは地球人』
 (三井マリ子他),『九津見房子の暦』(牧瀬菊枝編),『田中ウ
 タ』(牧瀬菊枝編),『聞書 ひたむきの女たち』(牧瀬菊枝),
 『40才からの老いの探検学』(上野千鶴子),『1930年代を生き
 る』(牧瀬菊枝),『元始,女性は太陽であった 上下』(平塚
 らいてう),『性の女性史』(ハリエット・ギルバート),『続・
 留置場 女たちの告発』(手塚千砂子編著),『不妊』(レナ
 テ・クライン編),『バトル・セックス』(パンドラ編),『女
 の人権と性』(日本家族計画連盟編),『女・仕事』(井上理津
 子他),『アフリカはなぜ飢えるのか』(ロイド・ティンバ
 レイク),『スカートの下劇場』(上野千鶴子),『働く女が未
 来を拓く』(中島通子編),『日本資本主義と蚕糸業』(瀧澤秀
 樹),『夫・恋人の暴力から自由になるために』(ジエー・ニッ
 キャーシー他),『アラン峠の女』(高峻石),『死を招く援
 助』(ブリギッテ・エルラー),『解説 女子労働判例』(勝又
 正寿他編著),『非暴力トレーニング』(阿木幸男),『素敵な
 ヘルメット』(モリー・マーティン編),『風流夢譚 事件以
 降』(中村智子),『母と私』(大竹一燈子),『遊色』(澤地久枝),
 『みわたせばあらッ男ばかり』(三井マリ子),『最後の植民地』
 (ブノワット・グルー),『鹿鳴館の系譜』(磯田光一),『女の
 一生』(もろさわようこ編・解説),『ハイト・リポート』(シェ
 アー・ハイト),『保護と平等』(労働教育センター編),『魂
 にふれるアジア』(松井やより),『ファースト・セックス』
 (エリザベス・G・デイビス),『読む辞典・女の世界史』(原
 ひろ子他編),『閉じられた履歴書』(兼松左知子),『何処に
 いようとよりあん』(田中美津),『売春』(神崎清),『ウ
 マンラヴィング』(シカゴ大学編),『与論島を出た民の歴史』

(森崎和江他),『パートタイマーQ&A』(中島通子),『丹野
 セツ 革命運動に生きる』(山代巴他編),『性の弁証法』(シュ
 ラミス・ファイアストーン),『性の深層』(アリス・シュヴァ
 ルツァー),『韓国女性運動史』(丁堯燮),『高群逸枝とポー
 ヴォワール』(高良留美子),『おんな・部落・沖縄』(もろさ
 わようこ),『おんなの戦後史』(もろさわようこ),『おんな
 の歴史 上下』(もろさわようこ),『女と教育』(もろさわよ
 うこ),『信濃のおんな 上下』(もろさわようこ),『女の論
 理序説』(河野信子),『たたかう女100年』(金森トシエ),『婦
 人論のイデオロギー』(村上益子編),『女性解放とは何か』
 (松井やより),『山内みな自伝』(山内みな),『わが愛はパレ
 スチナ』(ライラ・カリド),『長谷川テル作品集』(宮本正男
 編),『新版 あ・野麦峠』(山本茂実),『奄美女性誌』(長田
 須磨),『何が私をかうさせたか』(大島英三郎編),『女性解
 放へ』(山川菊枝),『人民の沈黙』(松井やより),『性と文化
 の革命』(W・ライヒ),『性の革命』(W・ライヒ),『土と女』
 (真尾悦子),『従軍慰安婦』(千田夏光),『あしたの女たちへ』
 (樋口恵子編著),『入門女性解放論』(一番ヶ瀬康子編),『余
 白の春』(瀬戸内晴美),『風の慟哭』(金賛汀他),『火花よこ
 の闇を照らせ』(金一哲),『近代民衆の記録1-4, 6, 10』(松
 永伍一編,上野英信編,谷川健一編,林英夫編,山田昭次編,
 小沢有作編),『儒教社会の女性たち』(岸辺成雄編),『琉球
 慰安婦』(富村順一),『ひとすじの道』(田島ひで),『メイド
 イン東南アジア』(塩沢美代子),『性の王国』(佐野真一),
 『娼娼ひとすじ』(久布白落実),『かの子撩乱』(瀬戸内晴美),
 『女性の歴史 上下』(高群逸枝),『キーセン観光実態報告書』
 (韓国教会女性連合編),『女性と労働組合』(山田郁子),『婦
 人論』(H・ポリット編),『朝鮮人女性がみた「慰安婦問題」』
 (尹貞玉他),『女たちのアジア』(松井やより),『妻たちの二・
 二六事件』(澤地久枝),『女工哀史』(細井和喜蔵),『結婚退
 職後の私たち』(塩沢美代子),『婦人の賃金と仕事』(桜井絹
 江),『日本の婦人問題』(村上信彦),『働く婦人と母性保護』
 (嶋津千利世),『婦人論 上下』(ペーベル),『第二の性 (1)
 (2)』(ポーヴォワール),『フェミニズムはどこへゆく』(日
 本女性学研究会'85年5月シンポジウム企画集団編),『ミス・
 コンテストNON!』(堺市女性団体連絡協議会),『女子高生
 コンクリート詰め殺人事件』(おんな通信社編),『テルの生
 涯』(利根光一),『買う男・買わない男』(パンドラ編),『管
 野すが』(絲屋寿雄),『ひとり暮らしの戦後史』(塩沢美代子
 他),『女性解放思想の歩み』(水田珠枝),『神の民俗誌』(宮
 田登),『日本文化史』(家永三郎)

玉枝プリンドル *Gyn/Ecology* (Mary Daly), Beverly J.
 Ghezzi *An Approach to Japanese Women's Entry to
 Science* (Beverly J. Ghezzi) サレハ・ベグム *No better*

- Option?* (Hameeda Hossain) アパルナ・バス *Women's Struggle* (Aparna Basu) 館かおる *Japanese Women* (Kumiko Fujimura-Fanselow, et al. eds.) 葉大華 *Give Her a Piece of Land to Grow* (ECPAT) タン・ダム・トゥルン *Women, the Environment and Sustainable Development* (Rosi Braidotti, et al.), *Development Policy and Public Action* (Mare Wuyts, et al. eds.), *Autonomous Development* (Raff Carmen), *Compassion and Calculation* (David Sogge) 生活文化研究会 *Women, Politics, and the United Nations* (Anne Winslow, ed.), *International Women's Writing* (Anne E. Brown, et al. eds.), *Envisioning the New Adam* (Paula Hooper Mayhew), *Clara Barton* (David H. Burton), *Feminists Theorize the Political* (Judith Butler, et al. eds.), *Some Appointed Work to Do* (Robin B. Colby), *Women and the Politics of Empowerment* (Ann Bookman, et al. eds.) 原ひろ子 *Proceedings of Asia-Pacific Regional Conference on Future of the Family* (Institute of Sociology Chinese Academy of Social Sciences), *Women in Egyptian Public Life* (Earl L. Sullivan), *Egyptian Women in Social Development* (The Network of Egyptian Professional Women), *The Liberation of Women* (Qasim Amin), *Women and Gender in Islam* (Leila Ahmed), *Gender Inequalities and Demographic Behavior, Egypt* (Nora Guhl Noguib, et al.), *Gender Writing/Writing Gender* (Nadje Sadig Al-Ali), *Interrogating Incest* (Vikki Bell), *Social Feminism* (Naomi Black), *Canadian Women* (Alison Prentice, et al.), *Women in Control?* (Frances Heidensohn), *Symposium on Environment and Culture with Emphasis on Urban Issues* (The Siam Society), *Texts, Facts, and Femininity* (Dorothy E. Smith), *Fathers and Daughters* (Sue Sharpe), *Social Theory and the Global Environment* (Michael Redclift, et al. eds.), *Effective Proposal Writing* (George A. Atting, et al.), *Up against Foucault* (Caroline Ramazanoglu, ed.), *The Making of Anti-Sexist Men* (Harry Christian), *Oedipus in Evolution* (Christopher Badcock), *Die Grosse Mutter* (Erich Neumann), *Marriage and Inequality in Chinese Society* (Rubie S. Watson, et al. eds.), *Chinese Footbinding* (Howard S. Levy), *The World of Our Mothers* (Sydney Stahl Weinberg), *Recreating Japanese Women, 1600-1945* (Gail Lee Bernstein, ed.), *Sacred Dimensions of Women's Experience* (Elizabeth Dodson Gray, ed.), *The Women of Suye Mura* (Robert J. Smith, et al.), *The Rapids of Change* (Robert Theobald), *Social Science Research and Women in the Arab World* (UNESCO), *The Nuer* (E. E. Evans-Pritchard), *Bibliographic Guide to Studies on the Status of Women Development and Population Trends* (UNESCO), *Sex Differences in Depression* (Susan Nolen-Hoeksema), *The Ethics of Feminism* (A. R. Wadia), *The House of Si Abd Allah* (Henry Munson Jr., ed.), *Chinese Village, Socialist State* (Edward Friedman, et al.), *Kodomo no tameni: For the Sake of the Children* (Dennis M. Ogawa), *Medicine and Charity before the Welfare State* (Jonathan Barry, et al. eds.), *Windows in African Societies* (Betty Potash, ed.), *Never in Anger* (Jean L. Briggs), *The Extended Family* (Gail Minault, ed.), *The Sanusi of Cyrenaica* (E. E. Evans-Pritchard), *Women in Chinese Society* (Margery Wolf, et al. eds.), *Women in the Muslim World* (Lois Beck, et al. eds.), *Women in the Villages, Men in the Town* (UNESCO), *An Annotated Index of Medieval Women* (Anne Echols; Marty Williams), *Encounters with American Ethnic Cultures* (Philip L. Kilbride, et al. eds.), *Kinship, Gender and the Cosmic World* (K. Yamaji, ed.), *Bedouin Village* (Motoko Katakura), *Black Women in America* (Micheline R. Malson, et al. eds.), *The Politics of Kinship* (J. Van Velsen), *The Indian Middle Classes* (B. B. Misra), *The World of the Blue Collar Worker* (Irving Howe, ed.), *Honour, Family, and Patronage* (J. K. Campbell), *African Women in Towns* (Kenneth Little), *Dreams and Deeds* (Robert A. Le Vine), *Beyond the Veil* (Fatima Mernissi), *Husbands and Wives* (Donald M. Wolfe, et al.), *Chinese Communist Society* (C. K. Yang), *Tiwi Wives* (Jane C. Goodale), *House United House Divided* (Myron L. Cohen), *America as a Civilization Vol. 1.2* (Max Lerner), *A Sociological Perspective of Sport* (Wilbert Marcellus Leonard II), *The American* (Henry James), *The Tentative Pregnancy* (Barbara Katz Rothman), *The Harmless People* (Elizabeth Marshall Thomas), *Kinship and Marriage* (Robin Fox), *The Social Animal* (Eliot Aronson), *Scottish Family History* (David Moody), *Center and Periphery: Essays in Macrosociology* (Edward Shils)
- <来館・閲覧者> (抄) (敬称略, 表記は記名による)
 なお, ジェンダー研究センターの正式の発足は5月11日であるが, 4月からの記録を掲載した。

平成8年4月1日, 18日 池田成美, 4月5日 ビナルク・フェムトゥル(東京大学), 岡田英子(日本社会事業大学), 4月7日 棚橋晶子(関西大学), 4月22日 新井淑子(埼玉大学), 引間敦子(埼玉大学), 4月25日 佐川祥子(労働旬報社), 4月26日 鄭好善(東京経済大学), 5月1日 池田恵子(一橋大学), 5月13日 野里房代(青山学院大学), 5月14日 佐藤(佐久間)りか(プリンストン大学大学院), 5月15日 山本隆也(日本教育新聞社), 5月16日, 6月24日, 28日, 7月15日 ビナルク・フェムトゥル(東京大学), 5月20日, 27日 横石多希子(仙台白百合女子大学専任講師), 5月23日 山口富子(国連地域開発センター四日市分室研究員), 5月24日 ティニイ・ブリアンティニイ(ジャパンファンデーション), アルマ・ディアナ・カルティカ(ブンハッタ大学), 5月28日 山本和加子(近世女性史研究会), 5月29日 市川薫子(University of New Castle), 5月30日 石川真理子(女子栄養大学大学院), 5月31日 村山真弓(アジア経済研究所), 6月2日 中山まき子(鳴門教育大学), 6月4日 宮野玲子(公明新聞), 6月5日 須田さくみ(東海大学出版会), 北村邦夫(日本家族計画協会クリニック所長), 杉村由香里(日本家族計画協会), 6月6日 伊志嶺美津子(女子美術短期大学), 6月6日, 10日, 19日 アン・ヨンソン(東京大学), 6月7日 稲垣照哉(全国農業会議所経営部調査役), 宮崎信江(サンパウロ大学教授), 6月10日 太田淑子(都立南葛飾高校), 6月13日, 14日 ナグラ・ハフィズ(東京大学), 7月2日 金谷慧子(関西大学), 7月3日, 4日 青山薫(University of Sheffield), 樽松かほる(桜美林大学教授), 7月8日, 9日 及川知子(リムリック大学), 7月11日 神田健三(中谷宇吉郎雪の科学館), 7月12日 川嶋瑤子(日米女性センター), ヘイスティングズ・サリ(Purdue University), 7月12日, 17日, 29日 萩原範子(オーストラリア国立カティン大学大学院), 7月16日 阿曾村智子(ヴェネズエラ国立中央大学), 7月17日 高橋由紀(民族学振興会), 7月18日 大下富佐江, 7月22日 馬玉珍(群馬大学社会情報学部中国社会科学院日本研究所), 7月3日 阿部ひで子ノーネス(バンダービルト大学助教授), 7月31日 金沢和美(国立バリ社会科学高等研究院), 8月5日 中山まき子(鳴門教育大学), 安岡亜紀(ミルヴァ書房), 森口とよ, 8月6日 三宅美由紀(九州大学教育学部), 8月7日 矢島不二男(元通産省技官), 齊藤正美(富山大学大学院), 8月15日 齋藤由紀, 8月20日 石川伊織(県立新潟女子短期大学助教授), 8月21日 大前顕作(株日本トーター), 8月23日 ノール多美子(University of Pittsburgh), 8月26日 島崎典子(恵泉女学園大学), 間野嘉津子(大阪経済大学教授), 瀬山紀子(京都精華大学), 8月27日 館野久美子(オックスフォード大学), 9月4日 稗田慶子(福岡

県立女性財団館長), 9月18日 フレデリック・セーラ(早稲田大学), 9月25日 庄司節子, 9月28日 馬玉珍(群馬大学), LIN QI(北京大学), 新庄健史(城西国際大学人文学部国際文化学科), 小菅一吉(城西国際大学人文学部国際文化学科), 10月24日 ヴェラ・マッキー(メルボルン大学歴史科講師), 高橋由紀(民族学振興会), 11月6日 野崎薫(長谷工総研), 11月13日 韓明淑(梨花女子大学亜細亜女性学センター), 11月28日 井伊尚子(台東区女性セミナー企画委員), 吉岡眞弓(台東区女性セミナー企画委員), 12月9日 金静伊(株不二出版), 12月17日 磐村文乃(静岡県女性総合センター), 飯野りさ(東京大学大学院総合文化研究科研究生), 12月17日, 2月17日 リム・ヒサン(慶応大学), 平成9年1月9日 高橋由紀(民族学振興会), 1月14日 蔡洙雅(Kyong-ki University), 1月21日 鄭鎮星(韓国ソウル大学副教授), 2月6日 天願真弓(琉球大学), 許美瑞(国立台湾師範大学), 2月7日 阿武喜美子(お茶の水女子大学名誉教授), 戸田紀子(桜陰学園講師), 2月12日 サラ・ティズリー(横浜国立大学), 2月17日 杉本史子(立命館大学), 2月18日 増田仁(京都大学教育学部), 2月27日 平出彰子(カリフォルニア大学アシスタント), 吉原恵子(東京大学大学院教育学研究科), 和田良子(カリフォルニア大学日本研究所), 3月6日 八竹亜紀(立正大学大学院), 3月12日 下山美徳(メルボルン大学文学部女性学科), 3月21日 小澤勢津子(国際協力事業団), SANO MAINYA SHRESTHA, 3月28日 柳田承一(日本加除出版), 魚住みつ子(葛飾赤十字産院)

あ と が き

ここに、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』第1号をお届けする。『ジェンダー研究』を編集・発行する、お茶の水女子大学ジェンダー研究センターは、平成8（1996）年5月11日に設置認可された研究機関であり、昭和50（1975）年に創設されたお茶の水女子大学女性文化資料館、昭和61（1986）年に組織換えした女性文化研究センターの沿革を有している。

これまでの機関でも、大学紀要に準じる機関誌として『女性文化資料館報』、続けて『女性文化研究センター年報』を刊行してきた。このたび、誌名を『ジェンダー研究』としたが、そこには、ジェンダー研究センターの活動を公表するための機関誌としての性格の継承とともに、女性学・ジェンダー研究として発展してきた研究分野のさらなる広がりや深化を期した意図がある。なお、この二つの意図は、次のような編集方針として具体化されている。

まず第一に、ジェンダー研究センター外国人客員研究員が、日本社会に対して提示した研究成果の公表である。実は、女性文化研究センターからジェンダー研究センターとなった組織上の大きな変化は、外国人客員研究員制度が認められたことにある。3ヶ月から1年の間、海外からジェンダー研究を専門とする研究者を招聘することにより、講演会やシンポジウムのみではなく、充実したセミナーやワークショップなどの開催が可能になった『ジェンダー研究』は、こうした研究成果を共有するための役割を担っている。

第二に、投稿原稿に対して、レフェリー制度を設け、ジェンダー研究のレベルアップを目指した。レフェリーには、編集委員以外に、本学教員や学外からのジェンダー研究センター客員教授、研究員、学内外の研究協力員等の方々にご協力いただいている。

なお文部省は、若手研究者の育成のため、平成8年度から研究機関に対し、35才未満の博士号取得者ないし取得見込み者を研究機関研究員として配置し、研究に従事する制度を設けた。ジェンダー研究センターにも、研究機関研究員が認められたが、若手研究者のジェンダー研究の機会の保障と発表の場の提供にも貢献したいと考えている。

こうした編集方針に立ち、『ジェンダー研究』第1号は、平成8-9年に招聘したタン・ダム・トゥルン、金在仁、フランセス・オルセンの3名の外国人客員教授の研究論文を掲載させていただいた。また、WHO 専門家及び医官を経験された奥野剛お茶の水女子大学名誉教授からもご寄稿いただいた。その他、今回は、ジェンダー研究センター専任教員や研究協力員、研究機関研究員のほか、本学博士課程大学院生が執筆者となっているが、女性学・ジェンダー研究の発展のために、多くの方々からの投稿を期待している。

なお、国会での予算案の承認が新年度に間に合わず、行政上の措置が遅れたこともあり、『ジェンダー研究』第1号の刊行が、平成9年度（平成10年3月）になったことを、記しておきたい。ジェンダー研究センター設立にあたっての経緯については、巻頭の「ジェンダー研究センターの現状と展望」を参照されたい。

編集委員 利谷 信義（編集委員長）、原 ひろ子、館 かおる
天野 正子、室伏 きみ子、田中 辰明
編集補佐 堀 千鶴子

平成10年 3月31日 印刷

平成10年 3月31日 発行

編集・発行

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1

Tel 03-5978-5846

Fax 03-5978-5845

印刷・製本

株式会社 コームラ

本社／岐阜県岐阜市三輪プリントピア 3

Tel 058-229-5858 (代)

東京支店／東京都杉並区高円寺南 4-19-3

総和第二ビル 2階

Tel 03-5377-1336

Journal of Gender Studies

Ochanomizu University

No. 1 1998
(Total of Eighteen Issues)

Contents

Present and Future Status of the Institute for Gender Studies	TOSHITANI Nobuyoshi	3
Sexual Labour in Contemporary Capitalism	Thanh-Dam Truong	9
What Is Feminist Legal Theory and Why Should Gender Studies Care about It?	Frances Olsen	23
A Longitudinal Observation of Chronic Disorders among Female Japanese Students through Primary-Care Practice	OKUNO Takeshi	35
The Current Situation of Women's Policies in Korea: The Women's Development Act and After-School Childcare System	Kim Jae-In	49
The Development of Politics for Women in Japan	TOSHITANI Nobuyoshi	67
Rethinking the Concept of Gender	TACHI Kaoru	81
Traditional Practices among Intermarried Filipino Women in the Tokyo Metropolitan Area: Representations and Identity Politics	SUZUKI Nobue	97
Youth Culture and Sexuality: The Cultural Studies Movement in Perspective	KAWAHARA Yukari	113
Current Topics: <i>Human Development Report 1995</i>	OGAI Tokuko	121
A Book Review on <i>Feminine Ending: Music, Gender, and Sexuality</i> .	TSUJI Hiromi	129
Japanese-Language Bibliography on Women and Professions	UZAWA Yumiko	133
Report of Activities of the Institute for Gender Studies, Ochanomizu University <1996.5.11~1997.3.31>		163